

平成 30 年

第 1 回美浜町議会定例会会議録

平成 30 年 3 月 7 日 開会

平成 30 年 3 月 22 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

平成30年第1回美浜町議会定例会会議録目次

3月7日（水曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	2
会議に出欠席した議員	2
説明のため出席した者の職、氏名	2
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
平成30年度の施政方針	4
同意第1号から議案第30号まで34件一括提案説明	8
散 会	16

3月9日（金曜日）第2号

議事日程	17
会議に付した事件	17
会議に出欠席した議員	17
説明のため出席した者の職、氏名	17
職務のため出席した者の職、氏名	17
開議の宣告	18
町政に対する一般質問	18
○9番 大岩 靖議員	18

1 住民等からの各種要望について

- (1) 毎年、各行政区区長等から出される要望書の内容はどのようなもので、またそれをどういった基準で優先順位を付けているか。
- (2) 庁舎内に総合案内は設けているが、住民からの要望などを直接受け付けする総合窓口を設置する考えはあるか。

2 コミュニティハウス・プロジェクトについて

3 若手職員によるプロジェクト事業について

○8番 荒井勝彦議員	27
------------------	----

1 生活支援コーディネーター設置の進捗状況について

2 美浜町における8050問題について

- (1) 本町における8050問題の実態について、町として現段階でどの程度把握しているか。
- (2) 年々未婚者が増えている本町において、8050予備軍になってしまわないように、シニア世代の婚活支援を行う計画はあるか。

3 計画中の運動公園を核とした周辺のにぎわい創出・東西をつなぐインフラ整備について

4 空き家対策について

- (1) 空き家バンク制度を利用促進している物件が3件のみという結果から、空き家バンク制度を利用促進する方法として何が足りなかったと考えているか。
- (2) 相続者が相続放棄しても良いと考えている物件を町が譲り受け、必要最低限のリフォームをし、子育て世代に提供する考えはあるか。

○7番 横田貴次議員 34

1 人づくり革命への取り組みについて

- (1) 0歳から3歳の子どもの減少が加速しているように見受けられるが、町として今後の動向をどのように分析しているか。
また、1家庭における子どもの数は、平均何人くらいに推移しているか。
- (2) 2019年4月から幼児教育・保育の無償化が実施されると、本町の保育所運営にどのような影響が及ぶと予想しているか。
- (3) 「保育所・学校再編計画の策定」の業務委託事業の進捗状況は。
また、幼児教育・保育の無償化による今後の保育所運営の再編計画への影響は。

2 人口減少・少子高齢化問題への取り組みについて

- (1) 18歳から40歳の転入出において転出者人数が上回り、本町から頑張る世代が流出しているが、原因をどのように分析し、町外への流出に歯止めをかける施策を考えているか。
- (2) 全国的な平均婚姻年齢の世代が、本町では一番少ない年齢層となっているが、原因をどのように分析し、婚姻・定住を促進する事業を展開しているか。

○2番 山本辰見議員 42

1 運動公園整備事業について

- (1) 現時点で想定される総事業費は、当初示された28億円からどのくらい膨らむか。
- (2) 現時点で考えている維持管理の方策、維持管理費の見込みは。
- (3) 現時点で想定している利用者見込みについて、町内外の利用者を含め、有料・無料別で明らかに。
- (4) 便益費用計算の試算概要の主な内容の説明を。
また、都市計画税を充当する期間の便益計算はいかがか。

2 住民が利用しやすい「行ってきたバス自然号」の運行について

- (1) 利用実態、利用者からの要望を運行委託業者から受け取るシステムはできているか。
- (2) 車両が小型で頭がつかえる、満席により乗車できないといった場合を含め、改善の方策を考えているか。

○10番 横田全博議員 52

1 美浜町公共施設等総合管理計画について

- (1) この10年間で法定耐用年数を迎えた公共施設数及び今後10～20年以内に法定耐用年数を迎える公共施設はどれだけあるか。
- (2) 法定耐用年数を超えた橋梁及び布設後40年以上経過した上下水道の管路延長は何キロメートルか。

- (3) 各公共施設・インフラを全て更新するための総額及び年平均額はいくらか。
- (4) 今後の更新問題への対応について、どのように考えているか。
- (5) ライフサイクルコストを公表する考えはあるか。
- (6) 長寿命化への取り組みはどのように考えているか。
- (7) 更新のための組織・体制づくりはどうなっているか。
- (8) 教育財産の有効活用について、どのように考えているか。

散 会 6 0

3月12日（月曜日）第3号

議事日程	6 1
会議に付した事件	6 1
会議に出欠席した議員	6 1
説明のため出席した者の職、氏名	6 1
職務のため出席した者の職、氏名	6 1
開議の宣告	6 2
町政に対する一般質問	6 2
○3番 鈴木美代子議員	6 2

1 中学校の運動部活動の改善について

- (1) スポーツ庁の検討会議によるガイドライン骨子案の提言による週2日以上部活動休養日について、町として検討しているか。
- (2) 提言は教職員の負担軽減のため、外部人材による「部活動指導員」の推進を求め、国は3分の1を補助する予定だが、本町での配置計画はあるか。
- (3) 部活動の朝練の効果を科学的に実証できるか。朝練をやめて、子どもたちに十分な睡眠・休息を与える考えはないか。
- (4) ガイドライン骨子案を踏まえ子どもたちが自立・自主的に楽しく部活ができる部活動運営方針を作る計画はあるか。

2 子どもの医療費無料化の拡充について

3 国民健康保険税の引き下げについて

4 介護保険について

5 運動公園整備事業について

○1番 森川元晴議員 7 1

1 美浜町運動公園整備事業について

- (1) 「広報みはま」の10回にわたる「美浜町運動公園事業について」の掲載で、住民に対し正確な事業の内容を十分に伝えられたと考えているか。
- (2) 明確な維持管理費が確定しない中で事業を進めているが、どのように安定して運営していく計画か。
- (3) 町は、この運動公園整備事業が将来的に他の事業を圧迫しても、今実施しなければならない事業と考えているか。

2 総合公園拡張事業について

- (1) 「総合公園拡張整備事業」について、これまでの経緯を改めて説明を。
- (2) 平成30年度より工事を開始し、野球場・サッカー場、多目的広場を設置するとの計画に変更はないか。
- (3) 拡張工事の前提でもある、浦戸地区第2グラウンドの売却を含めた土地の有効利活用の見込みはどうなっているか。

○ 5 番 杉浦 剛議員 7 9

1 神谷町長の目指す財政運営について

2 遊休農地・地価の下落・空き家といった本町が抱える諸問題について

- (1) 新たな農業委員会制度について改めて説明を。
- (2) 農業委員、農地利用最適化推進委員、土地改良区、行政区、愛知用水管理区などによる新たな組織を全町的に広げる考えはあるか。
- (3) 本町における相続放棄等により発生した不在地主、所有者のわからない土地の増大の実態及びその対策は。
- (4) 空き家の取り壊し、再利用に対する町独自の助成制度を検討しているか。

○ 4 番 石田秀夫議員 8 7

1 美浜町運動公園整備事業及び総合公園拡張事業について

- (1) 両事業に係る土地買収、調査委託事業の進捗状況及び土地買収に係る最高価格、最低価格、平均価格は。
- (2) 美浜町運動公園の整備及び維持管理に関して、日本福祉大学とこれまでどのような協議をしてきたか。また、今後の予定はどのように計画しているか。
- (3) 美浜町運動公園に整備する陸上競技場によりどのように町が活性化するのか。
また、経済波及効果、費用対効果をどのように見ているか。
- (4) 美浜町の行う行事、事業及び町民の利用を具体的にどれほど見込んでいるか。
- (5) 総合公園を拡張して整備する計画の硬式野球場及び美浜町運動公園に整備を計画する陸上競技場の維持管理費、収支見込みは。
- (6) 美浜町運動公園整備事業実施の目的の一つでもある、知多西部線の早期開通及び山王川の改修の用途は。
- (7) 知多西部線の駅西地区から南進させる計画はどのように進めていくか。
- (8) 両事業は事業費から見ても、これまでの町の実施してきた中でも最も大きな事業の一つと思うが、町の行財政運営上大丈夫か。

○ 6 番 江元梅彦議員 9 5

1 地方創生事業について

- (1) これまで取り組んだ主な内容とその成果は。
- (2) 運営上の課題と今後の方向性についてどのように考えているか。

2 知多厚生病院への補助について

3 音吉顕彰事業について

散 会 1 0 3

3月14日（水曜日）第4号

議事日程	1 0 5
会議に付した事件	1 0 6
会議に出欠席した議員	1 0 6
説明のため出席した者の職、氏名	1 0 6
職務のため出席した者の職、氏名	1 0 6
開議の宣告	1 0 7
同意第1号（質疑・討論・採決）	1 0 7
同意第2号（質疑・討論・採決）	1 0 7
同意第3号（質疑・討論・採決）	1 0 8
同意第4号（質疑・討論・採決）	1 0 9
議案第1号（質疑・委員会付託）	1 0 9
議案第2号（質疑・委員会付託）	1 1 1
議案第3号（質疑・委員会付託）	1 1 1
議案第4号（質疑・委員会付託）	1 1 2
議案第5号（質疑・委員会付託）	1 1 2
議案第6号（質疑・委員会付託）	1 1 2
議案第7号（質疑・委員会付託）	1 1 2
議案第8号（質疑・委員会付託）	1 1 3
議案第9号（質疑・委員会付託）	1 1 3
議案第10号（質疑・委員会付託）	1 1 4
議案第11号（質疑・委員会付託）	1 1 4
議案第12号（質疑・委員会付託）	1 1 6
議案第13号（質疑・委員会付託）	1 1 6
議案第14号（質疑・委員会付託）	1 1 7
議案第15号（質疑・委員会付託）	1 1 7
議案第16号（質疑・委員会付託）	1 1 7
議案第17号（質疑・委員会付託）	1 1 7
議案第18号（質疑・委員会付託）	1 1 8
議案第19号（質疑・委員会付託）	1 1 8
議案第20号（質疑・委員会付託）	1 1 8
議案第21号（質疑・委員会付託）	1 1 8
議案第22号（質疑・委員会付託）	1 1 9
議案第23号（質疑・委員会付託）	1 1 9
議案第24号から議案第30号まで7件一括（質疑・委員会付託）	1 1 9
散 会	1 3 7

3月22日（木曜日）第5号

議事日程	1 3 9
会議に付した事件	1 4 0
会議に出欠席した議員	1 4 0
説明のため出席した者の職、氏名	1 4 0
職務のため出席した者の職、氏名	1 4 1
開議の宣告	1 4 1
議案第1号から議案第9号まで9件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 4 1
発議第1号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 4 6
議案第10号から議案第18号まで9件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 4 7
議案第19号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 5 1
議案第20号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 5 2
議案第21号から議案第22号まで2件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 5 3
議案第23号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 5 4
議案第24号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 5 5
議案第25号から議案第27号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 6 4
議案第28号から議案第30号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 6 6
報告第1号（提案説明）	1 6 8
議会閉会中の継続調査事件について	1 6 9
閉 会	1 6 9

平成30年 3 月 7 日（水曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

平成30年 3 月 7 日（水曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 平成30年度の施政方針について

日程第 4 同意第 1 号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意第 2 号 美浜町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれに準ずる者とする事について

同意第 3 号 美浜町農業委員会委員の任命について

同意第 4 号 美浜町教育委員会教育長の任命について

議案第 1 号 美浜町部設置条例の一部を改正する条例について

議案第 2 号 美浜町附属機関設置条例について

議案第 3 号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4 号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第 5 号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 美浜町土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例について

議案第 7 号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 美浜町空家等適正管理条例について

議案第 9 号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第10号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第11号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第12号 美浜町国民健康保険財政調整基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 美浜町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について

議案第14号 美浜町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について

議案第15号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について

議案第16号 美浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第18号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第19号 町道路線の廃止について

議案第20号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第 5 号）

議案第21号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第22号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第23号 平成29年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 2 号）

議案第24号 平成30年度美浜町一般会計予算

議案第25号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計予算

議案第26号 平成30年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算

議案第27号 平成30年度美浜町介護保険特別会計予算

議案第28号 平成30年度美浜町土地取得特別会計予算

議案第29号 平成30年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算

議案第30号 平成30年度美浜町水道事業会計予算

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（１３名）

1 番	森 川 元 晴 君	2 番	山 本 辰 見 君
3 番	鈴 木 美代子 君	4 番	石 田 秀 夫 君
5 番	杉 浦 剛 君	6 番	江 元 梅 彦 君
7 番	横 田 貴 次 君	8 番	荒 井 勝 彦 君
9 番	大 岩 靖 君	10番	横 田 全 博 君
11番	野 田 増 男 君	12番	大 崎 卓 夫 君
13番	丸 田 博 雅 君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（２７名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	永 田 哲 弥 君
教 育 長	山 本 敬 君	会 計 管 理 者	坂 本 順 一 君
総 務 部 長	本 多 孝 行 君	企 画 部 長	沼 田 治 義 君
厚 生 部 長	西 田 林 治 君	経 済 環 境 部 長	天 木 孝 利 君
建 設 部 長	石 川 喜 次 君	教 育 部 長	竹 内 康 雄 君
総 務 課 長	杉 本 康 寿 君	防 災 安 全 課 長	石 濱 克 彦 君
税 務 課 長	夏 目 勉 君	企 画 政 策 課 長	磯 貝 尚 美 君
秘書広報課長	日 比 郁 夫 君	住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君
福 祉 課 長	高 橋 ふじ美 君	子 育 て 支 援 課 長	宮 崎 典 人 君
健康推進課長	久 綱 勇 君	産 業 振 興 課 長	小 島 康 資 君
環境保全課長	藪 井 幹 久 君	建 設 課 長	鈴 木 学 君
都市整備課長	宮 原 佳 伸 君	水 道 課 長	鈴 木 晴 雄 君
学校教育課長	竹 内 与 七 君	生 涯 学 習 課 長	河 村 伸 吉 君
学 校 給 食 センター所長	夏 目 明 房 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長	八 谷 充 則 君	局 長 補 佐 兼 議 会 係 長	山 下 美 幸 君
--------	-----------	----------------------	-----------

〔午前 9 時00分 開会〕

○議長（野田増男君）

おはようございます。

平成30年第1回美浜町議会定例会開会に当たり、皆様の御出席をいただき、ありがとうございます。

3月に入り、厳しかった寒さも和らぎ、春の足音を感じるようになりました。しかし、3月は気温の差の激しい月でもあります。皆様には体調の管理に十分気をつけていただきたいと思います。

昨日、3月6日、美浜町両中学校で卒業式が行われ、河和中が138名、野間中が83名の生徒が巣立っていきました。式の最後に校歌を歌っているとき、「ああ、この子たちもこれで校歌を歌うことはないのだろうな」と思い、少し熱いものを感じました。

また、2月に入り、枯れ草が燃える不審火が西海岸で連続発生しています。通報のなかったものを入れると8件の不審火がいずれも火の気のない場所で発生しています。このことで、地元区会議員、消防団が毎日パトロールをしています。まだ今は枯れ草で済んでいます、これ以上大きな火災にならないうちに早くおさめることを願っております。ちなみに3月1日から全国火災予防運動が始まっています。また、3月7日、きょうは消防記念日だそうです。

今定例会は来年度の予算を決める大切な会議であります。十分御審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いいたします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、皆さん、おはようございます。

先ほども議長様よりお話がありましたが、春の訪れとともにおめでたいことと、また悲しくもあるこういった卒業式が各地域で開催されました。先ほどの中学校に対しましては、議員の皆様方におかれましては、両中学校において御出席を賜り、ありがとうございました。

また、私どもの3月1日に内海高校の卒業式が開催されまして、内海高校では100名の生徒の皆さんが卒業されました。また、2日には、日本福祉大学付属高校の卒業式が開催されまして、こちらでは155名の生徒の皆さん方が卒業されました。両高校とも非常に厳かな、厳粛な中でこの卒業式が挙行され、大変いい卒業式であったと思っております。

また、今から各小学校でも卒業式が開催されますが、議員の皆様方におかれましては、美浜町の将来を担っていただく子供たちの旅立ちをしっかりと応援していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日、平成30年第1回の美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては御出席をいただき、まずもってお礼を申し上げます。

暦も3月を迎え、日差しにも春の気配を感じることもふえてまいりました。季節の移ろいに気持ちは弾みがちではありますが、新たな年度を迎える今、何をすべきか考えたときに身も心も引き締まる思いであります。

さて、今定例会には、新年度当初予算を初め、住民の皆様方の暮らしに直結する多くの議案を提出いたしております。いずれも住みよいまちづくりをしたいという強い気持ちを込めたものばかりでございます。議員の皆様方

には、慎重審議をお願いするとともに、美浜町が暮らしやすい町であり続けられるよう、御意見、御提言をくださいますようお願い申し上げ、開会の御挨拶とします。よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回美浜町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より平成29年11月分、12月分及び平成30年1月分に関する現金出納検査結果の報告及び定期監査・財政的援助団体の監査の結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表をお手元に配付しましたから、ご確認願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野田増男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番 山本辰見議員、13番 丸田博雅議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（野田増男君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの16日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの16日間と決定しました。

日程第3 平成30年度の施政方針について

○議長（野田増男君）

日程第3、平成30年度の施政方針についてであります。

町長、登壇を願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、平成30年第1回美浜町定例会の開会に当たり、私の町政運営に対する所信と予算の大綱を申し上げ、議会並びに住民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと思いますと考えております。

さて、皆様も御存じのように、本町の人口ピークは平成11年であり、また、平成18年以降は大きく減少に転じております。これは日本全体の傾向と軌を一にするものであります。しかし、だからといって手をこまねいているわけにはまいりません。今できること、今やらなくてはならないことを選択と集中により推し進め、住民の皆様が常に笑顔で活力に満ち、安心・安全に暮らしていける町政の運営に努めてまいります。

本町では、統合的かつ計画的な行政運営を進めるため、中長期的な視野のもと持続可能なまちづくりを行うため、平成25年度に第5次美浜町総合計画を作成いたしております。本年もこの第5次美浜町総合計画に基づき、「ひと・まち・自然、健康に輝くまち美浜」を目指し、前年に引き続き町民の皆様のためのまちづくりに取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、新年度における主要事業につきまして、総合計画に定めた6本の柱ごとに順次御説明申し上げます。

初めに、1本目の柱、「自然を活かし、快適に住み続けられるまちづくり」としては、町の発展の基礎となる道路、交通、港湾及び公園緑地などの整備を行うとともに、暮らしを支える上水道、排水処理などの維持及び整備推進を図り、住みやすく快適なまちづくりに取り組んでまいります。

まず、「市街地の整備」への取り組みとして、既成市街地の整備改善を推進するため、地域住民の合意を得た地区において、既成市街地整備計画案の測量業務を行います。また、空家等対策計画に基づき、空き家に関する条例の制定及び協議会の設置など、具体的な施策を実施してまいります。

「交通ネットワークの充実」への取り組みとして、地域の道路網の安全性と信頼性を維持するため、橋梁の耐震化・長寿命化及び町道の道路舗装等を引き続き進めてまいります。

「上水道の維持」への取り組みとして、安定した上水の供給に役立てるため、各地区において整備並びに布設がえ工事を行ってまいります。また、災害時における上水の確保のため、町総合公園から上野間配水池への連絡管布設工事を引き続き実施してまいります。なお、この連絡管を整備することにより、東西の安定給水の強化を初め、美浜の里構想の推進、さらには沿道サービス業の進出と大変有効である事業と考えております。

「排水処理」への取り組みとして、適正な排水処理を推進するに当たり、現在進めている浄化槽整備事業調査等の結果により、平成29年度中には方向性を決定し、平成30年度初頭には皆様に御報告申し上げ、平成31年度から事業実施をしたいと考えております。

「公園・緑地の整備」についての取り組みとして、本町西部地区の地域活性化、防災機能の強化及びレクリエーション施設の提供を目指して地域及び日本福祉大学と連携を図りながら、陸上競技場を中心とした運動公園を整備する事業に着手いたします。これは、日本福祉大学に隣接している特性を生かし、知多奥田駅周辺に運動公園や多目的施設を建設することで、駅前のにぎわいの創出及びスポーツ大会誘致などによる交流人口の増加、町民の健康増進、防災力の強化など、さまざまな波及効果・経済効果により、魅力あるまちづくりの実現に取り組むものであります。また、美浜インター周辺のスポーツ交流拠点の充実のため、新たな見直し計画に基づく総合公園グラウンド整備事業の実施に必要な用地取得等を引き続き行ってまいります。

2本目の柱、「安心・安全な暮らしができるまちづくり」として、巨大地震などの大規模災害から暮らしを守る防災対策及び住民が安心して生活することができるように防災対策などの充実を図るとともに、身の回りの生活環境の保全等に努めてまいります。

内容を申し上げますと、まず、「循環型社会の推進」への取り組みとして、ミックスペーパーとして分別収集することによる紙類の資源化を引き続き実施するとともに、住民の皆様への意識啓発並びにごみの減量化を推進

してまいります。

「地震・津波・がけ崩れなどへの対策」として、家具転倒防止対策事業及び建築物耐震改修促進事業を継続して進めてまいります。

また、「消防・救急体制の充実」への取り組みとして、野間地区の消防団再編に伴い消防詰所を新築し、消防体制の強化を図ります。なお、昨年、野間公民館内に設置された知多南部消防組合消防署美浜分遣所を引き続き支援し、住民の皆様の安全で安心な生活を守る体制の充実を目指します。

「防犯体制の充実」への取り組みとして、犯罪抑止に効果のある防犯カメラを設置する行政区へ補助金を交付し、支援してまいります。

「消費者の保護と育成」への取り組みでは、半田市と郡内5町による消費生活センターを引き続き支援し、消費者の安全な生活を確保します。

3本目の柱、「産業経済に活力のあるまちづくり」として、町の基幹産業である農業、水産業及び観光業の振興を図るとともに、後継者の育成やさらなる付加価値の創造、そして都市との結びつきの強化などを通じて、産業としての基盤整備を推進します。

まず、「農業振興」への取り組みとして、意欲ある農家の経営規模拡大及び経営の多角化などを応援するための経営体育成支援事業を実施するとともに、新規就農者の経営安定を図るための農業人材力強化総合支援事業並びに所得向上と地域活性化を図るため、都市農村交流事業をさらに推し進めてまいります。

「水産振興」への取り組みとして、漁場改良事業への補助を行うことにより、ノリ養殖における環境の改善を図ります。そのほか、水産物の安定供給のため有害動植物の駆除を、また漁場環境の維持及び干潟の向上を図るため、水産多面的機能発揮対策事業をそれぞれ実施します。また、水産資源の持続的かつ継続的な利用促進のための放流種苗育成事業並びに地域ブランド商品の調査及び開発と情報発信等に取り組むなど、地域産業の活性化を推進する事業への補助を実施します。

「観光産業の振興」への取り組みとして、子育て世帯を対象として町内観光施設の年間パスポートを交付する事業を引き続き行います。この事業は、観光産業の振興を図り、地域の活性化に寄与するとともに、子育て支援対策の側面も持ち合わせて実施します。

4本目の柱、「支え合いに満ちた、人にやさしいまちづくり」については、全ての住民が尊厳と生きがいを持って健やかに暮らし、元気で活躍できるよう、保健、福祉、そして医療の連携と整備充実を図り、人に優しい町を目指します。

まず、「健康づくり」についての取り組みとして、特定健診並びに各種がん検診の受診率の向上を図るため、健康管理システムを導入するとともに、美浜健康マイレージ事業を実施し、生活習慣病の早期発見及び早期指導ができる体制づくりの推進を図ります。

「地域医療の確保」についての取り組みとして、安定した救急医療体制の確保等のため、法令において公的医療機関に定義される知多厚生病院に対して、運営への補助を引き続き実施します。

なお、当該補助に係る経費は、特別交付税にて措置されることとなっております。

「地域福祉の充実」についての取り組みとして、障害者福祉タクシーの助成及び中軽度等の難聴児支援として、補聴器の購入等の一部助成を新たに実施します。

「高齢者の福祉・健康」への取り組みとして、高齢者タクシー助成券の配布、保養施設利用助成事業、ダイヤモンド婚・金婚を祝う会の開催、多年にわたり社会に御尽力をいただいた75歳以上の方に感謝と敬意を表するとともに、長寿を祝う敬老事業、高齢者サロン活動支援等の事業を引き続き実施いたします。また、医療と介護の

両方を必要とする状態の高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの推進に引き続き取り組んでまいります。

「子供の福祉・健康」への取り組みとして、保育所園児の熱中症対策として、4保育所へのエアコン設置工事を実施し、保育環境の充実を図るとともに、町内の私立幼稚園が国の許可を受け、幼稚園と保育所の機能を持つ幼保連携型認定こども園へ移行したことに伴い、運営の支援を行います。

加えて、河和小学校及び奥田小学校内で開設している放課後児童クラブを継続実施してまいります。また、家庭での保育等が困難な状況にある児童等を対象に、育児の援助を受けたい人と援助を行うことを希望する人をつなげ、お互いが助け合うことができるようにするファミリーサポートセンター事業を引き続き実施するとともに、児童相談員を配置し、児童虐待等に対する迅速な対応を行う事業を継続してまいります。また、各種予防接種の日程、健康診断記録及び成長記録など、電子母子手帳として活用できる子育て支援アプリ情報配信サービスを導入します。また、乳児を養育する保護者に対しておむつ等の費用を助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子供の健やかな成長と、あわせて地域の活性化を目指して子育て世帯応援事業を継続実施する一方、心身の発達に支援を要する児童及びその保護者を対象に、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、美浜町立わかば園による児童発達支援事業を引き続き行います。

5本目の柱、「人が学び合い、育ちあうまちづくり」については、子育てにかかわる総合的な環境整備や施策の連携を図り、次の地域社会を支えることのできる人づくりを積極的に進めます。

まず、「学校教育の充実」への取り組みとして、小中学校の施設ごとの老朽化や運営コストなどをもとに、長期的な視点を持って今後の維持管理や施設整備に活用するため、学校施設個別計画の策定を進めます。また、小学校における英語教育の必修化に伴い、外国語活動指導員をさらに増員して外国の生活や文化になれ親しむなど、小学校の段階にふさわしい学習が進められる体制を本町の特色の一つとして推進していきます。

「スポーツ・レクリエーションの充実」として、スポーツ振興のさらなる展開を図るとともに、新たに整備される運動公園及び陸上競技場の利用形態を含めたスポーツ振興計画を策定し、スポーツ人口の増加を目指します。さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会でシンガポールのホストタウンとなることも踏まえて、障害者スポーツ振興計画もあわせて策定し、誰でもスポーツに親しむことができる町への取り組みを加速します。加えて、あいち森と緑づくり税を活用し、愛知県産の木材を使った児童生徒用の机、椅子の更新を進める木の香る学校推進事業を本年も実施するとともに、シンガポールとのフレンドシップ草の根国際交流ホームステイ事業も継続してまいります。

6本目の柱、「参画と協働によるまちづくり」については、住民みずからが主体的にまちづくりを担っていくことができるよう、住民参画やボランティア風土を育て、参画と協働を基軸としたまちを目指します。具体的には、地域が一丸となって活力を生み出すために花火大会応援対策事業を継続して実施します。

「地域主権に対応した行財政運営」への取り組みとして、大手インターネット運営会社と提携したふるさと納税制度をより一層推進し、財源の確保と本町特産品の販路拡大に努めるとともに、町税納税者の利便性を高めるためのコンビニ収納対応事業を引き続き実施します。

「広報・情報発信への取り組み」としては、シティプロモーションプロジェクトを昨年度に引き続き実施いたします。これは、まちの地域資源を知り、気づき、利活用する行動に移すプロジェクトとして、「住みたくなる、町外から訪れたくなる、魅力あるまちづくり・ひとづくり」を行政のみならず、町内各分野の方々が協働で調査・分析し、本町の魅力について情報を発信するものです。

「住民の参画と協働」については、住民主体の協働のまちづくりを推進するためのまちづくりエンジョイブラ

ン交付金事業の実施及び地域社会を担うことができる人材育成の場としてのみはま地域大学の開講や生涯活躍のまち実現のため、まちづくり支援団体を立ち上げるなど、人材育成に力を入れてまいります。また、行政区や地区組織の活動を支援するため、宝くじ自治総合センターの補助金を活用したコミュニティ事業への補助を本年も実施します。さらに、地域資源を生かして出会いの場をつくる婚活支援事業においては、結婚を望む独身者を応援する出会いサポーター制度や美浜町まちおこし実行委員会が開催するカップリングパーティーなどの事業を実施するとともに、婚活支援事業に参加して成婚された方には、結婚カップルお祝い金を支給するなど、より一層積極的に支援してまいります。

以上、これらの事業は、本町の持つ地域の特性を生かし、町民の皆様が生涯安心して暮らせる「活力ある町、魅力ある町」を目指した内容であると考えております。

私は、住民の皆様と力を一つにして、美浜町が自立した住みよい町であり続けられるように「明るく・健康で・笑顔の絶えないまち美浜」を目指して、職員一丸となって町政を進めてまいります。

議員の皆様並びに住民の皆様の御理解と御協力を心からお願いを申し上げまして、平成30年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

これをもって、平成30年度の施政方針についてを終わります。

日程第4 同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから

議案第30号 平成30年度美浜町水道事業会計予算まで34件一括提案説明

○議長（野田増男君）

日程第4、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから議案第30号 平成30年度美浜町水道事業会計予算まで、以上34件を一括議題とします。

以上34件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、続きまして、早速提案理由の説明に入らせていただきます。

本日御提案申し上げますのは、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを初めとして34件でございます。全案お認めくださいますようお願い申し上げ、早速、提案理由を御説明します。

初めに、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、現在委員をお願いしております森保雄氏が3月31日をもって任期満了となります。引き続き住民の代表として森氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。なお、任期は同条第6項の規定に基づき、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

次に、同意第2号 美浜町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれに準ずる者とするについてでございますが、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項第1号の規定により、美浜町農業委員会委員に任命するに当たり、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、同意第3号 美浜町農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、同意第４号 美浜町教育委員会教育長の任命についてでございますが、平成27年４月１日に就任以来、１期３年間を務めた現教育長山本敬氏が３月31日をもって任期満了となります。山本氏は、教育行政のみならず教育現場の経験も豊富なことから再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。なお、任期は平成30年４月１日から平成33年３月31日までの３年間でございます。

次に、議案第１号 美浜町部設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、事務機構の改革により、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、企画部、経済環境部及び建設部を廃止し、新たに産業建設部を設け、企画部の事務分掌を総務部に統合し、経済環境部及び建設部の事務分掌を産業建設部に統合するものでございます。なお、施行日につきましては平成30年４月１日でございます。

次に、議案第２号 美浜町附属機関設置条例についてでございますが、地方自治法に規定する附属機関の適正な管理に必要があるため、本条例を制定するものでございます。制定の内容でございますが、法に定める基準に従い、新たに附属機関として位置づけるものを規定し、既に設置している附属機関のうち、個別に設置条例により設置されているものは当該条例を原則廃止し、本条例に規定するものでございます。なお、施行日につきましては平成30年４月１日でございます。

次に、議案第３号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、附属機関等の見直しに伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。改正内容でございますが、別表第１中、新たに規定した附属機関の委員の報酬を加え、事務組織順に変更するものでございます。なお、施行日につきましては平成30年４月１日でございます。

次に、議案第４号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございますが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。改正内容でございますが、個人情報の定義を明確化し、また、要配慮個人情報を定義するものでございます。なお、施行日につきましては公布の日とするものでございます。

次に、議案第５号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。改正の内容でございますが、非常勤消防団員等に関する損害補償に係る補償基礎額について、扶養親族がある場合における加算額の改定を行うものでございます。なお、施行日につきましては平成30年４月１日でございます。

次に、議案第６号 美浜町土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例についてでございますが、土地改良法の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。改正内容でございますが、引用条文を改正するものでございます。なお、施行日につきましては公布の日とするものでございます。

次に、議案第７号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございますが、公営住宅法の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。改正内容でございますが、町営住宅の入居者が認知症や知的障害者等である場合における家賃の決定等に関する規定を定めるものでございます。なお、施行日につきましては平成30年４月１日でございます。

次に、議案第８号 美浜町空家等適正管理条例についてでございますが、空家等対策の推進に関する法律の施行に伴い、本条例の制定をお願いするものでございます。目的は、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、もって良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与するものでございます。

なお、施行日につきましては平成30年4月1日でございます。

次に、議案第9号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例についてでございますが、都市公園法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。改正内容でございますが、都市公園内の施設の面積割合の基準の改正を行うものでございます。なお、施行日につきましては公布の日とするものでございます。

次に、議案第10号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、国民健康保険法の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。改正内容でございますが、美浜町国民健康保険運営協議会の設置規定を設け、都道府県の国民健康保険運営協議会と明確に区別をするものでございます。なお、施行日につきましては平成30年4月1日でございます。

次に、議案第11号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、国民健康保険法の改正に伴い、国民健康保険制度改革が実施されることにより、本条例の一部改正をお願いするものでございます。改正内容でございますが、国民健康保険税率の改正でございます。基礎課税額の税率につきましては、資産割を廃止して所得割を4.3%から6.2%に、平等割を2万5,000円から2万2,000円に改め、均等割は2万4,000円のまま据え置くものでございます。後期高齢者支援金等課税額の税率につきましては、資産割を廃止して所得割を1.8%から2.3%に、均等割を5,000円から8,000円に、平等割を5,000円から7,000円に改めるものでございます。また、介護納付金課税額の税率につきましては、資産割を廃止して所得割を1.5%から2.0%に、均等割9,000円と平等割6,000円はそのまま据え置くものでございます。なお、美浜町国民健康保険運営協議会へ諮問し、平成30年2月8日付で税率を改正することが適当であるとの答申をいただいております。施行日につきましては平成30年4月1日でございます。

次に、議案第12号 美浜町国民健康保険財政調整基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、国民健康保険法の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。改正内容でございますが、国民健康保険制度改正に伴い、基金の処分規定に関する字句の改正でございます。なお、施行日につきましては平成30年4月1日でございます。

次に、議案第13号 美浜町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてでございますが、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。改正内容でございますが、住所地特例の見直しに伴い、適用条文を追加するものでございます。なお、施行日につきましては平成30年4月1日でございます。

次に、議案第14号 美浜町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてでございますが、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。改正内容でございますが、住所地特例の見直しに伴い、適用条文を追加するものでございます。なお、施行日につきましては平成30年4月1日でございます。

次に、議案第15号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてでございますが、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。改正内容でございますが、住所地特例の見直しに伴い、適用条文を追加するものでございます。なお、施行日につきましては平成30年4月1日でございます。

次に、議案第16号 美浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。改正内容でございますが、住所地特例の見直しに伴い、適用条文を追加するものでございます。なお、施行日につきましては

は平成30年4月1日でございます。

次に、議案第17号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、介護保険法、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則が改正されたことに伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。改正内容でございますが、介護保険事業における事業年度の改正と租税特別措置法の規定の適用並びに所得階層の基準が一部変更されることによる改正と字句の整理を行うとともに、市町村の質問検査権等の対象を拡大する改正をするものでございます。なお、施行日につきましては平成30年4月1日でございます。

次に、議案第18号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。改正内容でございますが、地域密着型サービスの中に共生型地域密着型通所介護が新たに本条例の適用となるため、引用条文の追加と共生型地域密着型通所介護の文言を新たに追加するものでございます。なお、施行日につきましては平成30年4月1日でございます。

次に、議案第19号 町道路線の廃止についてでございますが、道路の実情を調査した結果、路線の廃止をするものであり、道路法第10条第1項及び第3項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第20号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、第1条は、歳入歳出それぞれ3,672万5,000円を増額し、補正後の予算総額を81億6,443万3,000円とするものでございます。第2条は、今回の補正予算に係る事業のうち、平成30年度に繰り越すものについて、地方自治法の規定に基づき繰越明許費とするものでございます。なお、この繰越明許に係る事業は、都市公園整備事業、体育館天井落下防止対策事業、農業用施設災害復旧事業及び河川等災害復旧事業でございます。

歳出予算の主な内容でございますが、各款にわたり、実績に基づき所要額の増減を計上いたしました。

初めに、1款議会費、1項議会費、1目議会費では、議会運営事業の減を、2款総務費、1項総務管理費では、一般管理費において秘書広報課の職員人件費に係る経費の減を、人事管理費では、人事管理事業及び特別研修事業の減を、財政管理費では、ふるさと納税寄附運営事業において納税件数が好調なことから委託料の増を、電子計算費では、電算管理運営事務において賃貸借契約にて機器保守が可能となったための減を、一方で事務室の配置変更に伴うネットワーク再敷設事業委託料の増を、交通安全対策費では、交通安全対策事業及び巡回バス運行事業の減を、防犯対策費では、防犯対策事業の減を、諸費では、表彰事業の減をそれぞれ計上いたしました。

次に、3款民生費、1項社会福祉費では、老人福祉費において介護保険繰出金の減を、障害者福祉費では、放課後デイサービスの利用者がふえたための増をそれぞれ計上いたしました。また、2項児童福祉費では、児童福祉施設費において放課後児童クラブ運営事業の減を、子育て世帯応援事業費では、紙おむつ等支援事業の減を、特定教育保育施設給付事業費では、給付額確定に係る増をそれぞれ計上いたしました。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費では、予防費において、健康診査事業及び予防接種事業の各種実績に基づき減を、保健対策費では、母子保健事業の減を、環境対策費では、浄化槽整備事業の減をそれぞれ計上しております。2項清掃費では、清掃総務費において清掃総務事業の委託料の減を、また、ごみ減量化事業では、指定ごみ袋に係る入札執行に係る減額を計上しております。3項知多南部衛生組合分担金においては、ごみ処理施設及びし尿処理施設における消耗品費及び燃料費等の減少に伴い、分担金を減額計上いたしました。4項知多南部広域環境組合分担金においては、実績に基づき減額計上しております。

続いて、6款農業水産費、1項農業費では、農業振興費において経営体育成支援事業及び農業人材力強化総合支援事業に係る補助金を実績に基づき減、農地費では、多面的機能支払事業の減をそれぞれ計上しております。

次に、7款商工費、1項商工費では、商工振興費及び観光費において、実績に基づき補助金を減額計上してお

ります。

次に、8款土木費、1項土木管理費では、職員の人件費の減を、2項道路橋梁費では、道路維持費において後退買収用地整備の実績に基づき減額計上するとともに、道路新設改良費においては、実績に基づく減をそれぞれ計上いたしました。5項都市計画費、都市計画総務費では、各種委託料及び補助金の減を計上するとともに、公園管理費においては、財源を一般財源から都市計画事業基金へ更正するものでございます。

次に、9款消防費、1項消防費では、非常備消防費において、実績に基づき減額計上しました。

次に、10款教育費、2項小学校費、学校管理費では、学校施設環境改善交付金を活用した体育館天井落下防止対策事業に係る費用を計上しました。

以上、歳出について御説明をいたしました。このうち平成30年度に繰り越すものについては、第2表繰越明許費を御参照くださいますようお願いいたします。

次に、歳入予算の主な内容について御説明いたします。

まず、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金においては、障害児入所給付費等負担金及びこどものための教育・保育給付費負担金の所要額を計上しました。2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金及び4目土木費国庫補助金においては、それぞれの事業費が確定したことに伴い、減額計上をしたものです。5目教育費国庫補助金では、小学校体育館の天井落下防止対策事業に係る学校施設環境改善交付金を計上しました。

次に、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金においては、所要額を計上しました。2項県補助金、2目民生費県補助金においては所要額を、3目衛生費県補助金、5目農林水産業費県補助金及び6目土木費県補助金においては、それぞれの事業費の確定に伴い、所要額を減額計上しました。

16款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入においては、町有地の売り払い収入を増額計上しました。

17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金においては、ふるさと納税が好調なことから増額計上しました。

また、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金においては、本補正による剰余金が発生したことにより基金からの繰入額の減を、6目都市計画事業基金繰入金では、都市公園整備に要する所要額を基金から繰り入れるものです。

20款諸収入、4項雑入、3目雑入においては、消防団員退職報償金及びコミュニティ助成事業をそれぞれ実績に基づき減額計上しました。

21款町債、1項町債、1目土木債においては、公園整備事業債の減を、2目消防債では、消防団詰所新築工事設計監理に係る防災基盤整備事業債を、5目教育債では、小学校体育館の天井落下防止対策事業に係る校舎等大規模改修事業債の増をそれぞれ計上しました。

次に、議案第21号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ5,600万円を増額し、補正後の予算総額を27億773万2,000円とするものです。

歳出については、2款保険給付費において、一般被保険者療養給付費の見込み額に伴い、増額計上しました。7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金では、実績に基づく減額をそれぞれ計上しました。歳入については、3款国庫支出金において、療養給付費等負担金の所要額を見込み、11款諸収入、3項雑入では、一般被保険者第三者納付金の所要額を見込み、それぞれ増額計上しました。

次に、議案第22号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ119万4,000円を減額し、補正後の予算総額を19億6,691万3,000円とするものです。歳出については、1款総務費、1項総務管理費、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費においては、事業

費の確定見込みに伴う減を計上しました。また、3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費においては、訪問給食サービス事業委託料の見込み額に伴い、増額計上しました。歳入については、2款国庫補助金、3款支払基金交付金及び4款県支出金において、交付額が確定したことに伴い、所要額を計上しました。また、6款繰入金においては、事業費の確定見込みに伴う所要額を計上しました。

次に、議案第23号 平成29年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ1億400万6,000円を減額し、補正後の予算総額を20万4,000円とするものです。歳出については、1款土地取得費において、事業費の確定に伴う減を計上しました。歳入については、2款諸収入においては、事業費の確定に伴う土地開発基金借入金の減を計上しました。

次に、議案第24号 平成30年度美浜町一般会計予算についてでございますが、第1条は、予算総額を77億3,100万円、前年度当初予算に対し4億3,600万円、率にして6.0%増とするものでございます。

第2条は、道路整備事業債を初め、5事業債において計7億5,250万円の起債を予定するものでございます。

第3条は、一時借入金において借入限度額を前年度より1億円増の3億円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算における款内流用ができる経費として、給料、職員手当及び共済費を定めるものでございます。

次に、歳出予算の主な内容について、款別に御説明します。

1款議会費では、議会運営に要する経費を計上しました。

2款総務費では、総務管理、徴税、戸籍住民基本台帳、選挙、統計調査及び監査委員に要する経費を計上しました。このうち財政管理費においては、ふるさと納税が好調なことから、返礼品に要する経費を増額し計上しました。また、住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の4税について、コンビニエンスストアでの収納を可能にするための経費を引き続き計上しました。

3款民生費では、社会福祉事業委託、敬老事業、障害者福祉サービス事業、障害者・子ども母子家庭医療事業のほか、国民健康保険・後期高齢者・介護保険など、各特別会計に対する繰出事業に係る経費を計上しました。また、放課後児童クラブの運営では、奥田小学校内に増築した保育室の完成に伴い、児童クラブ運営に係る経費を増額計上しております。加えて、中軽度の難聴児を対象に補聴器の購入等の一部助成に要する経費、精神障害者等が地域生活を送るためのガイドブック作成経費及び緊急連絡先や必要な支援内容を記載するヘルプカードを作成する経費を新規に計上しました。

4款衛生費では、保健衛生、清掃、知多南部衛生組合・知多南部広域環境組合に係る経費を計上しました。一部を申し上げますと、子育て支援策として、各種予防接種の日程、健康診断記録及び成長記録など、電子母子手帳「子育て支援アプリ」による情報配信サービスの導入及び運営に要する経費を新たに計上して、子育て世帯応援事業等を引き続き予算計上しております。また、各種健診、予防接種事業、母子保健事業及び健康推進事業に要する経費を初め、環境対策費として合併処理浄化槽設置整備事業において、専用住宅、商店及び事業所に補助する経費を前年度に引き続き計上し、生活環境保全に努めてまいります。また、清掃費として、家庭ごみ減量化に関する経費を引き続き計上しております。なお、知多厚生病院への地域医療の充実と救急医療の確保を図るための補助金を引き続き計上しました。

また、5款労働費では、勤労者住宅資金融資制度預託金及び知多地区勤労者福祉サービスセンター負担金などの労働諸費を計上しました。

6款農林水産業費では、農業、林業、水産業の育成及び振興等に係る経費を計上しました。主な事業は、農業委員会の運営、愛知用水二期事業の償還金に対する負担金、農業・畜産業及び水産業の各団体への補助、農道・

水路・ため池など農業用施設の維持補修、土地改良、農業集落排水特別会計への繰出金、多面的機能支払事業などでございます。水産事業におきましては、ノリ養殖漁場の環境改善を図る漁場改良事業及び地域ブランド商品の調査研究開発等に取り組む事業への補助金に係る経費を引き続き計上しております。

7 款商工費では、商工振興、観光及び消費者行政に要する経費を計上しました。

8 款土木費では、道路・河川・排水路の維持修繕事業のほか、道路改良・舗装工事、排水路整備事業などを実施するための経費を計上しました。また、既成市街地の整備を推進するため、地域住民の方々の合意を得た地区において、整備計画案に基づき測量業務に要する委託料を計上しております。なお、空家等対策計画に基づき、特定空家の除却及び新築住宅への建てかえに要する補助金を新たに計上しております。さらに、知多奥田駅東地区の運動公園整備事業及び総合公園グランド整備事業に要する経費を計上しております。

9 款消防費では、知多南部消防組合の運営に係る分担金、消防団の運営及び消防施設整備の充実に要する経費を計上しております。その中で野間地区における消防団再編に伴い、消防詰所を集約・新築する経費を計上するとともに、災害対策費として防災行政無線及び備蓄用品等に要する経費も引き続き計上しました。

10 款教育費では、小中学校を初め公民館、図書館、町民グランド及び給食センターなどの運営並びに維持補修に要する経費のほか、社会教育、文化財保護事業に要する経費を計上しました。そのうち小学校での英語教育の必須化に備え、全小学校の全学年で英語教育を実施するため、外国語活動指導員をさらに増員し、英語教育を充実させる経費を計上しております。また、県の木の香る学校づくり事業交付金を活用し、県産木材を使用した机及び椅子を購入する経費を昨年に引き続き計上しました。保健体育費では、町民の健康増進に役立てるため、スポーツのあり方など将来のスポーツ推進を図るスポーツ推進計画を策定する経費を計上しました。

11 款災害復旧費では、各施設における災害時の科目設定を、12 款公債費では、町債の償還元金、利子及び一時借入金の利子に充てるための経費を計上しました。

13 款諸支出金では、上水道事業経営戦略策定に要する経費を計上しました。

次に、歳入予算について御説明します。

まず、1 款町税では、人口減少及び経済の動向や地価の下落等を踏まえつつ、対前年0.8%減の29億9,272万円を計上しました。

地方譲与税及び各種交付金については、前年度までの収入実績、景気の動向などを勘案して計上しております。具体的には、2 款地方譲与税、4 款配当割交付金、5 款株式等譲渡所得割交付金、7 款ゴルフ場利用税交付金及び10 款地方交付税においては前年同額、11 款交通安全対策特別交付金においては減額として、3 款利子割交付金、6 款地方消費税交付金、8 款自動車取得税交付金、9 款地方特例交付金及び12 款分担金及び負担金においては増額として計上しました。

13 款使用料及び手数料が減額となった主な要因は、自由契約児保育使用料の減によるものです。

14 款国庫支出金においては、障害児入所給付費等負担金が増額となる一方、子ども子育て支援整備交付金の事業終了及び橋梁長寿命化修繕の事業量が減少することにより、全体として減額となっております。

15 款県支出金は、道路新設改良事業、河川改良事業及び愛知県知事選挙の執行に伴う増額となっております。

16 款財産収入では、基金利子及び株式配当金の減を計上しております。

17 款寄附金については、ふるさと納税が好調なため、増額計上しました。

18 款繰入金では、公共施設整備基金からの繰り入れが減となる一方、財政調整基金及び都市計画事業基金においては増となっておりますが、新年度予算の執行においても精査を重ね、繰入額の減額に努めてまいります。

19 款繰越金においては、同額を計上しました。

20款諸収入では、学校給食費、派遣職員の負担金及びわかば園入所受託収入において減額を見込み、計上しております。

21款町債では、道路整備事業、都市公園整備及び消防団詰所新築事業等に係る借入れについて計上しております。以上が歳入の主な内容でございます。

町政を取り巻く環境は、人口減少、地価の下落等、依然として大変厳しい状況に変わりはありませんが、住民の皆様が「明るく・健康で・笑顔の絶えないまち美浜」を目指し、まちづくりを推進してまいりたいと考えております。議会を初めとする住民の皆様の御理解、御協力を心よりお願い申し上げ、平成30年度一般会計予算の概要説明とします。

次に、議案第25号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額を歳入歳出それぞれ23億390万1,000円とするものです。その主な内容は、歳出において、2款保険給付費15億5,999万4,000円、3款国民健康保険事業費納付金6億8,112万8,000円、4款保健事業費2,079万3,000円を計上しました。歳入においては、1款国民健康保険税5億5,085万2,000円、5款県支出金15億5,310万3,000円、7款繰入金では、一般会計からの繰入金を1億6,452万円、国民健康保険財政調整基金からの繰入金2,626万9,000円、8款繰越金408万9,000円を計上しました。なお、平成30年度予算につきましては、制度改革に伴い、科目及び予算額ともに前年度と比較し大幅に変更しておりますので、よろしくお願いします。

次に、議案第26号 平成30年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額を歳入歳出それぞれ3億280万5,000円とするものです。その主な内容は、歳出において、2款後期高齢者医療広域連合納付金2億8,789万8,000円、3款保健事業費879万7,000円を計上しました。歳入においては、1款後期高齢者医療保険料2億2,758万8,000円、2款繰入金では、一般会計からの繰入金7,486万4,000円を計上しました。

次に、議案第27号 平成30年度美浜町介護保険特別会計予算についてでございますが、予算総額を歳入歳出それぞれ18億3,769万6,000円とするものです。その主な内容は、歳出において、2款保険給付費で介護度1から5までに認定された方への介護サービス等諸費15億7,722万6,000円、要支援1及び2と認定された方への介護予防サービス等諸費4,058万8,000円、3款地域支援事業費8,191万7,000円計上しました。歳入においては、1款介護保険料4億2,585万8,000円、2款国庫支出金3億8,463万8,000円、3款支払基金交付金4億7,445万7,000円、4款県支出金2億6,655万6,000円、6款繰入金では、一般会計からの繰入金2億6,468万8,000円、介護給付費準備基金からの繰入金2,143万6,000円を計上しました。

次に、議案第28号 平成30年度美浜町土地取得特別会計予算についてでございますが、予算総額を歳入歳出それぞれ3,606万4,000円とするものです。その主な内容は、歳出において、1款土地取得費3,600万円、2款土地開発基金費6万3,000円を計上し、公共用地取得の円滑を図るものです。歳入においては、1款財産収入6万1,000円、2款諸収入、1項土地開発基金借入金3,600万円を計上しました。

次に、議案第29号 平成30年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算についてでございますが、予算総額を歳入歳出それぞれ3,816万6,000円とするものです。その主な内容は、歳出において、1款総務費426万9,000円、2款事業費、1項事業費では、施設整備費で処理施設更新工事等に係る経費を、施設維持管理費で施設の保守点検、清掃委託等に係る経費をそれぞれ計上しました。3款公債費、1項公債費では、元金、利子を合わせて1,406万4,000円を計上しました。歳入においては、1款分担金及び負担金において集落排水事業費負担金を、2款使用料及び手数料において排水施設使用料230万9,000円、3款繰入金では、一般会計からの繰入金2,761万2,000円、5款諸収入において水道会計負担金211万9,000円を計上しました。6款県支出金においては、集落排水事業費補助金595万2,000円を計上しました。

次に、議案第30号 平成30年度美浜町水道事業会計予算についてでございますが、業務量といたしまして、給水戸数8,773戸、年間総給水量295万1,390立方メートル、1日平均給水量8,086立方メートルでございます。3条の収益的収支でございますが、収入に5億3,088万8,000円、支出には5億1,317万8,000円をそれぞれ計上しました。次に、4条の資本的収支は、収入7,700万9,000円、支出2億3,556万7,000円となり、収支不足額1億5,855万8,000円については、過年度分損益勘定留保資金1億4,347万8,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,508万円で補填します。主な事業は、県費補助事業による緊急時給水拠点確保等事業、滝谷・新入道地区配水管布設工事、砂行地区配水管布設替工事及び漏水修繕事業です。

説明は以上でございます。慎重審議の上、全議案お認めくださるようよろしくお願い申し上げて、説明を終わらせていただきます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（野田増男君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、あす3月8日は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、あす3月8日は休会することに決定しました。

来る3月9日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

〔午前10時28分 散会〕

平成30年 3 月 9 日（金曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

平成30年 3 月 9 日（金曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 2 号）

日程第 1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13 名）

1 番	森 川 元 晴 君	2 番	山 本 辰 見 君
3 番	鈴 木 美代子 君	4 番	石 田 秀 夫 君
5 番	杉 浦 剛 君	6 番	江 元 梅 彦 君
7 番	横 田 貴 次 君	8 番	荒 井 勝 彦 君
9 番	大 岩 靖 君	10 番	横 田 全 博 君
11 番	野 田 増 男 君	12 番	大 崎 卓 夫 君
13 番	丸 田 博 雅 君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27 名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	永 田 哲 弥 君
教 育 長	山 本 敬 君	会 計 管 理 者	坂 本 順 一 君
総 務 部 長	本 多 孝 行 君	企 画 部 長	沼 田 治 義 君
厚 生 部 長	西 田 林 治 君	経 済 環 境 部 長	天 木 孝 利 君
建 設 部 長	石 川 喜 次 君	教 育 部 長	竹 内 康 雄 君
総 務 課 長	杉 本 康 寿 君	防 災 安 全 課 長	石 濱 克 彦 君
税 務 課 長	夏 目 勉 君	企 画 政 策 課 長	磯 貝 尚 美 君
秘書広報課長	日 比 郁 夫 君	住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君
福 祉 課 長	高 橋 ふじ美 君	子 育 て 支 援 課 長	宮 崎 典 人 君
健康推進課長	久 綱 勇 君	産 業 振 興 課 長	小 島 康 資 君
環境保全課長	藪 井 幹 久 君	建 設 課 長	鈴 木 学 君
都市整備課長	宮 原 佳 伸 君	水 道 課 長	鈴 木 晴 雄 君
学校教育課長	竹 内 与 七 君	生 涯 学 習 課 長	河 村 伸 吉 君
学 校 給 食 センター所長	夏 目 明 房 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

議会事務局長	八 谷 充 則 君	局 長 補 佐 兼 議 会 係 長	山 下 美 幸 君
--------	-----------	----------------------	-----------

〔午前 9 時00分 開議〕

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

けさは、雨の朝となりました。3月の雨は、一雨ごとに気温も上がり春の訪れを感じます。各地域では、祭礼の準備が始まっていると思います。けが、事故等のない楽しいお祭りになることを願っております。

傍聴者の皆様、早朝より足元の悪い中お越しいただきまして、まことにありがとうございます。日ごろは、町政に対しまして、また我々議員活動におきまして、深い御理解をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、5名の一般質問を行います。どれも美浜町の将来、町民皆様の思いを代弁した質問をされます。どうか最後までおつき合いいただきたいと思います。

会議に先立ち、お願いします。

お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願いします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（野田増男君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には10名の諸君より質問の通告をいただいております。本日はそのうちの5名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可しますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つける発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いします。

それでは、9番 大岩靖議員の質問を許可します。大岩靖議員、質問してください。

〔9番 大岩靖君 登席〕

○9番（大岩 靖君）

皆さん、おはようございます。チャレンジMIHAMA、大岩靖と申します。

ただいま、議長の許可をいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました一般質問通告書に基づいて質問させていただきます。

年度末の議会でもあり、私自身、本年度を振り返り反省し、また新しい年度に向けて目標を立て進めていく思

いです。町長を初め、町職員、我々議員も一丸となってよりよい美浜町になるように、町民の皆さんとともに進んでいきたいと思っております。

本日の一般質問は、以前より住民の皆さんから問い合わせ、要望があってもうまく説明できない場合があるので、町民の皆さんにも理解していただくためにも、以下の質問をいたします。

質問１、住民などからの各種要望について、２点質問させていただきます。

１、毎年、各行政区の区長などにより要望書が出されていますが、その内容はどのようなものがあり、また、それをどういった基準で優先順位をつけていますか。

２、町庁舎内に総合案内は設けていますが、住民からの要望、問い合わせなどを直接受け付けする総合窓口を設置する考えはありませんか。

２番目の質問にいきます。コミュニティプロジェクトについてお伺いいたします。

多世代交流のコミュニティハウスとして布土保育所に整備した布土コミュニティあう及び改修工事を行った水野屋敷の利用状況、及びさらに保育所の空き部屋、空き家などを利用してのコミュニティハウスを充実させる考えについてお伺いいたします。

質問３番目、若手職員によるプロジェクト事業についてお伺いいたします。

若手の職員に、町の抱えるさまざまな課題を研究させることは、若手の職員の発想を生かすだけではなく、職員の企画・調整能力の向上にも大いに資するものと考えますが、現在、庁舎内にはどのようなプロジェクトがあり、どのようなことを検討し、どういった成果を出していますか、お伺いいたします。

以上、３質問５項目について、壇上での質問を終わります。一人でも多くの方がこの議会を見て、聞いていただき、町行政を理解していただくためにも明確な答弁を求めます。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、皆様、改めまして、おはようございます。

いよいよこの議会もことしに入り初めてであり、また今年度といたしましては最後の定例会での一般質問となりました。今回10人の皆様方から御質問をいただいておりますが、どの内容につきましても今後の町政を運営するに当たり大切な御質問ばかりでございますので、私ども初め執行部一同わかりやすく、そして丁寧に答弁させていただくことを心がけ進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず大岩靖議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、住民等からの各種要望についての御質問の１点目、毎年、各行政区区長等から出される要望書の内容はどのようなもので、またそれをどういった基準で優先順位をつけているかについての御質問でございますが、毎年、要望書に出される主なものを申し上げますと、通学路を初めとする道路の整備や側溝などの修復、防犯灯やカーブミラーの整備、公民館等の修繕やトイレの改修などでございます。

これらの要望には、各区における優先順位がつけられておりますが、毎年、担当者が行政区に出向いて区長を初め区会の皆様とヒアリングを行い、危険性や緊急性を現地で確認し、各地域の整備状況、美浜町総合計画実施計画との関連性などを考慮して、町全体としての優先順位により、事業を実施しているところでございます。

なお、要望の中には、愛知県が管理する道路・河川あるいは海岸等も含まれております。その場合には、正副議長にも同行をいただき、愛知県建設部長、知多建設事務所長など、事業実施の要望を毎年行っているところで

ございます。

また、議員を含め住民の皆様からの要望としてお聞きする道路、水路や防犯灯、カーブミラー等の整備については、危険性が高い場合等には、可能な限り早急に対応しているところでございます。

しかしながら、要望の中には諸問題を抱え難航し、スムーズな実施に至っていないものがあることも承知しております。引き続き、各行政区や住民の皆様からの要望に対して、緊急性や財源を踏まえ、可能な限りお応えし、まいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、御質問の2点目、庁舎内に総合案内は設けているが、住民からの要望などを直接受け付けする総合窓口を設置する考えはあるかについてでございますが、本町では、総合案内を平成28年11月より民間会社へ委託し、現在に至っております。このように総合案内が設置されたことにより、「尋ねたい部署へ丁寧に案内され大変助かっています。」とのお言葉も、私のもとへ数多く寄せられております。現在、庁舎内の電話交換手が交代で総合案内係としても従事しておりますが、役場内の事務内容に精通していますので、来庁者に対しても適切に対応できていると考えております。

さて、住民の皆様からの御要望等、直接受け付ける総合窓口の設置についてでございますが、現在住民の皆様からの御要望等につきましては、担当部署にて適正に対応し、各部署にまたがる事項であれば、相互に連絡、情報共有の上、対応しております。相談や要望については、専門性が高いことから、仮に総合窓口を設けた場合においても、一歩踏み込んだ詳細部分については再度担当部署で対応する必要性が生じるケースが考えられます。結果的に、相談者の方に移動していただくことなどで、御迷惑をおかけすることとなりますので、現在のところ御要望等を直接受け付ける総合窓口を設置する考えはございません。今後とも来庁される方が御不便とならないような体制を整えてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、コミュニティハウス・プロジェクトについての御質問でございますが、平成29年3月に開所した布土コミュニティあうは、コミュニティの拠点として地区の皆様幅広く御利用をいただいております。平成29年4月から平成30年2月末までの利用者は1,402名となっております。

主な利用内容について、2つほど御紹介いたします。

まず、1つ目、布土保育所に通う園児の祖父母を招いて交流会を開催しました。ふだん保育所の行事になかなか参加できない祖父母の方々には大変御好評で、来年度も開催してほしいとの御要望もいただいております。

2つ目に、乳児の計測を通じて子供の成長や子育てに関する相談窓口となるすくすく計測といった事業を実施しました。親子で参加するため、子供の成長や日ごろの子育て方法など、子供を通して母親同士の交流の機会となり、多くの親子が参加した事業となっております。いずれの施設においても多世代交流の場、幅広い年代層の交流の場として利用しています。

次に、水野屋敷の利用状況については、平成29年4月から平成30年2月末までの利用者は、34団体585名でございます。主な利用内容は、美浜文化協会茶華道部会による茶会等の文化事業で利用しております。

また、保育所の空き教室、空き家等を利用したコミュニティハウスの充実についてでございますが、さきの布土コミュニティあうは、平成28年度国の地方創生交付金を活用して整備しております。今後、同じような補助制度や開設に当たり各種要件が整えば、保育所に限らず多世代交流の場所として整備することも考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、若手職員によるプロジェクト事業についての御質問でございますが、現在、係長クラスによる「人口減少に立ち向かうプロジェクト」並びに主査主事クラスによる「美浜シティプロモーション・プロジェクト」及び「美浜の里構想ワーキンググループ」がございます。各プロジェクトの内容を申し上げますと、まず、「人口減

少に立ち向かうプロジェクト」は、地方創生事業で取り組んでいる各課における事業の課題抽出と改善方法等を検討し、PDCAサイクルを円滑に進め、地方創生事業を着実に実行していくプロジェクトとして位置づけております。本プロジェクトの成果としては、早期の目標達成に向け、各課が着実に取り組んだ事業、今後取り組みが必要な事業など横断的な見地により、さまざまな角度から事業が検証できる仕組みが確立されたと考えております。今後もこの仕組みを着実に進め、地方創生事業の目標を達成してまいりたいと考えております。

次に、「美浜シティプロモーション・プロジェクト」は、本町の魅力である観光・農漁業のみならず、子育て環境のよさ、あるいは空き家などの情報を若い世代を意識し、おしやれに発信するものであります。若手職員などのアイデアを生かし、本町の魅力を広く知っていただけるよう活動しております。リーフレットや動画をごらんになった町内外の方々からも、「美浜町への関心が深まった。」あるいは「美浜町のよさを改めて感じた。」などの声を数多くいただいておりますので、本町に興味を持つ方の増加に寄与するのみでなく、郷土愛の醸成にも役立っていることを実感しております。

また、「美浜の里構想ワーキンググループ」は、6次産業による特産品加工場、直販所、狩り園などを整備する美浜の里構想の実現に向けた課題の洗い出し等の検討を行っております。その成果として、SNSを活用した情報発信、特産品づくり及び空き家と空き農地の活用リンクなどの提案があり、現在は各事業関係課において、事業化を目指して調査及び研究をしております。

若手職員がプロジェクトを結成することには、2つの意義があると思っております。

一つは、若い職員が部・課を超えて横断的に集まることにより、柔軟な発想を町政に取り入れることができること、もう一つは若手職員の政策形成能力の向上が図られることであります。

今後も、町民ニーズの多様化に対応していくため、必要に応じて若手職員による部・課を超えたプロジェクトチームを立ち上げ、積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

壇上からの答弁は、以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○9番（大岩 靖君）

随時、再質問をさせていただきます。

まず最初に、先ほど町長の答弁でもありましたが、今町内18行政区あるんですが、各18行政区の区長さんより年間どのぐらいの要望件数が上がってきて、そのうち具体的に実施された内容があれば少しお答えしていただきたいと思います。お願いいたします。平成29年度に施行された内容についてでございます。

○企画政策課長（磯貝尚美君）

大岩議員の御質問にお答えいたします。

18行政区で年間要望件数はどれぐらいかということでございますが、平成30年度に向けて、各行政区から出されている要望件数は、新規のものが55件、継続しているものが376件ございまして、合計431件でございます。主な内容につきましては、道路整備や側溝の修復など建設課に係るものが305件で約7割、防犯灯やカーブミラーの設置を初め、防災や交通安全に係る要望が2割弱を占めているものでございます。

また、御質問の2点目で、平成29年度の要望件数に対しての実施についてでございますが、具体的に実施した内容については、平成29年度の要望件数461件のうち、処理の済んでいるものが108件でございます。処理の済んだ主な内容といたしましては、道路の拡幅・舗装の修繕など道路の改良のほか、側溝の修繕やふたの設置、排水

路の新設など排水路の改良と海岸の飛砂対策など、建設課に係るもの64件を実施いたしました。

また、防犯灯やカーブミラーの設置等、防災安全課に係る要望件数への対策として20件実施をいたしております。そのほかに、雨漏り対策といたしまして老朽化した老人憩いの家の建設、建てかえです。それから、奥田公民館の修繕、漁村センターのトイレの改修等も実施しております。

なお、平成29年度の要望に対しての実績におきましては、行政等で行いましたヒアリングの際に、しっかりと現場の確認をさせていただいております、必要に応じて平成28年度中に実施をしたというものも一部ございますので、よろしくお願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

今、件数を聞いて正直驚きました。継続事業が376件、確かに緊急性を必要とするものは、その都度現地確認していただきまして、早急に対応していただけるというのはありがたいのですが、今の建設部から防犯も含めまして、町としては、僕個人的な思いは、防犯につきましても結構早急に対応していただいているのではないかなと思っております。町財政がなかなか厳しいですが、対応は早急にしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今の答弁もそうなのですが、要望の中で、例えば愛知県が管理する道路とか河川・海岸などで、改善に向けて近年進捗したものはあるか、その内容を御説明していただきたいのですが、よろしくお願いいたします。

○建設部長（石川喜次君）

それでは、県の管理する土木施設の改善の進捗状況を御説明いたします。

先ほど、企画政策課長から土木事業に関して305件の御要望がございましたということを申し上げました。そのうち、県の事業に関するものが38件ございます。道路に関するものが12件、河川に関するものが14件、海岸等のその他の施設で12件でございます。具体的に申しますと、道路関係では都市計画道路の知多西部線——これ常滑美浜バイパスと申します——の改良工事、知多東部線の古布交差点の警察協議、布土地区では交差点の改良の調査検討及び布土上野間線の道路拡幅工事の調査設計を行っております。また、役場東側の県道小鈴谷河和線の歩道設置工事に係る用地買収、名鉄野間駅から法山寺までの県道野間河和線の改良工事、その他多くの工事をやっております。

河川の関係では、奥田地区の山王川の改修計画の策定、改良工事、切山地区の五宝川の改良工事などが進められております。

海岸の施設の関係では、野間地区の海岸護岸の改修工事、布土地区の護岸の耐震工事などでございます。

これらの多くの事業は、各区からの御要望のものでございまして、事業の完成には単年度で終わるものではございませんので、長い間、期間かかります。そういうことによって、各区の御要望は減っていかないという現状がございますので、御理解いただきたいと思います。

○9番（大岩 靖君）

今、建設部長から答弁いただきましたが、確かに県・国が絡んでくるとその費用も莫大な費用がかかってくると思うのです。ただ、これを各進捗状況をそうやって報告していただきますと、町民の方もずっとほったらかしではなく、少しずつでも進んでいるんだなという思いが理解していただけたと思いますので、できればこの進捗状況も含めまして、住民の方にわかりやすい説明を年1回でもいいのでやっていただければと思っております。特に、今の要望書の件につきましては、これからもできる限り対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、次の質問ですが、先ほど総合案内の、神谷町長にかわりましてから、今の役場の玄関のところに電話

交換手の方が交代でやっただけだと思っているのですが、大変私たちの耳にも評判がいいということで、なかなか高齢の方で今まで役場は敷居が高くて行きにくいということがよく耳に入ったのですが、結構入っていったら丁寧に対応していただきありがたいという声をよく聞いております。

先ほど、僕も町長に聞いたのですが、総合受付をということになりますとなかなかちょっと難しいかなと。現状の対応でもいいのですが、できればほかの市町村の庁舎内でどういう対応をしているか、いいところがもしあればまたそれを参考にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、2番目の質問に入らせていただきます。

先ほど、コミュニティハウスの中で説明いただいたのですが、まず町民の方、コミュニティハウス・プロジェクトの意味がわかっていない方がみえると思いますので、まずそれを説明していただきたいのでお願いします。

○企画政策課長（磯貝尚美君）

大岩議員の御質問にお答えいたします。

コミュニティハウス・プロジェクトについてでございますが、まずコミュニティハウスにつきまして御説明させていただきます。

コミュニティハウスとは、子供からお年寄りまでの多世代の交流、そういったものを通じまして地域のちょっとした困ったことですか、それから必要な支援について、地域の皆さんが工夫をしてお互いに支え合って解決していく地域の拠点となるものでございます。またこのプロジェクトにつきましては、コミュニティハウスで世代を超えていろんな人がつながって、お互いに支え合う活動を通してきずなが生まれ、地域がさらに充実して、誰もがここに住んでよかったと実感でき、また次への活力へとつながっていく、そんなことを目標といたしまして、美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略の1つのプロジェクトとして、現在進めて取り組んでいるところでございます。

この戦略の中におきましては、一応目標といたしまして、各学区に1カ所ずつコミュニティハウスを置きたいと計画を立てているわけでございますけれども、こちらの戦略におきましては、コミュニティハウスを置くことにはこだわらずに、まず核となる担い手ですか、それからそういった機能をしっかりと地域の問題を地域で解決しながら地域で支え合うという体制をしっかりと築いていく。そういった体制をつくっていくことが非常に重要だと考えておりますので、地域の皆様に御意見とか御協力をいただきながら、一つずつの地域の実情に合った、1カ所ずつのコミュニティハウスについて大切に育てていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

今の説明で、大体ある程度理解できたと思います。

先ほど、町長の答弁の中で、今のコミュニティハウス・プロジェクトの中で水野屋敷ということが出てきたんですが、これは個人的見解も少し入ると思うのですが、水野屋敷は多世代交流のコミュニティハウスとしての今後の利用目的が少しほかの施設と違うように思われるのですが、その点についてどう思われているか答弁をお願いします。

○生涯学習課長（河村伸吉君）

大岩議員の御質問にお答えします。

水野屋敷記念館は、基本的には町民の方々に自由に使っていただくための集会施設、社会教育のための施設ですので、コミュニティハウスとは少し趣が異なりますが、多世代交流の場としてぜひ御利用いただきたいと考えております。

まず水野屋敷記念館について、少しばかりですけれども紹介させていただきたいと思います。水野屋敷記念館は、今から170年ほど前に建築されました水野家の屋敷をイメージして、平成12年総合公園体育館近くに新築した集会所でありまして、8畳の和室4部屋と台所をお茶会など文化活動に利用していただいております。河和水野家は、江戸時代尾張藩に仕える武士の家系で、河和の地を代々おさめ、河和城主である初代は徳川家康につながる血筋で、尾張藩の中でも重要な地位を占めていたとされています。水野屋敷記念館は、地元河和区民の方々の熱意もあり、屋敷が取り壊されるのを機に、その屋敷をイメージして一部が吉田池のほとりに新築されたものでございます。

さて、水野屋敷記念館は、今年度国の地方創生交付金により傷んでいる箇所の修繕工事を行いました。これにあわせてホームページを充実させるなど利用促進を図っておりまして、これまでも年間700人ほどの町民の方に御利用していただいておりますが、今年度は生涯学習の講座や図書館の講演会などの目的で利用しております。

今後の利用促進についてですけれども、水野屋敷記念館は1時間300円で建物全てをお貸ししておりますので、催しや定期的な会合など町民の方々にぜひ御利用していただきたいと思っております。特に、多世代交流の場として御提案があれば、町とのコラボ企画なども受け付けたいと思っております。生涯学習センターまでぜひ御相談ください。例えば高齢者の人材活用の場として、竹とんぼを使った子供と遊ぶ教室ですとか、美浜町の特産物を使ったジュースやお菓子づくりなどアイデアをお寄せいただいて、町民の皆さんとともに活用する機会を設けたいと思っております。そのほかに、和風の建物ならではの催しとして茶会はもちろんですけれども、囲碁、将棋、華道や踊りなどにも使っていただきたいと思っております。

また、美浜町のPRを兼ねて町外の人を招いて行う会合や催しなどで使っていただければ、美浜インター前という地の利を生かせるのではないかと考えております。春の桜見物の時期などでは、見事な桜が満開となりますけれども、町民の森や池の周辺を散策する人も多く見られますので、期間限定ですけれども水野屋敷記念館を一般の方にも開放して、自由に休憩していただけるような特別な日を設けたいとも考えております。オレンジラインや鶴の山など周辺の観光地と連携しまして、観光ツーリズムの基地、起点として少し大げさかもしれませんが、水野屋敷を含めた周辺が一つの名所になればとも思っております。

なお、水野屋敷記念館は、教育委員会の社会教育施設の一つとの考え方でこれまで運営してきましたので、営利の目的は認めておりませんでしたが、住民サービスにつながるものであれば営利活動でも使っていただけるよう検討を始めております。

これからも住民の方々の相談に応じつつ、利用しやすい施設運営に心がけながら多世代交流に活用していただけるよう運営していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○9番（大岩 靖君）

私も水野屋敷の知らないところ結構あったので、今の答弁を聞きまして、今後水野屋敷の周りの環境整備もされるということで、本当に多世代交流としていろんな多方面で使っていただければなと思っております。

次の質問ですが、先ほど布土コミュニティの答弁をいただきましたが、布土コミュニティは、保育所に通う園児の祖父母を招いての交流会や、子供の成長・子育てに関する相談窓口となるすくすく計画など、事業を実施して大変いい成果があったようですが、今後国の補助制度などを当てにすることなく多世代交流の場としてのコミュニティハウスを増設する考え、また、空き家等、調査結果をもとにして開設場所の検討及びスタッフの養成は考えているか、お答えをお願いいたします。

○厚生部長（西田林治君）

ただいまの大岩議員の御質問、今後のコミュニティハウスの国の制度を当てにするだけではなくふやしていく

のかという質問と、またスタッフの養成についてということでございますが、我々といたしましては、空き家調査の結果や何かというのがあるのですが、空き家というのは所有者との話し合い、それと借地という問題が出てきますので、その辺のことが一つのネックになっているので、空き家の調査結果によりますけれども、少し難しいのかなと空き家の活用については考えております。

ただ、各地区の世代間交流のみならず、住民同士が交流できる場所については、住民同士のきずなづくりや高齢者のひきこもり防止という点にもつながってくることから、今後ふやしていくというのは必要なことではないかなと考えております。ただ、開設に当たっては維持費の問題、例えば電気代、民間の施設を借りれば電気代だとかそういう問題も出てきますので、今ある既存の各地区にあります憩いの家・公民館・公会堂などの既存の施設の利用だとか、ほかに今ある保育所の空き教室を改造して布土の場合はつくりましたが、また総合的に判断して開設できればなと思っております。これには、各行政区とも話し合いながら、コミュニティハウスの施設としての位置づけで対応できてくるものがあるのではないかなと考えております。

運営スタッフについても、非常に重要なことでございます。開設の位置づけをしたけれども、誰もいないから、そういう指導者がいないから活用が滞ってしまうということがないように、これも今ボランティア活動や何かのコーディネートをしていただいております社会福祉協議会とも話し合いを行ってそういう人たちを育てようと、そういう場所を結びつけようというような動きをしていただいておりますので、そういうものとあわせて進めていきたいと考えておりますので、総合的に町の予算等も考慮しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○9番（大岩 靖君）

なかなか予算も含めて難しい面が多いのだなと。今の答弁の中で、たまたま私以前空き家等も含めて、今集会所でそういう多世代交流のという、少し答弁の中にあったのですが、私が知る限り美浜町の集会所の中で、特に西海岸ですが、奥田地区も含めまして集会所というのが標高3メートル、4メートルというところが結構あると思うので、その点を含めると多世代交流の場としての場所としてはふさわしくないなと。先ほど答弁の中で、空き家調査のデータベースがことし3月にできたという報告を受けておりますので、それを踏まえまして、特に集会所につきまして多世代交流の場として設けるのであれば、やはり今の標高表示の示すとおり少しでも安全なところという思いは多分あると思いますので、その辺をよく考慮してまた進めていただきたいと思います。

今のスタッフも含めた養成講座につきましては、やはり継続していくためには養成していかなければいけないということがありますので、その点も総合的に考えて前に進めていっていただきたいと思います。

時間がありませんので、最後の質問をさせていただきます。

先ほど、若手職員によるプロジェクトのことで町長から答弁いただきましたが、美浜町内の若手職員で、今後どのようなプロジェクト事業を考えていますか。それと、その具体的な内容がわかれば発表していただきたいのですが、よろしくお願いいたします。

○企画部長（沼田治義君）

大岩議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど、町長が冒頭申し上げたとおりでありまして、若手職員につきましては、若手職員ならではの柔軟な発想、こういうものも出てきますし、それからもう一点は職員みずからが政策立案をする機会を与えるということで、職員の資質向上いわゆる人材育成にもつながっていくものでございます。町としましては、ぜひとも町の課題の解決に当たってプロジェクトチームをつくって対応していきたいと思っております。

今後のこういったものにプロジェクトを活用していくかという御質問でございますが、本町は今、人口減少の

進行が非常に著しく、大きな課題となっております。何とか人口減少を抑制する効果ある施策に取り組むことが重要であると思っております。具体的には、人口減少を抑制する新たな雇用の創出だとか、それから定住促進策、こういった具体的なものを若手職員を中心としましたプロジェクトの中で検討してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○9番（大岩 靖君）

できればもう少し具体的にこれをやるというのがお聞きできたかなと思っておりましたが、実は今の若手プロジェクトの方たちに、結構町のプロジェクトチームもそうなのですが、事業自体は結構いろいろな項目があるようですが、今の部長の答弁のように本当に重点を置かなければならないというプロジェクトというのは、今おっしゃったように人口減少が当初の町の思惑以上に加速がついて、人口減少が進んでいる状況だと私は思っております。これにつきまして、今町が抱えている大きな事業、皆さん御存じだと思いますが総合公園、運動公園も含めまして大きなプロジェクトを抱えております。そのプロジェクトがいかに10年後、20年後の美浜町にとって大きなものになるか、特に若手の職員の方には豊かな発想力を生かしていただけるような町体制をとっていただきたい。特に、これは私自身が個人的な思いも少し入るのですが、特に若手の方が一生懸命プロジェクトを考えてつくっても、ある程度思ったように進まない事業も当然出てくると思います。ただ、それに対してあくまでも前向きに考えて、皆さんで進めていきたいという体制づくりをしていただきたい。当然我々議員も今、町が抱えている大きなプロジェクトに関しましては、この先10年後、20年後を見据えて一生懸命邁進していくつもりであります。それにつきましては、若手の職員の方の考えも一緒にその場で出していただきまして、皆さんで考えて、今の人口をできれば人口減ではなく、10年後には人口増になるようなまちづくりをしていただきたいと思います。それにつきまして、最後に町長より一言答弁をよろしくお願いいたします。

○町長（神谷信行君）

ありがとうございます。

私どもも今、大岩議員が申し上げておるとおり若手の職員を活用しながら、今後のまちづくりの中では若手の皆様方の考え方、そして意欲、そういったものは非常に大切だと思っております。それぞれのプロジェクトをつくりながら、今、町政の運営に対する内容を詰めさせていただいておるところでございますけれども、今回私どもも機構改革等々行わせていただく予定であります。従来であれば以前のこういった役場の組織の中で、1人の職員が1.1人分とか1.2人分を補っていたものが、今現在1.5人分だとか部署によっては2人分の業務を進めております。そうした中で、こういった部署を超えそれぞれのところで集まり、一つのプロジェクトの中で皆様方が日夜研究または会合を行っていただいている中では、非常に大きな時間を要します。それぞれ職員の持つておる担当の部署の仕事も調整をしながら詰めさせていただくということがございますので、ただ単純にプロジェクトをつくって、若い方たちの考え方を抽出すればいいというものでもございません。私どももこういったまちづくりの中で最重要課題となるような内容に対して、若手の皆様方の力をかりながらこういったプロジェクトをつくり、今後の町政を進めさせていただくこと、また若手の皆様方も一つのやる気も大きく起きてまいりますし、自分たちのまちを自分たちでつくろうという意欲も出てまいろうかと思っておりますので、今後もこういったプロジェクトを活用しながら町政に対して取り組ませていただきたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○9番（大岩 靖君）

力強いお言葉をありがとうございます。

私たち議員も一丸となって、美浜町を少しでもよくなるように進めてまいりたいと思いますので、よろしくお

願いたします。

以上で、私の質問を閉じさせていただきます。

○議長（野田増男君）

以上をもって、大岩靖議員の質問を終わります。大岩靖議員は自席に戻ってください。

〔9番 大岩靖君 降席〕

○議長（野田増男君）

次に、8番 荒井勝彦議員の質問を許可します。荒井勝彦議員、質問をしてください。

〔8番 荒井勝彦君 登席〕

○8番（荒井勝彦君）

それでは改めまして皆さんおはようございます。チャレンジMIHAMA、2番手は荒井勝彦でございます。

先月、本町では不審火と見られる枯れ草火災が7件ほど発生しております。消防団の皆さんは、その都度出動し、大変御苦労さまでございました。春風が一段と強く吹く季節になってまいりました。安易な気持ちで始めた犯罪が大火にならないうちに、住民の皆さんとともに警戒の目を光らせてまいりたいと思います。

さて、ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出させていただきました一般質問通告書に基づいて順次質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1つ目の質問でございます。

生活支援コーディネーター設置の進捗状況について、お伺いいたします。

地域の課題や高齢者ニーズを把握し、ボランティアなどの人的資源を発掘したり関係者同士をつなげたりする生活支援コーディネーター、これは国が推進する地域包括ケアシステムの取り組みの一環だそうですが、これを本年4月までに設置することが各自治体には義務づけられているそうですが、本町での進捗状況はいかがでしょうか。ちなみに、昨年6月の段階でもう既に知多半島では、半田市、常滑市、東海市、知多市、大府市と東浦町に既に設置ができているそうです。美浜町ではどうでしょうか。

2つ目の質問に移ります。

美浜町における8050問題について、お伺いいたします。

私の思う8050問題とは、80代の親と50代の未婚の子が同居し、社会から孤立してしまい生活に困窮する家族の問題のことであり、内閣府は2018年度に40から59歳を対象とした初の実態調査を行うことを決めています。

そこで、以下の2点についてお伺いいたします。

1つ目ですが、本町における8050問題の実態について、現段階で町としてはどの程度把握しておりますでしょうか。

2つ目の質問です。8050問題とは若干ニュアンスが違って来るかもしれませんが、年齢が高くなってもお互いに支え合って幸せな老後を送れるように、シニア世代を対象とした婚活支援を今後行っていく計画はございますでしょうか。

3つ目の質問に移ります。計画中の運動公園を核として、周辺のにぎわい創出、東西をつなぐインフラ整備などは考えておりますでしょうか。現在計画中の運動公園の用地買収は、大多数の地権者より同意を得ていますが、現段階ではこの建設計画は残念ながら全ての町民の御理解を得ているとは思えません。より多くの皆さんに御理解・賛同していただくためには、運動公園整備事業を核とした地域、町の将来を見据えた計画を住民の皆さんにお示しをして、10年、20年先の町の姿に希望が見出せることが不可欠だと考えております。そのために、この事業を起点として知多奥田駅周辺に店舗・事業所等を誘致していく計画はございますでしょうか。

4つ目の質問です。空き家対策についてお伺いをいたします。

本町の平成28年度の空き家実態調査では、町内に274件の空き家があることが判明し、その中で本町の空き家バンク制度を利用している物件は3件のみだったという、この結果を踏まえて以下の2点についてお伺いいたします。

1つ目ですけれども、空き家バンク制度の利用を促進する方法として、一体この3件という結果を踏まえて、何が足りなかったと考えておりますでしょうか。

2つ目です。相続者が、相続をもう放棄してもいいと考えている物件を美浜町が譲り受けて、必要最低限のリフォームをし、子育て世代に提供する考えはございますでしょうか。

以上の4つの質問ですけれども、わかりやすい御回答をお願いいたします。

私の壇上での質問は、以上でございます。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、荒井勝彦議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、生活支援コーディネーター設置の進捗状況についての御質問でございますが、初めに生活支援コーディネーターについて御説明いたします。

生活支援コーディネーターは、介護保険法の改正により地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者の生活支援体制の整備を図るために設置するものでございます。この設置につきましては、実現に向けて地域包括ケアシステム推進協議会において検討を重ねた結果、設置に要する経費を介護保険特別会計の平成30年度当初予算に計上し、議会に審議をお願いしているところであります。

本町といたしましては、このコーディネーターを公平中立な視点で適切に行うことができる美浜町社会福祉協議会に委託する計画であり、このたびの予算をお認めいただければ、新年度開始後速やかに設置いたします。なお、委託内容は、高齢者に対する生活支援あるいは介護予防サービスの現状を把握し、地域の課題を洗い出すことによりその課題の解決方法を見出し、情報共有しながら関係者との連携体制づくりを行うなどの業務を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、美浜町における8050問題についての御質問の1点目、本町における8050問題の実態について、町として現段階でどの程度把握しているかについてでございますが、初めに8050問題とは、親が80代、子が50代で無職、無収入かつ独身で、生活は親の年金等で成り立っている世帯において、親が病気あるいは介護状態に至ったことにより医療費等の費用がかさみ、50代の子が従来の生活が維持できずに生活に困窮することを意味いたします。50代の子が独身であることはその要件ではなく、無職であること、いわゆる仕事につかない、つけないことが一番の問題であると理解しております。

町として現段階でどの程度把握しているかとの御質問でございますが、町が把握する世帯は1件でございます。この世帯に対しましては、50代の子が職につき自立できるように、知多福祉相談センター、美浜町社会福祉協議会及び美浜町の3者において、就労支援や包括的な相談支援を定期的に行っているところでございます。

このような生活困窮者は、表面化している場合もありますが、生活に困窮していることが見えにくく、当事者からの相談があった場合に初めて把握できる状況であります。生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至らない生活困窮者に対する第2のセーフティネットとして、自立の促進を図る制度であります。この問題の解決には、

まず経済的に自立することが重要だと考えておりますので、相談窓口の存在を広く周知し、8050問題を抱える世帯の早期把握に努め、就労支援等を引き続き行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の2点目、年々未婚者がふえている本町において、8050予備軍になってしまわないように、シニア世代の婚活支援を行う計画はあるかについてでございますが、ただいま申し上げたように未婚者イコール8050問題予備軍ではないと考えておりますので、私からは対象年齢をシニア世代とする婚活支援についての考えを申し上げます。

現在、本町で行っている婚活支援は、平成22年度の国勢調査にて男女とも愛知県下で最も未婚率が高かった結果を踏まえ、少子化対策と町の活性化を目指して20歳から40歳代までの未婚者を対象に実施しているものでございます。本事業も開始から6年目となり、その間には成婚12組という成果を得ることができております。シニア世代の未婚者の婚活についても、信頼できるパートナーを得て、より充実した生活を送ることができるようお手伝いすることも選択肢の一つかと思っております。しかし、シニア世代の婚活支援については、対象者の年齢設定や選定方法、具体的な支援方法など、実施に当たっていろいろ検討すべき課題が多く、現在のところ今の婚活事業に力を注いでいきたいと考えております。シニア婚活支援の実施につきましては、まちおこし実行委員や縁結びコーディネーターの方々とも議論するとともに、他市町の状況も調査研究して慎重に検討してまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

次に、計画中の運動公園を核とした周辺のにぎわい創出、東西をつなぐインフラ整備についての御質問でございますが、まず知多奥田駅周辺地域につきましては、現在市街地調整区域であるものの、第5次美浜町総合計画においては市街地整備計画の中で駅周辺の拠点整備という位置づけがなされております。このことから、知多奥田駅東側での運動公園整備事業に続いて、駅西側の地域につきましても整備する必要があると考えております。将来的に、この運動公園整備を契機として本地区が活性化することを前提に、現在駅構内で空き店舗が発生している状況も踏まえ、駅前駐車場及びロータリー部分の整備につきまして、所有者である名鉄と協議をしているところでございます。このような位置づけの中で、まずは運動公園整備を進め、地域のにぎわい並びに交流人口及び定住人口の増加を図ることが、知多奥田駅周辺に店舗・事業所等が誘致され、地域が活性化することにつながるものと考えております。今後は、運動公園計画とあわせて将来計画についても周知することが必要だと考えますので、具体的にまとりましたら住民の皆様にお示しをしてまいりますので、よろしくお願いいたしますと思っております。

次に、空き家対策についての御質問の1点目、空き家バンク制度を利用している物件が3件のみという結果から、空き家バンク制度を利用促進する方法として何が足りなかったと考えているかについてでございますが、空き家所有者のアンケート結果から、空き家バンク登録件数が少数にとどまる理由が3点見えてまいりました。

1点目は、売却や賃貸をしたいが相手が見つからない、今後利用予定はないがどうしてよいのかわからないなど、情報が行き届いていないことであります。

2点目は、活用方法について家族間で意見が分かれる、愛着があり他人には貸したくないなど、家庭内での課題をお持ちであることでございます。

3点目は、一番多かったのが、解体したいが解体費用の支出が困難である、リフォームや耐震化の費用を負担できないといった金銭面での課題であります。このことから、空き家バンク制度の周知とともに空き家対策事業の拡充が必要との考えに至りました。

現在、御審議いただいております当初予算の中で、新しい制度を計画しており、あわせて所有者等への制度案内も強化したいと考えております。また平成29年度、国土交通省が立ち上げました全国版空き家バンクにも参加

しましたので、そちらでの効果も期待しております。今後も、空き家バンク制度を初め空き家対策事業の充実を図るとともに、対象者への制度周知にもさらに力を入れてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の2点目、相続者が相続放棄してもよいと考えている物件を町が譲り受け、必要最低限のリフォームをし、子育て世代に提供する考えはあるかについてでございますが、議員がおっしゃる相続放棄は、全ての相続人が権利を放棄した場合であって、所有権は国に帰属することとなります。裁判所が指定する相続財産管理人により売却処分がなされるために、本町が譲り受けることはできないものでございます。

そのため、平成30年度の新たな取り組みの一つとしまして、一定の条件を満たしている空き家等について、無償での寄附採納をお受けする制度を計画しております。所有権を持つ方からの寄附採納を直接お受けする制度を設けるもので、その後の活用方法につきましては、今後、議員御提案のように、子育て世帯の増加につながるような取り組みを検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

壇上からの答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○8番（荒井勝彦君）

それでは、順次再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初の生活支援コーディネーターの件でございますけれども、昨日の予算の説明の中で生活支援コーディネーター委託料500万円が計上されております。まだこれ議会承認されておられませんけれども、これを社協に委託するということで、生活支援コーディネーターというのは、我々美浜町のような人口規模だと何名ぐらいを置かなければいけませんよとか、そういった規定というかそういうものはございますか。

○厚生部長（西田林治君）

荒井議員の御質問でございますが、美浜町規模だと生活支援コーディネーターが何名ぐらい置かなければいけないということでございますが、これは国の通知からいたしますと最低限1名は設置せよと、各自治体1名は設置せよと。規模によってそれを2分割するだとか3分割、その2分割した中をさらに分割して配置するということが自由になっております。それを町全体、美浜町の場合は町ですが、町全体を第1層、それから第2層を例えば美浜町の場合だと西と東に割るというようなこと、第3層を設ける場合には、今で言う行政区、今は6小学校区になっておりますので、そういうふうに割るだとかいうことを自由に設定していいよということになっております。ですので、美浜町はとりあえず美浜町の人口規模からして1人を置いて第1層という、全体を見てもらうということをまず1人置こうということで考えに至って、1人分の500万円の人件費を、主に人件費でございますが、若干事務費も社会福祉協議会に必要ですので入っておりますが、主に人件費で1名分を委託費用として見積もっている次第でございますので、よろしくお願いいたします。

○8番（荒井勝彦君）

1名分のみ、当初ですので1名だけ設置されるということで、恐らく昨年6月の段階で、半田市が新聞に取り上げられておりましたけれども、将来は各小学校区に広げていくんだよという、スタートですけれども1名ではなかったと思いますけれども、半田市は人口も多いですし、コーディネーターが例えば複数になった場合、もちろん情報を共有したり、それと美浜町の担当部署——福祉課になるのかもしれませんが——との定期的な情報交換の場というか、そういう会議というのは設ける予定があるのでしょうか。

○厚生部長（西田林治君）

先ほども出ましたように、地域包括システム推進協議会の中で、どうやって設置しようということを協議してまいりました。その中で、生活支援部会という生活支援に関することを特化して話し合おうとする部会をつくってございます。そういうところにも入っていただいて、あと、きょうの新聞にも載っていましたが、奥田駅でまちラボを発足しておりますので、そういうところにも参加して、ありとあらゆるそういう人の集まった支援の協議の場にもとりあえず参加していただいて、美浜町全体の中でどんなことが起きているんだと、どういうことが必要なんだというような情報集めと、なっていただいた人に自分の顔を売っていただいて、その人たちをつなげて、まさに文字のとおりコーディネートしていただくことから始めていただいて、皆様の生活支援に役立ててもらおうという考え方でおりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（荒井勝彦君）

社協の方がそういう担当を担うということで、この社協の1名の方、何か有資格者というか資格を持った方が担当されるのでしょうか、その辺をお願いします。

○厚生部長（西田林治君）

経験値では、高齢者の総合的な相談業務をやっていた方の中から選んでくれと、社会福祉協議会にお願いはしてございます。ある程度経験のある方ですので、今、考えているのは社会福祉士の資格を持っている方だとか、介護保険の特別会計でやりますのでケアマネジャーを経験してみえる方とか、ケアマネジャーの資格も国家試験でございますので、そういう方の中からある程度地域でそういうコーディネーターとしてもう既に顔の売れているというところとちょっと語弊がありますが、そういうことで顔つなぎができています方をお願いしてございます。

人事のことでございますので詳しくは申し上げられませんが、そういう方を社会福祉協議会に選出してほしいと。兼務ではだめだよと、専門員としてお願いしたいと、そのために委託料を500万円ふやすんだよということもお願いしてございますので、よろしくお願いします。

○8番（荒井勝彦君）

兼務ではなくて専門にこういう方が、今から美浜町のいろんな問題を領域を越してつなげていっていただけるということで、大変頼もしく思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。シニア世代の婚活に関しましては、私、昨年9月議会でも取り上げさせていただきました。そのときは企画部長より、今後対象年齢の見直しも含めて検討していきたいという御回答をいただいております。本年3月4日、つい先日ですけれども、開催されました「ハマコイ2018春恋バーベキュー・アンド・イチゴ狩り編」こういうイベントでは、男性の最高齢出席者は47歳でございました。30年度には、もう少しこの年齢を上げることを検討していただくか、それとも年齢制限を撤廃していったって誰でもいいじゃないかとはお考えできませんでしょうか。

○企画部長（沼田治義君）

荒井議員の御質問でございますが、議員おっしゃるように、シニア世代の独身者がふえてきておるとするのは、私どもも承知をいたしております。この方々によきパートナーを見つけて、2人で充実した生活を送るということも大事だと思っております。ただ、シニア世代の中には、それぞれやっぱり生活だとか環境というものがあると思います。本当に荒井議員が言われるように、結婚を求められる方もみえると思いますし、例えば文化だとか、スポーツだとか、そういったものを通じて交流をしたいという方もみえるかと思っておりますので、その辺も含めましてシニアの方の婚活については検討していきたいと思っております。まずシニア世代の方々のニーズ、これをしっかりと見極めていくことが大事なかなと思っております。シニア世代の方々のニーズ調査をしっかりとやりまして、

今後調査研究を進めていきたいと。私ども、今人口減少というのが大きな課題でございますので、やっぱり若い世代が結ばれて美浜町に住んでいただいて、ここで子供を産んでいただく。そういった意味合いで今の年齢層の婚活イベントのほうを実施しておりますので、そういったものも含めながら検討を進めていきたいと思っております。いずれにしても、婚活をやっておられますまちおこし実行委員会、それから荒井議員も所属しております縁結びコーディネーターの皆様方ともよく協議をいたしまして、シニアの出会いのフォローについて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 8 番（荒井勝彦君）

シニア世代のニーズを今から掘り起こすということで、非常にありがたいなと思います。

私の本当の知り合いでも、失礼ですけども50を超えてしまったと、でも結婚について前向きな考えを持ってみえる方もおみえになります。そういう方、本当に真剣に思っておるんですけども、町の主催する婚活イベントには年齢制限でひっかかってしまうと。先日行われましたイチゴ狩りのイベントでも年齢設定は45歳までというのがたしかパンフレットにうたってあったと思いますけれども、参加者の中には47歳の男性お見えになりました。この方、めでたくカップルにもなられました。今後、優しく見守っていつてあげたいなと思います。

確かに、子供を産んで育てていただいて人口がふえていくというのは、これはもちろん理想的でありますけれども、お互いに支え合っていけるような、男性は年いっても若い女性を好む傾向に残念ながらありますけれども、そういった方も実際にはおみえになりますので、これ今の世代では年の差婚も決して珍しいことではなくなつてまいりました。本当に望んでみえる方、真剣に結婚を考えてみえる方のために、どうか年齢制限また御一考くださいますようお願いいたします、次の質問に移らせていただきます。

運動公園整備事業、先ほど町長もいろいろ施策は練っておるんだということでお答えをいただきました。これを美浜町の例えば新しくできる陸上競技場、立派な施設ができますけれども、これ美浜町の例えば教育の場と何か関連づけて、子供たちのために役に立つようなことを考えておることはありませんか。もし、よろしかったら教育長のお立場から、子供たちのためにこうなるんだよということございましたらお伺いしたいですが。

○ 教育長（山本 敬君）

突然の質問で驚いております。運動公園でありますけれども、今、設計等は私ども教育委員会とは別のところで実際に動いております。生涯学習課を中心にして、町の美浜町スポーツ推進計画とソフト部門で、今後運動公園と生涯学習行政とを重ねていくという、そういう手順で今進み始めているところであります。運動公園自体につきましては、あらゆる世代、健常者も、障害のある方も、あらゆる人々があそこをどういう形で使えるのかというところで、今設計が進んでいると私は思っておりますし、生涯学習推進計画では、それをいかにして盛り込んでいくかというところであります。したがって、その中で町民はもちろんですが、町外からの交流というのもやはり目的の一つに置いて、きちんとそれを消化できるようにしたいと考えております。

また、小中学校の子供たちも、真ん中がサッカーができるようになるという話も聞いておりますので、陸上はもちろんサッカーも含めて、あそこで小学校の大会等ができれば、これはまたすてきな話だなと思います。小学生も中学生もスポーツの拠点の一つとしながら、また日本福祉大学とも連携を深めながら、本町の教育が学校教育も、生涯学習も充実するといいなということを強く望んでおります。

○ 8 番（荒井勝彦君）

教育長の将来に向けた、子供たちへ向けた立派な施設になる、こう力強かったかと思っておりますけれどもお答えをいただきまして、子供たちが本当に将来、自分の町にこんな立派な施設があるということを誇りに思い、そこで切磋琢磨していつてはどんどん上に上がっていくような、そういう施設になることを強く望んで、次の質問に移

らせていただきます。

最後の空き家バンクに関してのことでございますけれども、私、相続放棄したものをもらえないか、そんなようなことを言いましたけれども、まさに私が描いていたのは、町長の御答弁にあったような寄附採納を受けるような形で、それを利用していくということがいいかなと思っております。

実は、先日３月３日でしたけれども、南知多町で行われました「空き家のちょっとオトクな利活用セミナー」というものに私行ってまいりました。南知多町は、空き家バンクを通じて購入または賃貸借した場合には、さまざまな補助金を設けておりますけれども、美浜町、新規にちらっと耳にしたんですけれども、そういう計画は若干あるということを知ったんですけれども、もう少し詳しくお伝えください。お願いします。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

ただいまの空き家制度の拡充の御質問ですけれども、新年度におきまして、空き家制度、いろいろ制度の拡充を予定しております。今荒井議員言われる賃貸借についての拡充とはちょっと違いますけれども、私どもで今予定しておるもの、今の空き家バンク制度の中で耐震工事について補助金を出しておりますけれども、新しく耐震工事プラスアルファ、バリアフリー工事とか防音工事というものについての補助も追加するということを考えております。また、空き家のみではありませんけれども、町外から美浜町に新たに家を求めて見える子育て世代の方、一定の条件はありますけれども、空き家バンクを含めた中古住宅・新築住宅を取得する場合に補助金を出すということも考えております。よろしくお願いします。

○８番（荒井勝彦君）

けさの新聞ですけれども、空き家の撤去が、補助が広がると大きく報道されておりました。県も本腰を入れて補助をしますよということで、多くの自治体に今後波及するであろうという記事でありましたけれども、例えば本当に倒壊の危険があるような空き家、現に台風で町内でも倒壊した物件がございましたけれども、こういうものにも将来美浜町が撤去費用の一部を補助していったって、住民の安心・安全につなげていこうという、そういうような計画はございますでしょうか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

新年度の制度をちょっと小出しにして申しわけありませんが、撤去についても予定をしております。面積等に要件とかがありますけれども、撤去費用の補助金、きょう新聞にも載っておりましたけれども、美浜町におきましても撤去費用に対する補助金の新設を計画しております。

○８番（荒井勝彦君）

新年度のことで、なかなかはっきりとこの場では言えないのかもしれませんが、隣町のセミナーに私お邪魔して一番感じたのは、物すごい発信をしておるということ、ホームページ等いろんな場面で情報発信をしておるということで、南知多の空き家バンクには、ほぼ毎日のように問い合わせがほとんどあるそうです。美浜町では、恐らくそんなにないのではないかなと思います。ぜひともせっかくのこの、南知多の町長がおっしゃってございましたけれども、負の遺産ではなくてこれはもうプラスなんだと、こんなに埋もれた資源が私たちの町にはあるんだということを盛んにおっしゃっておりました。

美浜町としては、厄介者ではなくて資源として使っていけるようなことを将来考えていていただきたいなと思いますけれども、もう少し大きく何か発信をしていく方法、考えはございますでしょうか。

○建設部長（石川喜次君）

美浜町におきましても、来年度から空家等対策計画というものを条例が制定される予定になっております。これまで、なかなか空家に対していろんな意味で、例えば危険な空家に対しても指導とかお願いをしてきた

わけですが、なかなか強制力がなかったということで、この条例を通して空家等の所有者の方へ周知をしていきたいということも思っております。特に来年度に向けて、空家等の所有者の方には、ダイレクトメールでいろいろな制度の書いてあるリーフレットをつくりましてPRする予定をしておりますので、これまでよりもう一歩前に出てPRしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 8 番（荒井勝彦君）

本当に美浜町にも毎日のようにじゃんじゃんと問い合わせが来るように、そしてそれが将来生かしていけるように、プラスの財産としてこの空家を見ていけるような情報発信をしていただきたいと思います。

残り数分ございますけれども、私の質問は以上で閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野田増男君）

以上をもって、荒井勝彦議員の質問を終わります。荒井議員は自席に戻ってください。

〔 8 番 荒井勝彦君 降席 〕

○議長（野田増男君）

ここで、休憩といたします。

再開を10時50分といたします。

〔午後10時30分 休憩〕

〔午前10時50分 再開〕

○議長（野田増男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7 番 横田貴次議員の質問を許可します。横田貴次議員、質問をしてください。

〔 7 番 横田貴次君 登席 〕

○ 7 番（横田貴次君）

皆さんこんにちは。7 番 横田貴次でございます。

先日、中学校の卒業式に出席させていただきました。改めて人数が減ってきたと危惧している中でも、中学生の力強い歌声に感動し、涙腺が緩みっぱなしの横田でございますが、年長になる娘を保育園に迎えに行くと、今、一生懸命卒園式の練習をしています。歌声を聞いていると、なぜかうるうと涙が出そうになってくるのは私だけでございましょうか。そんな春を楽しみにしている7 番 横田でございます。よろしくお願いいたします。

昨年9月の定例会の一般質問におきまして、深刻化する町の人口の減少について質問させていただきました。執行部からは、企業の誘致はもとより研究所、私としては刑務所等も御提案申し上げたんですけれども、国家機構の誘致また新産業の誘致といったようなものの取り組みについて推進していき、雇用の創出を図り、人口減少問題に歯どめをかける、このような見解がなされました。

本日は、少子化も含め町人口の減少問題についてもう少し深く掘り下げて考え、本町として今後どのように向き合っていくのか、またこれから結婚をし子供を育てる世代の皆さんに定住・移住を促進するために本町としてどのような支援をしていけるのかを考えるため、2つのテーマで5つの質問をさせていただきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出した通告書に基づき質問させていただきます。

最初に、国の掲げる人づくり革命への取り組みについて伺います。政府は、幼児教育・保育や高等教育の無償化などを盛り込んだ政策、人づくり革命を昨年12月に閣議決定いたしました。幼児教育・保育の無償化を一部先行し、2019年4月から実施すると発表しています。対象となるゼロ歳から18歳までの本町の人口推移をパネル資

料1に示しました。国の政策が変わる中、本町の子供たちを今後どのように育んでいくのかという観点から、以下3つの質問をさせていただきたいと思います。

1つ目の質問です。パネル資料1の人口推移のグラフから、ゼロ歳から3歳の子供の減少が加速しているように見受けられます。執行部として、今後の動向をどのように分析しているかをお聞かせください。また、本町で子供を持つ御家族の1家庭における子供の人数は、平均して何人ぐらいに推移しているかお聞かせいただきたいと思います。

2つ目の質問です。2019年4月から、育児教育・保育の無償化が実施されると本町の保育所運営にどのような影響が及ぶと予想しているかお聞かせください。

3つ目の質問です。現在、保育所・学校に関する再編計画策定の業務委託事業が実施されています。進捗状況をお聞かせください。また、幼児教育・保育の無償化により保育所運営の再編計画に影響があるのかをお聞かせいただきたいと思います。

次に、少子化問題への取り組みについて伺います。

内閣府は、平成25年度補正予算案において、地域少子化対策強化交付金事業を実施するなど、地方の少子化対策にさまざまな事業を展開しています。本町の18歳から40歳を対象として、過去5年間の転出者・転入者の状況を上段に、18歳から40歳までの人口推移を下段に、それぞれパネル資料2に示しました。結婚して本町に住み、暮らし、子供を産み育てる頑張る世代をふやすことは、今後本町の明るい未来の実現に向け大変重要なことだと考えています。この頑張る世代に対して、今後どのような支援をしていくのかという観点から、以下2つの質問をします。

1つ目の質問です。大学のある町として、毎年大学生の転入出があるとはいえ、転出者の人数が上回っているのは、本町から大切な頑張る世代が流出していると考えられます。パネル資料の上段に示す転入出者の5年間の統計から、全体で482人、年平均96.4人の若者が出ていっています。男性の転出者は201人、年平均40.2人、女性の転出者は281人、年平均56.2人に推移しています。このような状況で、女性の転出者が大きく上回っていることもわかります。男女ともに頑張る世代が流出していることについて、どのような原因があると分析しているかお聞かせください。また、町外への流出に歯どめをかけるような施策を考えておられるでしょうか、お聞かせください。

2つ目の質問です。厚生労働省が平成28年度に発表した婚姻に関する統計では、平均婚姻年齢は全婚姻において平成27年度は夫33.3歳、妻31.1歳と発表しています。パネル資料2の下段では、本町の18歳から40歳までの人口構成で一番少ない年齢層となっています。全国的な平均婚姻年齢の世代が本町では一番少ないという、この年齢層となる現象にどのような原因があると分析しているか、お聞かせ願いたいと思います。

また、平均婚姻年齢となる世代に対して、婚姻定住を推進する事業を展開しているかをお聞かせください。

以上、6つの質問をさせていただきまして、壇上からの質問を閉じさせていただきたいと思います。私の暮らす布土区だけなのでしょうか、御年輩世代の皆様と顔を合わすと、子供がおらん、人がどんどん減っていくという声をよく聞きます。きょうも高校を卒業して町内に就職を決め、昨日の夜は訪れた消防団に自分の頭のサイズ、服の大きさ、足の大きさを報告した18歳の若人もこの傍聴に来ています。彼らが今後この町にも夢を持って暮らせる、そんな答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、休憩に引き続き、横田貴次議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、人づくり革命への取り組みについてのご質問の１点目、ゼロ歳から３歳の子供の減少が加速しているように見受けられるが、町として今後の動向をどのように分析しているか。

また、１家庭における子供の数は平均何人ぐらいに推移しているかについてでございますが、今後の動向の分析についてお答えさせていただきます。

まず、前段のこのような子供の減少、年間出生数の低下につきましては、残念ながら今後も続くものと推測されます。結婚と出生に関する原因から考察しますと、結婚につきましては、全国的に晩婚化が進んでおり、本町だけが特殊な傾向を示しているわけではないことは議員も御承知かとは思っておりますが、また町単位ではありませんが、厚生労働省による平成27年の人口動態統計では、愛知県における平均初婚年齢が男性30.8歳、女性29歳であり、年々上回る傾向が見られております。その中で本町は未婚率が高く、平成22年度の国勢調査によりますと、愛知県下54市町村のうち、男性は３位、女性は１位となっており、また27年度の国勢調査では、男性は８位、女性は２位となっております。また、出生につきましても、全国における第１子を出産する母親の平均年齢について、平成26年では30.6歳であり、前年の25年に比べ上昇が見られております。そのほかに20代後半から30代前半における人口減少も一つの要因として推測できます。これはちょうど、結婚・出産機会となる30代を中心とした世代が町外に転出するなどにより、より少なくなったことが要因の一つであると考えております。

これらのことから、未婚者がふえ、晩婚化が進み、結婚・出産が30代に偏る中で、30代が減少している本町において、出生数を維持していくことは容易でなく、出生率や合計特殊出生率が年々低下することからも、今後もこの傾向は続くと推測されます。本町の若年層が相対的に少ない中、日本福祉大学の学生が在学中は本町に住民票を置いていることも要因の一つとして考えております。

なお、後段における１家庭における子供の数の推移につきましては、平成27年に国立社会保障・人口問題研究所が基本調査を実施いたしました。その調査によりますと、日本全国平均1.94人となっており、本町も同様に推移していると考えますので、よろしくお願いいたします。

次に、ご質問の２点目、2019年４月から幼児教育・保育の無償化が実施されると、本町の保育所運営にどのような影響が及ぶと予想しているかについてでございますが、現在保護者の方から納付される保育料の合計は、平成28年度決算額で約１億円であり、仮に全て無償化になれば保育所運営に充てられていたその分を財源措置しなければならず、町の財政に非常に大きな負担となります。町への収入が減少することについて、今後、国からの財政措置が全くなされないと、現在と同様に保育所を維持することはできなくなるおそれもございます。それくらい大変なことでありますので、今後の動向を注意深く見守ってまいります。

次に、ご質問の３点目、保育所・学校再編計画の策定の業務委託事業の進捗状況は、また幼児教育・保育の無償化による今後の保育所運営の再編計画への影響はについてでございますが、まず概要を御説明申し上げますと、園児数や児童数・生徒数、現地調査による園舎・校舎の状況確認の後、再編の検討資料を作成している状況でございます。保育所の再編計画と学校の再編計画、この２つを合わせて考えなければ方向性が定まらなないと考えております。平成29年度から３年間で調査を実施し、平成32年度頃には方向性が出る見込みであります。方向性が出ましたら、皆様にお示しをしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。なお、御質問の２点目でも申し上げましたように、保育の無償化が実施され、しかも国からの十分な財政措置がなされない場合は、財政的見地からも保育所の再編を急ぐことも考えられますので、よろしくお願いいたします。

次に、人口減少・少子化問題への取り組みについてのご質問の１点目、18歳から40歳の転入出において転出者

人数が上回り、本町から頑張る世代が流出しているが、原因をどのように分析し、町外への流出に歯どめをかける施策を考えているのかについてでございますが、平成28年度における本町の転入・転出を見ますと、20歳代の転出が312件に対し転入が186件で126件が、また30歳代では転出が155件に対し転入が149件であり6件が転出超過となっておりますが、これは社会的な要因によるものと考えております。両年代の主な転出先を見ますと、知多半島内が約4割を占めており、以下、県外、名古屋市という順になっております。日本福祉大学を初め、学生による異動の影響も大きいと考えられますが、美浜町人口ビジョン2015における転出者アンケートでは、主な転出理由に勤務不便、結婚のためと多く回答されておりますので、町外への就職、その勤務先へのより近い場所への転居、町外在住者との結婚等を機に転出することが原因であると推測できます。この20歳代、30歳代の流出に歯どめをかける施策としては、就労先の確保、子育て環境の充実などが欠かせないと考えております。また、道路環境の整備も推進してまいります。

人口減少対策として現在取り組んでいるまち・ひと・しごと創生総合戦略では、産業活性化の一つとして、地域の農水産物を生かしたブランド商品の開発や創業支援を行っておりますが、これらは雇用対策にもつながるものと期待しております。また、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえられるよう、婚活支援や子育て支援についても着実に進めているところでございます。なお、保育環境のよさなど町の魅力を発信することも大切であると考えています。進学などで一度転出しても、ふるさと美浜へUターンし、定住するように奨学金制度や移住定住対策など先進地の事例についても参考にし、住民ニーズも踏まえて今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の2点目、全国的な平均婚姻年齢の世代が、本町では一番少ない年齢層となっているが、原因をどのように分析し、婚姻・定住を促進する事業を展開しているのかについてでございますが、全国的な平均婚姻年齢である20歳代及び30歳代につきましては、先ほど答弁いたしましたように、就職や通勤、あるいは結婚等による転出超過により減少しておりますので、この社会的な要因への町外への流出に歯どめをかけ、本町に移住定住していただく施策が必要だと考えております。そのため、人口減少対策として、新年度予算においては移住を図る施策の一つとして、新たにフラット35対応型補助事業を行いたいと考えております。この事業は、本町への移住しやすい住環境を整えるため、住宅金融支援機構と提携し、本町に転入する子育て世帯に対しての新築・改修及び中古住宅の取得について補助をするものでございます。また、定住対策として婚活事業を経て成婚が整い、定住していただいた夫婦にお祝い金を支給する事業も新たに実施してまいりたいと考えております。若い世代の移住推進により定住人口の増加を促進するためにも、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。また、今後若い世代の社会的な要因による転出を抑制するため、ニーズ調査や要因分析等を行い、若い世代が住みたくするような魅力あるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

壇上からの説明は、以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございます。

順次再質問をさせていただきたいのですが、最初の人づくり革命の取り組みについての1番目の質問、これはちょっと後ともダブリますが、愛知県の平均年齢、男性で30.8、女性が29歳ということで、若干全国から見ると、愛知県やはり景気の動向もよく下回っているのかなと思いますが、一番ショックだったと思うのが、女性の未

婚率が愛知県内で2回の国勢調査の中でワン、ツーを占めているというところが意外な結果だなと思っております。こちらは、後ほどの人口減少問題で伺っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2つ目の質問をした保育料を無償化に関する影響ということで、今これ子供を持つ、特に小さなお子さんを持つ御家族の中では、いろいろ情報をとりたくても情報が出て来ないというところで、町に質問をぶつけてみました。まだ国からのなかなか正確な情報もないということでございますが、これ1年後にもし無償化が進められる、2年後もそうなんですけれども、本町の保育所運営について、例えば人があふれてしまうとかそういった心配をされている御家庭も多いのではないかと思います。仮に無償化が進んでいくうちにこの保育園事情、待機児童がたくさん出てしまうのではないかと心配されている御家族もいらっしゃると思いますが、その辺の見通しというものをどのように考えておられますでしょうか。

○厚生部長（西田林治君）

この無償化による影響ということでございますが、人づくり革命の無償化については、本年の年明けより国は議論を始めていて、有識者も含めた議論を夏ごろまでに制度設計の結果を出すと言われていて、記者発表当時の国の資料は見ることはできるのですが、それ以外のことはもう皆様と同じように新聞報道で、私どもも新聞報道切り抜きを一生懸命して情報集めに苦慮しているわけですが、その中で2019年4月、これが31年4月からということになるのですが、このときには5歳児をとりあえず無償化しようと、先立って5歳児を無償化しようということが新聞に出ております。そういうことになると、美浜町5歳児については、無償化されても今ほとんどの5歳児を各保育園で自由契約児も含めて受け入れておりますので、これは多分受け入れはできるんだろうなということを考えて、さほどこの部分については影響はないんだろうな、このとおりにいけば。ただ、制度設計がまだこの夏ですので、このとおりになるということは考えられないこともありますので、ちょっとこの部分については不安が残るわけなんです。その後の翌年には本格的にという部分がありますが、その中でも、中をよく読んでみると自由契約児はどうもないのかなと読み取れ、新聞はその辺が上手に書いてないのですけども、国からの文書を見ると自由契約児はないのかなと。そうすれば今と状況が変わらないけれども、ただ若干ふえるんだろうなと予想は立ちます。ですけども、うちの場合は美浜町の保育所、我々が運営している保育所では難しいかもしれませんが、大和幼稚園もありますので、そこにはかなりまだ余裕がある。ただ、保育士の確保をしてもらう必要が出てきますけれども、です。ですのでそういうことも前もって情報をよく出して、話し合っていけば対応はできるのかなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございました。

少し私も安心したのですけども、これ細かい情報をいかに皆さんに知らせていくかということのも大事なことで、いろいろやはり子供を預けようとか、こういった制度がどのように変わっていくのだということとは一番情報が早いのはやっぱり行政執行部のほうだと思いますので、今後も正しい情報をしっかりと取っていただいて、適宜町民の皆様、特に子供を持つ世代にお知らせ願いたいと思います。

続いての質問に入らせていただきます。保育所また学校の再編計画の策定について伺いました。まだ答えはなかなか難しいのだろうなと思って聞きましたが、私一番心配していたのが別々で進んでいくのかなと思っていたのですが、町長の答弁から保育所・学校の再編計画、これ一緒に考えていかないと立ちいかないと御答弁もいただきましたので、大変安心しました。

今後、平成32年度にはある程度方向性を示していただけるというところで、我々も楽しみにしたいと思うのですが、保育所の所轄は厚生部ですね。学校は学校教育でやるということで、部が違うことをこの策定案、2つの

部でいろいろすり合わせをしたり、またその中に教育委員の皆さんがどのようにかかわっていくのかとか、我々議会はどのようにかかわっていくのかなど、もし今お話しいただけるような情報があるならお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画部長（沼田治義君）

ただいまの御質問でございますが、保育所につきましては厚生部が所管でございます。それから小中学校につきましては学校教育部が所管でございますが、再編につきましては一校一校やっておってはいけませんので、これは部は違いますがそこは連絡を密にして調整して、同じような形で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございました。

そうですね、我々議会の側にも大変責任のあることでございます。いろいろ出された結果に関しては賛否両方出る内容であろうと思いますので、ぜひ我々議員の立場の人間もしっかりと取り込んでいただきまして、結果だけお聞かせいただいてもそれからが我々大変ですので、よく進捗に合わせた情報提示をお願いしたいなと思います。いい結果が出るように我々も頑張っていきたいなと思っておりますので、大変大切な子供のことなのでしっかりと情報を共有していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2項目めの人口減少また少子化問題への取り組みについて伺いしたいと思います。

若い世代の流出の原因を伺いました。社会的な要因が大きいであろうと考えていると御答弁をいただきましたが、アンケートの結果を今聞いたんですけれども、転出理由が通勤不便、また婚姻という町民の声をアンケートで伺ったと御答弁の中でありました。本町は名古屋までの通勤電車で30分、都会に近い田舎、このことは通勤不便が理由ということで覆されたような気がします。また、子供を育てやすい環境である美浜町というキャッチフレーズが、結婚を機会に町外へ出られていったということでは、我々が思っている本町の自慢ということがやはりまだ確立されていないんだろうと、これは正直に認めて反省せねばならないと思っています。世代を絞り込んで、しっかりとした対策を打てる事業をやはり打っていく必要があるのだろうと思います。

そのような中で、全国で見ますと10歳で行う2分の1成人式、元服式をやっている市町村があったりとか、また高校生サミットということで高校生を集めてこの町のことをどう思うというようなさまざまな取り組みが全国でなされています。大体聞いていますと、やはりまちに興味を持てたこうと、とにかく10代から学校に通う義務教育の意味を理解する前にこの町に興味を持ってもらおうというような狙いで、各市町村取り組んでおると私もいろんなところで伺いました。本町も財政的に大変厳しい町政運営をしているのですけれども、こういった各世代に学校とも協力をして、少しの予算で子供たちをみんなで見守っているんだよ、また高校生サミット、中学校などもそうですけれども、彼らのこの町に対してこんなことを思っているという御意見をいただけるような、我々議員としても子供議会とか、今後こういった取り組みはやっていかなければいけないと思っていますので、チャレンジM I HAMAとしても今後こういった御提案もしていくつもりでありますので、ぜひ世代を見据えた、その世代に合ったような施策というものは考えられないでしょうか。

○企画部長（沼田治義君）

議員おっしゃるとおりでございますが、私ども執行部も故郷への帰属意識を高めるということは非常に大事なことだと思っています。美浜町に住み続けたい、再び戻って美浜町に住みたいとそういった若者の意識、これを高めていくことは非常に大事なことだと思っております。今後、さまざまなこういった事業に取り組んでいくわけですが、その中で就職や進学で本町を離れていく方々も見えるわけですが、こういった方々がU

ターンしてまた戻ってくるケースも出てきます。そういった方々の意識を調査するのも非常に大事な事かなと思っております。

今後におきましては、高校生や大学生、こういった方々の学生サミットの開催ですとか、それから先ほど言われたような子供議会の開催、それから私ども今、成人式も開催をさせていただいておりますので、成人式の参加者へのまちづくりについての意識調査、こういった町があらゆる機会においてそういったアンケート調査等を開催させていただきまして、まちづくりに反映をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございました。

そうですね、成人式を迎えるまでにどれぐらい子供たちに何が投げかけられるのかなということも、我々大人の気持ちを伝える上では大事な事だと思います。

最初の質問でも伺ったのですが、今回質問をさせていただくパネルをつくる中でも、非常にデータをつくっていただくのに職員の方にも御苦勞をおかけいたしました。ただ、きちんとした数字はうそをつきませんので、さっきも例えば美浜町の子を持つ家族の、例えば1家族平均何人子供がいるのかなといった数字も全国統計では1.94という数字が答弁でなされましたが、私、限りなく3に近いのではないかなと思っています。自分が子供6人持つ身だからというわけではなくて、結構3人、4人、美浜町の職員の若手でも最近4人目が産まれたよという方もいらっしゃいます。ですので、こういった正確な数字というのはお時間かかるかもしれませんが、明確につかんでいただいて、全国にやはり1家族の子供の平均3を超えるようであれば、私は立派に誇れることだと思うのです。ですので、例えば18歳の子が男女何人転出、毎年アンケートをとって、転出の理由は何なのということもしっかりと毎年のデータとして積み上げて、本町の行う事業検証にそれを使うべきだと思いますので、大変手間のかかる作業だとは初めて知って反省はしておりますけれども、ぜひそのようなシステムもつくり上げてほしいなと思います。

あと、先ほど御答弁にあった美浜にUターンをする奨学金制度とか、フラット35というのは、私とても聞きたいんですけども、おそらく来年度の予算にも触れることなので、ここでは質問を差し控させていただきますが、美浜町の今の一番の問題というのは、確かに空き家とか婚活で、同僚議員も今まで御質問されておったわけですが、やはり土地だと思うんです。津波が来る、もうほとんどの家庭が今海岸の近くに家を構えて、かといって高台の大変見晴らしのいい緑のあるところというのは市街化が進まない。私も議員になってから何度か市街化をできないかということで聞いたんですけども、いや国や県からの許可が下りんだらうと、今ある市街地を何とか再生しなさいということをやわれたといいますが、人は出ていつているんです。正直もう住みたくないといいつて出ているようなところをさわっても人も来ないし、集まってこないと思うんです。そういった本音のところ、例えば運動公園を踏まえた、陸上競技場を踏まえた運動公園、あちらの事業実施の趣旨にコンパクトシティ美浜という新たな町の創造をするためのこれが第一矢なんだということで、あちらにあれだけの開発ができたということであるならば、ぜひ無理だということをするのが、能力のある職員の皆様であります。

どうか英知と勇気を振り絞っていただいて、何とか山手に市街化を促進して、どんどん新しく美浜町に住んでいる人はそちらに移動して来なさいと、土地も交換して古いところは町がもらう、皆さんは住みよい緑の多いところへ越していくというような、そんな将来の30年後の町の夢というのは、今からの美浜町が見られると思うのです。我々には土地があります。さわれる土地があるということは一番の強みでありますので、そういった魅力を若い人にしっかりとお伝えをしていただきたいと思います。

そんな中で、最後に神谷町長にお伺いしたいと思うのですが、若い子に今からこの町に住んでもらおうという

ときに、今から既成市街地の開発もしていくのですけれども、やはりこれからの町というのは小さな塊になって、低コストでいいサービスを受けるまちというようなイメージで、若者も今期待していると思いますけれども、今後、神谷町長の進める美浜の里、それから既成市街地の開発等、若者に対して何かいいイメージがわくようなコメントをいただければ幸いです。よろしくお願いします。

○町長（神谷信行君）

ただいま横田議員の若い方ということでございまして、非常に急に投げかけられたので難しい質問だなと正直言って思っておりました。ただ、美浜町から出ていかれる先ほどの理由、私も以前幹部会等で、住民課で一人一人転出されるときにどういう理由で出ていくのかということをして聞いて、一回それを参考に町のこれからの方向性も考えられないかなということで出ささせていただきました。先ほど、こちらに載っておるのとはほとんど内容的には変わらないですが、私はやはり常に若い方々に思っているのは、一つは意識改革が大事なのかなということも思っております。それと、先ほども通勤だとかそういった利便性のお話しありましたが、美浜町内から名古屋まで50分足らずでこれは通勤ができる。また、半田・東海市、その辺でも30分、そういった形で動いていくことができると。そしてまた、東京の方や名古屋の方とお話ししていると、都内でも、市内でも50分、1時間は当たり前だと、通勤でかかるのがということをお聞きします。ということは、若い方たちは少しでも勤務先の近くまで行きたいという、半島であればあるほど、南のほうにありますと少しでもそういった中心に近づいていきたいという部分が非常にあるのかなと。ですので、通勤と、あと自分たちが休みの時間の中で、こういう美浜の町でどうした形で余暇を過ごすことができるのか、これだけ時間がかかっても美浜に住んでおることがいかに魅力があるのかというものをつくっていくのが一番なのかなと。若い人たちに意識の改革をしていくのがいいのかなとひとつ思っております。ですので、そういったものとあとは町の形成だと思います。この町の形成も都会に住むよりも美浜の中でちょうどいい田舎ではあるけれども、医療も充実しており、またそういった教育関係も充実しており、子育ても充実しておりということで、そしてまた道路も、そういったものも充実した中で出ていくものよりももっと魅力のあるものを多くつくっていかなくてはいけないのかなと思っております。

市街地再編整備も先ほど横田議員が言われましたけれども、なかなか今からのそういった災害によってそこに住みたくない、もっと自然の山のほうへ住みたいと、高台に住みたいというお話を今ちょうどされましたけれども、なかなか現実的にこういった町を1つ移動していくということは、これはとても今までの現実的に東日本のように崩壊したところでは、これは考えられる当然の話でありますけれども、今現状としてあるこういった状況を変えていくということは、非常に私は国・県またこういったいろんな町としても財政状況やいろいろな形でこれは不可能だと言ってもいいぐらいではないかなと私は思っております。

ですので、今のこういった町をいかに若い方たちが住みよい町にしていくのか。また、若い方たちが跡を継いで自分の家を守っていけるようなそういった環境づくりをどういうふうにしていったらいいのかなと、それを整備していくのが一番現実的ではないのかなと思っております。とにかく若い方たちから魅力あるそういった見出せるようなまちづくりを取り組んでいくのが優先ではないのかなと、そしてもう一つはコンパクトシティ、今コンパクトシティというのは全国で取り組んでみえる、この辺でも豊橋だとかそういったところもコンパクトシティということで計画されていっておりますが、私どもこういった東西に分かれておる町ですので、これをやはり中心に、真ん中に公共的な施設だとか、そういったものを真ん中にもってくることによって、東西の人たちがそこで交流し合い、また真ん中が中心となって動いていけるような、そういったまちづくりが一番いいかなと思っております。また、それが時期的にはわかりませんが一つの学校であり、また保育園であり、そういった生活に密着した、またなくてはならないそういった施設を中心に集まることによってこれが東西を結んでいくのかなと

思っております。

私、たまたま今のまちづくりを行っていく中で、昔ほど東だ、西だという言葉が少なくなってきたように思っております。以前は、東をやれば西をと、西をやれば東をとという要望が非常に高まり、同じものが東西に分かれてできてきた経緯がありますけれども、今は一つの町として皆さんが捉えていただき、美浜町として捉えていただき、どの部分をさわろうが開発されようがそれが町全体で広がっていく、町の活性化のためにつながっていくという意識も非常に高まってきているのかなと思っております。順次まちづくりとしてこういった町の形成、または道路、全ての施設、そういったものを若い方たちが望まれるような、また名古屋に住まずとも、半田だとかそういったところに住まずとも、美浜町で十分だと言ってもらえるようなそういったまちづくりをしていくことが、魅力を最大限に打ち出していくことが一番大事なのかなと思っておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。また、皆様方の御協力もいただきたいと思いますと思っております。

○7 番（横田貴次君）

ありがとうございます。

この議会の冒頭、町政に関する方針を伺って、特に若い子に対してどのような思いかなというのを伺ってみたいくて失礼いたしました。そうはおっしゃいますが、私はやはり運動公園の完成から東部線・西部線がしっかりと開通をして、町民がその周りに移住して集まるんだ、あそこで暮らしたいんだという夢が、やはりこれから20年、30年生きる我々にとっては必要なことだと思います。難しいことだと思いますが、夢は寝るとときに見るものだとよく叱られますけれども、そういった夢を見ながらこの町でしっかりと活動していきたいなと思います。

そして、我が町には今、お祭りが始まろうとしています。もっと今からお祭りに力を入れるように、20代から40代までの世代にはお祭りでやっぱり人を引くとか、この町には大変いろいろな資源があります。そういったものを少しずつ生かしながら、少しでも転出がとまることを祈念いたしまして、質問を閉じさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（野田増男君）

以上をもって、横田貴次議員の質問を終わります。横田貴次議員は自席に戻ってください。

〔7 番 横田貴次君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで、休憩といたします。再開を午後1時といたします。

〔午前11時40分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（野田増男君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

2 番 山本辰見議員の質問を許可します。山本辰見議員、質問してください。

〔2 番 山本辰見君 登席〕

○2 番（山本辰見君）

皆さん、こんにちは。ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、あらかじめ提出させていただいております一般質問通告書に基づき、順次質問させていただきます。

当局の皆さんには、傍聴者並びに町民の皆さんにもわかりやすい、簡潔な答弁を求めるものでございます。

日本共産党議員団の山本辰見です。

きょうは、住民の皆さんから寄せられている重点課題2点に絞って質問させていただきます。

1点目は、運動公園整備事業についてであります。

皆さん御承知のように、昨年6月から都合10回にわたって美浜町広報に、奥田駅前、東駅前での美浜町運動公園事業についてPRがされてきました。ややもするとよい面ばかりが強調されていますけれども、どうでしょうか。町民の多くの皆さんからは、一体事業費はどのぐらいになるのか。陸上競技場は町民の皆さんからの要望だったのか、あるいは町民の皆さんが本当に、特に陸上競技場を利用するだろうか。維持管理の仕組みや維持管理費はどうなるのかなど、さまざまな疑問の声が私どもに届いてきます。

現時点でのさまざまな疑問点についてお尋ねします。お答えください。

1点目は、昨年秋から行われた土質調査により、陸上競技場の建設予定の場所が思ったより軟弱で地盤改良、いわゆる補強工事が必要ではないかと、この心配があります。さらに、総合公園グランド拡張事業から発生する土砂をこの奥田の運動公園の事業に10万立米埋め立て・かさ上げの土砂として利用する計画があり、神谷町長からは、だから大分工事費を抑えることができる、こういう自信ありげな表明もされてきたと思います。しかし、総合公園グランドのほうに、もしかしたら混ざり物があるのではないかとということが明らかになり——このままこの土砂を全てなのか一部なのか判断しかねるのですが——利用できなくなる、こういう新たな疑問が出てきました。もし総合公園拡張事業からの土砂を利用できないとなった場合、新規に購入先を確保する必要があります。さらに、当初計画ではなかった照明設備、また施設運営に必要な審判室や放送室、選手の控室、シャワー設備など、今この29年度の段階で準備されていますが、先ほどの土壌の課題も検討することになると、当初計画では私たちから町民の皆さんにも運動計画の総事業費はおよそ28億円ぐらいではないかと表明されておりましたけれども、減ることはなくて膨らむだけではないかなと思いますけれども、どのぐらい負担がふえていくのか、どのぐらい事業費が膨らむのかお伺いいたします。

2点目は、以前から繰り返し説明を求めてきましたけれども、維持管理の方策、また維持管理費がどのぐらいになるのか、この見通しについて一向に説明なされません。まだ基本計画の段階だ、そして建物の一部変わるかもしれないという状況が、事業内容が確定していない部分があるにしても、もうこの事業は推進の方向で進められております。現時点でのスタッフの皆さんが、必要であろうと予想される維持管理費について説明ください。

3点目は、陸上競技場に限った利用者の見込みについて、どのように設定しているのでしょうか。この美浜で今、計画されている陸上競技場と同じような、あるいはレベルは1つ上ですけれども公認の競技場が知多市の陸上競技場、半田市の総合公園にある陸上競技場、ここでは各種の大会が開催されておと思うわけですが、特に大会の開催状況、利用者数はどのぐらいなのか。また、その中から美浜町で計画している運動公園に呼び込むことができる大会はどんなものがあって、年間にどのぐらいあるのか。一方、練習として使うことも含めて、町民の皆さんの利用状況をどう判断しているのか。今の段階で。例えば町民の皆さんもありますし、高校生・中学生の練習等もあると思います。当然利用料をもらえる場合、また免除する場合とあると思いますから、そういう形の利用者の見通しを示してください。

4点目は、29年議員の特別委員会に説明がありましたけれども、美浜町運動公園の便益費用計算、わかりやすく言うと費用対効果の問題でございます。一番最初にこの運動公園を準備する段階、多分もう2年も3年も前の段階だと思いますけれども、この段階で建設費と管理費を含めて費用の建設の合計は35億6,200万円、直接の利用価値による便益が49億4,700万円、また間接的な便益費用としては46億5,100万円、合計で便益はこのぐらい見込めるとというのが95億9,800万円となっています。それは、主にどのようなものが当てはまるのか、細かい計算方法だとかその辺は結構です。どういうことが見込まれるのか、それがストレートに直接美浜町にプラスになる

のか、町が活性化することになるのか、およそのもので結構ですので試算の概要を説明してください。そして、今話をしました建設35億円から便益が95億円というのは、対象が50年間となっております。私はもう100歳超えますから、長いスパンのことを言われてもちょっと理解しにくいところがあるわけですが、少なくとも都市計画税を積み込む期間が15年、あるいは借金の返済が15年ぐらいしておりますので、その間5年間はこのぐらい、10年後はこのぐらいだということについて説明をいただきたいと思います。

大きい2点目でございます。行ってきバス自然号の効率的な運行についてでございます。

新しいいわゆる福祉車両がふえて、車椅子が利用できる車両がふえたことにより利用者の皆さんもふえて、大変町民の皆さんから喜ばれております。しかし、一部地域、コースによっては利用できなくて、言葉は悪いですが、積み残される方もみえたと聞いております。町が発行しているパンフレットの案内には、「満席の場合は乗車できない場合があります。」ときちんとお断りしておりますけれども、コースによっては何度か、直接本人からではなくて前の席から乗っておった方が「また乗れない人がいたな」ということでお声がかかりました。満席で乗車できなくて困っている方がみえますけれども、この状況を町はどのように把握しているのでしょうか。

また、これ業者に委託しておりますけれども、事業を委託している業者から満席で乗車できないケースも含めた利用実態あるいは利用者からの要望などを報告していただくようなシステムになっているのか、いかがでしょうか。

2点目は、特に先ほどの福祉車両の場合は、車椅子の席を入れて8人、車椅子を除くと7人乗りとなります。車両そのものも一回り小型のようですので、それから乗りおりの際に頭がつかえて乗りにくかったというような話も聞いております。満車により乗車できないといった場合も含めて、改善の方策を考えているのでしょうか。ぜひこれは検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、壇上から大きな問題2点に質問をさせていただきました。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、山本辰見議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、運動公園整備事業についての御質問の1点目、現時点で想定される総事業費は、当初示された28億円からどのくらい膨らむかについてでございますが、まずは御質問の前段でおっしゃられた運動公園の地盤改良と総合公園の土砂について、2月14日の行政報告会で議員の皆様方に御報告いたしましたことを改めて説明いたします。

本年度、運動公園の設計のために実施したボーリング調査によって、陸上競技場計画地においては軟弱地盤による沈下を防止するために、地盤の密度を圧縮する必要があることが明らかになりました。現在、費用と工事期間の両面を考慮した工法を検討しているところでございます。

次に、総合公園でございますが、ボーリング調査の結果、一部の土地から埋め戻し土が発見され、また土壌調査を行った結果、一つの項目について、わずかではありますが基準値を超える数値が計測されました。現在、愛知県の環境部署に対して当地区のこれまでの土地利用状況を報告し、今後の対応についての指示を仰いでおります。県の指示により詳細な調査が必要になることも想定されますので、指示を待つとともに、対応を検討しているところでございます。

さて、御質問の陸上競技場の事業費についてでございますが、本年度陸上競技場の設計作業を進める過程で、

関係機関である美浜町体育協会、スポーツ推進委員、みはまスポーツクラブ、日本福祉大学に加え、オブザーバーとして愛知陸上競技協会の皆様に御参加いただき、施設の内容について検討をいたしました。その結果、本公園事業の目的である交流人口の増加、学園ゾーンの強化及びにぎわいの拠点整備のためには、大会や合宿時の利用者が必要とする設備を整える必要があるという認識に至りました。現在、他の競技場の仕様も参考にし、公認競技場の要件を満たす全天候トラック及び1年中球技等にも使用できる人工芝のフィールドを計画しております。また、当初の計画に加え、照明設備及び大会運営のための放送室、審判室、更衣室等の諸室を設置する方向で計画を進めております。費用につきましては、トラック・フィールド部分の仕様変更、諸室等の増設に伴い増加することになりますが、具体的な費用につきましては、実施設計・詳細設計により算出しますので、改めて提示をいたします。建物の構造や利用効率をよく検討し、無駄を省いた仕様や維持管理上の経費節減を念頭に設計することを指示しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の2点目、現時点で考えている維持管理の方策、維持管理費の見込みはについてでございますが、維持管理の方策ですが、現在職員による公園担当、スポーツ担当、まちづくり担当及び観光担当の関係課で、維持管理と運営面について検討する情報連絡会を組織し、検討を始めているところでございます。今後、外部関係者も含めてさらに検討していくこととなりますが、維持管理を直営で行うのか、指定管理者制度で行うのかなどの方向性、大会・合宿などの誘致に向けた宿泊先及び他施設との連携など、包括的な取り組みについて考えていくものでございます。維持管理費の見込みでございますが、施設の規模が確定しておりませんので、正確な積算は現時点ではできておりませんが、総合公園及び図書館の実績並びに先進地の事例も参考にし、今後設計の進捗にあわせて詰めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の3点目、現時点で想定している利用者の見込みについて、町内外の利用者を含め、有料・無料別で明らかにについてでございますが、まず知多市と半田市の陸上競技場の利用状況でございますが、知多市では陸上競技大会が40回程度開催されており、他の球技等の種目を合わせた利用者数は約3万2,500人と伺っております。また、半田市では陸上競技大会が15回程度開催されており、他の球技等の種目を合わせた利用者数は約3万7,900人と伺っております。さて、本町の陸上競技場へ誘致することのできる大会の見込みでございますが、現在県内の競技場で行われている中高生・大学生等の大会や記録会の中で、地域や規模の点で誘致に手を挙げられる候補は多くありますので、今後関係機関を通じて、誘致していきたいと考えております。また、利用者数の見込みについて基本構想時の数値は、通年の利用として、みはまスポーツクラブ等の活動、防災訓練、町内の各種大会及び一般利用で約1万8,000人、体験学習及び区の行事で約4,000人、大学・高校関連の各種スポーツ大会で約8,000人、大学・高校のサークル及び部活動での利用で約4万1,000人、計7万1,000人を見込んでおり、これらとは別に障害者スポーツの大会や学生・実業団の合宿誘致での利用促進も考えております。なお、使用料については運営方法の検討の中で決めて行くこととなりますが、近隣の競技場とのバランスも考慮して基本的には有料とし、町の行事や学校行事について減免規定を設けることになろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の4点目、便益費用計算の試算概要の主な内容の説明を。また都市計画税を充当する期間の便益計算はいかがかについてでございますが、御質問は平成29年9月12日の美浜町運動公園整備調査研究特別委員会の求めに応じて、担当課長から説明申し上げた費用便益計算の内容であると思います。この計算は、公園整備事業の補助金を申請するに当たり、国が費用対効果を判断するために国の基準により求めた数値でございます。特別委員会の際にもお伝えしましたとおり、実際の費用対効果を示すものではありませんので、御理解くださいますようお願いいたします。なお、都市計画税を充当する期間における費用便益計算についての御質問についてで

ございますが、この費用便益計算は、ただいま申し上げたようにあくまでも国が費用対効果を判断するために国の基準により求めた数値であり、都市計画税の充当金額との関連もございませんので、御理解くださいますようよろしくお願いいたします。

次に、住民が利用しやすい、行ってきバス自然号の運行についての御質問の1点目、利用実態、利用者からの要望を運行委託業者から受け取るシステムはできているかと、御質問の2点目、車両が小型で頭がつかえる、満席により乗車できないといった場合を含め改善の方策を考えているかについては、関連がございますのであわせてお答えいたします。

巡回ミニバスの乗降者数及び運行状況等については、毎日日報という形で記録され、1カ月分まとめた上で後日役場に提出されることとなっております。満車で乗り切れない場合の報告については、特段の規定はございませんが、現在随時報告されるようになっております。利用者からの要望等があったときについても同様であります。また、緊急事態発生等に備えて連絡網も整備されておりますので、受託業者から情報や要望を受け取るシステムについてはできているものと考えております。

車両について申し上げますと、以前は乗客が9名というもので、夏休みや春休み等の小中学生が図書館を使う機会がふえる時期などには乗れないこともございました。ですが平成23年以降、順次現在の14人乗りに変更したところ満車になることが大きく減少しております。一方、議員が言われる福祉車両は、平成27年11月の巡回バス増便時に導入したもので、従来の車両に比べて車体が小さく、また車椅子対応機材も備えているため定員も少ないものであります。なお、運行から1年半ほど経過していますが、福祉車両としての利用は極めて少ないものとなっております。これを踏まえて、次の車両更新時には乗車人員及び車両の仕様等を十分検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

壇上からの私の答弁は、以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○2番（山本辰見君）

1点目のところから順次再質問をさせていただきます。

事業の内容が確定していないから全体の規模もまた変わる可能性があるという、そのとおりだと思いますが、それにしても大きく、本来だったら29年度に基本設計で、実施設計とか細かい詳細なものはあろうかと思いますが、本来でしたら29年度基本設計の中で、建物はこんな形ですよ、そこを建てるところの土壌だとかはこんな状況というのは本来あって、上物の設計がなければならないと思います。29年度にボーリングした結果ということでありましたけれども、これがいつの時点ではっきりしたのか、その前に状況としてわかっていなかったのか。ある方から、今の運動公園をつくるところと限定したわけではありませんが、以前は結構常滑焼の土砂を掘って戻したり、そうしたこともないのか。それから先ほど説明のあった総合公園の拡張のところも埋め戻した土があるということでしたけれども、それらは、私は総合公園のところは事前に町が知っておかなければいけないような状況の土地ではなかったかなと思うんですけれども、その調査をどんな形で準備していたのかお聞きします。

○建設部長（石川喜次君）

山本議員の御質問にお答えいたします。

まず、土の問題でございます。総合公園の土の問題からお話ししますと、平成18年度に農地の改良工事で土を

入れかえたということが現状でございます。その中には、砂防地内、自然公園、それと農地改良に伴う法規制が入ってございまして、その法規制に基づき造成をしておりますので、当然土を入れかえたものにつきましては適正な土が入っておるということをうちのほうも思っております。

運動公園につきましては、現状見ていただいたとおりでございまして、全てが水田でございます。当然、地盤は通常の山と比べれば悪いということはわかっておったわけですが、ボーリング調査の結果において、想定したよりも大きく地盤が緩かったということでございます。

そういうこともございまして、本来であれば平成29年度に基本設計が全部完了するという予定をしておりましたけれども、そういう土の問題がございましたので、平成30年度に繰り越しをしまして基本設計を作成する予定になっておりますので、現時点では事業費等が出ていないということでもあります。

○2番（山本辰見君）

今、最初の答弁ではなかったですが、29年度に予定していた基本設計の詳細については、繰り越しをして30年度になるということでしたから、先ほどの答弁で県に相談して指導を受けていると、ボーリングのやり直しになるのか、いろんな調査が要ということですが、29年度に予定した基本設計はどのぐらい延びて、いつごろそれがはつきりするのでしょうか。

その時点で、実施設計ではなくて基本設計が出た時点で、大まかな建設の先ほど28億円とって指摘したものは、ある程度の数字は出るものなのでしょうか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

ただいまの事業の繰り越しの件でございますが、基本設計、今年度終わる予定でしたけれども、先ほどの土の件、あと諸室につきましても先ほどの町長答弁で申し上げましたように、当初の基本構想の時点では陸上競技場の諸室という計画はございませんでした。それが計画を検討する中で必要であるということが出てきて、その検討にも時間を要したというのも、結果的には計画をつくるのに時間を要したという一つの要因でございます。

今回、繰り越しをさせていただきたいということで、今の私どもが持つておるスケジュールですと、大体9月ぐらいまで繰り越しする必要があるのではないかと考えております。

それから、基本設計の時点で事業費はどうかという御質問ですが、当然基本設計が終わった段階では、その段階の事業費というものは出てまいります。お願いいたします。

○2番（山本辰見君）

非常に残念だと思うのは、もう2年も、もっと前から計画がされていて、しかも3種の公認の陸上競技場を準備するという中で、照明がなかった、それから細かい仕様は変わると思います。だけど、放送室も部屋もない、ただ競技場で応援席があるという程度でよかったというのは、はなから準備不足ではないでしょうか。そのことを強く思います。それから、半年ぐらいずれるということになったわけですが、先ほどは触れませんでした、県の指導の関係はどうなるのでしょうか、もう一度答弁をお願いします。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

まず、陸上競技場の仕様の件についてお答えいたします。

基本構想の段階で、3種を目指すという話はもちろんございました。ただ、3種の要件の中に照明・諸室が絶対要件ではございませんでしたので、基本構想の段階ではトラックの仕様としては3種の規定に届くであろうということで、あの時点の計画でも3種の範囲内には入り得ると。ただ、現実的に大会をやる、合宿を呼ぶということになりますと現実的な運営ということもありまして、その点を今年度になりまして専門家の意見も聞いて、必要な物を加えていったということでもあります。

あと土壌の関係の県の指導の時期でよろしいですね。それにつきましては、現在地歴調査、あそこの部分の戦後以降の土地利用についての報告を提出してありますので、それを待っている状況ですけれども、相談に行った時点では少し時間はかかるよと言われております。

こちらとしても次の設計に早く、調査設計に進めるためにも、なるべく早く回答を出していただくように、県にはまた申していきたいと思っております。お願いいたします。

○2番（山本辰見君）

今の件、一番最初に指摘したように、総合公園の土を使える、総合公園の山を崩しながら運んで、こっちの地盤をかさ上げしてということで同時進行になっていると思うわけですが、今の状況ですと向こうも工事にかかれない、ひょっとしたらその土が使えないことも、仮定の話はちょっと間違いかもしれませんが、最悪例えば10万立米を考えていたのが10万全部から半分かもしれないときに、その分の土砂の確保というのが当然検討に入らなければいけない、当然それもあわせて検討になると思うんですが、その辺はどこまで検討を始めたのでしょうか。

○建設部長（石川喜次君）

土の問題でございますけれども、今議員の申し上げられたとおり10万立米という土を運ぶと予定をしておりますけれども、今回の問題でその辺をはっきりしないということで、今県の指導を待っているような状態ですが、それを待っていたらなかなか事業が進めないということもございますので、実はあわせていろいろうちのほうも検討しております。土がもしそこで出なければ、土は購入できるものではございませんので、自分で用立てすることが必要になってきますので、その用地等も含めて、今検討しておりますので御理解いただきたいと思います。

○2番（山本辰見君）

検討しているということですが、実際には、例えば近場の山から新たな土を確保するようなこともあり得ると思いますけれども、ぜひそれは早い段階で私たちに報告いただきたいなど。経費の問題も当然それを含めた経費がかかってくると思いますので、すごく心配でございます。

あともう一つ、先ほど、これは今の総事業費がどれぐらいになるのかというのは、私は数字をもらえんと思って質問したわけではありません。ただ、本当に膨らむだろうということをすごく心配するものですから、28億が30になるのか、35になるのか、ちょっとその辺は何とも言えませんが、あわせてもう一つお聞きしたいのは、総合公園の事業が進まない、一時保留になるということも含めると、総合公園拡張グラウンドの事業と運動公園の事業を同時進行で進めるということに非常に疑問に感じるわけです、別々でやる必要があると。そうなりますと、改めて私は町民の皆さんに、先ほど経費も含めて、9月になるということですが膨らむ可能性も含めて、このまま進めてもいいのかということを町民に問う必要があるのではないかと。

先ほど、維持管理費のことも出ませんでした。今、体育館とグラウンドは30年度の予算、これまでの予算でもおよそ4,300万円ぐらいかかっています。中身は当然違います。体育館の場合は室内の部分もあるし、道具もあるし、放送室もあるしとかいろいろあるわけですが、例えば単純に考えた場合4,300万円に対して3,000万円ぐらいかなとか、2,000万円ぐらいで済むとか、私は金額のことをここで確定して言えと言っているわけではなくて、29年度の担当者の方が今このぐらいは必要だろうなと思っていることを当然部長、課長さん含めて次の人事異動でかわる可能性もあります。だけど、あの当時の人たちはこういうことを考えたいんだということを示す必要が本当にあると思いますから、わかる範囲で答えてください。

それから、知多市の半田市でも当然、半田市は私たちが勉強に行ったときも、陸上競技場だけではなくて野球

場、テニスコート、それからバーベキュー広場とか、全部含めた管理費になっておるのでなかなか出ないということでしたけれども、多分担当のほうでは、陸上競技場について早々聞いていると思うのですけれども、半田市と知多市はどの程度維持管理にかかっているかわかりますか。

○建設部長（石川喜次君）

それでは、私からまず事業の進め方についてお話しさせていただきます。

もともと総合公園グランド整備を予定しておったところに運動公園の整備が同時期に発生したと。これは町長からも説明がありましており、残土の利用してコスト削減を図るという意味で同時に進めておったというのが現状でございますので、当然今後いろんな課題が出てきますので、それを一つ一つ解決していくわけですが、必ずしも両公園が同時に実施するということは考えておりませんので、そのケースによって検討してまいりたいと思っております。それで、あと維持費につきましては、課長から御説明いたします。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

それでは、維持管理費についてお答えさせていただきます。

今、担当課長の腹で幾らだというお話でしたけれども、私の皮算用はもちろん頭には描いていますけれども、その金額をこちらで言うとまたそれが誤解を招くものになりますので、あくまで現実的として把握している他施設の、よその自治体のものも含めて少し紹介させていただきます。

まず、先ほどお話に出ました総合公園、体育館を中心とした施設で28年度の決算額を見ますと、当然体育館独自の施設もございますので、そこら辺、これは体育館独特だなと思われるものを引いて、維持管理費が大体人件費別で3,000万円ぐらいかかっておるなど感じております。生涯学習センターにつきましても、あちらは図書館というそれも特殊な図書の費用等がありますので、それを差し引くと約2,500万円ぐらいは通常の建物の維持管理でかかっておるなどと思っております。山本議員からお話のありました半田市ですけれども、私どももあちらへ伺ったときにやはり運動公園全体の金額でしか出ていないということで、細かいお話は聞けなかったのですけれども、過去の半田市の議会等の資料を見ますと、過去の金額ですけれども年間陸上競技場で約2,500万円かかっておるという情報があります。あと県外とか県内の大体規模がよく似たぐらいの競技場について、維持管理の調査をしております。例えば県内ですと豊川市の陸上競技場があります。こちらですと、人件費別で約700万円と聞いております。徳島市の陸上競技場が、こちら2種ですけれども、人件費も込みで1,800万円とか、富山県小矢部市の陸上競技場、こちら2種ですが1,700万円という例は聞いております。ただ、建物というかスタンドの規模もそれぞれ違いますし、つくられた年度も違いますので、あと中の細かい話はなかなかわかりませんので、大枠でそういった把握はしております。お願いいたします。

○2番（山本辰見君）

1件目の大きな質問、事業費から費用対効果の問題、それから維持費のことを聞いたのは、えてして大きな事業をする場合に最初の費用対効果のところでも触れましたけれども、言葉は悪いけれどもバラ色のこういう利用があつて、こういう効果があつてということをしてやると、国の流れがそうです。ちょっと離れるんですけども、問題点の指摘だけしておきます。セントレアの空港をつくるときもそうでした。これだけの利用があるからこうだと。そうしたら、実際に10年たっても当時の名古屋の空港のときのような状況になっていないから民間の費用をつぎ込んでいます。リニアの中央新幹線でもそうですし、今度、新しく県が建てようとしている展示館なんかでも利用規模を最初にどんと振り上げておいて、最後はやっぱり税金をつぎ込むような格好になっているものですから、その二の舞にならないようにしたいと思って、もちろん奥田地域の活性化の問題に利用できる、何も否定するつもりはありませんし、住民の皆さんが陸上競技場だけではなくて、芝生広場だとか、防災の設備

を含めて、本当に利用できるようなことにしていかなければいけないというのが一方でありながら、後々の維持費だ、費用がすごく膨らむのをすごく心配しているところでございます。

2番目のところに入ります。行ってきバスの問題ですけれども、先ほど町長は、業者からはよく報告を受けるようにしているとありましたが、多分今回のことでいろいろと問い合わせして、どうだろうということはお聞きしたと思うんですが、率直に、私実際バスにも乗って、運転士さん2人、3人からお話聞きながら、そんな細かいことは聞いていません。乗れない人のことをいちいちきょうは何人乗れなかったとか報告する仕組みになっていないということですから、これはぜひつくる必要があると。たとえ1週間に1回のまとめでもいいし、毎日の集計でもいいと思いますが、それで私、時間がないので先ほど福祉バスの更新の際に見直しをするということも少し検討したいということがありました。それも1つですし、3つほど提案したいと思います。といいますのは、実は愛知県の中でも碧南市がもう事業を始めていますから、調べたら長野県でも幾つかあるんですけれども、乗れなかった方々に対して、タクシーの事業者と契約をして、バスの運転手から、今ここで2人乗れない人がいる、すぐタクシーを手配してほしいという形で対応している。もうそれは、碧南市は多分、私は仕事で行っておったんですけれども、もう5年も6年も前からやっているのではないかなと思います。

そういうことでいくと、多分にコースの全体に必要なわけではなくて、例えば私は西海岸ですから、奥田のほうから来て、上野間まで来たら乗れなかったとか、美浜緑苑で乗れなかったとか、それから多分東側でもそう。ですから、距離としてはそんなに心配するものではないし、件数としても1日のうちの朝のうちとか、月にしたら何件かだと思いますから、金額もそんなかからないのでやれるのではないかなと。

もう一つは、せっかくですから提案して、それについての考えをお知らせください。福祉車両は車椅子を対応にしています。バスの案内にも利用する方が事前に電話がほしいということですから、電話しないと乗れないわけではないんですけれども、そういうふうになっていますから思い切って役場に車椅子で乗れる車を用意しておいて電話があったら迎えに行くとかそれ一つ。もう一つは、タクシーのところと契約をして、こういうふうで車椅子の方がいるけど何とかならないかということがとれないかということです。3点目は、先ほど言った福祉車両を次更新するときに大きな車両に、代がえのときに格上げできないのかなと、このことを3つほど提案として、私からもほかの市町の経験も紹介したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（本多孝行君）

山本議員の質問にお答えする前に、1点訂正お願いしたいと思います。

先ほどの町長の答弁の中で、私どもがつくった答弁書が間違っておりましたので、1カ所、増便がされたのは27年11月ではなくて28年11月でございますので、これだけちょっと訂正をお願いいたします。

それでは、御質問といいますか提言にお答えしたいと思いますけれども、更新時に変えるというのは一つの案だということでございますが、次の更新時にどのようにするかというのは、もちろんまだ決まってはおりませんが、やはり車両が小さいということは私たちも存じ上げておりますし、ほかの車両では多分乗り残しは起きていないと、小さいから乗り残しが起きておるという可能性は非常に高いと考えております。そういった意味では、ほかの車両と同様に大きな14人乗りにするということは、担当レベルといたしましてはまず第1案として考えていくことになろうかと思っております。

それになる前に、乗れなかった人のためにタクシーをとということもございますけれども、これにつきましては頻度とかそういったものもございますし、例えば福祉タクシーを御利用可能な方についてはそれも使えるということもございますので、今の段階では、せっかくお話がございましたので検討させていただきたいと、検討課題とお答えをしたいと思っております。

あと3つの提案、これもタクシーですが、迎えに行くということですね。これにつきましても先ほど申し上げた車両をまず大きくするということが一番効果的であるし、現実的なのかなとも考えております。その辺は、一切聞く耳を持たぬということでは決してございません。そういった提言をいただけるのであれば、あと実情がやはりそういうふうに対応すべき案件がたくさん起きるのであれば、もちろんそういうことは考えていかなければならないと考えております。

まとめとなりますけれども、私どもも次の更新時には、今ほかの2台と同様のサイズのやつに行くということ。それから、例えば特別養護老人ホームなどに行きますと、軽自動車でも車椅子を乗せる車両があったりします。こういったものを町で購入するというのもありかなというのは、あくまでもこれは担当部門の世間話という語弊がありますが、そういう考え方もあるよねということは実際起きております。そうしますと、いわゆる巡回バスというのは走行距離が大変長いものですから、大体3年で二十何万キロ、30万キロ近く走ることがございますので、そうしますと3年ぐらいでどうしても更新する必要が出てきます。そうしますと、そこに600万円近いリフトのついた車を入れて3年で更新するというのも費用対効果、やはり先ほど議員言われましたけれども、税金を投入するという立場からしますと、やはりもうちょっと安い方法はないのかということも出てまいるかと思っております。あくまでも予算を伴うことでありますし、まだ先の話でありますけれども、担当としても議員がおっしゃるように、そういう方のことも考えておりますので、そういうふうにご理解いただければありがたいです。

○2番（山本辰見君）

最後です。今、いろいろ検討したいということですから、ぜひ多方面にわたって、特に防災安全課だけではなくて福祉の部門とも相談して、先ほど最後に出たいわゆる役場に車椅子を乗せられる車を用意しておいて、電話がかかってきたら職員の、どこの部署になるかわかりませんが、そこの職員が対応することもできるのかなと思います。それから、これ実は碧南市のバスの運行とお願いの中に、生活道路を守るためマイクロバス23人——これは補助席も使った場合となっています——「満車のため乗車できない場合に限り、降車予定のバス停までタクシーにより代替輸送しますので、運転士の指示に従ってください。」という書き方をして、実際に事業を始めています。実は、ここは委託業者から、こういう方法があるけれども、役場として対応できないかと提案があって始めた事業のようです。先ほど私が言いましたように、多分金額的にはそんなに負担をかけないで、今放課後児童クラブの子供を送り迎えしていますから、そのことも計算してみるとそんなに変わらない金額で対応できる、町民にとっては有効な方法だと思いますから、ぜひこれは前向きに検討していただいて、実施の方向で検討いただきたいと思います。決意はありますか。

○議長（野田増男君）

時間がありませんので簡潔に。

○総務部長（本多孝行君）

決意を私が言える立場というやや問題ありますけれども、ただ、担当といたしましてもやはりそういったことは大事なことだという認識は持っていると、そういうふうにもまず御理解いただければと思っております。

○2番（山本辰見君）

ありがとうございました。

○議長（野田増男君）

以上をもって、山本辰見議員の質問を終わります。山本議員は自席に戻ってください。

〔2番 山本辰見君 降席〕

○議長（野田増男君）

次に、10番 横田全博議員の質問を許可します。横田全博議員、質問をしてください。

〔10番 横田全博君 登席〕

○10番（横田全博君）

皆さん、こんにちは。チャレンジMIHAMA、最後、横田全博でございます。

本日最後でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議長の許可を得ましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

少子高齢化の影響は、長期展望の中、町政運営に大きな影を落としております。私は、この影響についてこの1年、財政やまちづくり、大型事業などで町の対応策をお聞きしてきました。しかし、これまで腹に落ちる答弁を得られていません。確かに難しい課題と認識しておりますが、一方、急速に迫っている問題でもあります。行政と町民、議会がタッグを組んで、美浜町民の幸せのため、対応していく必要があると考えております。

では、質問に移らせていただきます。

総額813億円、40年間で公共施設等の改修、建てかえ、更新に必要な費用です。平成29年3月に、美浜町公共施設等総合管理計画が発表され、その中で老朽化した公共施設等の更新及び大規模改修について試算が行われました。公共施設等の改修問題は、本町だけでなく全国の自治体が直面しております。さいたま市では、3つのシナリオを紙面に示しました。第1のシナリオは、今のままで何もしないで放置した場合、必要なお金をかけなければ老朽化で崩壊してしまうというシナリオ。第2のシナリオは、更新や改修のために無理に借金をして対応した結果、新しい施設ができてもしずれは財政が破綻してしまうというシナリオ。第3のシナリオは、何もしないわけにもいかないし、借金をして無理にやるわけにもいかないと頭を抱えていると、施設はできても隣の施設はできないというなし崩しのシナリオ。この3つのシナリオのどれをやりますかということでございますけれども、この3つのシナリオはどれも採択できないというのが普通の町民の皆さんの感覚だと思います。3つのシナリオのような状況を招かないために、第4のシナリオを考えていきたいと思います。全ての公共施設を維持していくことはできない状況にあるので、なるべく我慢して、できるだけ工夫して乗り切る。そのためには、住民との意識の共有、協働で推進していくことが大事と結んでおります。公共施設は、住民サービスに直結する場であり、安心・安全を確保するものでもあります。その機能を損なうことなく持続可能なまちづくりに取り組まなければなりません。そのことを踏まえ、以降の質問をいたします。

現状について、お尋ねいたします。

1、この10年間で法定耐用年数を迎えた公共施設数及び今後10年から20年以内に法定耐用年数を迎える公共施設はどれだけありますか。

2、法定耐用年数を超えた橋梁及び敷設後40年以上経過した上水道の管路延長は何キロメートルですか。

3、各公共施設、インフラを全て更新するための総額及び年平均額は幾らですか。巨額の費用がかかる公共施設の更新問題にどのように向き合えばいいのでしょうか。高齢化と人口減少が進み、財政構造も変わらざるを得ません。今後の財政見通しについては、歳入が減少してかつ扶助費など義務的経費が増加する分、投資的経費を抑制せざるを得なくなります。そうすると、最低限の改修や更新でさえ満足に行えぬ危惧もあります。

4、今後の更新問題への対応について、どのように考えていますか。公共施設を更新すれば、それだけコストがかかります。今後、公共施設を新たに作るのであれば、建設費だけでなく完成後に必要となる毎年度の管理運営費用や取りこぼし費用まで含めたライフサイクルコストを試算し、公表する必要があると考えます。

5、ライフサイクルコストを公表する考えはありますか。公共施設を全て建て直すことは困難です。公共施設

が更新時期を迎えたら建て直すという発想を捨て、ビルドからメンテナンスへの政策転換を進める必要があります。施設の機能を維持することを優先させれば、必要な行政サービスの低下につながるものではありません。

6、長寿命化への取り組みはどのように考えていますか。将来的には、施設の統廃合や転用など再配置も検討されることから、情報の一元化や共有化、データベースの構築など、全庁で横断する組織体制づくりが必要です。

7番目、更新のための組織、体制づくりはどうなっておりますか。美浜町が保有する延べ床面積の58%は、学校教育系施設が占めています。1つの機能のための1つの施設が必要という考え方から、地域間の横断的活用を検討する時期に来ていると考えます。また、児童・生徒数が減少する中、余裕施設を地域に開放するなどの施策も地域協働の面から検討してもいいのではないのでしょうか。

そこで伺います。

8番目、教育財産の有効活用について、どのように考えておりますか。

以上、8つの一般質問に簡潔な御答弁を求め、壇上からの質問を終えます。ありがとうございました。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、横田全博議員の御質問にお答えいたします。

美浜町公共施設等総合管理計画は、町が保有する公共施設等の今後のあり方と施設配置を検討し、持続的かつ適正な行政サービスを提供していくための資料として策定をいたしました。具体的には、本町が所有する役場庁舎、学校施設及び公民館など公共建築物51施設と道路・橋梁及び上水道などの社会基盤施設について、現在の水準で今後40年間維持した場合の更新または大規模改修に要する費用を試算したものでございます。

さて、私からは御質問の1点目から御質問の7点までをお答えし、御質問の8点目については教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、この美浜町公共施設等総合管理計画についての御質問の1点目、この10年間で法定耐用年数を迎えた公共施設数及び今後10から20年以内に法定耐用年数を迎える公共施設はどれだけあるかと、御質問の2点目法定耐用年数を超えた橋梁及び敷設後40年以上経過した上水道の管路延長は何キロメートルかについては、関連がございますのであわせてお答えをいたします。

この計画で耐用年数を60年とした場合、今後10年間に耐用年数を迎える公共建築物は51施設のうち、役場本庁舎が該当いたします。また、今後11年から20年以内に耐用年数を迎える公共建築物は19施設25棟でございます。橋梁については112橋を町が管理しており、法定耐用年数60年を超える橋梁が建設年次不明を除いて1橋でございます。布設後40年以上経過した上水道の管路は、総延長199キロのうち、31キロが該当いたします。

次に、御質問の3点目から御質問の7点目については、関連がございますのであわせてお答えいたします。

本計画では、建築物は建築年度から30年後に大規模改修を行い、60年後に建てかえるものとし、道路は耐用年数に設定した施工15年後に舗装の打ちかえを行うものとしております。橋梁は、耐用年数に設定した架設60年後にかけかえを行い、上水道の管路は耐用年数に設定した施工40年後に水道管の交換をすると仮定をしております。各施設の総量を変えることなく標準的な更新単価にて試算いたしますと、今後40年間で813億7,000万円となり、年平均20億3,000万円必要となります。本町の近年5年間の投資的費用は、年間平均7億4,000万円でありますから、試算結果の年平均とは約3倍もの開きがございます。

この結果から、検討すべき課題が4つ明らかになってまいりました。1つ目は、人口減少下においても町民生

活の質を確保した上で、公共施設の適切な保有量を検討すること。2つ目は、更新時期を迎える施設については、投資を抑制しつつ、より効果の高い維持管理手法及び長寿命化を検討すること。3つ目は、公共施設等の安全確保と防災対策として、平常時だけでなく災害時においても町民が安全かつ安心して利用できる状態を維持すること。4つ目は、従来型の管理体制から脱却した新たな組織を構築することです。これらは、住民サービスを維持し続けるためにも、避けて通ることのできない課題とあることを十分理解した上で、町の財政状況もしっかりと踏まえつつ、今後の公共施設等の適切な管理に努めてまいります。

なお、建築物については初期費用である建設費のみならず、毎年の管理業務などに要する維持管理費用及び取り壊しに要する費用も含めた設置から撤去までに係る全体費用、ライフサイクルコストについて公表することも住民の皆様の御理解を得るためには必要でありますので、試算が可能な限り実施したいと考えております。

また、施設の長寿命化を図ることにより、大きな費用が必要となる建設あるいは更新の間隔が長くなり財政負担の削減につながります。そのために、予防保全の考え方に基づいて損傷が軽微な場合は、早期の段階で予防的な修繕を実施するとともに、定期的な点検を実施することで公共施設等の利用可能年数を少しでも長くできるように努めてまいります。議員御承知のとおり、現在公共施設等はその形態及び機能ごとに管理部署が分かれています。施設等の更新及び大規模修繕等につきましては、管理部署が施設の状態を定期的に確認し、具体的な個別施設計画等に基づき実施するなど、利用される方々に御不便のないように努めているところでございます。また、全庁的な体制としては、本町の中長期計画であります総合計画の進行管理計画及び実施計画にて、更新等に要する費用も含め計画的に取り組んでおります。

これらを踏まえ、更新のための新たな体制づくりは現時点では考えておりませんが、先ほども申し上げましたように今後の課題であるとの認識でおります。さきにもお答えしたとおり、更新に要する費用はかなりの金額となるため、本町が保有する公共施設等の全体を大局的に把握し、今後の適正な保有量を検討した上で、住民の皆様が快適御安心して利用できるよう施設整備に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

壇上からの私の答弁は、以上でございます。

〔降壇〕

○教育部長（竹内康雄君）

それでは、横田議員の御質問の8点目、教育財産の有効活用について、どのように考えているかについてでございますが、本町の教育財産に当てはまるものは、小中学校、給食センター、公民館、図書館、生涯学習センター、水野屋敷等の施設がございますが、さまざまな分野で有効に活用されております。中でも小中学校は地域住民の皆様にとって最も身近な施設でありますけれども、余裕教室等が生じた場合には、その活用方法として生涯学習施設等のほか、地域防災倉庫、老人福祉施設あるいは地域のコミュニティ施設などが考えられるところでございます。余裕教室について申し上げますと、現在使用されておらず、今後5年以内にも使用される見込みがない、そういった教室のことを申します。本町の小中学校の普通学級用としてつくられた教室は、特別教室とか、多目的教室、さらには教育相談室などさまざまな形で活用されておまして、現時点で議員御指摘の余裕教室、いわゆる空き教室はございません。なお、本町では、現在学校施設であるグラウンドや体育館等を登録団体に開放しておりますし、また、災害発生時の避難施設にもなっております。

今後、余裕教室が生じた場合は、教育委員会だけでなく関係各課と協議しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○10番（横田全博君）

簡潔なお答えありがとうございます。

町長の大筋で御答弁を聞いておりますと、現状のままで進むということのように受け取りました。本当にそれでいいのかなと思ってしまいますけれども、まず最初に、固定資産台帳ですとか公有財産台帳の整備状況はどのようなになっておりますでしょうか。

○総務課長（杉本康寿君）

ただいまの御質問でございますけれども、固定資産台帳、公有財産の整備状況についてでございますが、美浜町公共施設等の総合管理計画を作成するに当たり、基礎資料として固定資産台帳及び公有財産台帳を用いております。また、財務指標等を作成するに当たり、固定資産台帳、公有財産台帳を毎年更新する必要があるでございますので、それには常に整備している状況でございます。

○10番（横田全博君）

その管理部署は総務ですか。

○総務課長（杉本康寿君）

管理部署については、総務課でございます。

○10番（横田全博君）

適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させなければいけないと思うのです、これ。年間20億も今の試算だけでも出てくると。7億の今の予算のうちではとてもでないけれどもやっていけない。また、そのほかにもいろんな事業をしなければいけないし、直近ではもう運動公園等々も迫っております。そういう場合、保有する公共施設を総合的に把握して、財政運営と連動させながら管理運営するというのが、今他の市町村でははやっておるといふ言い方ではないですけれども、そういうマネジメントを進めております。

公共施設マネジメント、どの本を見ても、また情報を見ても、この言葉が氾濫しております。一般的に公共マネジメントはまず実態把握、次に方針の策定、これが公共施設等管理計画、ここまですぐ大体2段階。次の段階で、町長もおっしゃっていましたが、どうするかということです。実施計画の立案と実行、これが一番難しいわけです。それで、個別にどういうふうにするのか、修繕にするのか、長寿命化するのか、建てかえるのかというような施設ごとにどうするかを計画して、これ実行していかなければいけないわけです。その次の段階では、皆さんお得意の評価改善という形、次にやった後どうするかという判断をして、また次の段階に進むというのがマネジメントなんですけれども、こういう公共施設マネジメントを導入するというのか、こういう段階でやっていくような感じではしているんですか、どうですか。

○総務課長（杉本康寿君）

ただいまの公共施設マネジメントを導入すべきかという考えでございますが、その場合の基礎方針はどのようなものでございますけれども、こちらにつきましては第5次美浜町総合計画を上位計画として、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化に対応し、公共施設全般の基本方針を定めた、今回策定いたしました美浜町公共施設等総合管理計画を基本に、その方針に従い、各施設を管理する部署において、さらに具体的な個別施設計画を作成することで、町内における公共施設の適正な事業規模などがわかってまいります。これを集約することで、財政的における中長期的な計画を立てて、公共施設の管理を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○10番（横田全博君）

おっしゃることはわかります。今までどおりの物事に対する対応の仕方でございます。お役所の縦割り行政の

中で管理する部署それぞれが、それぞれのことできめ細かく専門的に対応してまいりますということだと思うのですが、時代により社会情勢の変化にもやっぱり行政サービスの質というものは変わってきますし、また、内容も変わらざるを得ないと思うのです。

公共施設管理計画においても、有効活用する必要の中で、ちゃんと指摘しているわけですよ。ただ、これは総務省の指示に従ってつくりましたということではなくて、こういう事実があるから、こういう対応を今後していかなければいけないですよということが、次に当然のことならなければいけないわけです。そうしますと、また以前も予算のときに質問したことがあるんですけど、ムダ・ムリ・ムラ、これを本当に除いていかないと、こういうところに使うお金が出て来ないのです。決して必要な物を使うなということではなくて、不必要なものを排除しましょうということをしていかないと、なかなかこういうものが進んでいかない。黙っていても、先ほど3つのシナリオを言いましたけれども、黙っていてもいいわけですよ。皆さん、退職していきますね、ただ、その次の世代はどうするのという話になってくるわけです。この調査も、先ほどの町長の答弁の中で、10年でその時期が来ますよと、じゃこれどうするのですか。ところどころ手を入れて長寿命化を図っていきますという答えになるだろうと思う。じゃその次の10年どうするのですか。これまた雨漏り直しますよと、そんなことでいいのですか。そういうことを是正しながら、そういう体制を変えながら物事の対応していかないと、物事は進まないと思うのです。

これも今、流行の言葉でございますけれども、ファシリティマネジメントという言葉があります。ムダ・ムリ・ムラを排除していく、そういうことをこの手法を取り入れて、これ経営手法の一つなんですけれども、縦割り管理から横割りの管理体制にすると。そういう組織をつくっていかないといろんな部署にまたがったこういう案件については進みませんよということをよく言われているのですけれども、そのことについてどう思われますか。

○総務課長（杉本康寿君）

縦割りの行政についてということと、公共施設の管理についての関連性になってこようかと思います。現在、美浜町で保有している公共施設につきましては、議員の御指摘のとおりです。学校教育施設が約58%を占めております。あと子育て支援施設、いわゆるこれは保育所になりますけれども、こちらが8.8%を占めております。こちらのほうで美浜町の公共施設のほぼ大体の部分を含めております。これにつきましては、現在、個別計画の策定中ということでございまして、これらを含めて、ほかの施設もあわせて財政的な見地から総務課が主体となりましてこれらを集約して、当然今後につきましては人口減少という問題もありますので、こちらでは複合施設とか集約していく施設とか、申し上げにくいんですが統廃合というのも考えられてきますので、こちらを十分に検討いたしまして、財政的な見地に立ちまして、これらの諸問題に対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○10番（横田全博君）

検討しますという、一番私の嫌いな言葉なんですけれども、いつまでに検討して、いつまでに結論出すんですか。

○総務課長（杉本康寿君）

先ほどの検討の時期でございます。こちらにつきましては、町長の答弁でもあったかと思いますけれども、個別計画につきましては現在つくっておる段階でございます。平成32年に大体の方針が示せるのではないかなという結論に達しておりますので、こちらで教育施設・保育所の施設の大まかな部分が出てきます。こちらが出てくることによって、事業量の確定をするということは費用の確定がほぼできるのではないかと考えておりますので、

それ以降、財政的な余裕を考えてどのようにしていくかということになってこようかと思いますので、よろしく
お願いいたします。

○10番（横田全博君）

財政的余裕がないからどうするんですかということを聞いているんですよ。今7億の予算、投資的費用がない
中で、毎年20億もかかりますよ、じゃ20億かけてくださいと言っているわけではないんですよ。7億でどうする
かということを考えている。もしあれだったら10億までふやしてもいいから、町民の皆さんにサービスを減らす
ことなく利用していただくためにはどうするか。また、変えていかなければいけないところはどやって変えて
いくのか。1つ、2つぐらいの改善方法を検討して出しますということではないんです。全体なんです。それを
813億をどうするのという、813億ですけれどもこれを全部使えと言っていない。そんなことを言ったら破産ですか
ら、それをどれだけ減らせるかということを皆さん、検討しましょうよと言ってるわけです。それも、議員も含
めて、町民も含めて、みんなで考えましょうと言っているのですけれども、どうですか。

○総務部長（本多孝行君）

先ほどから、横田議員には非常に耳の痛い言葉をいただいております。今までどおりだねということで、確か
にそうだと思います。どこか今までこのような変革といいますか大きく変わる時代を迎えたことはないというこ
とがあります。実際にその場になりつつある、そういった危機感というのもございます。その中でどうするかと
いう、まことにありがたい御提言だと思っております。八百数十億、これは今ある施設を今と同じような状態で、
このままずっと続けたらこうなると。でも、そんなことはできるはずもないです。残念ですが、右肩上がりのと
きはどんどん変えていきますということが明言できるかとは思いますが、ですが、人口、収入、そういったものも
美浜町だけではなく、日本全体の傾向として下がりつつある。こういったことの現実を見ますと、いろいろな意
味で見直しをしなければいけない。その見直しというのは、今あるサービスを1%たりとも下げることなくとい
うことは無理ではないかとは結論としていくのではないかと思います。先ほど、議員がおっしゃったよう
に、面積的には58%が学校施設、それから8%程度がいわゆる保育所となっておって、そういうものがございま
すけれども、これにつきましてはほかの場面におきまして、再編という言葉が問題として上がってきております。
これは、子供さんの教育とかそういった面、いろいろなものがございすけれども、施設の面からしても本当に
必要なものは何か。そのためには、何を維持しなければならないか。維持をするためには、例えば集めるですと
か、これを複合施設にするとかいろいろな考え方があると思うのですけれども、一番大事なのは、今までどおり
のことが残念ながらできなくなってきたということはちゃんと理解をした上で、その中で一番簡単なのは、幾つ
もの集約、再編という言葉はどんなところでも必要になってくるかと思えます。それが今、課長が申し上げまし
たように、いつからとなりますと、じゃそのうちですということを言っている場合ではないのは、私ども十分理
解をいたしております。そういった面で、32年というのは一つのめどと申し上げますか、そのときには今までに
はなかった方向性、それを定めた上で、また皆さんに御相談をしなければならない。そういったときになるの
ではないかと考えております。では、今どうするかと言われますと、これはちょっと後退する発言かもしれませんが、
先ほど申し上げましたように、一番大きなものは学校教育関係です。そちらの方向性、これ単純に経済性だ
けで考えて、どんどん削ればいいというものでは決してない。やっぱり地域の中心の施設でもあります。また、
住民の方の心のよりどころということもありますので、そういうことも踏まえた上で、そして何より子供さんの
教育という面を見た上で、いろいろな意見を聞いた上で、そちらの計画を立てられるかと思えます。それに従い、
保育所の計画を立てられるかと思っております。それが32年に一つのめどが出てまいりますので、繰り返しにな
りますがそのときを一つのきっかけといいますか、やはりスタートの年になるのではないかと考えております。

それまではちょっと歯がゆいことがあろうかとは思いますが、執行部としてもちゃんと考えておりますので、その辺御理解いただければと思っております。

○10番（横田全博君）

今、学校・保育所も含めての編成も考えていかなければいけないだろうねという話が出ましたが、おっしゃるように、学校というのは地域のシンボルです。各地域の例えば生徒数・児童数が少なくなれば、地域の皆さんが参加して運動会をするわけですよ。かわいそうだからやりましょうよと。そういう部分で、やっぱり地域のよりどころになっている。ただしかし、きょうの同僚議員の質問にもありましたように、確実に児童数・生徒数は減ってきます。じゃ地域のよりどころだからそのまま続けましょうかというわけにもいかないだろうというのは、皆さんが思っているところでございます。ただし、そのときにやっぱり住民とどのような形で相談し、協力を得ながら次に進めていくかということが一番必要な話ではないかなと思っております。じゃこの学校とこの学校をくっつけて一つにしましょう、これでスクールバス回しましょうという話ではないと思うのです。本当に膝突き合わせてどうだろうかという話をしていかなければいけない。実は、こういう考え方がありますよ、これについては幾ら幾らかかって、こういう形でコストがこれだけで、今までとはこのぐらいくらいのコストがかかります、でも皆さん、こことこれ言ってください。ただし今までのよりももっとこういう施設を充実させていきます。例えば飛島村ですと小中一貫校みたいな形でやっていますけれども、こういう形の理想的な学校をつくりましょうよ。例えば運動公園ありますけれども、あそこ大学もありますし、例えばあそこの近辺に持って行って、ここをスポーツと学園の地区にして、皆さんを呼びましょうよという考え方もあるし、もっと風光明媚な、安心・安全な場所にこれ持って行って、本当に子供たちのためにこういう教育ができるということもやっぱり考えていかなければいけない。個別でやっていかなければいけない。そのためにはアクションみたいなものが要るんですよ、個別計画の。これは何年までにこういうことをやりましょう、何年までにこの財政的な裏づけとしてはこういう形のものは考えております、そういう町民に見えるような形で示していただかないと、おい800億もかかるけどどうするべという話が先行して、何もその話だけで盛り上がってしまう部分があるのです。だから、そういう部分で執行部の皆さんは、本当に数字をきちっと出しながら、計画の概要を出していく必要があると思うのですけれども、どう思われますか。

○総務課長（杉本康寿君）

横田議員の御質問ですけれども、先ほどの公共施設についても大まかなめどが平成32年でございます。こちらで学校と保育所の部分が、金額が出てこようかと思います。それによって、事業量が確定することによって中長期的な事業規模が出てこようかと思います。それを町民の皆様にご報告をさせていただいて、それらに基づいて意見集約をして、幅広い議論を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（横田全博君）

またこんなことを言うと、またかと思われそうですが、例えば公共施設等なんか、物によっては民間、PFIみたいな方法を取り入れてできるかもしれない。そうすると、例えば建設費・運営費等々も削減できるかもしれない。そういう方法も公共施設でありながら、今後運営の仕方、建設の仕方があるけれども、どうしようかということですが、どう思われますか。

○総務課長（杉本康寿君）

横田議員の民間連携のPFIについてですけれども、民間資金の手法を用いたPFI事業についての公共施設等の整備の運営についてでございますけれども、こちらの民間事業の経営能力を活用して、低廉かつ良質な公共サービスの提供が可能となり、従来の行政ができなかった事業への民間企業が参入することで経済の活性化が期

待できることから、P F I の導入についてまだまだわからない点がございしますので、調査研究をしてまいりたいと思っておりますので、その優位性を判断させていただいて行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育部長（竹内康雄君）

先ほど、横田議員から学校のことに言及がございましたので、一言お答えいたします。

これは、横田貴次議員への答弁にもあったわけですが、私ども平成29年度の予算の中で、学校再編計画を今策定中でございます。それは、主に児童・生徒の推移に関してでございますけれども、これについて専門家の知見を得たいということでございます。これは来年度、平成30年度の予算になってしまうものですから、余りどうこうということはまだ申し上げられませんが、先ほど議員もおっしゃったような学校施設の個別計画について予算を計上いたしております。この2つをあわせて平成32年度までには大きな方向性を出したいと思っております。

そして、やはり学校の大きな方針を決めた後といいましょうか、それを受けて保育所も、じゃどうするのかということを当然決めていかななくてはなりません。そういうことで、現在進めております。ただ、議員もおっしゃったように、学校というものはそもそも成立のときに各地域が、皆さんが汗と知恵と、もちろんお金も出していただいていた。あるいは優秀な先生をいわゆるリクルートを試みたとか、そういった長い歴史もございしますので、なかなか費用対効果だけでばっさりということもできませんけれども、少なくとも32年度を目途にそういった方向性を出してまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○10番（横田全博君）

公共施設関係については、住民サービスに直結するものです。日々の暮らしにそれこそ美浜町で住んでいることの意義がそこにあると思うのです。ですから、こういうものの更新とか、そういうものについては、ぜひ住民の方の意見を十分に聞いていただきたい。また、住民の代表でもある議会の意見も、要望も十分に聞いていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○町長（神谷信行君）

先ほどから、本当に横田議員には大変貴重な御意見をたくさん賜り、ありがたく感じております。当然、町を運営していく中で、歳入に限りがあれば今度はどこを抑えていくか、歳出しかございせん。そうした中で、いかに効率のいい行政運営をしていくか、それが一番大きな課題となっておるかと思っております。

先ほども、経理上の帳簿だとかそういったいろんな形のものも確かに作成し、確認をしていくということは大切だとは思っておりますが、なかなか現状としてじゃ計画どおりに事が進むかというとなかなか難しいところもございせん。やはり一番今求められているものは何か、そしてまた今、コスト削減をできていくものは何か、この辺を見極めてしっかりと行政運営をしていかざるを得ないのかなと思っておりますし、またもう一つは住民の皆様方に御提案とするような形で示させていただきながら、また計画をしっかりとつかみ、練っていくということも大事なかなと思っております。

それともう一つは、先ほどの、今急に何を言おうかということを忘れてしまいましたが、どちらにしましても私ども町政運営していく中で、住民サービス、これが一番どんな取り組みをやる中でも住民サービスだけは、これが減少するような、またそれを後に置くような、そういったことだけはしないように、それを基本的に考え、今回またひとつの財政的な削減としても、私ども役場の中の機構改革、これを行わせていただく予定であります。こういったものも将来的に見通した財政改革という中で位置づけて、動いていけるものではないかなと思っております。

また、先ほども学校施設だとかそういった関係も多く出ておりました。五十何%ものこういった占める大きな学校施設の関係につきましても、全体的に見ましても全てが老朽化を迎える時期ともなっておりまして、確かに統廃合して、そこへスクールバスを出せばいいという問題ではございません。ただ、住民の保護者の皆様方、そしてその地域の皆様方が、こういった方法なら統廃合してもいいじゃないかと、そういったことで財政的な面が軽減されるのであればいいではないかというよな、喜んでいただけるような統廃合も仮に行うとするのであれば、そういった形を念頭に置きながら進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方、そして住民の皆様方、そして町執行部も一丸となって健全な町政運営、また夢を持てるような、今必要であるものに対しても夢を持てるような、そういった投資ができる財政運営をしていきたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○10番（横田全博君）

最後に嫌なニュースを。千葉県富里町で職員の給与カットが今議会で議決されそうです。これ給食センターや保健センターを建設して財政難になりましたということが理由だそうです。

以上で、終わります。

○議長（野田増男君）

以上をもって、横田全博議員の質問を終わります。横田全博議員は自席に戻ってください。

〔10番 横田全博君 降席〕

○議長（野田増男君）

これをもって、本日の町政に対する一般質問を終わります。

○議長（野田増男君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、3月10日から3月11日までの2日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、3月10日から3月11日までの2日間を休会することに決定しました。

来る3月12日は午前9時より本会議を開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

〔午後2時43分 散会〕

平成30年 3 月12日（月曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

平成30年 3 月12日（月曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1 番	森 川 元 晴 君	2 番	山 本 辰 見 君
3 番	鈴 木 美代子 君	4 番	石 田 秀 夫 君
5 番	杉 浦 剛 君	6 番	江 元 梅 彦 君
7 番	横 田 貴 次 君	8 番	荒 井 勝 彦 君
9 番	大 岩 靖 君	10番	横 田 全 博 君
11番	野 田 増 男 君	12番	大 崎 卓 夫 君
13番	丸 田 博 雅 君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	永 田 哲 弥 君
教 育 長	山 本 敬 君	会 計 管 理 者	坂 本 順 一 君
総 務 部 長	本 多 孝 行 君	企 画 部 長	沼 田 治 義 君
厚 生 部 長	西 田 林 治 君	経 済 環 境 部 長	天 木 孝 利 君
建 設 部 長	石 川 喜 次 君	教 育 部 長	竹 内 康 雄 君
総 務 課 長	杉 本 康 寿 君	防 災 安 全 課 長	石 濱 克 彦 君
税 務 課 長	夏 目 勉 君	企 画 政 策 課 長	磯 貝 尚 美 君
秘書広報課長	日 比 郁 夫 君	住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君
福 祉 課 長	高 橋 ふじ美 君	子 育 て 支 援 課 長	宮 崎 典 人 君
健康推進課長	久 綱 勇 君	産 業 振 興 課 長	小 島 康 資 君
環境保全課長	藪 井 幹 久 君	建 設 課 長	鈴 木 学 君
都市整備課長	宮 原 佳 伸 君	水 道 課 長	鈴 木 晴 雄 君
学校教育課長	竹 内 与 七 君	生 涯 学 習 課 長	河 村 伸 吉 君
学 校 給 食 センター所長	夏 目 明 房 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	八 谷 充 則 君	局 長 補 佐 兼 議 会 係 長	山 下 美 幸 君
--------	-----------	----------------------	-----------

〔午前 9 時00分 開議〕

○議長（野田増男君）

おはようございます。

傍聴の皆様、本日は早朝より傍聴いただきましてありがとうございます。

昨日 3 月 11 日は、東日本大震災発生から 7 年が経過しました。この震災で 2 万人を超える命と穏やかな暮らしを一瞬にして奪い去り、いまだに避難生活をされている方が 7 万人いるとのこと。私も宮城県塩釜に漁業関係での知り合いがいますが、震災少し後に大変でしたねと聞きました。言葉では言えない、体験した者しかわからないという返事が返ってきて、私もちょっと言葉に詰まったのを覚えています。また、私にも何かできないかと思い、その当時、発電機と漁具を送ったのを覚えています。その当時、一般質問が東日本大震災に集中し、担当職員が大変だったのもちょっと覚えております。また、この地域でも東海地震・南海地震がいつ発生してもおかしくないと言われています。しっかり防災訓練を通し、最小限の被害にとどめ、犠牲者を出さないようにしたいものだと思っております。

会議に先立ち、お願いします。

お持ちの携帯電話はマナーモードか、電源をお切りいただくよう御協力をお願いします。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 町政に対する一般質問

○議長（野田増男君）

日程第 1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には 10 名の諸君より質問の通告をいただいております。本日はそのうちの 5 名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可しますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め 50 分以内とし、関連質問は認めないこととします。

3 番 鈴木美代子議員の質問を許可します。鈴木美代子議員、質問してください。

〔3 番 鈴木美代子君 登席〕

○3 番（鈴木美代子君）

おはようございます。3 番 鈴木美代子です。議長の許可がありましたので、あらかじめ議長に提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問し、町当局の明快なる答弁を求めるものであります。

まず、第 1 点目は、中学校の運動部活動の改善についてであります。この問題は、昨年議会で私が取り上げました。さて中学校の部活動について、週休 2 日制と朝練中止で子供たちや教職員の負担軽減を求めるスポーツ庁の検討会議が 1 月 16 日に開かれ、ガイドラインの骨子案が示されました。骨子案への対応について、以下 4 点についてお伺いします。

週休2日のクラブ活動について、本町でも週休2日の休養日を設けていると思うが、現在の実態はどうなっているか。きちんと週に2日休みがとれているか。

2番、ガイドラインでは、教職員の負担を軽減するために外部の人材を登用した部活動指導員の配置を推進するよう求めています。来年度から指導員に関する予算を国が補助する予定ですが、本町での配置計画はありますか。また、検討はしていますか。

3番、他市町では朝練を廃止する学校が少しずつふえています。朝練を実施するかしないかの違いによる効果を科学的に実証できますか。朝練をやめて子供たちに十分な睡眠・休息を与える考えはありませんか。

4番です。美浜町教育委員会もこのガイドラインを踏まえ、子供たちが自立・自主的に楽しく部活ができる部活動運営方針をつくる計画はありますか。

2点目は、子どもの医療費無料化の拡充についてであります。現在、美浜町の子供の医療費無料化は、中学校3年生まで無料となっていますが、隣町の南知多は、高校3年生、18歳まで拡充しています。子供を安心して産み育てることができるまちとして、本町において拡充する考えはありませんか。

3点目は、国民健康保険税の引き下げについてお伺いします。国民健康保険が来年度から愛知県下で一本化されます。いざという時のために積み立ててきた基金を使い、国保税を引き下げる考えはありませんか。国保税が高くて払えないで困っている人がいます。自分の生活に見合った国保税にすることはできないか。

4点目は、介護保険についてであります。2000年にスタートした介護保険、スタートしたときは2,500円でしたが、第6期では5,100円にまでなりました。来年度から始まる介護保険事業は幾らになるのかとても心配でしたが、来年度は引き上げしない——まだ議会に上程しただけですけれども——ということで少し安心をしています。この際、町民の生活のことを考えると、保険料を引き下げることはいずれできないでしょうか。

5点目です。美浜町運動公園整備事業についてであります。今、本町が計画しているのは、立派な陸上競技場がある運動公園だということです。孫子の代まで借金返済が続くのかとって公共下水道事業をやめた神谷町政ですが、また借金行政をやるつもりですか。誰のための運動公園ですか。維持費が何千万円とかかる陸上競技場は、庶民にとって楽しむ公園ですか。現在の計画は、日本福祉大学を美浜町にとどめておくためにというわけがありますが、そうですか。

以上で壇上での質問を終わります。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

皆様、改めましておはようございます。

昨日、それと土曜日、美浜町文化協会主催によります春の文協まつりが開催されました。土曜日におきましては、絵画、写真、またショー、それから生け花等々が多くの皆様方の出品をいただき、本当にありがたく思っております。また、昨日は歌・合唱、それと剣舞だとかいろいろな形で文化協会の会員の皆様方に多くのものを披露していただくことができました。大変にぎわっておりまして、議員の皆様方もごらんいただけたらと思っております。文化協会の皆様、そして参加されました皆様方に日ごろの練習を披露していただきました。皆様方に厚くお礼を申し上げる次第でございます。また、若い方たちにこういった文化芸能が伝承されることを本当に心から期待をしております。

それでは、鈴木美代子議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

私からは、御質問の２点目から御質問の５点目までお答えし、御質問の１点目につきましては教育部長から答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、子供の医療費無料化の拡大についての御質問でございますが、現在、美浜町では中学３年生まで無料化を実施しております。１８歳までの医療費助成につきましては、愛知県下５４市町村の中で、一部助成も含めまして９市町村が実施している状況でございます。医療費に係る個人の負担が減ることは歓迎されることではあります。無料化を考える上で医療機関の医師の確保、勤務体系など、経営上さまざまな問題をクリアすることが必要であると考えております。どんな場合にも無料化がベストでなく、医療費を削減し、元気で過ごすこと、そして健康であることが町政にとってベストであるとは私は思っております。これらを踏まえて、本町では無料化を進めるよりも、健康づくりにさらに力を入れていきたいと考えております。したがって、現在のところ、医療費の無料化を拡大する予定はございませんので、よろしくお願いいたします。

次に、国民健康保険税の引き下げについての御質問でございますが、平成３０年度からの国民健康保険制度改革に伴い、美浜町でも国民健康保険税の税率改正を本議会に提案をいたしております。国民健康保険制度改革により、愛知県が財政運営の責任主体となることから、愛知県に国民健康保険事業費納付金を納めるために、本町では必要額を国民健康保険税として集めることになります。この必要額を集められるように、愛知県は本町の加入者の状況や所得情報をもとに標準保険料率を示しました。今回の税率改正につきましては、愛知県から示された標準保険料率により低い所得割率を設定し、加入者の負担軽減に努めております。財政調整基金につきましては、保険給付費の高騰あるいは加入者数の低下や所得の低下などで国民健康保険税等の収納不足が生じたときに、いざというときに備えて積み立てているものでございます。そのため、国民健康保険税を引き下げるために使うことは考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

次に、介護保険についての御質問でございますが、介護保険料を３年ごとに見直すことは議員も御承知のことと思います。本年２月に開催した介護保険運営協議会において承認された計画案では、６５歳以上の介護保険料は、平成３０年度から３年間について据え置くこととなっております。議員が言われるように、３年ごとの見直しにより青天井で高くなっているということではございませんので、その点を十分に御理解くださいますようお願いいたします。しかしながら、近い将来、いわゆる団塊の世代が全て７５歳以上となる時期には、介護給付費の増加が見込まれます。その場合には、現在の保険料では賄い切れないため、介護保険事業運営の安定化を図る上で、保険料の引き上げ等の可能性もあるものと考えております。なお、介護保険の費用は被保険者の保険料で５割を負担し、残りの５割を公費で負担しております。議員が言われる第１号被保険者の負担軽減をするには、公費すなわち税金からの投入額をふやす必要が生じ、若い世代に対しても負担を転嫁することにもなります。４０歳以上の方々にとっては二重の負担を強いられることになります。そのため、税の公平性の観点から、また介護保険制度の趣旨からも適切なこととは思われません。よって、現時点において介護保険料の引き下げをすることは考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

次に、運動公園整備事業についての御質問でございますが、議員の町民が楽しむための運動公園整備であるべきとの考えにつきまして、私も町民皆様のスポーツ・健康増進・子育て等の拠点として重要な役割を担う施設であると認識しております。昨年度から幾度となく議会でも御説明を申し上げておりますし、今年度広報みはまにおきましても連載をいたしましたとおり、この運動公園は、人口減少・少子高齢化といった本町の課題対策として、この地区の特性を生かし、交流人口を増加させるための大きな役割を担っているものでございます。町外から人を呼び、地域の産業にも波及する取り組みや日本福祉大学との連携により、学生数の増加につなげることで本町の活性化、人口減少の抑制及び財政的な効果を得るために整備をするものでございます。

さて、日本福祉大学が昭和58年に本町に移転されて以降、数多くの学生が住民となり、西部地区を中心に多くの学生アパートや飲食店が建設されました。大学が来たことで若い世代がふえ、地域に活気がもたらされ、その方たちの生活により大きな消費が生まれ、30年以上にわたって大きな経済効果がもたらされていることについては、議員も御承知のことと思います。近年、大学の都心回帰が進む中、日本福祉大学においても経済学部等は東海市に移転する一方で、本年度美浜キャンパスにスポーツ科学部が新設され、新たな校舎も建設されるなど、本町に根差した学校運営をしていただいていることは大変ありがたく、大学はなくてはならない町の財産であると思っております。日本福祉大学と美浜町は、平成22年から包括協定及び防災協力協定を締結しており、さらに本年度からは、双方の関係者により知多奥田駅周辺の活性化についての情報共有・提案・協議または協力をしていくための知多奥田駅活性化ワーキンググループを組織いたしました。運動公園につきましても、計画・活用面での意見をいただくと同時に、運営及び維持管理の面でも協力いただけるよう協議を現在進めておるところでございます。これからも美浜町の発展・活性化のためには大学との連携が必要不可欠なものであると認識しておりますし、さらに強化していく所存でありますので、よろしくお願いいたします。

壇上での私の答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○教育部長（竹内康雄君）

鈴木美代子議員の御質問にお答えいたします。

最初に、中学校の運動部活動の改善についての御質問の1点目、スポーツ庁の検討会議によるガイドライン骨子案の提言による週2日以上部活動休養日について、町として検討しているかについてでございますが、部活動の休養日については、これまでも答弁いたしておりますように、生徒が学校外で多様な活動ができるように、あるいは十分な休養がとれるように、学校や地域の実態に応じて平日に1日、そして土日はどちらか1日を休養日にするよう、毎月開催されます校長会で指導などしておりまして、既に実施できております。また、各種大会への参加などにより土日連続で活動する場合には、休養日を他の曜日にずらしているという報告を受けておりますので、こちらにつきましても休養日の確保はできていると考えております。

次に、御質問の2点目、提言は教職員の負担軽減のため、外部人材による部活動指導員の推進を求め、国は3分の1を補助する予定だが、本町での配置計画はあるかについてでございますが、部活動指導員の職務内容は、実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での大会・練習試合等の引率、用具・施設の点検・管理、部活動の管理運営、保護者等への連絡、そして、事故が発生した場合の現場対応などとされております。部活動指導員の導入に当たりましては、その身分、任用、職務、勤務形態、報酬や費用弁償、災害補償及び職務に関する規則等の整備のほか、サービスの遵守等についての事前及び定期的な研修が必要となっておりまして、そして、何よりもそのような人材をどうやって確保するかが一番大きな問題でございます。教職員の負担を軽減するためにも、部活動指導員の配置につきましても研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の3点目、部活動の朝練の効果を科学的に実証できるか。朝練をやめて、子供たちに十分な睡眠・休息を与える考えはないかと、御質問の4点目、ガイドライン骨子案を踏まえ子供たちが自立・自主的に楽しく部活ができる部活動運営方針をつくる計画はあるかについては関連がございますので、あわせてお答えしたいと思います。

成長期にある中学生が、1日の限られた時間の中で運動・栄養・睡眠のバランスのとれた生活習慣を身につけるため、部活動にどのように取り組むのがよいのか、県教育委員会が本年度7月に部活動に関する実態調査を実

施いたしまして、さまざまな角度から現在、結果を検証しているところでございます。また、朝の部活動も含めて、愛知県は平成30年度早期に部活動指導ガイドラインの策定を予定しております。議員御指摘のスポーツ庁のガイドライン骨子案には、市区町村教育委員会は、都道府県の方針を参考に運動部活動の方針を策定することとなっておりますので、本町も県のガイドラインを参考にして検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

再質問ありますか。

○3番（鈴木美代子君）

順次質問してまいります。中学校の部活についてであります。前回質問したときに、週休2日制が不十分でありましたけれども、その後もう一度十分週休2日制になるように指導したのですか。

○学校教育課長（竹内与七君）

毎月の校長会で指導はしております。こちら各学校にどのようなになっているかということをお伺いさせていただきました。野間中学校は、平日の月曜日と土日のいずれかを休養日としております。河和中学校でも同様の休養日としておりますが、一部の部活につきましては、月曜日の朝に練習を行っております。ただ、練習時間の都合で他の日に振りかえて休養とっておりますので、週2日の休養日はきちんと守られております。

○3番（鈴木美代子君）

前は、私河和中へ訪問して先生のお話を聞きましたが、今回は出かけませんでした、御迷惑になると思って。前は、1日は必ず休むけれども2日目は先生たちに何かお任せしているような感じでしたが、それは確かに2日、週休2日になっているんですね。もう一度確認します。

○学校教育課長（竹内与七君）

2日というよりも、月曜日に一部のクラブが行っておりますが、ただし、月曜日行う日につきましては、ほかの日に振りかえを行っておりますので、週2日というのは守られております。

○3番（鈴木美代子君）

次に、教員が部活があつたりほかの仕事もあると思いますけれども、帰宅が遅くて、夜9時、10時ごろ用事があつて出かけても帰ってみえないことがありました。それで、教員の負担を軽減するために何とかできないだろうかと思って、ほかの学校でもそのような思いがあつて、今回の外部の人材を登用した部活動指導員の配置が実現したと思うんですけれども、美浜では、これを検討されるということでしたけれども、これを実現するためには問題点がありますか。

○学校教育課長（竹内与七君）

現在部活動の外部指導員は、両中学校ともおりません。先ほど部長からも答弁申し上げましたように、ふさわしい人材がおれば検討してまいりますのでよろしくお願いいたします。ただ、今両中学校におきましても、ボランティアの方でやっていただいておりますのはありますが、一般の方で平日がちょっと難しいということもありまして、なかなか人材がいなのが状況でございます。

○3番（鈴木美代子君）

確かに問題がいっぱいあると思うんです。つい先日も外部指導員の方のトラブルがありましたね。やっぱり問題は、何か問題が起きたときに、学校側が責任とるか、外部指導員が責任とるかだと思うんですけれども、それはきちんと導入するときに、もちろん行政も間に入ってそういうシステムをちゃんとつくって、問題ないようにやらなければならないと思います。これから教員のOBとかOGとか、そういう方を対象にいろいろ働きかける

と思うのですけれども、ぜひ現在働いてみえる教員の方の負担を減らすためにも、外部指導員の導入を実現させていただきたいと思います。

次は、朝練の問題です。今、朝練は何曜日、土曜日以外はやっているんですか。

○学校教育課長（竹内与七君）

月曜日を基本的に休みとしております。

○3番（鈴木美代子君）

朝練をやるということと、やらないという結果ですけれども、随分結果が違うのでしょうか。これを科学的に立証したことはありますか、効果を。今回のスポーツ庁の検討会議の中で、オリンピックのメダリストの女子柔道家の山口香さんは、「やればやるだけ効果があるという考えから脱却する必要がある。」、そう発言してみえます。精神問題で、もともとはクラブ活動というのは、子供たちが自主的に、自立的に、子供たちを強くするために、強い人間にするためにやっているものですが、どうしても勝利主義というのか、勝利至上主義というのか、そちらに走る傾向が多くて問題が、トラブルが起きてきたんですけれども、余り無理をすれば、疲労骨折や何か起こったりするんですよね。この辺で朝練をやめる考えはないですか。

○学校教育課長（竹内与七君）

愛知県の調査によりますと、愛知県内の中学校で運動部数の約75%が朝練を、練習をしており、今後のあり方について文部科学省や愛知県教育委員会が示すガイドラインが出ますので、それを参考にし、検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○3番（鈴木美代子君）

今まで朝練をやってきてやめると、何かうちのチームが弱くなったみたいなそういうことを考えますけれども、そうじゃなくて、やはり子供を中心に考えるべきだと思うんです。子供がどういったら自主的・自立的なそういう部活動ができるか。勝利主義じゃだめだと思うのです。確かに勝つことは子供たちを応援する意味でもそれはそれなりに効果がありますが、でも、名古屋市では、小学校ですけれども部活が廃止になりましたね、部活動が。やっぱりいろいろなことがありますけれども、子供が本当に心身両面で強くなる、いい大人になるというそのために今、部活動があると思うのですけれども、そういうことを考えると、やっぱり部活動は全面的に廃止になることは難しいかもしれませんが、もう少し朝練をやらない曜日をふやしたらどうですか。

○学校教育課長（竹内与七君）

今年度、県が早々にガイドラインを示しますので、その中で朝練が中止ということであれば、美浜町もそのようにやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○3番（鈴木美代子君）

わかりました。ごめんなさい。ありがとうございます。国保ですけれども、国保は県下一本になるということですが、町民にわかりやすく、何が変わりますか、県下一本になると。

○厚生部長（西田林治君）

国民健康保険の仕組みが県下一本になるということになっても、町民の皆様に関する手続はほとんど今までと変わりません。ただ、財政運営の責任主体が県となるということで、今まで美浜町でこれだけ医療費がかかるからこれだけ保険料を納めて予算をやりくりしていかなければいけないという部分を町の医療費を考えてやっていたのですが、今度からそれが愛知県にいきますので、愛知県が県全体の医療費が幾らかかるのということで、じゃ各市町村に幾らずつ負担させようということが愛知県が考えます。その幾らとなった部分が愛知県から美浜町に来ますので、じゃ美浜町はその来るときに愛知県と一緒にこのぐらいの税率を掛ければ納められますよねとい

う部分も来ます。それを町として見て、これをこのまま使うのか。だけど、町としてはこういう部分があるから、もう少し下げたり上げたりしても運営的にはいけるよねという部分については町で判断してその部分やっていくという形のことはできるようになっています。その財政運営の部分が大きな違いということになります。

○3番（鈴木美代子君）

そうすると、町としては、町独自でやっていたほうがいいのか、県一本でやってもらっていたほうがいいのか、どちらがやりやすいですか。町民にとってはどうでしょうか。

○住民課長（茶谷佳宏君）

ただいまの鈴木議員の御質問にお答えします。

町としてどうかということですが、今回、県下一本に財政がなることに伴いまして、医療費が高くなったときのリスクは美浜町としてはなくなります。ただし、町民にとってはどうかということになれば、県から示された納付金を納めるのにどのような形で町民に国民健康保険税を課していくのか、それによってどうかということは出てきますけれども、今回制度改正が30年度から初めてなるわけですので、そこで大きく変化はしてきますけれども、その後の変化は割と少ないのではないかなと。また、医療費に対するリスクがなくなりますので、町民にとっての不安要素は減るのではないかと考えております。

○3番（鈴木美代子君）

今回、制度改正で資産割が廃止になりましたが、どのぐらいの人が国保税が上がるか、どのぐらいの人が大体下がるか。大体半々ぐらいですか。

○住民課長（茶谷佳宏君）

2月の行政報告会で説明させていただいた割合によりますと、基本的には上がります。ただし、資産割のある人、この人が下がりますので、25%ぐらいの方が資産割によって下がってくるということになります。残りの方は上がる可能性が高くなります。ただ、その中で低所得者、7割軽減を受けている方につきましては、600円上がるというような形になりますので、今回の税率改正、議案として提案させていただいておりますけれども、その中では低所得者に配慮した形で税率改正をお願いしておりますので、よろしくお願いします。

○3番（鈴木美代子君）

そうすると、資産割が廃止になっても上がる人はいるんですね。大分上がりますか。一番高い人でどのぐらい上がりますか。

○住民課長（茶谷佳宏君）

ただいまの質問に対して、これも先日の行政報告会で説明させていただいたのですが、その中で10万円以上上がる方も出てくるかと思えます。ただし、国民健康保険につきましては、その年その年で所得も変わりますし、加入者も変わりますので、現在入っている人が全部来年度も入るということではないかと思えますので、一概に来年度どのぐらいの所得になるかというのが把握できないということからすると、その辺幾ら上がるのが最高かというのはなかなかお答えにくいことかと思えますので、よろしくお願いします。

○3番（鈴木美代子君）

わかりました。子ども医療費の無料化を飛び越えてやってしまったんですけれども、南知多は高3まで無料になっているのですが、美浜町は難しいということですかね。検討したことはありますか。

○住民課長（茶谷佳宏君）

子ども医療費の18歳までの拡充につきまして、南知多が昨年の4月から現物給付、いわゆる医療機関の窓口で受給者証を出すことによって無料で受けられるという形に変わったというのは、議員おっしゃるとおりだと思

ます。それで、美浜町にとってそういう南知多が実施したことによって検討したのかということですが、確かに南知多は隣のまちですので、そういうまちが実施したことによって検討もしました。それで、愛知県下で、先ほど町長の答弁でも言わせていただいたんですけれども、現在9の市町が一部助成も含めてやっております。そういう中では、まだまだ愛知県下では18歳までというのは少数になってきているかと思います。美浜町として子ども医療費18歳まで引き上げたら、どのくらい医療費かかるのかというのを検討する上で、国民健康保険の加入者の医療費の状況しか美浜町でわかりませんので、美浜町では子供が国保に入っている状況は少ないものですから、それはあえて一部の人だけになるということで、それから人数で推測した場合、結構大きな金額が出てくるということも考えられるということで、現在の段階ではすぐには考えられない。また、隣だとか近隣の市町の状況なども動向を把握した上で今後検討していくことではないかなと。今すぐに始める考えがないということで町長は答弁させていただいた状況です。

○3番（鈴木美代子君）

介護保険については、来年度7期は保険料が変わらないということで、上がっている自治体もあることを考えると、職員の努力を評価したいと思っております。ただ、介護保険は10年前に導入したときに2,500円で、今もうこれで第7期だから、3年ずつだから20年近くやってきて倍以上になっているんです、5,100円ということで。やっぱり介護保険は、これから団塊の世代がその年になるともっとすごく大変になるだろうなと思うのですが、その辺の予測はどうですか、大変ですか。

○厚生部長（西田林治君）

ただいまの団塊の世代が全て、要するに介護保険の対象者になったときには大変ですかというような御質問でございますが、現在の政府の予想では、前回第6期のときの3年前のこの時期、そのときにも発表があったんですが、そのときでも7,600円だったと思います。現在でも7,800円になるんじゃないかと予想が出ております。美浜町としては、これに向けて少しでも皆さんの負担が軽くなるように、いろいろな介護予防策だとかというのも思っておりますし、今回の保険料据え置きという部分に対しても、このときを見据えた段階で負担を大きく上げることがないような、少しでも皆さんの負担が上がらないような形でやっていきたいと思って今回の据え置きという判断に至った次第でございますので、よろしくお願いします。

○3番（鈴木美代子君）

ありがとうございました。今回、据え置きという形になって、本当に職員の皆さんの努力を感謝いたします。

最後の問題です。運動公園の問題ですけれども、今運動公園が問題になっている土の問題ですけれども、土は何とかなりましたか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

運動公園の土壌の強度の関係のお話でさせていただきますと、ボーリング調査を今年度いたしました。再度設計の段階でその設計の精度を高めるために、さらに追加の調査をさせていただきまして、その成果をもとに今、工法等の計画設計を組んでいるところですので、詳しい結果が出るにはもう少し時間かかります。

○3番（鈴木美代子君）

詳しい結果が出るのはもう少し先だということですが、もし総合公園の土が使えなかった非常事態のときは、すごい負担がふえるのではないかなと思うのですが、そういうのも想定していろいろやってみえますか。

○建設部長（石川喜次君）

土の問題でございますけれども、総合公園の土が使えないという状況は、今検討しておる最中でございますの

で差し控えさせていただきますけれども、当然今回の運動公園には現在田んぼ等で低い土地でございますので土が必要になります。総合公園から土が運べないということになれば、当然土を探さないといけないという形になりますので、事業費が上がらないように、例えば近隣の場所で土地を見つけてそこから土をとるということも考えておりますので、決して一概に事業費が上がるということではございませんで、よろしくお願いいたします。

○3番（鈴木美代子君）

運動公園について、神谷町長がそれなりにまずやりたいと今思ってみえるみたいですが、町民に私これから説明するには、どれだけの費用がかかって、どれだけのお金をお借りして、何年かけてそれを返すのか、その辺をわかりやすく言ってください。答弁してください。

○建設部長（石川喜次君）

当然皆様方が御心配しているのは、そういうことだと思っております。今、設計の検討をしておる段階でございますので、当然建設費、また維持管理費も明快にこれだということはお示しできません。ただし、私ども都市計画税という税を使ってまず建設いたします。この都市計画税につきましては、都市計画事業、いわば今町で行っている事業は公園事業しかございません。この費用を建設、また建設に伴う起債の償還をしていくわけですが、当然無理のないような計画を練って建設していきますので御心配ないと考えていただきたいと思います。また、維持管理につきましては、今後、運営の中で検討していくこととなりますけれども、当然収益施設でございませんので、全てが補えるということは思っておりません。ただし、奥田の駅が今ああいう状態の中で、あそこに運動公園ができたことによりまして、町民の方、町外からお見えになる方に御利用していただくことがあの地区にとって活性化することだと思っておりますし、住民の方が望んでいることだと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○3番（鈴木美代子君）

運動公園は、それこそ陸上競技場1レーン修理するだけでも、半田見に行ったんですけれども、1,000万円かかるということで、そんなにからないだろうけれども、大変なお金がかかると、維持費にね。私は、そんな大変な公園が本当に町民が利用できるだろうか、そう思うんです。町民が楽しく利用するための公園をつくるべきじゃないかなと思うのですけれども、今回のこの運動公園は大学生が使えるような、何か大変高い、高価な陸上競技場だと思うのですけれども、その辺はどうですか。町民はもっと楽しむ運動公園に、本当に子供が楽しむような運動公園にできないですかね。

○建設部長（石川喜次君）

今回の運動公園は、陸上競技場だけではございません。当然子供が遊べるような広場を設けます。陸上競技場につきましても、現在本町にございませんので、今いろいろ学校、小学校・中学校・保育園で行っておる大会等を含めてこの陸上競技場を使っていただくように、今後、企画運営をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

もうあんまり時間ないですけれども。

○3番（鈴木美代子君）

もうあんまり時間ないですけれども、私は今もお金があれば本当に、例えば国保税だって、そういうものを安くしたほうが町民は喜ぶかなと思うんですけれども、今回の運動公園はちょっと美浜町に合わんじゃないかなと言ってしまう。

○議長（野田増男君）

以上をもって、鈴木美代子議員の質問を終わります。鈴木議員は自席に戻ってください。

〔3 番 鈴木美代子君 降席〕

○議長（野田増男君）

次に、1 番 森川元晴議員の質問を許可します。森川元晴議員、質問してください。

〔1 番 森川元晴君 登席〕

○1 番（森川元晴君）

皆様、おはようございます。

先ほど議長の挨拶にもありましたが、あの未曾有の災害であります東日本大震災から昨日で7年を迎えました。2万2,000人以上が犠牲となり、いまだ約7万3,000人の人が避難生活を余儀なくされております。全国的にも近年、大規模な自然災害等により、家族や住む場所、思い出の場所、仕事を失い、ふるさとを後にして復旧・復興を待ち続けている多くの住民、国民がいることを私たちは決して忘れてはならないと改めて感じております。

今回もさまざまな角度で議員の皆さんの質問もありましたが、私たちが住むここ美浜町も少子高齢化、人口減少等とさまざまな問題・課題を抱えておりますが、今のところ幸い大きな災害等もなく、恵まれた幸せな環境であると実感しております。財源も安定し、多くの町民のニーズにお応えしたいのは議員も町長も役場の職員も同様の考えであると思いますが、町の実情・現状を正確に、丁寧にお知らせ・説明し、世代を超えて共有をすることで協働のまちづくりができると考えております。私自身のテーマとしては、将来に向けて今は我慢のときではないかなと思っております。今回は、そのような思いで一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告質問をさせていただきます。

1、美浜町運動公園整備事業について。

美浜町運動公園整備事業を進めるに当たり、10回にわたり広報みはまに掲載されていますが、整備に要する事業費、建設後の維持管理費、利用計画など、町民が事業の是非を判断するためのさらなる情報提供が必要と考えます。そこで、運動公園整備事業に関し、以下3点についてお伺いいたします。

1、10回の美浜町運動公園事業についての掲載で、住民に対し正確な事業の内容を十分に伝えられたと考えていますか。

次に、明確な維持管理費が確定していない中で事業を進めていますが、どのように安定した運営をしていく計画ですか。

次に、運動公園は収益施設ではなく、維持管理には一般財源の充当が避けられず、他の福祉・教育・建設事業等の予算を圧迫すると考えられます。町は、この運動公園整備事業が将来的に他の事業を圧迫しても今実施しなければならない事業と考えていますか。

次に、大きな2番です。総合公園拡張事業について。

平成29年10月1日号の広報みはまに掲載されました「総合公園拡張整備との関連について」より事業内容・事業の進め方について3点お伺いします。

1、総合公園拡張整備事業について、これまでの経緯を改めて説明してください。

2、平成30年度より工事開始し、野球場、サッカー場、多目的広場を設置するとの計画に変更はありませんか。

最後に、拡張工事の前提でもある浦戸地区第2グラウンドの売却を含めた土地の有効利活用の見込みはどうなっていますか。

以上であります。今回はほかの議員さんも同じような内容を質問されております。どうか執行部の皆さんも

同じことを聞くなということを思わずに丁寧な説明をお願いいたします。

以上で壇上での質問とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、続きまして、森川元晴議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、美浜町運動公園整備事業についての御質問の１点目、広報みはまの10回にわたる美浜町運動公園事業についての掲載で、住民に対し正確な事業の内容を十分に伝えられたと考えているかについてでございますが、今年度広報みはま６月号から３月号までの10回にわたり、事業の目的・経緯・効果・スケジュール等について順序立てし、連載をさせていただいております。運動公園とはどういうものなのか、何ができるのかといった疑問を想定しお伝えしましたもので、繰り返しお読みいただくことで御理解をさらに深めていただけるものと思っております。今後も住民の皆様により一層御理解いただけますよう情報提供に努めてまいりますので、よろしくお願いします。

次に御質問の２点目、明確な維持管理費が確定しない中で事業を進めているが、どのように安定して運営していく計画かと、御質問の３点目は、町はこの運動公園整備事業が将来的に他の事業を圧迫しても、今実施しなければならない事業と考えているかについては関連がございますので、あわせてお答えします。

まず、安定した運営のためには、多くの方が運動公園を利用し、各種大会などを誘致できるような施設整備が求められておりますので、設備の規模や仕様についての検討を進めているところでございます。住民はもちろんのこと、小・中学校、高校及び大学での活用、さらには町外からの利用者確保が本事業の目的である町の活性化等につながるものと考えております。公園施設の規模や仕様及び維持運営の体制を検討している現段階では、維持管理費につきましては具体的な金額をお示しできませんが、目的を持った新たな施設のための維持管理費が他の事業を圧迫する無駄なものであるとは考えておりません。議員がおっしゃるように、運動公園は収益施設ではございませんが、住民の健康、子供たちのスポーツ、子育てまたは防災の拠点として、将来にわたって住民の福祉及び教育の向上といった大きな役割も担っております。少子高齢化、人口減少といった本町の抱える課題対策の一つとして、将来の美浜町のために今実施しなければならない事業として進めておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、総合公園拡張事業についての御質問の１点目、総合公園拡張整備事業について、これまでの経緯を改めて説明をについてでございますが、美浜町総合公園は平成４年の供用開始以来、本町の交流拠点として町内外の多くの方に利用されております。平成23年度には、南知多道路美浜パーキングの有効利用、既存施設との連携や機能補完、新たな魅力の付加による交流人口の拡大や地域活性化を目的として、総合公園を中心とした美浜町交流拠点構想が策定され、第５次美浜町総合計画にも位置づけられ、きょうに至っております。今回の拡張事業では、町民第２グラウンドの代替地として球技施設の集約による利用者の利便性向上及び防災面の機能拡大を目的に整備するものでございますので、よろしくお願いします。

次に、御質問の２点目、平成30年度より工事を開始し、野球場・サッカー場、多目的広場を設置するとの計画に変更はないかについてでございますが、現在設計を進めているところでございます。この先、ボーリング調査等の結果により計画変更が生じる可能性はございますが、現段階では野球場及び多目的広場を整備する計画に変更はございませんので、よろしくお願いします。

次に御質問の３点目、拡張工事の前提でもある浦戸地区第２グラウンドの売却を含めた土地の有効利活用の見込みはどうなっているかについてでございますが、第２町民グラウンドはソフトボール・サッカーなどに利用されております。このグラウンドは従来住宅や工場と隣接しており、さらに太陽光発電施設が立地したことにより、ボールが飛び込み器具を破損するなど危険性が増してまいりました。また、施設自体も老朽化が進み、トイレなど付帯設備を含め、スポーツを楽しむ住民ニーズにも対応し切れなくなってきました。そのため総合公園にグラウンドを集約することにより、利用者の利便性の向上と施設の充実を図ろうという趣旨で従来から検討を重ねてまいったものであります。また、第２グラウンドは準工業地域に立地しており、工場用地として有効に活用し、地元企業の育成も図ることが可能となっております。繰り返しになりますが、第２町民グラウンドを移転し、グラウンドを集約することにより町民の利便性の向上を図るとともに、工場としての活用により地元企業の育成、雇用の創出など地域の活性化の両面を目指しているものでございます。総合公園拡張工事の前提として売却するものではございませんので、その点御理解をくださいますようお願いいたします。

壇上からの私の答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問ありますか。

○１番（森川元晴君）

それでは、順次再質問をさせていただきます。

我々議会に報告されていること、またされていないことも含めて広報に掲載されていることとの相違について、確認のため伺います。

まず１点目でございますが、第３回掲載、交流人口の増加により本格的なスポーツ競技が可能。多くの大会の開催をすることができますと記載されております。多くの大会とはどこまでの範囲、町民大会クラスなのか、県大会クラスなのか、国体クラスなのか、どのような大会が開催できますか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

運動公園、陸上競技場の利用計画についてお答えします。

現在、小・中学校、体育協会、スポーツクラブ等で町内の大会とか行事が行われておりますが、住民の方が行っておるサッカー等の球技も含めての競技は御利用いただけるものと思っております。また、学校での小学校・中学校の大会クラスについても対応できると思っております。それ以外、住民の方以外の方の大会につきましては、陸上競技場の今目指すところの指標としましては、高校生クラスの大会でも十分対応できるものを計画しておりますので、陸上競技協会主管の大会についても誘致できるものと思っております。さらに、学生・企業等で行っておる合宿につきましても、それに対応できる、競技場のトラックとしては対応できますし、それを受け入れるための諸室等の設備も計画しておるところでございます。よろしく申し上げます。

○１番（森川元晴君）

わかりました。次に、同じく第３回に掲載されております、私としてはこのところが一番重要視しているところでございますが、インフラ整備の促進から伺います。

山王川の河川の改修は奥田地区の課題であり、今回の整備に連動して県による早期改修工事の実現も見込まれていると記載。また、計画道路西部線も県による早期整備を促すことができ、住民の日々の生活に直結するインフラも整いますと掲載がされていますが、今の現状として、県とはどこまでの話というか整備計画、予算が進められていますか。

○建設部長（石川喜次君）

まず、河川の山王川についてお答えいたします。

山王川につきましては、昨年度、山王川の全体の改修計画を県で作成しております。今回、うちの事業の計画に伴いまして、公園区域に限って昨年実施設計をつくっていただいております。ただし、河川につきましては、全体計画つくった中で下流から実施することになりますので、公園区域を現在のところ先行して実施することは伺っておりません。あと、都市計画道路の西部線につきましては、議員も御承知のとおり、現在常滑から上野間まで工事を実施していただいております。南伸につきましては、日ごろより県からお話を伺っておることにつきましては、地域の土地の利用状況によって県の事業の優先順位を決めるということを伺っております。今回うちの公園整備をやることによって、いろいろ利用者の方々等が、多くの方がこちらにお見えになるということございますので、そういうことをもって事業の推進になろうかと思っております。

○1番（森川元晴君）

わかりました。次に、第4回掲載されております、平成33年3月一部使用開始予定から、2020年、平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピックに一部使用開始と記載されていますが、どのような使用内容ですか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

まず、東京オリンピック・パラリンピック、平成32年度に開催されます。こちらの運動公園の供用開始の予定につきましては、こちらは当初の計画から32年度末の33年3月ということで、これは変わっておりません。ですので、東京オリンピックに間に合うということではございません。当初からそのように御説明させていただいております。東京オリンピックが行われた年度の末に一部供用開始ができて、その翌年度に全面供用開始ができるという当初の計画でございますので、よろしく申し上げます。

○1番（森川元晴君）

すみません、掲載内容でいうとちょっと誤解を招くかなと思ったもので質問させてもらったのですが、それで、結局全ての工事や整備が終わるとするのは、予定どおり平成33年3月までに供用開始というのは間に合う予定でありますか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

当初の計画がそういった計画になっております。ただ、今回の議会でも申し上げましたように、計画の内容に一部変更が生じてまいりますし、施設の増設というんですかね、当初計画よりもふえるものがあります。そうなりますと、当然工期がかかる可能性もありますし、あと事業費につきましても、これも御質問いただいておりますけれども、事業費がさらにかかるということになってきますと、皆様御心配いただいております資金計画、都市計画税等を充当して行っていく資金計画にも限りがありますので、無理のない資金計画で進めていこうとしますと、事業年度を伸ばして事業費を平準化していくという必要も今後出てくる可能性はございます。

○1番（森川元晴君）

掲載の点につきまして、最後の質問とさせていただきます。

広報みはま11月号に掲載、現地測量、ボーリング調査、基本設計の実施より、現在用地交渉を最優先としておりますが、同時に現場で標高及び正確な位置や距離を確認する現地測量、また基盤の土質や地層・強度を調べるボーリング調査を行っている——先ほどから説明あったとおりでございますが——そして最善の設計図面を描いていくと掲載がありますが、用地交渉が進む中基本設計とか最善の設計図面というのが、私も建築・建設をやっておりますが、一般的にものを考えますと、今になって地質調査等を行うということ自体が一般的には考えられないんですが、これはもう既に事前に調査をして予算に組み込んでおくべきことではないかなと思っておるわけ

でございますが、その点についてはいかがでしょうか。

○建設部長（石川喜次君）

運動公園の事業の進め方について御説明いたします。

まず、こういう公共事業につきましては、基本計画をつくります。これが平成28年に実施しております。その後基本設計、次が詳細設計を含む実施設計となって工事になっていきます。今回、基本設計の中でボーリング調査というのは行うものでございますので、平成29年に実施したということになります。事前にその辺のことを調査できないかということもございますけれども、当然買収をしない個人の土地の中でいろいろな例えば調査をすることも限りがございますので、買収したか、ないしは買収を事前に控えて地権者の方の御同意を得て実施するというのをこれまでも行っておりますし、これが正しい進め方と思っておりますので、事前に実施することはなかなか難しいという状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

○1番（森川元晴君）

説明はわかりますが、基本的にはもう用地交渉が進んでいるという段階でありますので、やはり事前に、そういうことはもう既にわかって事業を進める、また地権者に対してそういうことも含めて説明をしていく、町民に対してそういうことが必要であったのではないかなと思っております。

最後ですけれども、改めてお聞きしますが、10回にわたり掲載されました。住民に対しまして正確な情報を伝えていきますかということでありますが、僕の感想であります、余りにもいいことを並べ期待を持たすような内容掲載で、後で住民に対しまして誤解を招くようなことはありませんか。気をつけていることはありませんか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

広報させていただいた内容につきましては、議会ですとか議会の特別委員会の中で議員の皆様にも説明させていただいた内容でございます。期待させ過ぎるという御指摘ございますが、決して中身を曲げて広報しているつもりはございません。計画の内容につきまして、なるべく専門用語とか専門的なことをわかりやすくお伝えするというのと、あと、将来計画を含めておりますので、当然住民の方には期待感を持っていただきたいというそういう気持ちも込めて広報をつくらせていただいております。ですので、誤解を招くことはないようには今後も気をつけて情報提供させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○1番（森川元晴君）

よろしくお願いします。

次に、維持管理費の件で前回もお聞きしましたし、先ほども同僚議員からも質問がありましたので、同じような内容になると思いますが、僕が前回聞いたときの答弁、施設の利用者の負担金では賄えませんが、公園を利用する来町者の増加により、地域経済の活性化及び日本福祉大学の定住化による経済効果を期待しており、本町の財政としてはトータル的に賄えると考え、不安はございませんと町長は述べられました。正直申しますと、私も多くの町民の方もその答弁に対して不安に感じているのではないかなと思っております。

そこで、先ほども質問がありましたけれども、そこで一番懸念していることは、年間を通じて施設の利用度、特に一般の住民の方の利用度に対してどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

住民の方の利用については、当然一般的に練習等で使っていただく、陸上競技に触れていただくということでの利用を見込んでおりますし、各団体の練習・大会等を見込んでおります。使用料につきましては、基本的には有料ということになろうかと思えます。ほかの自治体の競技場でも、その自治体主催のもので小・中学校が学校教育として使うものについては減免をいたしておりますけれども、一般住民の方が使う分については使用

料をお願いするということで、これはそういう方向でいくということが考えられます。

○1番（森川元晴君）

一般の人が陸上競技をやって利用するというのは、ちょっと余り考えられないような感じもするのですが、まあいいです。陸上競技の使用に当たり、日本福祉大学生や附属高校生の利用が一番多いと考えられますが、先ほど一般の人の利用というのが、競技場、どのような利用されるのか、ちょっといまいびんとは来ないのですけれども、一般の町民の方がそういう大学生や高校生よりも優先されるのかということをお聞きしたいということと、よく言われることなんですけれども、競技場使用に当たって、今回ラバーを張った全天候型のグラウンドということですよ。それを守るためには、日常的に町民の人、一般の人が利用できない施設も多いと聞いております。その辺に関していかな考えを持っておりますか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

まず、利用の優先的なものですが、これは今から維持管理とか運用を考える中で、当然多くの方に使っていただかなければいけないですし、収益を上げられるものについてはどんどん収益を上げていきたいという思いがあります。今の段階で絶対に住民の方優先ですよとか、収益事業が優先ですよということはちょっと申し上げにくいのですが、各自治体に応じて、例えば半田市ですと市民の方最優先でやっているということをお聞きします。ほかからの利用についても、市民の利用の方と重なったときには市民を優先しておるということは聞いておりますが、やはり外部からの、町外からの人もたくさん誘致したいという役目もありますので、その辺をいかに今の利用形態と今後の利用の予定を見て上手にすり合わせていきたいなと思っております。あと、全天候型のグラウンドであるために利用制限があるというお話ですが、スパイクで走れるというトラックになりますので、一般のスニーカーで走っていただく分では傷むということはないと思うのです。傷むことを理由に一般の方の利用を制限するということは、多分ないであろうと思っております。あくまで利用の計画に基づいて、夏休み等も合宿等の多い時期もあるかと思っておりますので、その辺も今、合宿の状態等も町内の例等も調査しておりますので、今後の運用の計画に入れて検討していきたいと思っております。

○1番（森川元晴君）

私の知る限りでは、公認第3種の陸上競技場の維持管理を含む大会運営等の条件として、今までも報告ありましたが、最低限の諸室、初日に同僚議員も質問しましたが、審判室等、放送室等の箱物はもちろんのことですが、初期投資として設備機器・用具・備品等、また修繕費や更新費等——これは5年ではありますが——含めると1億円以上かかると言われております。また、全国的にも自治体で維持管理費が大きく膨らみ、財政を圧迫するため公認を廃止し、また公認格下げを行い、結果大きな大会誘致や使用度・利用度が減り、お荷物化した施設としているところも多いと聞いております。

そこで、改めてお聞きしますが、安定した維持管理計画は万全と考えておりますか。総務部長にお願いします。

○総務部長（本多孝行君）

安定した維持管理計画は万全かと言われました。まず、縦割り行政、大変申しわけございませんが、私のほうで維持管理計画はやっておりませんので、財政面という御心配のことからという解釈で申し上げたいと思います。

まず、収益施設ではないということは一般財源の投入が必要となると。そうすると、他の事業を圧迫するのではないかと御心配が根本にあるかというふうにお答えをするつもりでおります。

まず、財政面から申し上げるのであれば、歳入をふやして歳出を減らす、これが一番基本的なことでありまして、この運動公園に関しまして、例えば歳出面で言うのであれば、施設が整備された後であるのであれば、維持運営に係る費用を減らすことであろうと、これは誰が考えてもそのとおりであります。これにつきましては、一定の

金額がかかるのであれば、その管理運営方法を例えば町が直営でやるのか、どこかからの補助をいただくのか、いろんな方法があるかと思いますが、とにかく町負担の軽減というのは、みんなが考えることによってまず可能な施設であろうと思っております。

歳入の増というほうにまいますと、あそこには近くに日本福祉大学がございまして、議員も御存じのとおり、今のサッカーグラウンドが整備された後、スポーツ科学部が来て下宿生が非常にふえております。これにつきましては、大学のグラウンドが整備されただけでスポーツ科学部は充実しておると、下宿生がふえておると。じゃ、この運動公園ができれば下宿生がふえるのか。それは一概には言えませんが、ただ、そういう施設があることによってよそから人が来てくれることは間違いない。今でも大学のところによく大型バスが来て、試合等をやっております。ああいったよそから見える大勢の方を町内に引きとめること、要するに宿泊していただくこと、そういうことができるきっかけになるのがこの運動公園ではなかろうかとも考えられると思います。美浜町は観光のまちと言っておりますけれども、観光は主要産業の一つであります。観光って何かというと、よそから人に来てもらってお金を落としてもらうということでもあります。そういうことで考えますと、運動公園が整備され、大きな試合・大会、そういったものでバスを連ねて来ていただくようなことになるのであれば、直接施設の、例えば使用料という形では賄い切れないかもしれませんが、以前町長がお答えしたように、トータル面では町にとって大きな歳入の増を促すことが可能であろうと考えられますので、繰り返しになりますが、財政担当といたしましては十分いけるものだと考えております。よろしくお願いします。

○ 1 番（森川元晴君）

ありがとうございました。本来であれば、教育部長さんにどのように教育現場で利用される計画があるのかとか、厚生部長さんにもいろいろな事業の圧迫、特に福祉関係に関してお聞きしたかったのでありますが、時間もありませんので、次の 2 番目の質問に入らせていただきます。

経緯の点につきましてもお聞きしたい点もありますが、以前であります、我々に総合公園の拡張区域平面プラン比較表というのをいただきましたね。我々議会に対しまして町民に対しても、結果どのような整備を行うかということが報告はされていませんし、今検討中というお話もありましたが、A B C、3つのプランがありましたね。これですね。そのうち、私としてはC案ではないかなと思っておりますが、現実一体今どのようなプランで考えておられるのですか。

○建設部長（石川喜次君）

ただいま議員のおっしゃる計画につきましては、平成27年度の基本計画の見直しの中で作成した案だと思います。私どもCであると思っております。実は、3種類ある中でB案をその当時はしておりました。これは、区域は変わらなくて26年当時の計画と何ら面積も変わってございません。グラウンドというか野球場を2面から1面に先行して整備するという計画となっております。残りの区域は、当初から災害時の仮設住宅の建設予定地ということも想定しておりますので、そういう用地として広場を整備するという計画でございます。

○ 1 番（森川元晴君）

当時、平成26年ごろでございましたけれども、野球場2面、当時と現在のその計画、先ほど説明がありました。お聞きしたいのが、整備面積と土地の購入面積はどのようにその当時と変更があったのか、お聞かせをください。

○建設部長（石川喜次君）

平成26年当初の計画においても現在においても区域の面積は5.6ヘクタールになっておりまして、変更はしてございません。

○ 1 番（森川元晴君）

土地の購入面積・整備面積が変更がないということではありますが、2つの公園整備の土砂、先ほどからいろいろと土砂のことは述べられておりますが、効率よく利用する発想は問題ないと思うのですが、公園整備事業よりも、要するに総合公園整備事業のほうが26年度、先に交流拠点地域として整備計画がなされてきたというのが経緯であると思っております。結局、問題は、その当時に運動公園整備よりも早いということで、その総合公園の土地を買収する、要するに地権者に既に土地の購入をする約束が交わされているのではないかなと思っております。それが今言った、面積が変わらないということと僕は大きく関係をしているのではないかなと思っております。今回総合公園を拡張とは言いながらも、町長がよく言われる縮小されるのであれば、土地の購入面積自体も縮小することだと自分自身は思っていたのですが、先ほど言いました、その当時に地権者にその土地の購入を交わすと、約束を交わすということが一番の要因となっていると思いますが、その点に関していかがでしょうか。

○建設部長（石川喜次君）

まず地権者の方に御説明した時期は、平成26年に基本設計の中で測量を実施しておりまして、その立ち会いをお願いしたときに地権者の方にこの公園の計画を御説明しております。先ほど議員のおっしゃるとおり、要するに土地を購入するという約束自体はしてございません。地権者の方に公園がどうしてできるかと、どういう公園をつくるかという目的とか整備内容の御説明はしたと思っております。そういうこともございますけれども、先ほど申したとおり、この公園は野球場をつくるだけではございません。先ほど申したとおり防災の拠点、要するに避難仮設住宅の建設の予定地ということになっておりますので、面積を変更するという考えは持っておりませんでした。

○1番（森川元晴君）

わかりました。

それでは、最後の項目の第2グラウンドの土地の有効利活用の件でございますが、これは同僚議員が同様の質問をされております、昨年の6月議会にも。それに対して町長の答弁は、先ほどもありましたね。準工業地帯の中であり、町としましても産業の活性化だとか地域活性化の中で企業を招き入れたいという大切な土地であり、そちらを売却し——財政的には心配していないという総務部長の答弁もありましたが——その後、補足として、町長の答弁は、総合公園事業の関係については——あちらのほうというのは第2グラウンドのことだと思います——売却費を充てていくということで、町の持ち出しを二重に総合公園と運動公園に持っていくということとはございませんという町長の答弁がございました。先ほどもちょっとその件に関しては言いましたけれども、そこで確認をします。

要するに第2グラウンドの土地の売却費を総合公園事業費に充てるから財政的に心配がないという考え方でよろしいでしょうか。

○建設部長（石川喜次君）

ただいまの御質問は、昨年の6月議会の江元議員への答弁の中でお話しした内容でございまして、実はこの建設の財源を国からの補助金、国からの起債並びに都市計画税を充てるということで、その償還についても都市計画で財政上問題なく計画を立てて進めていくという内容を御説明したことがございます。その中で、今後第2グラウンドの売却ができたときには、この費用も公園の整備に充てることができるというように町長から答弁をしております。そういうこともございまして、森川議員がおっしゃる、この第2グラウンドの売却費を充てるのみで財政的に問題ないというお答えをしておりますので、誤解のないようによろしくお願いします。

○1番（森川元晴君）

わかりました。そこで、問題でありますけれども、今現在その第2グラウンド、まだ跡地と言っていいのかよくわかりませんけれども、土地の有効利活用でございますけれども、現在何か誘致をする当てとか予定とか、そういうようなお話というものはあるのでしょうか。

○企画部長（沼田治義君）

森川議員の御質問でございますが、第2グラウンドにつきましては、先ほど町長が答弁したとおりでございます。売却の目的につきましては、繰り返しになりますが、グラウンドを集約することによって町民の皆様方の利便性を図るというのがまず1点でございます。2点目といたしましては、地元企業の育成を図りまして雇用の創出を図っていくと、この2点が売却の目的でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

今後の第2グラウンドの売却に向けた準備でございますが、本年度から地元企業、事業所さんに第2グラウンドを売却するためのいろいろなアンケート調査を実施してまいりたいと思っております。総合公園整備事業にあわせて、こちらの手続も逐次私のほう一步一步進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○1番（森川元晴君）

時間もございませんので、総合公園整備に関しまして、私の住む北方地区のことで非常に言いづらいことですが、私は正直な気持ちを言いますと、今の時期に2つの公園整備事業を同時に進めるということは反対でございます。できるだけ予算を削減していただいて、借金をつくらないということが今の私たちの世代の務めと考えておりますので、どうしてもということであるのであれば、昨年12月にも議会の最終日に追加提案されました土地の購入に関して可決もされましたので——総合公園のほうです——最低限の造成程度で土砂を利用するという目的での工事にとどめていただきたいというのが自分の本心でございますが、改めてどのような考えをお持ちか伺います。

○建設部長（石川喜次君）

総合公園の拡張工事と運動公園の整備工事、どちらも必要があるということで始めております。法的な位置づけもしまして県からの事業認可も得ております。さらに、国からの補助金も決定しております。そういうこともございますので、このまま進めていく予定をしておりますけれども、先ほどから御説明の中に、今設計をやっている段階でございます。内容等も変更することもございますので、資金的に問題ないような計画をつくりまして進めてまいりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

以上をもって、森川元晴議員の質問を終わります。森川議員は自席に戻ってください。

〔1番 森川元晴君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで、休憩したいと思います。再開を11時5分とします。

〔午前10時45分 休憩〕

〔午前11時05分 再開〕

○議長（野田増男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 杉浦剛議員の質問を許可いたします。杉浦剛議員、質問をしてください。

〔5番 杉浦剛君 登席〕

○5番（杉浦 剛君）

皆さん、こんにちは。

それでは早速、一般質問通告書に基づきまして本日は大きく2点の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1点目ですが、神谷町長の目指す町政運営についてであります。

少子高齢化社会を迎える中、若者の定住人口あるいは交流人口を増加させることにより地域を活性化させ、地域経済を向上させていくことが求められています。労働力人口の減少は税収と社会保障費のバランスを崩し、高齢化社会の進展等による社会保障費の増大と重なり、我が国はかつて経験したことのない問題に直面しています。このような状況の中、明るく健康で笑顔あふれるまちづくりを推進する神谷町長の1期目の最後の1年を迎えようとしています、町長就任以来3年間を振り返り、改めてこれから何を目指しどのような町政を運営していくのか、考えをお伺いします。

大きな2点目です。

遊休農地・地価の下落・空き家といった本町が抱える諸問題について、さきの12月議会においても同僚議員より、拡大する遊休農地・地価の下落・市街地の空洞化に伴う空き家問題が取り上げられました。それらの本町のマイナス要因をプラス要因として捉え生かせるのではないかという趣旨の御提言がありました。これらはいずれも大きな課題であります。遊休農地問題については今回、農業委員会の制度が改正されようとしております。選挙制から町長による任命を議会が承認する制度となり、新たに農地利用最適化推進委員が創設され、さまざまな問題に対処する地域のパイプ役を担おうとしているとお聞きしております。私は、遊休農地問題を含む地域の農業に係る諸問題を農業委員、そして今度創設される農地利用最適化推進委員だけに任せるのではなく、既に私の村である布土、そして野間地区で話し合われておりますけれども、農地利用組合・土地改良区・農地水保全会・地元行政区・愛知用水管理区などによる新たな組織をつくり、一体となって取り組むべきであると考えております。また、地価の下落については土地所有者にとっては固定資産税の負担が低くなるという面もありますが、利用していない農地であっても愛知用水や土地改良区の賦課金といった経常的な負担は発生し、売却することも困難で相続放棄したいという声も聞きます。相続放棄等により発生した不在地主、所有者のわからない土地の増大に係る本町の状況を危惧しております。さらに、空き家問題については同僚議員も加わる協議会においてその対策を検討しているとお聞きしておりますが、実態を把握した上での対策が必要であると考えます。これらを踏まえ、以下の4点を質問させていただきます。

新たな農業委員会制度について改めて御説明してください。

(2) 農業委員会・農地利用最適化推進委員・農地利用組合・土地改良区・農地水保全会・地元行政区・愛知用水管理区などによる新たな組織を全町的に広げる考えはありますか。

3点目、本町における相続放棄等により発生した不在地主、所有者のわからない土地の増大に係る状況はどのような実態で、その対策はどのように考えていますか。

4点目、空き家の取り壊し、再利用に対する町独自の助成制度を検討していますか。

以上、大きな2点の問題、それから4点の小さな問題を壇上で質問させていただきました。よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、休憩に引き続き杉浦剛議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、神谷町長の目指す町政運営についての御質問でございますが、平成27年6月、私の町長就任後、最初の議会一般質問において、私の目指す「明るく・健康で・笑顔のたえないまち美浜」の実現についてお答えいたしておりますので、それに沿って申し上げます。

まず1つ目として、医療・介護・福祉の新たな体制として、地域包括ケアシステムの構築がございます。この事業は、高齢者の方が住みなれた地域で、その人らしく暮らすことができるよう生活支援、介護予防、介護サービス、地域医療サービス等を地域の中でネットワーク化して、切れ目なく提供する仕組みでございます。まず、電子連絡帳を利用して医療関係者及び介護関係者などで情報を共有し、在宅医療と介護が連携できるシステムを構築いたしました。また、認知症への連携として、サポート医師を初め保健師・生活相談員・作業療法士など専門職がチームとして支援を行い、病気になったら医療を、要介護状態や認知症などになったら介護をと、切れ目なく安心してサービスを受けられる体制を構築いたしました。

2つ目に、美浜町の主要産業である農漁業と観光の活性化について、グリーンツーリズム及びブルーツーリズムの開催など、農畜産物等の地域資源を活用して、都市と農村との交流人口の拡大を推進してまいりました。また、官民連携によりツメタガイを使った特産品の開発を進め、商品化に成功しております。これは、採取から販売まで数多く方々の御協力をいただいておりますので、活性化の一例であると捉えております。なお、特産品として商品化できたことで、生産あるいは販売等の場面における雇用の創出という次の段階につながるものと期待をしております。また、農業政策では施設野菜あるいは水稻などに従事する新規就農者が11名となり、農業の後継者不足に一矢報いると同時に、不耕作地の解消にもつながると考えています。ところで、ふるさと納税が予想以上に好調ですが、このふるさと納税が好調ということは、返礼品の需要もふえるということでもあり、間接的に町内の事業者の活性化と地場産業の育成に大いに貢献できるものと思っています。

3つ目に、旧市街地再編整備事業の推進についてでございますが、道路が狭く緊急車両が入ることのできない旧市街地は、緊急時及び災害発生時はもとより、ふだんの生活にも不便な点がございます。それが人口の流出につながると考え、そのような事態を解消したいという思いからの事業でございます。この旧市街地の再編整備事業は、地域住民の方々の合意が得られなければ事業の推進はできませんが、モデル地区を選定し事業に関する趣旨説明を行った結果、地域の方々の合意が得られた地区がございます。今後は整備計画案に基づき測量業務に入る予定であり、次は事業着手に向けての事務業務を残すのみとなりました。この事業が進むことにより住環境の改善が図られ、若者の定住促進及び防災機能の向上にもつながっていくものと考えております。

4つ目は、行財政改革でございます。

既に始まっています少子化により本町の人口は確実に減少し、2035年ごろには2万人を切るものと推計をされております。このような状況を踏まえ、現在の役場組織のあり方と住民サービスとを考えたところ、人口は減少すれども職員数のみ現状維持では、住民の皆様からの理解は得られないとの結論に達しました。そのため、今後の状況を見据えつつ、事務を合理的かつ能率的に遂行することで住民サービスの向上を図るため、人口規模に見合う組織への再編を行うこととした次第であります。組織としては、現在の6部から4部に、19課等から17課等に、38係から33係とする組織へと改編をいたします。

また、職種で申し上げますと、部長職では会計管理者を課長職とし7名から4名に、課長職は18名から17名として、学校給食センターには主幹職の所長を配置することといたします。係長職は、37名から33名とする体制にするものであります。このように、組織としてはスリム化いたしますが、重きを置く施策には、人力的にも体制強化を図っているところでございます。なお、組織をスリム化することにより、平成30年度には職員総数207人と

なります。対前年比6人の減少であり、このことは人件費の抑制にも大きくつな갑니다。私は、住民サービスの向上と将来の美浜町を見据えた観点から、今がその時期と判断し機構改革に踏み切りましたので、よろしく御理解をいただくようお願いいたします。

5つ目は、美浜町が目指すべき将来像を明らかにするものである第5次美浜町総合計画については、私の描くまちづくり構想の期間、内容及び取り組み方法等により、見直しを行いました。具体的には、計画的な土地利用において、総合公園拡張計画の見直し、河和六反田の町営住宅の戸建て住宅建設棟数の見直しを行いました。また、排水処理では公共下水道事業を中止したことに伴い、合併処理浄化槽設置補助の対象を専用住宅はもとより商店や事業所にも広げて、適正な排水処理に努めているところでございます。なお、今後も一層適正な排水処理を推進するに当たり、現在進めている浄化槽整備事業調査等の結果により、平成29年度中には方向性を決定し、平成30年度初頭には皆様に報告を申し上げ、平成31年度からの事業実施を考えております。

これらのほかにも、高齢者対策として、多世代の住民が触れ合うことのできるコミュニティーハウスの整備、子育て関連事業として、保育環境の整備を目指してエアコン設置の推進及び放課後児童クラブの施設拡充整備の実施、また小学校における英語教育の推進を見据えて英語授業の早期開始、さらに町内の移動手段である巡回バスを1.6倍に増便するなどを実施してまいったところでございます。

そして、運動公園事業及び総合公園事業を実施することといたしましたが、この事業が完成した暁には、住民の健康増進及び青少年のスポーツの推進を図る場所が整備できるとともに、試合・大会などで美浜町を訪れる人がふえ、飲食や宿泊など地域への経済効果をもたらすものと考えております。さらに、日本福祉大学とのさらなる連携により日常的にぎわいと交流人口の増が見込まれ、町の活性化が期待できるものであります。このことは、同大学が今以上に本町に根差した大学となることを意味するものと思っております。また、平成27年度より実施しております地方創生事業の美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、交流人口の増加、働ける場づくり、子育て環境の充実、住民間のきずなづくりを目標に、「来たい、住みたい、住み続けたい、魅力あふれる美浜の里づくり」に取り組んでまいります。

平成30年度は、町長就任1期目の集大成の年となります。まだまだ道半ばではございますが、住民の皆様が常に明るく、健康で笑顔のたえない暮らしを送ることができるよう、我がまち美浜のまちづくりに努力してまいりますので、よろしくお願いします。

次に、遊休農地・地価の下落・空き家といった本町が抱える諸問題についての御質問の1点目、新たな農業委員会制度について改めて説明をについてでございますが、農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づき、市町村に設置が義務づけられている行政委員会であります。主たる任務として、担い手への農地等の利用集積や集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の権利調整や農業経営の合理化など農業振興を推進していくことが何より重要な業務であります。議員も御質問の中で触れてみえましたが、改めて今回の制度改正について御説明をいたします。

主な改正点は、2点になります。

1点目は、農業委員会について委員の業務の明確化を図るとともに、選出方法が選挙制から議会の同意を得て、町長が任命を行う任命制へ変更いたします。

2点目は、農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員制度の創設により、新たな委員を置くこととなります。なお、農地利用最適化推進委員は、地区の農業者から、農業委員会が委嘱いたします。

また、その委員の主な業務としては3つございます。1つ目としては、農地利用の窓口、2つ目は、担当地区内における農地利用の集積・集約化、そして3つ目は、耕作放棄地の発生防止・解消などであり、農家の方に近

い立場から活動していただくこととなりますので、よろしくお願いします。

次に、御質問の2点目、農業委員、農地利用最適化推進委員、土地改良区、行政区、愛知用水管理区などによる新たな組織を全町的に広げる考えはあるかについてでございますが、議員も御承知のとおり、今年度野間地区と布土地区において、各団体の関係者の皆様にお集まりいただき、地域の農業の将来に向けた話し合いの機会を設けました。会議に参加されました方々より、地区における組織の連携を図ることが重要であるとの意見も出るなど、将来の農業について真剣に考える機会のスタートができたものと考えております。

新たな組織を全町的に広げる考えはあるかにつきましてでございますが、町内でも早くから各種団体間の連携がとれている地区もございます。各種団体との連携は、今後の農業をより発展・維持するかなめと考えており、地域の特色・実情などを考慮しながら、今回の野間・布土地区と同様、積極的に応援してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

次に、御質問の3点目、本町における相続放棄等により発生した不在地主、所有者のわからない土地の増大の実態及びその対策はについてでございますが、議員には、土地の価格下落もあり、また時代の変遷とともに土地に対する意識が変化した結果、相続放棄等により所有者が定まらない状態が発生している中で、遊休農地がふえていく現状を大変危惧されての御質問と推察いたします。

私からは、農地に限らず、町全般における土地所有者の把握状況についてお答えします。

土地の所有者は、基本的に登記簿上の所有者による場合が多いのですが、その登記簿における所有者が、諸事情により変更されないまま放置される案件もふえていとお聞きしております。町においては固定資産税課税のため、土地の所有者を把握した上で、その業務を進めておりますし、その所有者情報は農家台帳の管理等にも活用しておりますので、税務課の例により御説明いたします。固定資産税課税における土地の所有者は、基本的に登記簿上の所有者と同一であることは、議員も御承知のことと思います。つまり、登記簿上の所有者が変更されない限り、町においても本来の所有者を把握できないため、課税にも影響を及ぼすこととなっております。かといって漫然と放置することはできませんが、そのため死亡により相続が発生している場合には、登記が完了するまでの納税について相続権のある方々の共有とみなして、亡くなった方の資産に係る相続人代表者を決めていただき、その方に納税をお願いしております。届け出がなされない場合には、町において指定し、同じく納税をお願いいたしております。場合によっては、亡くなった方の戸籍をもとに相続権者を調査し、その中から相続人代表者を指定しております。ですが、このような手続ができないものなど、納税通知書を送付しても返還されるものもございます。土地に関する固定資産税において、本年度税金が発生している物件で、相続人がいない、あるいは相続人が相続を拒否したものは12件ございます。高齢化社会が進む中で、今後もこのような案件はますます増加していくものと思われませんが、根気よく調査していく以外方法はないと考えております。なお、固定資産税には免税点があり、課税標準額がその額に満たない場合には納付書を発送しないため、書類上の所有者と実際の所有者が合致しているかを把握できないのが現状でございます。特に町内に農地のみ所有する、いわゆる不在地主については、実際の所有者を把握するすべが見当たらない状況でございます。町としても大変憂慮しておりますが、実情等を御理解くださいますよう、よろしくお願いします。

次に、御質問の4点目、空き家の取り壊し、再利用に対する町独自の助成制度を検討しているかについてでございますが、平成30年度当初予算案で御審議をいただきますが、空家対策における新たな取り組みは、空き家の取り壊しに関するものが1つ、再利用に関するものが3つございます。

まず、取り壊しにつきましては、木造の特定空家の取り壊しを町内業者に依頼する場合に補助金を交付するものがございます。

次に、再利用に関する新たな3つの取り組みのうち、1つ目は、空き家バンクへの登録物件に対する補助について、これまで耐震工事のみとしていた対象工事に、断熱工事とバリアフリー工事を追加するものであります。2つ目は、町外の子育て世帯の方が、一定の基準を満たした上で本町内の住宅を取得する場合に補助するもので、中古住宅及び空き家バンク登録物件も対象とするものでございます。3つ目は、一定の基準に当てはまる空家等について、無償で寄附採納をお受けするものでございます。

これらの新たな取り組みは、議会代表、司法書士、建築設計士、土地家屋調査士の方々及び行政で組織した美浜町空家等対策計画準備協議会において策定した美浜町空家等対策計画に基づき、美浜町空家等適正管理条例案とともに提案するものでございます。

これからも、特定空家の減少及び空家の利活用推進のため積極的に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

壇上からの私の答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○5番（杉浦剛君）

1期目の3年間を振り返っていただきまして、いろいろと今までやられたこと、またこれからやっていきたいことなど述べられました。私、その中で神谷町長が交代されて一番大きな問題が公共下水道事業でありました。その見直しをされたときに、皆さんが心配されていたことが、ある程度進んできた事業、国・県の事業が進んできた中での見直しでしたので、本当にこれから国とか県とかの関係がどうなるのだろうということに心配されておりました。県や国に私も何回か伺いましたけれども、足を運ばれて、そして丁寧に説明されて何ら信頼を損なうことなくこういったものを、関係を続けられてきたということが一番大きなことではなかろうかなと思います。

そして、当町の公共事業、浄化槽再整備、合併浄化槽に再整備事業に移行するというようなめども立ってきたということもお伺いしました。

また、地域包括ケアシステムの構築におきましても、本当に長年の懸案でありましたけれども、知多厚生病院や地元医師会の応援を受けて介護・認知症対策も整ってきたように思います。そして、前の山下町長から引き継ぎました行政改革を、将来を見据えた中で本当に、先ほど御説明がありましたように、大胆に大幅にこれからの時代に合った小さな自治体政府にしていこうという御覚悟を示されました。

今回10人の一般質問の方の中で5人の方が、今取り組んでみえる運動公園または総合公園事業について質問がありまして、そこでは皆さんが心配していることが、これからふえていくであろう事業費やら周辺も含めた整備・管理面、そして維持費だと思います。

一般質問の1日目にもこれからの美浜町が抱えていく公共施設の長期的な対応、本当にこの限られた財源の中でどのようにやっていくのかという切々たる質問がありまして、本当に当町が抱える問題は誰が見てもそういったことは明らかであります。ぜひともこういったいろいろな問題を、公共事業、下水道事業を見直した町長でありますから、なおさら十分承知してみえると思いますけれども、将来の町民の負担にならないように十分検討していただきたいと思いますと思っております。また、我々議員も特別委員会を組織しておりまして、そういったことに対して検証していきたいと考えております。ですから、今後私はこの件については再質問としてはしませんが、住民の方々に十分な細かい丁寧な説明を今後もされて、理解を得られることを願っております。

そして、町長の語った5つのいろいろなことの中に、農地の問題または市街地再編の問題がありますので、こ

これは私の２番目の質問とリンクしていますので、その面でまた質問させていただきたいと思います。

新たな農業委員会が選出されようとしています。今回は、特に増大する遊休農地に対して、本当に聞くとところによりますと、茨城県か埼玉県かに、１県に相当するような面積の遊休農地がもう既に日本の中であるそうですし、それから３番目に、後でまた質問しますが、相続放棄等の不在地主、または登記を更新していなくて何人もの方に所有権が移っているという場合も、当町では１２件ですが、全国的にふえております。ですから、農業委員会で農地利用最適化推進委員ですかね、新しく制度をつくる背景は、こういったやむにやまれぬ背景があつてできてきたのだと思います。

再質問がちょっと長くなって申しわけないのですが、このたび改正される国保税のことで、資産割がなくなりますよね。そういうことも含めてこれは本当に地主が今大変な状況に陥っているなということは私、地元についてつくづく思います。それで、こういった野間や布土で話し合われているいろいろな形をもって、地区、地区でもっとこの問題を皆で知恵を出し合つて深めていきたいなと思って今回提案させてもらったわけです。それで、全町的に新たな組織を広げる考えはないそうですが、積極的に進めていきたいという御答弁をいただきました。この件について担当者の方から具体的にどのようにそういった積極的な支援をしていこうとしているのか、考えを伺いたいと思います。

○産業振興課長（小島康資君）

それでは、杉浦議員の質問にお答えさせていただきます。

今先ほど町長の答弁の中でもありましたように、今現在いろんな遊休農地の課題が各地区で問題となっております。野間地区、布土地区におきましてそれぞれ関係する農業団体の方々と一度、会議を開催させていただきました。その中で今後のその地区農業のあり方について、それぞれ意見を述べていただきました。今後５年、１０年後の各地区の農業におきまして、それぞれ遊休農地等が発生する可能性があるということを踏まえた中で、これをいかに解消していくかというような大きな問題点が浮き彫りになってきました。今後、どういうふうな形でこの遊休農地の解消をしていくかということになりますが、それぞれ各地区が持っております借り手・貸し手の関係をそれぞれマップに落とし込みまして、それぞれ筆ごとでの課題をそれぞれ見解をしていながら、一つずつを解決していかないといけないということで、皆さんそういった思いはありましたので、今後こういった組織づくりということが一番大事になってくるのではないかとすることは、それぞれ野間地区・布土地区においても一致した考えではなっております。

ただ、野間地区・布土地区だけではなくて、今後は全町的にというよりも、各小さな地区におきましてはこういった連携もとれているところもありますので、それ以外の地区、連携がとれていない地区におきまして今後さらに町内でも広げていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○５番（杉浦 剛君）

ありがとうございました。

私は、本当に新たな組織をつくれれば解決するとは思っておりませんで、やっぱりその地区、地区に根差した連携を十分に生かしていただきまして、きめ細かなマッチングをしていていただきたいなと思います。それを単に農地利用最適化推進委員、その人たちだけに任せるのではなく、地区で同時にやっぱり一緒の問題を考えて、前向きに取り組んでいくためにこういった提起をさせていただきました。

今現在、地主が抱えている問題は、特に地価下落が大きなことです。これは知多半島でも南北格差が著しくなってきました。皆さん御存じのとおりだと思います。東浦、大府のほうの、今トヨタグループの工場がまだまだ進出し、阿久比でもそうですが、人口がふえているところは農地の下落もありません。ですから、意欲が

やっぱり違うんですね。振り返ってここの先端2町はなかなか厳しい状況ですので、先ほど出たような、そんないろいろなものがかかる土地は要らんわというような声もちらちら出てきました。その最たるものが固定資産税であり、愛知用水賦課金であり、土地改良区賦課金であると思います。そして、その地主さん、私も荒れたところの地主さんを何とかマッチングさせようと思っていろいろと話を聞いておりますけれども、一番多く要望が出るのが、何とか愛知用水管理費、それから土地改良区経常賦課金、大体これ六、七千円かかります。そういったお金が借地していただく方からいただけないだろうかと。何が言いたいかと申しますと、こういう関係を末永く続けるためには、やっぱり地主さんにもメリットがなきゃいけない、借りるほうにもメリットがなきゃいけない。ところが、今現在は限りなく借りるほうの声というか力が大きくなってきておりますので、ただになってきている事例も多々あります。これは条件が悪いところは農業機械も高いですし、壊したくないということで、皆さん撤退していくという実情があるのですけれども、それにしてもそういったただの状況では、これから地主はますます苦しくなっていくと思います。

先ほど、国保税の資産割がなくなったような形と同じように、私は、今後は愛知用水と土地改良区の賦課金をぜひとも地主に払えるような、そういったものが検討されないかなと思うのですけれども、課長どう思われますか。

○産業振興課長（小島康資君）

杉浦議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど町長の答弁の中でもありました所有者情報に関しましては、農家台帳の管理等で活用させていただいており、この中で12件の農地が相続放棄・拒否等をしているという報告がありました。この12件の中で5件が農地に関して言えばありまして、面積で言えば8.5反、全体的に見ればまだわずかではありますが、今後増加する可能性が予想されます。こういった中で、先ほど出ておりました愛知用水の賦課金、これは反当たり5,430円、あと土地改良区の賦課金が反当たり1,500円ということで、先ほど金額が出てきたのですけれども、所有者の方でいくと固定資産税は当然その所有者の方が持っているものになります。貸し手・借り手の関係でいきますと、今現在、貸し手のほうが、先ほど話がありました愛知用水・土地改良区、こちらの負担も、土地改良区は一部工区で負担しているところもありますが、基本的には所有者が負担するというのが原則になっております。今後、遊休農地等、耕作放棄地等を減らすための方策としましては、先ほど杉浦議員も言われましたように、所有者がそれぞれ愛知用水・土地改良区を負担するのではなく、耕作者が負担できないかということかと思いますが、今後、これに関しては本当に大きな問題でありまして、産業振興の立場といたしましてもこれを解消していくことによって遊休農地・耕作放棄地等の減少につながっていくということになります。

ただ、こちらも一つ問題がありまして、それぞれ優良な農地、補助整備地内の遊休農地等であれば借り手の方もみえるんですけれども、それ以外の山奥だとか谷、どうしても機械が入らない、面積が小さい、いろいろな課題があるかと思います。そういったところに関しましてはなかなか借り手のほうが借りるケースが余りなくて、そういったことも含めた中で、今後やはり遊休農地を含めた中でどうしても取捨選択をしていくべきところに来ているのではないかと考えておりますので、そのあたりも地域の方と今後、どういうふうな形で遊休農地を減らしていくかということを検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○5番（杉浦 剛君）

よくわかりました。県と国の税金を、町の税金も十分かけたほ場整備地内だけでも、これは本当に将来的な食糧安保の件からも守っていくべき農地であると考えておりますので、こういったいろいろと農業委員の方とかいろいろな地域の方と連携しまして、こういった農地を守っていくように一緒にやっていきたいと思っています。そし

てまた先ほど、時間がありませんのであれですけれども、免税点とか農地の不在地主にはなかなかそれを突きとめていく手はずがないとかというお言葉を聞いたんですけれども、その点を手短にもう少し御説明ください。

○税務課長（夏目 勉君）

ただいまの杉浦議員の御質問にお答えをいたします。

固定資産税の免税点についての御質問かと思いますが、こちらは地方税法の第351条の規定によりまして、同一名義人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額がその額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。その額といいますのは、土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円となっております。例えば、その者が2筆の土地を所有しておりまして、その価格が20万円と15万円とすれば、合計35万円となりますので課税されますが、1筆の土地と1戸の家屋を所有している場合、その価格が20万円と15万円であったとしても、土地、家屋とも免税点未満となりますので、課税がされないということになっております。したがって、農地などの土地に関しましては、その方の所有する土地の課税標準額が30万円未満であれば、固定資産税は課税されませんので、納税通知書が発送されません。そのため先ほどの繰り返しになりますが、書類上の所有者と実際の所有者が合致しているかを把握ができないというのが現状でございます。

○5番（杉浦 剛君）

ありがとうございます。もう時間ありませんのでこれで終わりますけれども、いろいろな課題が美浜町にはありますので、これからも皆さんとともに力を合わせて一生懸命我々議員もやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（野田増男君）

以上をもって、杉浦剛議員の質問を終わります。杉浦議員は自席に戻ってください。

〔5番 杉浦剛君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで休憩いたします。再開を午後1時といたします。

〔午前11時55分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（野田増男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4番 石田秀夫議員の質問を許可します。石田秀夫議員、質問してください。

〔4番 石田秀夫君 登席〕

○4番（石田秀夫君）

石田秀夫でございます。午後の1番ということで、一番眠たくなる時間かと思えますけれども、しばし御辛抱をお願いいたします。あらかじめ議長宛てに通告書を出させていただきましたが、その通告書に従いまして随時質問をさせていただきます。美浜町運動公園整備事業及び総合公園拡張事業について。現在進められている陸上競技場の整備を中心とする美浜町運動公園整備事業と硬式野球場1面を整備する計画の総合公園拡張事業について、以下の質問をします。

1番、両事業に係る土地買収調査委託事業の進捗状況及び土地買収に係る最高価格、最低価格、平均価格をお示しください。

2番、美浜町運動公園の整備及び維持管理費に関して、日本福祉大学とこれまでどのような協議をしてきましたか。また、今後の予定はどのように計画していますか。

3 番、美浜町運動公園に整備する陸上競技場により、どのように町が活性化しますか。また、経済波及効果、費用対効果をどのように見えていますか。

4 番、美浜町の行う行事、事業及び町民の利用を具体的にどれほど見込んでいますか。

5 番、総合公園を拡張して整備する計画の硬式野球場並びに美浜町運動公園に整備を計画する陸上競技場の維持管理費、収支見込みをお示してください。

6 番、美浜町運動公園整備事業実施の目的の一つである、知多西部線早期開通及び山王川の改修のめどはいつですか。

7 番、知多西部線の駅西地区から南伸させる計画はどのように進めていきますか。

8 番、両事業は事業費から見ても、これまでの町の実施してきた中でも最も大きな事業の一つと思いますが、町の行財政運営上大丈夫でしょうか。

以上、8 点についてお伺いいたします。壇上での質問は以上です。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは午前中に引き続き、石田秀夫議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、美浜町運動公園整備事業及び総合公園拡張事業についての御質問の1点目、両事業に係る土地買収調査委託事業の進捗状況及び土地買収に係る最高価格、最低価格、平均価格はについてでございますが、まず2月末までの土地買収の進捗状況でございますが、運動公園については約90%の用地について同意をいただき、そのうち約56%の用地について契約をいたしました。総合公園については約70%の用地について同意をいただき、契約に至っております。

次に、調査委託事業の進捗状況でございますが、運動公園については、事業認可図書作成業務・不動産鑑定業務・測量調査及び地質調査を終え、基本設計を行っておりますが、造成計画の検討・陸上競技場の計画に時間を要するため、来年度に繰り越しの上継続して設計業務を行いたいと考えております。総合公園については、事業認可図書作成業務・不動産鑑定業務及び地質調査を終え、実施設計を行っておりますが、造成計画の検討に時間を要するため、運動公園と同様に来年度に繰り越しの上、継続して設計業務を行いたいと考えております。

次に、土地買収に係る価格でございますが、現在も用地交渉中でありまして、また最高価格・最低価格及び平均価格については個人の契約内容に関することであり、慎重に取り扱う必要があることから申し上げることができませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に御質問の2点目、美浜町運動公園の整備及び維持管理に関して、日本福祉大学とこれまでどのような協議をしてきたか、また今後の予定はどのように計画しているかについてでございますが、運動公園に関して日本福祉大学には計画段階から協議に参加いただいていることは、地元議員である石田議員もよく御存じのとおりであります。日本福祉大学には、本公園事業計画のもととなりました名鉄知多奥田駅東部開発可能性調査検討会を初め、今年度は陸上競技場検討会議の一員として参加いただきました。現在、町と大学で組織する知多奥田駅周辺まちづくり事業ワーキンググループの中でも運動公園の計画や運営について協議を始めるとともに、平成30年度に設置いたしますスポーツ推進計画策定委員会にも参加をいただく予定をしております。日本福祉大学とは、今後も設計・運営・維持管理等についてさまざまな形で連携を継続してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に御質問の3点目、美浜町運動公園に整備する陸上競技場によりどのように町が活性化するのか、また経済

波及効果・費用対効果をどのように見ているかについてでございますが、まずこれまでにない施設をつくることで住民の活動する場所がふえ、青少年のスポーツ活動の活発化、または新たにスポーツに親しむ方の増加によりスポーツの推進が図られます。さらに、試合・大会・合宿などで新たに美浜町を訪れる方が増加することに伴い、飲食・宿泊等による地域での経済効果が期待できますし、日本福祉大学とのさらなる連携により、日常的なにぎわいが生じ、交流人口が増加するものと考えております。これまでも大学が本町に移転したことによる大きな経済効果が得られましたが、今後にもにぎわいが継続・向上されることで、町の活性化が進むと同時に、地域経済への効果も期待できるものと考えております。

次に御質問の４点目、美浜町の行う行事・事業及び町民の利用を具体的にどれほど見込んでいるかについてでございますが、小中学生の大会、体育協会・みはまスポーツクラブ及び日本福祉大学並びに附属高校の活動が主なものと考えております。

利用者数につきましては、基本構想時の数値は、通年の利用として、みはまスポーツクラブ等の活動、防災訓練、町内の各種大会及び一般利用で約１万８,０００人、体験学習及び区の行事で約４,０００人、大学・高校関連の各種スポーツ大会で約８,０００人、大学・高校のサークル及び部活動での利用で約４万１,０００人、計７万１,０００人を見込んでおりますので、よろしくお願いします。

次に、御質問の５点目、総合公園を拡張して整備する計画の硬式野球場及び美浜町運動公園に整備を計画する陸上競技場の維持管理費・収支見込みはについてでございますが、維持管理費の見込みについては、施設の規模等が未確定なため正確な積算は現時点ではできておりませんが、総合公園及び図書館の実績並びに先進地の事例を参考にし、今後設計の進捗に合わせて詰めてまいります。また、収支につきましては、収益施設ではございませんので、使用料で維持管理費を賄うという考えはいたしておりませんので、よろしくお願いします。

次に御質問の６点目、美浜町運動公園整備事業実施の目的の一つでもある、知多西部線の早期開通及び山王川の改修のめどはと、御質問の７点目、知多西部線の駅西地区から南伸させる計画はどのように進めていくかについては、関連がございますのであわせてお答えします。

知多西部線につきましては、現在、常滑市から県道小鈴谷河和線までの間について整備が行われております。県道小鈴谷河和線以南につきましては、面的整備をされた区域で一部の用地が確保されているものの、現段階で具体的な整備計画は県から示されておりませんが、今回の運動公園整備に伴い、隣接する町道森越石坂平井線を知多西部線の計画線上に一部整備いたします。運動公園整備によりこの地域へ訪れる交通量が増加することで道路整備の必要性も高まると考えており、今後も知多西部線の南伸を県に働きかけてまいります。

また、山王川につきましては、今年度県において運動公園整備区域についての設計を行っております。改修事業につきましては、全体の河川改修計画により行われるものと聞いておりますので、一日も早い改修に向けて引き続き県に働きかけてまいりますので、議員におかれましても御支援いただきますようお願いいたします。

次に、御質問の８点目、両事業は事業費から見ても、これまでの町の実施してきた中でも最も大きな事業の一つと思うが、町の行財政運営上大丈夫かについてでございますが、本事業は都市計画税、国からの補助金及び国からの借入金等により事業を実施してまいります。借入金の返済につきましても、都市計画税の範囲内で償還期間を選択するなど無理のない財政計画を立ててまいりますので、よろしくお願いします。

壇上からの私の答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○４番（石田秀夫君）

ただいま進捗状況並びに土地買収中ということですが、私たちも予算を審議する上で、予算の執行において最高価格・最低価格・平均単価、そういったことで面積で割って予算の算定も、どれだけ正しく使われているのかという面での使命を持っております。こういった中で、こういう議会ですからはっきりとお答え願いたいということですが、地元のいろいろな風評被害だとか混乱を招くおそれがあるということではあるということでしょうけれども、じゃ私は総務産業常任委員会、そういった場でまたお聞きすることといたしますが、２番目に入ってまいります。

日本福祉大学とどのような協議をしてきましたかは、協議が今現在持てているのかということですが、その前に、ここに、この神谷町長になられる以前、平成27年３月までの状況というか、日本福祉大学とどうしてお話し合い、グラウンドのことにってはなかったのか、あったのか、どういう状況だったのかお知らせ願えますでしょうか。

○建設部長（石川喜次君）

大学との運動公園についてのいろいろな話し合いということでございますけれども、平成26年から大学との話はしております。それで、駅前整備をどのような形にするかということも、当初は職員の中で検討委員会を設けて進めていたわけですが、そこにも大学職員の方に来ていただきまして、参加していただきまして検討を進めておりますので、そういう経過がございますので、よろしくお願いします。

○４番（石田秀夫君）

平成27年３月まででも、私たちもこの可能性調査、この概要ができるまで以前の会合、平成27年３月までの以前に地元でも３回ほど会合があったかと思っておりますけれども、そういった駅前をどうしていくんだということよりも、大学の意向としてはどういうものを持っていたのかということは知らせていただきたいと思っておりますけれども。

○建設部長（石川喜次君）

あくまでも検討委員会というかそういう組織をつくりましていろいろな御意見を伺った中で、もちろん大学の職員としての意見も伺っております。ただし、それが今回の運動公園だけにということではございませんので、当然職員の中に入って検討してございますので、そういうものを含めて全体で今回の運動公園をつくるということに決めておりますので、御理解いただきたいと思います。

○４番（石田秀夫君）

以前のことをほじくり返すということに捉えられがちですが、平成27年３月までは、私の聞いている範囲では山王川川東を予定し、模索していたのではないかと、模索していたと。グラウンドを、陸上競技場のできるグラウンド、フィールドを大学自身が考えていたと、そういうお話は伝わってはきております。

そこでの課題、なぜそういったことができなかったのかという、これは私一人がまたこれを話しますと想像話というところまで出てくるんですが、大学としてはつくりたかったが、農地取得だとかそういったものが考えられなくて難しいと。面積確保が難しいということで、そういった町との話し合いがなかったのかということなんです、私の言いたいのは。

○建設部長（石川喜次君）

私は、この運動公園の計画に当たりまして当初からおりました。そういう中で、大学が今のところに運動公園、陸上競技場をつくるということは、私たちは承知しておりません。ですので私たちが初めて、町として初めて何をつくるかという過程の中で陸上競技場ということを決めておりますので、よろしくお願いいたします。

○４番（石田秀夫君）

私はそれこそこういったところから、これは名鉄知多奥田駅東開発可能性調査検討会議提案書という町からの提案書ということですが、参加している中で、日本福祉大学の先生方も、先生というか事務の方々も出席していただいたという中で、施設への投資・負担・維持管理費に対しても、日本福祉大学も負担していただけるものだと思っておりましたが、これは町単独での維持管理ということになるのですね。

○副町長（永田哲弥君）

では、維持管理につきましては私からお話をさせていただきます。

山本議員からも維持管理の話が出ておりました。2,500万円から700万円ぐらいというお話をさせていただいておるのですが、これはあくまで今現在、美浜町が詳細設計をしておるということで、仕様が確定しておりませんのではっきりした数字はお示しできません。しかしながら、維持管理につきまして日本福祉大学の方と、幹部の方ともお話をしておりまして、応分の負担はしていただけると聞いておりますので、今後詳細が固まり次第、幾らにするという話も含めて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○4番（石田秀夫君）

協議が進む中で、応分の負担がしていただけるというお話ですね。

○副町長（永田哲弥君）

はい。そのとおりでございます。

○4番（石田秀夫君）

次に3番の経済波及効果、町の活性化という意味でお伺いいたしますが、これから先町民の少子高齢化が進む中で、地元民というか美浜町民がどれだけ参加していけるか、参加を募れるか、私は疑問に思っております。なぜか。既に総合公園での行事・事業・スポーツにおいての振興が、いろいろな会があつて図られている中です。そういったところで、今度は陸上競技場。催しをしますから参加してくださいと美浜町民に呼びかけて、どれだけの参加が見込めるかということに対して非常に疑問を持っておつて、今そういう総合公園に参加されていない方、若い方で参加されていない方が今度は陸上競技場に、そういう方が埋もれていると見ているのでしょうか、町内で。執行部の考え方をお知らせください。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

陸上競技場の、今御質問の中で費用対効果とかそういった面もありました。住民の方に御利用いただく目的はもちろんでございます。じゃ、誰が使うんだというお話がありますが、今現在陸上競技場はございませんので、例えばランニング等をする方については、主にロードでジョギングしたりしている方が見えます。そういった方に、今まで美浜町に全くなかった、多くの人が踏み入れたことのない新しい施設、そういったものをつくることによって、そこへ行って、ああいう全天候型の陸上競技場で走ってみたいということが当然出てくるわけです。きのう私、名古屋ウイメンズマラソンを見に行きまして、物すごい参加者と物すごい応援の方を見ました。陸上競技というのはどっちかというところちょっと地味な競技でしたけれども、近年短距離の9秒台ということもあって徐々に皆さんの関心が出てきておりますので、住民の方でも今まで以上に陸上競技に接する方がふえると感じております。それで現在、もちろん住民の方もそうなんですけれども、町外からの方を呼んで美浜町を活性化していくというのがもう一つの大きな役割でございますので、特に石田議員が御心配されております収支の話になってきますと、住民の方の使用する使用料だけではとてもその収支が潤うということは余り期待できません。ですけれども、外から来ていただく、今まで美浜町の総合公園も使ったことがない方が新たに来ていただくことによって、そちらでの収入も見込めると思っておりますので、よろしくお願いします。

○4番（石田秀夫君）

私が思うには、お聞きしたいのは、そういう方が美浜町に新たに陸上競技場ができれば出てくると。走る人が発生というか、皆さんわくわくして走り出すんじゃないかというものととれておりますが、今、じゃ町内で陸上人口というか、そういうトラック競技の今クラブなり部なり、そういう小中学生でもそういうクラブ活動をしている、私は走っているのが好きなんだ、そういう短距離・中距離・長距離にしても、そういったほうで活躍したいんだということで、そういう趣味的な向きを持っている人をいかに捉えているかが、私はそちらのほうが大事じゃないか。そういった点でこれをつくるんだというなら、そういう人が多いからこういうものをつくるんだというならお話はわかるんですが、ただやみくもに来ていただけますからというお話では、到底納得するものではないです。ましてや、これは町民になると、都市計画税を充当して大きなものをつくるからということで、ちょっと嫌らしい、厳しいような質問になりますけれどもお聞きするわけです。

またそれと、都市公園事業概要の中で載っていますスポーツゾーンとか、5つぐらい、スポーツゾーン、それから交流ゾーン、ゾーンを設けて、防災ゾーン、それから遊戯ゾーンとあるのですが、そのスポーツゾーンの中で本格的なスポーツ競技が実施可能な陸上競技場を整備しますと。陸上競技場は、中央は芝生広場で、町のイベントなどが開催できるように観覧スタンドの整備も行いますと。そういうことがしっかりと載っているのですが、観覧スタンドで町の行う行事、そういったものは今まで総合公園で行われていたもの、それがここへ移動して行われる。そうすると総合公園があいてくるといって、総合公園の利用率が下がる。それで、町民がそれだけ必要としているのかということの一つ疑問に思うわけですが、観覧スタンドを町のイベントで利用するとか、そこまでの大きなイベントがあるのでしょうかということです。

○建設部長（石川喜次君）

今利用率、利用の問題だと思います。私どもも、この施設をつくったからといって利用されるとは思っておりません。当然この施設をつくれば、町内も含めて、町外も含めてPRしていきます。その中で、当然、例えば興行施設であっても、民間がやられている興行施設であっても、多種イベントを起こして人を集めておるような状況でございますので、本公園につきましても、当然「つくったから」では利用はされないと思っております。

要するに、例えば町内でこれまでになかった施設でございますので、例えば一つの例を申しますと、町内全体の運動会を一つ、例えばですよ、開催すれば、当然こういう大きな施設が必要になるわけですね。そういうことも今後運営の中で検討していきますので、御理解いただきたいと思います。

○4番（石田秀夫君）

もう一つ、ここの中では芝生広場、多目的スポーツ広場、芝生駐車場、そういったことであるのですが、私としてはグラウンドゴルフが想定できますが、今現在でも野間でトウチュウさんが用意されたグラウンドゴルフ場、遊休地を利用してというお話も聞いております。利用者が少ないということですが、そういう利用の仕方もあるということがあって、ゴルフ場として利用の仕方がある、だけれども利用者が少ないという面も出てきているというところで紹介させていただきまして、次に移らせていただきます。

町の行う行事・事業・町民の利用は具体的にどれほどありますかという質問だったので、上と並行したような、追従したようなところで質問させていただきました。

5番の維持管理費に入ってまいりたいと思います。

収入見込みがないという、これは収支を賄わないと、もうける施設ではないということですが、じゃその活性化にというか、活性化が見込まれるといろいろ言われておるのですが、収支見込みについてその活性化されている中でどういったところで、陸連や何かですとどれだけの大会を誘致して紹介していただけるのか、また合宿がどれだけあるのか、学生寮の空き部屋で自炊するのか旅館を利用してくれるのか、この旅館についてもど

のぐらいの所得が上がると考えますか。それによりどれだけの町民税に反映されますかと。直接のこういう、町としては回ってのお話でしょうけれども、町民税として幾らどういうふうに戻ってくると思っておりますか。

○総務部長（本多孝行君）

今この段階で町民税が何百万円上がるとかいうことが言えるものではないことは、議員も十分わかってみえた上での御質問だと考えております。

先ほどもほかの議員さんのところでお答えをいたしましたけれども、例えばこの利用料という形で直接目につくものだけではなく、先ほど申し上げましたように、町の主要産業である観光事業ですね。宿泊、あるいはそこで飲食、そういったものに大きな波及効果があるということは間違いのないかと思われま。

そこで、例えば所得税として上がるという形のほかに、例えば地域の方で農家をやってみえる方がそういう農産物が売れるようになるですとか、そういったところで、いろんな材料が売れるだとか、そういったことも出てまいりますので、一概に幾らということ以上の、お金の動きと言うとちょっと嫌らしい言い方なんですけれども、そういったことは期待できるものだということは考えられます。繰り返しになりますけれども、現時点で何百万円ということのを想像できる段階ではないと。その辺は御理解をいただきたいと思ひます。

○4番（石田秀夫君）

ごめんなさい。またあれですけれども、費用対効果という、経済波及効果という話ですけれども、要はそういうことじゃないですか。行政へ税として返ってくる。行政が投資をするということは、町がそれなりに動きが激しくなつて、活発に動いてそういう経済的なものも動く。それでもって税収がほかからも、外部からも来ていただいで落ちる、そういった中で所得が上がり税収が上がると。そういったために一つ行くと。そういったところで、この陸上競技場が果たしてどこまでそういうことにつながつてということの町民への理解とするならば、私は非常に弱いものがあるなという気はいたしております。そういったところ。しっかりとこの部分でもこういう経済の流れというものを見据えていただきまして、じゃ今ある中で合宿、合宿と言っていますけれども、じゃどういったところへそういう波及効果が出ていくんだということを、それは専門家じゃないと言へばそういうことなんですけれども、経済研究所がテレビ、ラジオでいろいろ発表していらっしゃるということはニュースで聞くのですけれども、こういう事業をやっていくということに関してはしっかりと目を向けて研究していくべきだなと思ひしております。

○副町長（永田哲弥君）

ありがとうございます。そのとおりだと私も思っております。

今、経済効果という、非常に難しい計算になろうかと思ひます。例えば、今7万人ということで予定をさせていただいておる集客なんです、1,000円の方が使へば7,000万円の売り上げがあるということで、それが例えばコンビニだとか旅館だとかさまざまなところに経済効果をもたらすということで、議員も御承知のとおり、日本福祉大学が58年に見えて以来、アパートができ、その経済効果は三十二、三年たつわけなんです、500億円ぐらいあるというような積算を出しております。

そのようなことで、この運動公園ができることによって7万人の方がお見えになるということで、非常に経済効果、先ほど申し上げた旅館・飲食、それと農家の方だとかさまざまな方が潤うというのか、生きがいを持てるような生活設計ができるかと思ひます。

もう一つが、運動公園は、集客はもとより美浜町の児童・生徒の夢の場所だともちょっと私思っております。議員御存じのように、モリコロパークで駅伝がありますね。その中で、美浜町の子も頑張つて出場しております。その方が練習を、総合公園の周りで運動しておる姿を目にされておると思ひます。それが、あの方たちがこの運

動公園の中で、400メートルトラックの中で走れたり周りを利用して練習ができるということは、非常に子供の教育についてもプラスになろうかと思います。夢がある、夢を持ってアスリートを育てる一つの拠点にもなろうかと思います。小中学校を卒業してから高校へ行って、例えば日本福祉大学の高校が今アスリートをつくるような形で、監督等も来ておりますので、高校・大学という、そして実業団につながるような子供たちが美浜町から、ここの運動公園から出れば非常にまた美浜町民もうれしいことであって、子供たちも夢が持てるかと思っておりますので、費用対効果も大事でございますが、先ほど申し上げたような夢を一つこの場所でもつくることも私どもの仕事じゃないかなと思っております。

○４番（石田秀夫君）

夢も大事だという御答弁でございますが、次に移らせていただきます。

知多西部線、それから河川改修のお話ですけれども、都市計画道路知多西部線、それから今山王川の改修、山王川は南から改修してこなればいけない、知多西部線は北からつくっておいでくるという順番になっておるんですけれども、そこの交差しているところが今の奥田駅前だと認識しております。

そういった中で、今の開発地からで山王川の改修ということになると、駅西側、山王川、そういったほうが先に改修されなければいけません。同僚議員の以前質問にもありましたけれども、平成27年9月に台風18号で水浸しになって、欄干の下、ヒエゾ、それから日本福祉大学の下、欄干のすれすれぐらいまで水が来て田んぼ一面水浸しだったと。それ以前には、私の覚えのある昭和51年ぐらいに、ヒエゾの欄干の頭が少し出るぐらいで水が、そのときはゲリラ豪雨で、南知多では降っていなかったという人も出てきて、こっちでは土砂降りの大水だったということで、そのときは中山池が決壊したという経緯もあるんですけれども、そこまで水が来ていると。そうということが何年かに、今から考えれば40年前の話、それからここ3年ばかり前の話になろうかと思うのですけれども、そういった、ないとも限らん、そういうことがあるということです。

その中で、川下からやってくるというと、現在のところは改修も用地買収もされていないんですよ。それと、川下になる部分も、駅南側の河川もまだ手がついていないと。そちらからかかってくると。それに対して、そういう雨の降り方をしているものですから、10万立方メートルが入ると、あの8.7ヘクタールの中に入ると。私が考えた、一面にかきならしただけでも1.149、1メートル15センチ今の田面より上がる高さになるだろうと見ているのです。それで、それが2割面積を埋めないとしても、8.7ヘクタールのうちの2割埋めないとしても143センチの、今のずっと一面見渡してそこから1メートル43センチしか上がらないと。そういうところになってくるだろうと、立米計算して、ということは思いました。

そういった中で陸上競技場なりそういう運動公園なり、都市計画開発整備を考えた場合に、非常に危ない。危ないという、水の処理を先にするべきだと。山王川の改修を先にするべきだと。してからかかっていくべきじゃないかと。というところで、はっきりと用地買収の話はできているのかということを聞くわけですが、どうでしょうか。

○建設部長（石川喜次君）

奥田の方々が河川の改修を望んでいることは私たちも承知しております。そういう中で、河川は県でございますので、いろんな被害を起こさないために例えば改修する場合には、川下から、河口から整備するというのが原則だということを伺っております。その中で、今運動公園として設計をしているわけですが、当然ここにも基準がございます。多分、今議員のおっしゃられるのは調整池の問題だと思いますけれども、県の河川課が基準を設けておりますので、その基準に従って調整池を設けて被害がないようにしていくというのは当然私たちの義務でございますので、その調整も行っておりますので、よろしくお願いします。

○４番（石田秀夫君）

時間もなくなりまして、最後ですけれども、これ非常に大きな事業で、起債においても公債費においても、今の公債費の返済分とこの今度できる36億円に対しての借金が18億500万円ですか……

○議長（野田増男君）

石田議員、もう時間が来ました。また……

○４番（石田秀夫君）

そういったところで、74億円になろうかという、そこまではいかないだろうとは思いますが、しっかりと財政運営をやっていただきたいというのが気持ちでございますけれども、これでもって質問を終わらせていただきます。

○議長（野田増男君）

以上をもって、石田秀夫議員の質問を終わります。石田議員は自席に戻ってください。

〔４番 石田秀夫君 降席〕

○議長（野田増男君）

次に、６番 江元梅彦議員の質問を許可します。江元議員、質問してください。

〔６番 江元梅彦君 登席〕

○６番（江元梅彦君）

６番、江元梅彦でございます。事前に議長宛てに提出いたしました通告書に沿って質問いたします。

初めに、地方創生事業についてでございます。

人口減少の克服、地域産業の活性化、雇用の創出、少子高齢化対策に取り組むため、平成27年度に美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生事業を展開しています。総合戦略は平成27年度から31年度までの5カ年間を目途に策定され、次年度は4年目を迎えるに当たり、以下２点についてお伺いします。

１点目に、これまで取り組んだ主な内容とその成果について御説明ください。

２点目に、運営上の課題と今後の方向性について、どのように考えておられますか。

２番目に、知多厚生病院への補助についてでございます。

知多厚生病院は、本町だけではなく隣町の住民も多数利用する地域の拠点病院であります。人口減少、少子化によりその経営は年々厳しくなっていると思われます。本町では、昨年度より運営補助金を計上していますが、これまで10年にわたり実施してきた施設整備補助金は平成29年度までとなっており、町として来年度以降の知多厚生病院に対する支援をどのように考えておられますか。

３番目の音吉顕彰事業についてでございます。

平成29年度は音吉生誕200年ということで、音吉物語の上演がなされるなど、改めてにつぼん音吉の功績に脚光が当てられましたが、本町として今後どのように音吉顕彰事業を盛り上げていこうとお考えでしょうか。

以上を壇上での質問といたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、江元梅彦議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、地方創生事業についての御質問の１点目、これまで取り組んだ主な内容とその成果はと、御質問

の2点目、運営上の課題と今後の方向性についてどのように考えているかについて、関連がございますのであわせてお答えさせていただきます。

まず、平成27年度から美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた4つの目標、交流人口の増加、働ける場づくり、子育て環境の充実、住民間のきずなづくりに関する施策を展開し、来たい、住みたい、住みたい、そんな魅力あるまちを目指してまちづくりに取り組んでまいりました。

それでは、この総合戦略の4つの基本目標に基づき、取り組みの内容を説明させていただきます。

まず、1つ目の交流人口の増加を目指す取り組みにつきましては、本町の自然や歴史・文化的な地域資源の魅力を広く町外に発信し、美浜のファンをふやすことを目的にグリーンツーリズム事業などを実施するとともに、愛知道路コンセッションを初めとした民間企業の協力を得て、広く美浜の魅力をアピールする事業を展開し、交流人口の増加を図りました。また、スポーツ交流においては、2020年東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンへの登録が決定したほか、みはまスポーツクラブ事業の充実により、町民のスポーツ振興と交流人口の増加につながりました。

2つ目の働ける場づくりの取り組みとして、一例を申し上げますと、地元漁業協同組合と連携し、ツメタガイを活用した新商品を開発することができております。この商品は、県内農水産物の新商品コンテストで賞を受賞するなど商品としての価値は確保できており、今後は生産・販売体制を確立させることにより働く場づくりにつながるものと考えております。

3つ目の子育て支援の取り組みとしては、母親が一時的に子供を預けられるようにファミリーサポートセンターを立ち上げ、会員の登録に努めたほか、放課後児童クラブの増設を行うなど子育てしやすい環境を整え、安心して育児ができるように努めてまいりました。婚活支援では、各種婚活イベントの開催や出会いサポーターの応援等により事業を展開したところで、12組が結婚に至るという成果を上げております。

4つ目の住民間のきずなづくりの取り組みとして、コミュニティハウスを布土保育所の2階に開設し、多世代交流の場として活用されております。さらに、地域の交通の利便性を図るための巡回バスについて、新たにバリアフリーに対応した車両を導入するとともに、便数を1.6倍にふやし移動手段の拡充を図りました。また、本町の魅力を広く発信し全国に美浜ファンを獲得するとともに、町民の郷土愛を深めることを目的として、フェイスブックや動画・パンフレットを作成し、積極的に情報発信に努めております。その成果として、本町の観光に関する問い合わせや移住についての相談件数が着実に増加しております。

今後の地方創生事業については、これまで実施してきた事業を継続しながら、毎年各種施策の評価・点検を行い、課題を洗い出し、PDCAサイクルにより柔軟に見直しを行ってまいります。そして、方向性をしっかりと見定めて「ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま」を目指し、魅力あふれるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

次に、知多厚生病院への補助についての御質問でございますが、知多厚生病院は知多地域の第2次救急医療施設として、救急医療の拠点としての役割を担っております。また、大規模地震等による災害発生時の地域災害拠点病院としても指定されており、平常時のみならず災害発生時においても、本町や南知多町の住民にとって重要な医療機関でございます。

このようなことから、平成20年から平成21年にかけて新築した診療棟の建設に係る費用の一部について、南知多町とともに平成20年度から10カ年にわたり知多厚生病院整備事業補助金を交付し、支援してまいりました。また、近年知多厚生病院の運営状況は、財政面のみならず、医師を初めとした医療従事者の確保も厳しい現状であると聞きしております。そのため、平成28年度より特別交付税の制度を活用し、救急医療に関する経費に対し、

財政状況の厳しい中で、本町及び南知多町がそれぞれ補助金を交付しているところであります。この救急医療に関する支援については、町民の大切な病院であることから、来年度以降も継続して行っていきたいと考えております。また医師の確保などについても、関係機関へ機会あるごとに協力要請を行っており、今後も町として、関係者とともに強く協力要請を行い、支援してまいりたいと考えております。これは改めて申すまでもなく、知多厚生病院が住民にとっても町にとっても重要な医療機関であるとの考えからでございます。

「明るく健康で笑顔のたえないまち美浜」、これは私のまちづくりのスローガンであります。このスローガンのように、町民の誰もが安全・安心に住みなれた地域で暮らし続けることができるまちづくりのためにも、知多厚生病院は必要不可欠なものと考えております。今後も、知多厚生病院に対しましては、南知多町と協議しながら支援をしてまいりたいと考えておりますので、御理解と御支援をお願いします。

次に、音吉顕彰事業についての御質問でございますが、議員御承知のとおり、小野浦出身の船乗り音吉は、千石船で江戸に向かう途中、嵐に遭い遭難をいたしました。以後、ふるさとに帰る夢を果たすことはできませんでしたが、シンガポールを初め異国の地で史上初めて聖書を和訳し、また日英和親条約締結の際には通訳を担うなど偉業を果たしました。本町の誇れる偉人でございます。この偉人音吉の功績を称え、これまでも数十年の長きにわたり生誕の地である小野浦にて地元小野浦区と協力し、頌徳記念式典を開催してまいりました。また、機会あるごとに音楽劇「音吉物語」を公演するなど顕彰事業を行ってきたことは、皆様も御存じのことと思います。さらに、昨年には、音吉を御縁としたこれまでの交流が認められ、次回東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるシンガポール共和国のホストタウンとして国から登録決定がなされたところでございます。今後も、2005年の愛知万博を契機にシンガポールと始まった小中学校のホームステイ・学校体験など、相互の国際交流の取り組みに加え、スポーツ交流や文化交流など音吉の御縁で始まった草の根国際交流をさらに深め、音吉の功績を発信してまいります。また、住民による任意団体である音吉顕彰会が、音吉に関する調査研究・功績の情報発信等、熱心に顕彰事業に取り組んでおられることは議員も御承知のことと思います。本町の誇れる偉人である音吉を顕彰する想いは同じですので、この音吉顕彰会とも協力し合って偉人音吉の功績について後世に伝承してまいりたいと考えております。議員にも御協力をくださいますよう、よろしく申し上げます。

壇上での私の答弁は以上です。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○6番（江元梅彦君）

平成27年度から始まりました美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた4つの目標について、内容、また成果について御報告をいただきました。それぞれ成果を上げておられるようで、頼もしい限りだと思っております。その中で2つ目の働ける場づくりの御説明の中で、地元漁業協同組合と連携しツメタガイを活用した新商品を開発することができておりますという御説明でした。確かなことではありませんが、今ツメタガイが不漁といいますが、とれる量が限られておるということで、先ほどからも話題になっておりますふるさと納税の税収が伸びている、その返礼品にも使われていると思いますが、ツメタガイの不漁ということについて、現状はいかがでしょうか。

○産業振興課長（小島康資君）

ただいまの江元議員の質問にお答えさせていただきます。

確かにツメタガイ、なかなかとれないという情報は入っておりますが、実は先々週に試し掘りをさせていただ

きまして、小さいものにはなりますがいるというような情報が入っております。この先小さいものがどれだけ大きくなるか、水温にもよるところがあるかと思えますけれども、販売するに当たってのやっぱり安定供給というのが一番大事になってくるのではないかということを考えておりますので、またこちらも漁協との連携を図りながら進めていきたいと思っております。

○6番（江元梅彦君）

試掘の結果、小さいながらも数はちょっと期待できると受けとめました。そして、この商品については、何か受賞されたということでその商品価値というものがもう確保できているという自信に満ちたお答えでございます。この商品を働く場づくりとしての取り組みとして考えるときに、独立をされるという機運が醸成されているという考え方でよろしいでしょうか。

○産業振興課長（小島康資君）

江元議員の質問にお答えさせていただきます。

働ける場づくりの取り組みということで、こちら地方創生の平成28年度に交付金を活用しまして美浜ツメタガイプロジェクトを立ち上げさせていただいております。そういった中で、この事業の目的でもあります雇用創出及びPR活動が今現在確かにできつつあるという状況の中、今後先ほど話をさせていただいた販路の拡大・安定供給を目指しながら、自主運営ができる組織づくり、これを目指して漁協のプロジェクトと一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○6番（江元梅彦君）

御答弁の中でPDCAサイクルという言葉が出てきましたが、PDCAサイクルについてわかりやすく説明していただけますか。

○企画部長（沼田治義君）

それでは私のほうから、地方創生は私どもが総括でやっていますので私から御答弁をさせていただきたいと思えます。

PDCAサイクルといいますのが、地方創生の取り組み方法の一環ということで、先ほど町長が壇上で答弁を申し上げましたとおりでございます。地方創生をやっていく上で総合戦略という計画をつくっております。これにつきましては、先ほど掲げさせてまいりました4つの目標に向かって町は人口減少の克服と地域の活性化のために取り組んでいるというものでございまして、いわゆる計画をつくって事業展開を5カ年かけてやっていくわけですが、その事業効果というものをしっかり検証しなくてはいけないというのがございまして、地方創生についても本年度で3年が終わります。それで、来年度から4年目を迎えるわけですが、今まで3年間の取り組んできた実績、これを今地方創生の総合戦略の推進会議がございまして、ここで各階層、いろんな農業者だとか商工業者、金融機関の方々、大学の方々、さまざまな方々がそのメンバーになっておりまして、そこで事業の検証をさせていただいております。

検証した結果、なかなか費用対効果、それから事業の取り組みがなかなか進んでいないという事業もあるのも事実でございます。そういったものについては、そこで御意見を伺いまして、このPDCAサイクルというのは、Pはプラン、プランのPでございます。それで、Dというのは実施のドゥーでございます。それから、Cというのは評価のチェックですね。それから、Aというのはアクション、改善です。これを合わせましてPDCAサイクルということで、これをしっかり協議会の中で回しながら、私ども行政もその協議会の御指摘を受けながら事業の展開をしていくというものでございますので、よろしくお願いいたします。

○6番（江元梅彦君）

P D C Aサイクルを御説明いただきました。さまざまな有識者の方々による検証の場において議題となるように受けとめました。それで御答弁の中で、本町の魅力を広く発信して全国に美浜町ファンをつくりたい。そして町民の郷土愛でしたか、郷土愛を深めることも目標の一つとしておられるということでございます。その中で、私のようなアナログ人間が何だろうというようなちょっと言葉で出てきたのが、フェイスブックとか動画、この辺はわかりますけれども、フェイスブックは私余り経験したこともないのでよくわかりません。パンフレットなど作成して、積極的に情報発信されておられるということでございます。そしてその結果、本町に問い合わせというのですか、その件数がかなりふえてもおりますという御答弁でございました。そのフェイスブックとか動画、またパンフレットなどについては、見てもらうということが一番重要なことかなと思います。フェイスブックを見る方法も知らない私が聞くのも申しわけないですが、再生回数というのはどれぐらいあるのでしょうか。

○企画部長（沼田治義君）

江元議員の御質問でございますが、再生回数は大体どのぐらいだろうということでございます。

平成28年度のアクセス数につきましては、2万3,236件ございました。それとは別に電話での——アナログの方もたくさん見えますので——電話での問い合わせも多数、ちょっと数は承知しておりませんが多数受けた記憶がございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○6番（江元梅彦君）

企画部長のお答えで、2万3,236件あったということでございますが、その再生回数というのは、先ほどお尋ねしたP D C Aサイクルでの評価はどれぐらいのものでしょうか。満足できる数字でしょうか。

○企画政策課長（磯貝尚美君）

江元議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの回数ですが、これにつきましてはみはまデイズのものでございますが、ちなみにホームページがございまして、美浜町のホームページ、こちらのアクセス数と比較いたしますと、美浜町のホームページが同じ28年で21万5,160件というすごい数のアクセス数になっておりますので、それと比べますとまだ少し物足りないかなと思いますので、今後頑張っていきたいと思っております。

○6番（江元梅彦君）

頑張って再生されるようにしてください。そして町民の郷土愛というんですか、それを深めるということも目的にされておるということでございます。それも大事なことだと認識いたしますし、理解もしております。それで、その郷土愛を深めてもらうのも大事なんですけども、全国に美浜のファンを獲得するということについては外に向けて、都会といいますかそちら方向での情報の発信というものがとても大切だなと思います。それで、外に向けて発信をして美浜町に呼び込むという方向性をぜひとも強力に進めていただきたいと思っております。

12月議会でも提案をしたところでございますが、例えば新規就農は愛知美浜町でどうぞというフレーズを都会向け、全国向けの情報発信にしたらどうですかとことについて再度お尋ねしますが、いかがでしょうか。

○企画部長（沼田治義君）

さまざまな媒体を使いまして、地方創生の目的であります人口減少の克服とそれから地域経済の活性化、しっかり進めていきたいと思っております。これは、やはり美浜町の魅力を美浜町に今住んでいる方に対してもP Rしていかなくてはいけないと思いますし、江元議員がおっしゃるように外に対してもP Rをして、なるべくたくさんの方々に美浜町に来てもらうなり移住をしてもらう、そういうのが地方創生の大きな目標でございますので、ぜひここは力を入れて進めていきたいと思っております。

それで、今言われましたみはまデイズにつきましても、現在第1号から第3号まで出しておりまして、第1号

が美浜の自然・歴史・暮らしについて紹介をさせていただきました。第2号につきましては地域の農産物、それから若手農業者について紹介をさせていただきました。それから、第3号につきましては子育て環境について御紹介を差し上げました。それで今後春、これもうすぐ第4号を出したいと思っています。この第4号につきましては、働くということをキーワードに紹介をしていきたいと思っております。

今、議員のほうから御提案のありました遊休農地もたくさん美浜町はあります。農業をぜひ美浜でといったようなPRについても今後しっかり発信をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○6番（江元梅彦君）

できるだけ多くの方に見てもらって、美浜町に呼び込む努力を進めていただきますようお願いいたします。それで、先ほどもお話がありましたが、PDCAサイクルによって柔軟に見直しを行うというお答えでした。検証を重ねて、よりよい発信方法を模索していただきますようによろしく申し上げます。

次に、知多厚生病院への補助についての再質問に移ります。

知多厚生病院については、町民の大切な病院であることから来年度以降も継続して行っていきたいと考えておりますという、まことに力強い御答弁をいただきました。そして、医師の確保などについても関係機関へ働きかけていただいているということでございます。町長が提唱されております「明るく健康で笑顔のたえないまち美浜」というものを創造するために、ぜひとも必要な医療機関であると私も考えております。

南知多町とともに、平成20年度から10カ年にわたって病院整備事業補助金を交付され、支援されたことは十分に承知をいたしております。そして、近年知多厚生病院の運営状況については、財政面のみならず先生を初めとした医療従事者の確保もなかなか厳しい状況であるというお答えでございました。そのために、緊急医療に関する経費に対して、美浜町の財政厳しい中であっても、本町と南知多町がそれぞれ補助金を交付しているところだという御答弁でございます。この緊急医療に関する支援については、町長のお答えにもありましたが、町民の大切な病院であるという御判断はまことに賢明なものであると高く評価をいたしております。また先生の確保について、私ごとで恐縮でございますが、私の長女が豊中市に嫁いでおりますが、出産の折知多厚生病院でお世話になったのですが、とても親切に対応していただけたということでございますが、現在は初産の方は受け入れてもらえないということをお聞きしておりますが、その点はいかがでしょうか。

○健康推進課長（久綱 勇君）

ただいまの江元議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、初産の取り扱いについてのことですが、今現在知多厚生病院におきましては産科医が1名ということで、常勤で1名ということで、また高齢な方ということをお聞きしております。そういった意味もありまして、なかなかほかの医師の増員が難しいという状況もございますので、初産またはリスクの高い出産、こういったケースにつきましては取り扱いを制限させていただいているとお聞きしております。

○町長（神谷信行君）

医療の関係でございますが、私どもも厚生病院の関係で、やはり美浜に嫁がれた方、また美浜を在所としてみえる方が地元の病院で健康なお子さんを産んでいただきたいというのは私ども思っておるわけでございますけれども、今の知多厚生病院の中で唯一の産婦人科という部分では、この知多管内でももう半田市まで行かざるを得ない状況になってきておるということを聞いております。

そうした中で、今知多厚生病院のほうで、70歳代の先生が1名そちらで頑張っておいておるわけでございますけれども、やはり産婦人科として医師を常駐させるには3名の方が絶対必要だと聞いております。この3名の方というのは、病院に24時間常駐される関係で、1名の方が10日は病院に泊まれるという状況があるようで

して、今先生のほうですともう1人で、毎晩いつでも緊急時に対応できるようなという状況の中で、非常に危険なそういった初産の方だとか、また逆子の診断をされてみえる方だとか、そういったことはとても今の状況の中では受け入れることができないということで、そういった経産婦の人を対象に行っておるということもお聞きしております。そうした中で、助産婦の関係の方につきましては非常に充実はしておるということも聞いております。

そういったことで今、先々月だったか、南知多町長、私と知多厚生病院院長、そして事務長を初め、名市大病院に、その産婦人科を訪問させていただき、先生の派遣の協力要請をしましてまいりました。非常に今、大学病院においても非常に産婦人科に携わられる先生が少なくなってきたおるということで、病院自体もそういったそれぞれのところに配置することを非常に苦慮して行わせていただいておりますということをお聞きしてまいりました。

また、今大学病院については、基本的にはもう各それぞれの病院で対応することなく、そういった集中管理的な産婦人科を設けて、名古屋市内で大学病院で設けて、愛知県内の出産の方をそちらへ呼び寄せるという考え方を持っておるということも生じております。そうなりますと、当然こういった知多厚生病院だとかそういったところで産婦人科を設けるということは、将来にわたると廃止になってくる可能性も非常に大きいと。

ただ、そういった形でいろんな経緯があるわけでございますけれども、なかなかそれぞれの環境によってはそういったところへ出て産める方と、出産できる方と、またできない方もいろいろあるかと思っておりますので、そういった面も大学病院とも協議しながら、少しでもこの知多厚生病院に先生を配置していただけるような、そういった依頼を強く求めていきたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○6番（江元梅彦君）

先生の確保についても強力に御支援をいただけるという方向でございます。どうぞ頑張ってやってください。

先ほどの総合戦略の成果の御説明の中で、企画部の力が入った婚活支援のお話がありました。12組が結婚されたという成果でございました。若い世代が結婚をして子供を産み、安心して子育てができる環境を整えて定住されることを期待する本町、美浜町では、初産は受けられませんというようなことはちょっと残念過ぎます。私の娘のお話で恐縮ですが、例えば初産をした病院で2人目、3人目と出産は行きやすいですね、よその病院で最初の子を産んで、よそのまた病院へ行くということじゃなくて、大体1人目を産んだところへ行くんじゃないですかねということも言うておりました。そして、その娘が言うには、小児科もぜひ必要でしょうね、そしてまた病後児保育といいますか、そのようなことも充実できたらいいんじゃないのということでありました。

また、いろんな条件もあるかと思いますが、そのような安心して子育てができる環境を整えるために、本町が医療機関に対する努力をする考え方について、いま一度お答えください。

○厚生部長（西田林治君）

医療機関への努力ということでございます。現在、厚生病院には、議員おっしゃるとおり小児科医も不足しているという話で聞いております。これも先ほど町長が申しましたとおり、小児科医になる方、お医者さんも少ないと。それで大学病院としてはその配置に苦慮しているという話も同時にございまして、非常に知多厚生病院も苦慮している。ですけれども、知多厚生病院自身としては、出産から小児科までを何とかしたいということで日ごろ努力を重ねていただいているということでございます。知多厚生病院の補助の話が出てまいりましたが、知多厚生病院としては、何とか日ごろ維持、今の病院状況を維持していきたいということです。

病児保育についての協議も申し込みに行った経緯もございますが、これについては別棟というか、また別の部屋が要るということで、今の駐車場の状況を考えて駐車場を潰して部屋をつくるという部分と、それと小児科医の配置のことを考えると、ちょっとお金だけの問題じゃないよということも伺っておりますので、これについ

てはまだまだ時間がかかるのかなということになっております。

知多厚生病院の支援の体制、そういう頑張っていることの支援の体制でございますが、町としましては日ごろの運営状況、病院の運営については、やはり公的病院という位置づけがあっても知多厚生病院の経営はもとがJAさんの厚生連でございますので、そのほうで何とかやっていただきたいと考えております。ただ、機器の更新や何かについては、非常に高額なものが要ってくることがあると思います。そういうときに、それを更新しなきゃ今までやっていた診療ができない。だけど更新するのに資金的にちょっとつらいよというようなことがあったときには町に、どこまで支援できるかは別問題として、機能が落ちてしまうようなことがあっても困りますので、相談してほしいということはお伝えしています。その内容によっては、知多厚生病院の支援を南知多町と協議しながらということになりますと考えていきたいということは知多厚生病院に、打ち合わせだとか連絡調整会議の折に、大っぴらには言えませんが、幹部の人と顔を合わせたときには町の意向というのは伝えてございますので、ちょっと言葉は不適切だったかもしれませんが、積極的にということがあると予算もございしますので、とりあえず相談に来てほしいということはお伝えしてある次第でございしますので、よろしくお願いします。

○6番（江元梅彦君）

厚生部長のお答え、ありがとうございます。病院には御配慮いただけると理解をいたしました。

次に、最後の音吉顕彰事業についての再質問になります。

音吉については、本町の誇れる偉人でございますという町長のお答えでございました。まさしくそのとおりだと思っております。そして、国際交流などさらに深めて、音吉の功績を随時発信されるということでございます。

平成17年（2005年）、愛知万博を契機にシンガポールと始まった小中学校のホームステイ、学校体験など相互の国際交流の取り組みに加えて、スポーツ交流や文化交流などなど音吉の御縁で始まった草の根交流をさらに深め、功績を発信し続けるという御答弁、力強い御答弁でございます。そして、これもまた私ごとですが、平成17年の愛知万博の折には当時の町長とともに長久手会場に開会式から出席をさせていただいて、シンガポール館の女性の館長、チャ館長様と、またその他の方々との接触もあって、現在美浜町図書館にありますマーライオンを譲り受ける経緯など貴重な体験をしたことを思い出しております。シンガポールへ帰るホームステイの子供たちを送るために、チャ館長も美浜少年自然の家にお越しになったことも、また思い出として今よみがえっております。音吉の御縁で始まった草の根国際交流を大切に継承されまして、その功績を発信し続けられることを期待いたしております。

そこで、住民による任意団体の音吉顕彰会のお話が御答弁にもございました。顕彰事業の一環と思われますが、その音吉顕彰会がモニュメントの建立を予定されているやに仄聞をいたしております。音吉生誕の地、小野浦の頌徳記念碑の前で毎年記念式典が開催をされておるところでございますが、さらにそこに建立をされて、より手厚く偉業をたたえる式典を開催されるのではないかなと想像いたしておりますが、町長はそのことについてどのようにお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

○町長（神谷信行君）

今の江元議員さんの音吉像の建立のお話かと思いますが、私どもも今現在、この顕彰会によります音吉像の建立のお話を御相談いただいております。顕彰会といたしましてのそういった建立場所、御相談があったわけですが、私どもも今江元議員さんからお話がありましたように、この建立の場所につきましては、和訳聖書の顕彰碑がございましてこちらに建立をお願いしておるところであります。今現在その顕彰碑のあるところにつきましては、屋形船の船の山車もございまして、これは本当に非常に珍しい山車でございまして、音吉が船に乗り

漂流したという中で、船というのは非常にインパクトのあるものだと思いますし、そしてまたもう一つは、和訳聖書の碑がございます。和訳聖書の碑も、音吉・久吉・岩吉のこういった３人の功績をたたえた御説明をする碑が存続しておりますので、音吉像がそこに建立されるということになりますと、本当に私どもが偉人として顕彰しておる音吉そのもの自体がそこで生きてくるのではないのかなと。そしてまた、観光ラインとしてもそうした形で音吉を、この私どもの食と健康の館、そことまた今の顕彰碑のあるところが一つの動線でつながって、小野浦にも回っていただける一つの名所ができるのではないのかなと思っておりますので、また今屋形船の山車については、今現在通常的にはしまっておる状態でありますけれども、本当にこの山車を前回の山車まつりのときに初めて見せていただいたように、やはり土日だとかそういった観光シーズンのときには土曜・日曜は当然のこと、ボランティアガイドという形になるかもしれませんが、そういった形で地域の方たちにそこをあけていただいて、そこで観光客の皆様方に説明をしていただけるような、そんなふうにしてその一連を見ていただけるような場所になるといいなと。

また今からもどしどしそういった美浜町が偉人として顕彰する方ありますので、資料的なものもできる限り町も協力し集めさせていただき、また中で皆様がごらんいただけるような、そういった展示等もできるようになると、非常に一つの拠点として、音吉の拠点として盛り立てていけることができるのではないかなというふうに関、小野浦区の区の皆様方とも御相談を申し上げながら、そちらのほうでお願いをしておるところでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（野田増男君）

以上をもって、江元梅彦議員の質問を終わります。江元議員は自席に戻ってください。

〔６番 江元梅彦君 降席〕

○議長（野田増男君）

これをもって、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（野田増男君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により明日３月13日を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、明日３月13日を休会することに決定しました。

来る３月14日は午前９時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

〔午後２時43分 散会〕

平成30年 3 月14日（水曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 4 号）

平成30年 3 月 14 日（水曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 4 号）

- 日程第 1 同意第 1 号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 同意第 2 号 美浜町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれに準ずる者とする事について
- 日程第 3 同意第 3 号 美浜町農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 同意第 4 号 美浜町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 5 議案第 1 号 美浜町部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 2 号 美浜町附属機関設置条例について
- 日程第 7 議案第 3 号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4 号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5 号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 6 号 美浜町土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 7 号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 8 号 美浜町空家等適正管理条例について
- 日程第 13 議案第 9 号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 10 号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 11 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 12 号 美浜町国民健康保険財政調整基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 13 号 美浜町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 14 号 美浜町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 15 号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 16 号 美浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 17 号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 18 号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 19 号 町道路線の廃止について
- 日程第 24 議案第 20 号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 25 議案第 21 号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 26 議案第 22 号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 27 議案第 23 号 平成29年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 28 議案第 24 号 平成30年度美浜町一般会計予算
- 議案第 25 号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 26 号 平成30年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 27 号 平成30年度美浜町介護保険特別会計予算
- 議案第 28 号 平成30年度美浜町土地取得特別会計予算
- 議案第 29 号 平成30年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算

議案第30号 平成30年度美浜町水道事業会計予算

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1番	森 川 元 晴 君	2番	山 本 辰 見 君
3番	鈴 木 美代子 君	4番	石 田 秀 夫 君
5番	杉 浦 剛 君	6番	江 元 梅 彦 君
7番	横 田 貴 次 君	8番	荒 井 勝 彦 君
9番	大 岩 靖 君	10番	横 田 全 博 君
11番	野 田 増 男 君	12番	大 崎 卓 夫 君
13番	丸 田 博 雅 君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	永 田 哲 弥 君
教 育 長	山 本 敬 君	会 計 管 理 者	坂 本 順 一 君
総 務 部 長	本 多 孝 行 君	企 画 部 長	沼 田 治 義 君
厚 生 部 長	西 田 林 治 君	経 済 環 境 部 長	天 木 孝 利 君
建 設 部 長	石 川 喜 次 君	教 育 部 長	竹 内 康 雄 君
総 務 課 長	杉 本 康 寿 君	防 災 安 全 課 長	石 濱 克 彦 君
税 務 課 長	夏 目 勉 君	企 画 政 策 課 長	磯 貝 尚 美 君
秘書広報課長	日 比 郁 夫 君	住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君
福 祉 課 長	高 橋 ふじ美 君	子 育 て 支 援 課 長	宮 崎 典 人 君
健康推進課長	久 綱 勇 君	産 業 振 興 課 長	小 島 康 資 君
環境保全課長	藪 井 幹 久 君	建 設 課 長	鈴 木 学 君
都市整備課長	宮 原 佳 伸 君	水 道 課 長	鈴 木 晴 雄 君
学校教育課長	竹 内 与 七 君	生 涯 学 習 課 長	河 村 伸 吉 君
学 校 給 食 センター所長	夏 目 明 房 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	八 谷 充 則 君	局長補佐兼 議会係長	山 下 美 幸 君
--------	-----------	---------------	-----------

〔午前9時00分 開議〕

○議長（野田増男君）

皆様、おはようございます。

2日間にわたりまして、10名の議員の皆様、一般質問御苦労さまでございました。

町民の皆様のお声、思いを代弁し、美浜の将来を考え質問するのが一般質問だと思います。今回の一般質問で10名中5名の議員の方が美浜町運動公園整備事業についてでございました。美浜町始まって以来の大きな事業であります。皆さん関心を持ち、心配するところからだと思います。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（野田増男君）

日程第1、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第2 同意第2号 美浜町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれに準ずる者とするについて

○議長（野田増男君）

日程第2、同意第2号 美浜町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれに準ずる者とするについてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第2号 美浜町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれに準ずる者とするについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第3 同意第3号 美浜町農業委員会委員の任命について

○議長（野田増男君）

日程第3、同意第3号 美浜町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第3号 美浜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は、11件の任命に係る同意案件ですが、一括して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は一括採決とすることに決定しました。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第4 同意第4号 美浜町教育委員会教育長の任命について

○議長（野田増男君）

日程第4、同意第4号 美浜町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

この議案は人事にかかわる議案のため、教育長 山本敬君の退場を求めます。

〔教育長 山本敬君 退場〕

○議長（野田増男君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第4号 美浜町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、教育長 山本敬君の入場を求めます。

〔教育長 山本敬君 入場〕

日程第5 議案第1号 美浜町部設置条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第5、議案第1号 美浜町部設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

7番 横田貴次議員。

○7番（横田貴次君）

それでは、議案第1号 美浜町部設置条例の一部を改正する条例について、御質問を申し上げます。

議案説明会におきましては、組織のスリム化、効率化を目指すということで御説明をいただきました。

一議員として危惧する点が幾つかございます。1つは、職員の皆様のモチベーションの低下につながるのではないか。また、住民サービスへの影響はないか。また、効率化を進める上で各作業を担当する方への御負担がふえるのではないか。さまざまなことを御心配しておるわけですが、基本的に私は賛成でございます。ただ、大変今回の機構改革は重要なものだと感じておりますので、この議場でいま一度、目的と期待される効果の御説明をお願いしたいと思います。

○総務部長（本多孝行君）

失礼いたします。

議案説明会等で申し上げた部分と重なるかもしれませんが、その点はお許しをいただきたいと思います。

既に少子高齢化が進んでいることは皆様御存じのことだと思います。本町におきましても、17年後の2035年ごろには2万人を切るということが推測されております。

そういたしますと、この組織を考えるに、人口はどんどん減っていくのに組織はそのままいいのかという疑問が湧いてくるわけなんですけれども、町長といたしましては、人口減少すれど職員そのままというのはやはり好ましくないということで、やはり住民の皆様方の理解を得るためにも、ここで英断をする必要があらうかということで、機構改革を考えた次第でございます。

ここで、近隣の市町といたしますか、阿久比町と比べてみますと、平成29年度初頭、4月ですけれども、この段階で人口は阿久比町のほうが約6,000人ほど多いのです。ですが、部の数は2つ少ない状態、美浜町より2つ少ないのです。職員も6人少ない状態で阿久比町はやっております。もちろんいろいろな内容は違いますから、一概に比較はできませんけれども、まず大きいのは、6,000人人数が多くても部の数がうちよりも少ないのでやっている。職員もやや少ない数でできるということですね。それを考えた結果、この際先ほど申し上げた今後の状況も踏まえつつ、やはり現状周りとの比較といたしますか、周りとも比べてみますと、まず事務を合理的に能率的にやることによって対応することは十分可能であらうということがありますので、それに伴いまして住民サービスの向上を図るために、人口規模に見合う組織への再編を行うこととしたと。これが目的でございます。

組織といたしましては、教育委員会部局を含めまして、今現在6部ありますけれども、これを2つ減らして4部といたします。これは阿久比町と一緒にいるかと思えます。課の数は19から17、この課には事務局とかそういったものが入っておりますけれども、2つ減ります。係も38から33に変わってまいります。このスリム化が住民サービスにつながるのかということが言われるわけですが、期待される効果の例といたしましては、例えば部再編することによりまして、課単位の連携というのは円滑化になると思えます。人間というのは不思議なもので、部とか課とか係が違うとついつい壁というのがしやすい。これが同じ部になることによって、その壁というのができにくくなると、通りやすくということは言えるかと思えます。また課においては、子供さんの福祉に関する業務を一元化するというのを考えております。お子さんが、まず妊娠されてからの児童福祉の部分、それを1つの課にまとめるということは、お子さんのことに関することはあそこに行けばいいと。そこで全てできるわけですね。一元化が図られるということは、住民の負担の減少にも当然つながってくると考えられます。

係におきましては、現状係長以下2名とか3名とかいう小さな係があります。そうしますと、その係の業務によっては、係員の負担がすごくふえてまいりますけれども、これは先ほど申し上げた人間というのはどこかうちの係でやらなきゃいけないという、背負ってしまうことがあらうかと思えます。そういったことを防ぐのは、これは職員にとっても負担でありますし、これをなくすことがモチベーションのアップにもつながらうかとは思っております。ですので、係につきましては、数は減らしますけれども、基本的には係の人数は変えない。例え

ば、3人と2人の係であれば、これを5人の係にします。もちろん係長が1人ですが、頭数は原則変えない。ということは、その係の中での仕事のそれぞれ個別の分担をしつつも、協力し合える体制というのは強まると思います。ということは結局細かいことなんですけれども、住民サービスにつながってくると考えております。

繰り返しになりますが、地味なことですけどもそういったことの積み重ねが住民に密着したサービスの向上につながるのではないかと考えております。また職員の職種では、先ほど部の数・課の数が変わりますので、部長職におきましては、部が2つ減ること、それから会計管理者が課長職になるということになりまして、部長職が3名減って7名から4名になります。課長職につきましては、先ほど子供さんの云々と言いましたが、課の再編、それから学校給食センターの所長を課長職ではなくて主幹職にすることによって、純粹たる課長は18から17になってまいります。じゃ主幹でいいのかということは、そういう御意見もあろうかと思いますが、主幹があくまで課長職の職務となりますので、その辺は大丈夫かと思っております。係長職につきましては、37から33名に減ります。こうして組織をスリム化することによりまして、役職に係る——お金のことを言うとあれですけども——経費はもちろん変わってまいりますし、職員につきましても平成30年度においては207人、前年に比べて6人減の見込みをいたしております。役職が減ること、人が減ることによって人件費の抑制にもつながると考えております。これも効果の一つかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第6 議案第2号 美浜町附属機関設置条例について

○議長（野田増男君）

日程第6、議案第2号 美浜町附属機関設置条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第7 議案第3号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第7、議案第3号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第 8 議案第 4 号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第 8、議案第 4 号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第 9 議案第 5 号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第 9、議案第 5 号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第10 議案第 6 号 美浜町土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第10、議案第 6 号 美浜町土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第11 議案第 7 号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第11、議案第 7 号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第12 議案第8号 美浜町空家等適正管理条例について

○議長（野田増男君）

日程第12、議案第8号 美浜町空家等適正管理条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

2番 山本議員。

○2番（山本辰見君）

1点だけちょっと。条例そのものの内容ではなくて、この条例を受けて、担当部署のところのスタッフの状況を、どういう計画を持っているのかお聞きしたいと思う。といいますのは南知多町ですと、前もいろいろな方の質問だとか答弁の中で出た、担当者も1人置いて来たら即対応する、空家を一緒に訪問してとかいう形で、実際に住んでいる方、それから空家を借りる方、売買も含めて対応しているのですが、美浜町の場合はそのところがうんと少なく、実は私細目という部落、70軒ぐらいのところですが、今度空家が五、六軒あったところが、いろいろな方ですけれども住んでくれて、多分1軒は空家条例の空き家バンクに登録していたうちじゃないかなと思うので、そういう形でたまたま私のところはそうなのですが、美浜町、空家バンク自体も少ないというのがあって、長くなるつもりはありませんけれども、スタッフをぜひ専任とまでいかなくても、思い切って力を入れていく必要があると思うのですけれども、この条例にかかわって、そういうことはどういう準備をしていますでしょうか。

○企画部長（沼田治義君）

ただいまの山本議員の御質問でございますが、先ほど私どもの総務部長が機構改革の目的と効果を説明させていただいております。今建設部で空家対策、特措法に基づきます、法律に基づきます対策で進めていただいております。

空家の問題については、美浜町の大きな課題になっておるものでございますので、法的なそういった空家の対策をどうするというのは建設部でやらさせていただきますが、私どもの——今度は企画部がなくなりまして、総務部になりますけれども——総務部の企画担当、こちらで空家のきちっとそういう対策ができたものについては、町外から照会があったときには、こういう空家がありますよという紹介をする部署というのを、部署は今の企画の中の地域協働係という係がやりますが、ソフト的な部分については私どもの総務部の企画担当がやるように、平成30年度からは行っていきたいと思っておりますので、そうした部分の組織の充実もあわせて行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第13 議案第9号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第13、議案第9号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第14 議案第10号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第14、議案第10号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第15 議案第11号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第15、議案第11号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

2番 山本議員。

○2番（山本辰見君）

質問のきょうの通告には、後半の国保の特別会計でちょっと指摘したんですが、逆にこっちで聞く内容だなと思うものですから、お願いしたいと思います。

説明の中で、新しく税率を設定するに当たり資産割をなくして、それから均等割・平等割、一部直すと。その前提として、県から示された標準税率というのか、それを一定見直したということで、均等割・平等割ですと、ざっと450円ぐらい安く設定したということ。それは、努力していただいたと思うわけですが、29年度1年間かかって準備してきた中で、県にも何度か足を運んで会議にも参加して、いろいろな討論があったと思いますが、この2月に審議会、審議会でしたか運営協議会に諮問した中身で、国が国保を県単位にする流れの中で激変緩和、大変上がるところについては国も応援するよということがあったと思うのですが、それが多分美浜町、美浜町というか市町村にではなくて、今回県に来ると思いますけれども、その辺が提示された中にどの程度反映されているのか、そのことが準備の段階で説明を受けているのかということと、もう一つは美浜町も法定外繰入も含めて、これは愛知県もそれぞれの市町村には法定外繰入を入れてもいいよということを言っていますが、その国の流れがどうなのかということと、国が応援するといっても、私たち事前にいろいろ勉強した中ではもう5年間ぐらいで打ち切るということも聞いているものですから、今30年度のことですけれども、説明の中では美浜町も3年ぐらいは変えないでいきたいということも申されたと思いますけれども、その辺のところについて少し説明をいただきたいと思います。

○住民課長（茶谷佳宏君）

ただいまの山本議員の質問にお答えします。

まず、1点目の激変緩和についてですけれども、こちらは、山本議員も言われましたように、市町村に来るも

のではなくて、各市町村ごとの1人当たりの保険料の額が28年度と比べて一定の額を超えた場合、それについては県単位で緩和していく。ですから、激変緩和の助成については国から県に来るものであって、市町村に来るものではありません。

それから、こちら激変緩和につきましても、11月に公表されました仮算定の部分、それから1月に公表されました本算定の部分におきまして、率も変わってきておりまして、本算定におきましては、28年度と比べて103.94%を超えた市町村につきましては、3.94%以上上がった市町村についてそこまで抑えますよというのが激変緩和になっております。美浜町におきましては、この103.94%までいってなくて102.21%でしたので、激変緩和の対象にはなっておりません。

2点目も法定外繰入につきましては、30年度当初予算でも、平成29年度の当初予算でもそうですが、その他繰入ということで2,000万円予算化してあります。法定外ということになりますと、福祉医療の波及分についての繰り入れも、法定外になります。こちらにつきましては、国から調整交付金でありますとか療養給付費負担金、こちらで市町村単独で福祉医療、いわゆる子供医療・母子家庭医療・障害者医療・精神障害者医療の医療費助成をしている場合について、国からの補助金を一定の率によって削減されているところがありますので、そういうものを補填する意味での福祉医療の波及分ということで、法定外繰入を美浜町では行っております。

今後において法定外繰入ですとか税率・激変緩和や何か5年間ぐらいということでは言われておりますが今後どうなるのかという御質問かと思えますけれども、激変緩和については、今示されているものについては、山本議員言われましたように、5年間ぐらいで今の段階では打ち切るような動きがあります。美浜町の税率についても、こちらについて議案説明会のときでもありましたが、県から示される納付金というのは、今30年度のものが示されておりますけれども、31年度のものが示されてこないとどのくらい上がるのか下がるのかわかりませんので、美浜町としてはできれば毎年税率改正するのではなくて、引き続き2年、3年、同じ税率で進めていきたいとは考えておりますが、その税率によってそれができかどうかということになってくるかと思えます。

それからもう一点、一般会計からのその他繰入につきまして、今回の国保の制度改革の中で、国が言ってきた国保の課題の中の一つとして、市町村の一般会計繰入については、解消ですとか減少の方向でやっていくことが国民健康保険事業を運営していく上での持続可能な制度になってくるというのが基本にありました。ただ最近、今年度の途中ぐらいからですが、とはいっても急にやめることはできない市町村もあるだろうということで、ちょっと言葉を濁すような表現になってきた国の動きもありますということを紹介しておきます。制度改革につきましては、一般会計からの繰り入れをなくしていく方向でというのが、今回の制度改革の趣旨にありました。

○2番（山本辰見君）

質問するのを忘れたのがあって、もう一点お願いしたいと思いますけれども、本当は決まってから質問するのではなくて、去年の先ほどの紹介あった11月とか、夏ぐらいに提示があった案の段階で聞けばよかったのですが、結論的には国の補填の問題が出ましたけれども、愛知県、県単位のところ、都道府県47あるところのうちの愛知県も含めて10県ぐらいが、県のそれぞれこれまでも市町村への補填をもうやめているのですね、以前はあったところが。ところが、10ということは、残り37、40近い、ちょっと一つ一つつかんでいるわけじゃないですが、都道府県としては37ぐらいが、県の国保に関する補助金——名前はいろいろあるのでしょうけれども——という形で、実はほかの市町村の議員だとか市町村からも、愛知県はぜひ戻してほしい、意見書もあったと思うのですが、2014年にやめたのを県として先ほどの激変緩和も含めて、県としてこの国保を県単位になるのだからやるべきだと。これは県議会でもそういう要望が出ているようですけども、その説明会だとかそういう中でそうした話は出ていないのか。ぜひ、これは次は先ほど課長からあったように、31年度の中身がどういう提示がある

かということですが、ひょっとしたら30年度の動きになるかもしれませんけれども、その辺について何か見解は、ぜひ市町村から県に、美浜町からも要望してほしいということも含めてですが、それに対する見解はありますでしょうか。

○住民課長（茶谷佳宏君）

今、山本議員から御質問のありました県からの補助金ということについては、以前、意見書で出された内容かと思いますが、昨年からの県の会議の中では、県からの補助金についての説明はありません。

ただ、以前意見書を出されたときの内容で調べさせていただいた内容では、平成24年まで数十万円の補助金が出ていたということですが、その内容だとか金額や何かに比べまして、現在確かになくなっております。ただ、そのかわりと言っては何ですが、財政的な負担ということで、県からの調整交付金というものが1億数千万円、たしか29年度に予算化もされているかと思うのですが、そういう形になっております。それから、平成30年度からの予算につきましては、今度医療費につきまして、市町村が払った医療費については県からそのまま補填されますので、医療費についてのリスクは市町村はなくなるということになりますので、よろしくをお願いします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第16 議案第12号 美浜町国民健康保険財政調整基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第16、議案第12号 美浜町国民健康保険財政調整基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第17 議案第13号 美浜町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第17、議案第13号 美浜町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第18 議案第14号 美浜町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第18、議案第14号 美浜町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第19 議案第15号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第19、議案第15号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第20 議案第16号 美浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第20、議案第16号 美浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第21 議案第17号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第21、議案第17号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第22 議案第18号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第22、議案第18号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第23 議案第19号 町道路線の廃止について

○議長（野田増男君）

日程第23、議案第19号 町道路線の廃止についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第24 議案第20号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第5号）

○議長（野田増男君）

日程第24、議案第20号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

日程第25 議案第21号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（野田増男君）

日程第25、議案第21号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第26 議案第22号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（野田増男君）

日程第26、議案第22号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第27 議案第23号 平成29年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第2号）

○議長（野田増男君）

日程第27、議案第23号 平成29年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第28 議案第24号 平成30年度美浜町一般会計予算から

議案第30号 平成30年度美浜町水道事業会計予算まで7件一括

○議長（野田増男君）

日程第28、議案第24号 平成30年度美浜町一般会計予算から議案第30号 平成30年度美浜町水道事業会計予算まで以上7件を一括議題として、順次議事を進めます。

平成30年度予算の質疑に入るに先立ち、議長から議員にお願いします。

質疑については議案内容についての疑義をただすものでありまして、一般質問のごとく自己の意見を披瀝するものではありませんので、この点御注意願います。

また、美浜町議会会議規則第53条並びに第54条の規定により、発言はできるだけ簡明に、質疑の回数については、平成30年度一般会計予算を除き、1議題1議員につき3回までを限度としますので、御了承願います。

最初に、議案第24号 平成30年度美浜町一般会計予算についてですが、本案は各会計当初予算の中で最も重要な案件であり、かつその内容も多岐にわたりますので、4つの区分に分けて質疑を行います。

1つ目の区分として歳入全般について、2つ目の区分として歳出の1款議会費から4款衛生費まで、3つ目の区分として5款労働費から8款土木費まで、4つ目の区分として9款消防費以降の順で、それぞれの区分ごとに1議員3回までを限度として、質疑を受けます。

初めに、歳入全般について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番 鈴木議員。

○3番（鈴木美代子君）

通告をしておりますけれども、町税の過去5年間及び今後の見込みについて説明くださいということで、予算です。財政運営の実態について、これからどうなっていくかすごく心配ですので、ぜひ今後の見通しをお聞

かせください。

2番目は、都市計画税の推移。かつては2億円ぐらいあった都市計画税が、この予算でも1億7,400万円でしたか、どんどん減っていきますが、これはどうなっていくのか。都市計画税を当てにして新しい事業も計画されていますので、その辺をお聞かせください。

それから、3番目の地方交付税ですけれども、地方交付税は今のところ横ばいではありますが、これも先の心配はありますので、予算についてどのように検討されて、どのような考えでこの予算が立てられたのかお聞かせください。

もう一つは、新規の委託料が随分ふえているんですけれども、委託料について、そのうちの……

○議長（野田増男君）

それは歳出です。

○3番（鈴木美代子君）

歳入の中に。

○議長（野田増男君）

歳出じゃないですか。

○3番（鈴木美代子君）

じゃ、歳入項目、ページ41の低所得者保険料軽減負担金とページ43の地域自殺対策強化事業費の補助金について、それについて予算化に当たってどのような考えで出したのかお聞かせください。

○税務課長（夏目 勉君）

それでは、私からただいま鈴木議員の御質問にありました1点目の過去5年間及び今後の見込みの町税の関係と、2点目の都市計画税の推移についてを御説明させていただきます。

まず、町税でございますが、平成25年度の決算におきましては、町税全体で現年分が32億5,984万円、滞納繰越分が3,964万円、合わせて32億9,998万円となっております。以降、現年分と滞納繰越分のトータルでは、平成26年度におきましては対前年比4.5%減の31億4,948万円でございます。平成27年度におきましては対前年比ほぼ横ばいの31億4,830万円でございます。平成28年度におきましては対前年比0.8%減の31億2,411万円となっております。今年度、平成29年度におきましては、2月末現在においてはほぼ昨年度の同時期並みの収入状況となっております。今申し上げましたように、平成25年度につきましては法人町民税が3億1,557万円ございました。例年と比較いたしまして1億円から1億5,000万円程度収入が多いという状況になっておりまして、それを除きますと、ここ四、五年の町税の収入はおおよそ31億円強の収入で推移をしているという状況でございます。

税目別で見ますと、軽自動車税は法改正の影響もございまして収入増の傾向でございます。一方、個人町民税、固定資産税についてはここ四、五年におきましてはほぼ横ばいで推移しておりまして、町たばこ税、また都市計画税については収入減の傾向となっております。

次に、都市計画税の推移について御説明を申し上げます。

平成25年度の決算では、現年分が1億9,893万円、滞納繰越分が320万円、合わせて2億213万円となっております。以降、現年分と滞納繰越分のトータルの数字ですが、平成26年度におきましては対前年比1.3%減の1億9,955万円、平成27年度におきましては対前年比5.1%減の1億8,940万円、平成28年度は対前年比1.2%減の1億8,705万円となっております。平成29年度におきましては、2月末現在ではほぼ昨年度の同時期並みという状況になってございます。

両方合わせまして今後の見込みですが、ここで景気のよい話ができればありがたいのですが、現実的にはその

ような状況ではないことは議員も御承知のことかと存じます。人口減少並びに地価の下落傾向が少しでも早くおさまりまして税収見込みがふえていくようお願い一方で、近年着実に伸びております徴収率、こちらを限りなく100%に近づけていくよう努力していくことで町税の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○総務課長（杉本康寿君）

先ほどの財政運営の状況と地方交付税の推移につきましての予算の組み方でございます。

財政運営につきましては、先ほど税務課長が答弁でありましたように、地方税6税あります。それにつきましては、人口減少と地価の下落及び新築家屋などを考慮して、前年比は0.5%の減額を見込んで予算は計上させていただいております。また、国・県による交付金などの一般財源としての歳入は、四十五、六億円にて推移をしていると見込んでおります。

また、財務の指標の一つであります財政力指数、こちらにつきましては地方公共団体の財政力を示す指数で、平成28年度では0.73で、過去5年間で0.73から0.7の間で推移して、平成28年度につきましては、全国平均が0.5ということで、全国平均より大きく上回っている結果でございます。今後につきましても安定した財政運営に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、この財政力指数に絡みまして、地方税の推移になってくるのですけれども、地方交付税の推移につきましては、平成29年度における地方交付税の見込みにつきましては12億1,200万円ほどを見込んでおります。こちらにつきましては過去5年間の平均が11億9,100万円でございます。地方交付税につきましては、地方公共団体の財源の不均衡を調整し、全国一律の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのものであり、地方の固有財源であると国が示しております。したがって、国からの予算にもよりますが、財政力指数に大きな変動がない限り12億円前後で推移してくるかと考えておりますので、こちらを平成30年度の歳入予算に盛り込ませていただきまして歳入の予算の調整をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○福祉課長（高橋ふじ美君）

鈴木議員の御質問にお答えいたします。

41ページの低所得者保険料軽減負担金64万円でございますが、平成26年4月の消費税8%の導入に伴い平成27年度から開始された介護保険の低所得者対策でございます。65歳以上の第1号被保険者のうち、保険料の所得段階が第1段階の方827名の介護保険料軽減分256万3,700円に対する県の負担金でございます。この軽減分は、国が2分の1、県と町が4分の1ずつ負担をしまして、低所得者の保険料を全て公費で負担をしているところでございます。37ページをごらんいただきますと、上から3つ目に128万1,000円がございますが、こちらが国からいただける負担分でございます。

43ページの地域自殺対策強化事業費補助金でございますけれども、276万8,000円でございます。こちらは自殺対策事業に対する県の補助金でございます。自殺対策計画の業務を歳出で391万円計上させていただいてしまして、そちらの3分の2の補助分と、それから歳出で自殺防止啓発用リーフレット作成というのがありますが、予算書の中にはこちらの明記がないのですが109ページの印刷製本費に含まれております。こちらが自殺防止啓発用リーフレット21万2,587円と、その下の上から4つ目に手数料が計上されておりますが、こちらに折り込み手数料を計上しております。こちらで全戸配布を広報でしますもので、こちらの折り込み手数料の分が3万2,832円ほど入っておりますので、こちらの3本に対する補助金でございます。計画に対しては3分の2の補助がありまして、印刷製本費・手数料につきましては2分の1の補助になっております。

○3番（鈴木美代子君）

今の説明でも本当に財政が厳しいというのがよくわかりになると思うんですけども、例えば都市計画税、25年度当時は2億円あったものが今は1億8,000万円ぐらいしかないんですよね。今回の予算でも1億七千何万円しかないと思うんですけども、これで新しい事業を計画しているという話ですが、下がっていく都市計画税を想定して立てているんですか。

それともう一点は、地方交付税は、これもどんどん下がっていくのかなという心配がありますけれども、その辺はどうですか。

○総務課長（杉本康寿君）

先ほどの、まず都市計画税が減額していくということで、その財源が毎年減ってくるということで、町の歳入における事業展開が継続してできるかという御質問かと思えます。こちらにつきましては、都市計画税の使途というのは都市計画事業ということで限定されております、したがいまして現在の、例えば1億8,000万円の都市計画税がございまして、それに充てる使途というのは、さきの一般質問の答弁にもあったかと思えますが、こちらにつきましては運動公園と総合公園の借入金の元金及び償還金に充てていくということで、それ以外の経費につきましては、今現在都市計画事業がございませんので、こちらに充当していくという格好になって、事業展開は難なく遂行できるかと思っております。

また、地方交付税の推移でございまして。こちらにつきましては国の予算が決まっております。国の予算の配分によって、例えば財政力指数が0.7という格好になってきますと当然交付団体になっていきます。これが1以上になりますと不交付団体になってきますので、当然国の予算によってきますけれども、この12億円から11億円の推移で、国の予算が決定すれば美浜町が歳入として受けるような予算になろうかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって歳入の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、1款議会費から4款衛生費まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

2番 山本議員。

○2番（山本辰見君）

それでは通告してあるのと、一部していないですけども、簡単な中身ですからお願いしたいと思います。

3款民生費の中の、ページ数ちょっとありませんけれども、わかると思います。保育所保育室へ空調機新設が2つの園でありました。まだ残っているところがあるのか、それらについての今後の計画というか見通しについて御説明ください。

4款衛生費の中で合併処理浄化槽普及促進拡充整備事業、これまで一般の住宅だけだったのが、29年度から始まったわけですけども、集合住宅・事業所とかいう形でふえておりますし、予算もふやしてもらいましたけれども、私ども西海岸、特に日本福祉大学に関連した学生アパートも含めて、集合住宅がたくさんあると思います。そこも今度対象になったと思うのですが、29年度も含めて、それから30年度をどのぐらい予定していて、それがどんどん進んでいるのかどうか、PRについてはどういう形で取り組んでいるのか御説明ください。

それから、もう一点は通告していませんが、多分4款の環境のところになると思いますけれども、太陽光発電の予算は、28年、29年から個人のうちへの補助は終わりました、けれども心配されるのが、私のほうに電話があ

ったり何人かから相談があるんですけれども、一般質問にならないようにしますが、その環境の中で、あるいは企画で考えるのか、前もほかの方からも、とりあえず管理はしなさいと、どこにどのぐらいのがあるとか、それからもう一つ、きょう私聞きたかったのは、特に住宅に近いところでの太陽光パネルが、被害というのか反射熱だとかも含めてそういう影響をどの程度判断しているのか、条例で取り締まるとかということにはならないと思うのですけれども、そこに対する対応策は何かないのか。それから、きのうもぐるっと回ったら、今田んぼが、米をつくっているんじゃなくて電気をつくっているようなところが、美浜緑苑の近く、私の野間でも本当にふえました。それともう一つ、山を、山というか木を削って、それが自然、私は自然エネルギーのことは大事だと思っていますから反対の立場で言っているわけじゃないのですけれども、今の管理について、被害について、どんな受けとめ方をしているのか、対応策を予算つけてでもやるべきじゃないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○子育て支援課長（宮崎典人君）

3 款民生費の保育所の保育室への空調機新設について、残っているところと今後の見通しはということに対してお答えいたします。

本年度、野間・布土・上野間の3 保育所において設置をしましたので、御質問の空調機設置が残っているのは、布土1、河和北3、南部1、野間1、奥田1、上野間1 の計8 台になります。

今後の見通しについては、平成30 年度に、布土、河和北、奥田、上野間の4 保育所に設置を予定しております。残り4 台、河和北が2 台、南部が1 台、野間1 台につきましては、平成31 年度に設置をする計画です。

○環境保全課長（藪井幹久君）

それでは、4 款、145 ページになるかと思いますが、合併処理浄化槽の設置整備事業の補助金についてまず御回答させていただきます。

集合住宅につきましては平成28 年度から補助を出しております。28 年度については集合住宅は2 棟、具体的には297 万6,000 円、29 年度につきましては1 棟で147 万2,000 円という補助実績となっております。

なお、PR につきましては、町ホームページですとか広報みはま、ケーブルテレビという一般的な広報に加えて、浄化槽メーカーが組織している愛知県浄化槽協会というところが、毎年年度当初に出している冊子にも掲載をしてもらったとか、28 年度・29 年度、今後も掲載していただくというようなこと、さらには、28 年度、年度当初といいますか27 年度の年度末、始まることから含めて、実際に申請に来てくれたり、相談に見えられた方に対して直接、こういうふうで制度が変わりました、事業所・店舗・集合住宅にも補助が出ますという広報をそこから始めさせていただきまして、今でも御相談の際には随時そういったPR をして普及推進に努めているという状況でございます。浄化槽につきましてはそういったところでございます。

また、太陽光発電の件でございますが、まずは管理についてというお話だったと思います。管理についてといいますか、以前お話をさせてもらったとおり、町としましては中電から直接データをという形はいただくことはできておりませんので、例えば自然公園、愛知県立自然公園が届け出たとか、各種許認可の関係の届け出を踏まえてそれで実績を拾っているという形で、環境保全でも拾って、拾ってといいますかそれを整理して捉えているという状況でございます。また、設置につきましては、そういった個別相応の対応となりますが、もともとの固定価格の買い取り制度、そういったものの法律ですとか、事業計画の策定ガイドラインというそういったもの、また環境省とかは、太陽光発電整備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインといった、国の各省庁が出している……

○議長（野田増男君）

ちょっと違うのかなと思うんですけれども。

予算の範囲の中ですので、その辺の答弁を。

○環境保全課長（藪井幹久君）

わかりました。そういった形でやっていると思いますので、管理しているのはその程度ということになりますので、お願いします。

○2番（山本辰見君）

合併浄化槽のことだけちょっともう一回確認させてください。先ほど、28年・29年でもまだ2棟、1棟ということで数は少ない。過分にこのアパート、学生が、新築なのかちょっとわかりませんが、一般の住宅も含めて新しく建てるうちは当然やるのですけれども、古い、古いというか今までの浄化槽を変えていくのの動きも含めて厳しいなと思います。今使っているのを新しく合併浄化槽に変えるということはね。そこも含めて本当に運動しないといけないと思うので、予算としてはつけているわけですが、これは本当にPRというか、個人の住宅も含めて大事ななと思いますので、ぜひ努力していただきたいなと思います。あえて答弁は結構です。

○議長（野田増男君）

答弁いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

3番 鈴木議員。

○3番（鈴木美代子君）

通告してありますので。63ページの行政管理事業の中に、いじめ問題調査委員会の委員がここに入っているんですが、このわけは。

それから、69ページに特別研修事業というのがありますね。これについて、研修事業、全職員が対象でしょうか。一遍ずつ、職員も同じように扱っていると言われながら、ちょっと対象でない人もいるものですから、これをお聞きしたいと思います。

それから、73ページの地域特産品等普及委託料の委託先とその内容をお聞かせください。

それから、75ページの庁舎空調設備改修工事設計業務委託料の内容ですが、庁舎空調設備のぐあいが悪いのか、その辺どこを改修するのか、そんなに改修するほど深刻なのか、お聞きしたいと思います。

それから、77ページの町有財産地震対策工事の内容です。地震対策がここに出てきたものですから「えっ」と思って見たんですけれども、これについて説明してください。

それから、81ページのあいち情報セキュリティクラウド負担金って、これ何でしょうか。ごめんなさい、わからないからお聞かせください。

それから、89ページの徴税過誤納還付金及び徴税過誤納還付加算金って、これもう既に……

〔発言する者あり〕

○3番（鈴木美代子君）

え、何か違っていませんか。それについて、もう会社が特定されているのか個人なのかちょっとお聞かせください。続きは後で。

○総務課長（杉本康寿君）

まず、ページ番号63のいじめ問題でございます。こちらにつきましては、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題への組織的な体制として、教育委員会はもとより町長部局として重大事故の発生時の対処が同法の規定に記載されておるということで、この条文により教育委員会は重大事故が発生した旨を町長に報告しなければ

らないということで、他に属さない所管につきましては総務課の所管になりますので、総務課が教育委員会からの報告を受けて町長部局としての附属機関を設けて調査し、その結果を議会にも報告しなければならないということになっております。いじめ問題の、まずは調査委員会の委員報酬でございます。

なお、教育委員会では、附属機関として、いじめ問題、今度は専門委員会になります、総務は調査委員会、教育は専門委員会を設けるという格好になっておりまして、予算措置といたしましては、教育費の、ページ番号でいいますと195ページに、いじめ問題の専門委員会の委員報酬が載っておろうかと思えます。したがって、町長部局と教育委員会部局が、両輪のごとくいじめ問題に取り組んでいく体制の予算となっておりますので、よろしく申し上げます。

○秘書広報課長（日比郁夫君）

それでは、69ページ、特別研修事業126万5,000円の事業について、全職員が対象かについてお答えさせていただきます。この特別研修につきましては主に宿泊を伴う研修の費用でございます。自治大学校・市町村アカデミー・国際文化アカデミーにおいての研修に係る負担金と、それに係る旅費をここで計上しております。したがって、この特別研修の受講対象者については全職員が対象ということでございまして、受講につきましては希望者を募って、応募者多数の場合は選考の上決定しておりますので、よろしく申し上げます。

○総務課長（杉本康寿君）

続きまして、ページ番号73の特産品の件でございます。こちらにつきましては、委託先につきましてはインターネットの運営会社でありまして、楽天株式会社、株式会社トラストバンクのふるさとチョイス及び株式会社サイネックス、3社にて現在行っております。委託内容につきましては、個人の方からの寄附金の受け付け、寄附金を受け付けた後、特産品等の出店者への商品の配送依頼を委託会社からお願いします。あと寄附金の受領証明書の発送といった一連の業務を委託会社をお願いしている部分でございます。

続きまして、75ページの庁舎の空調の件でございます。この委託料につきましては、役場旧庁舎における空調機器の更新における実施設計の委託料でございまして、具体的に言いますと、1階の旧庁舎ですので、税務課のフロア、厚生部のフロアとなっております。2階につきましては総務部総務課と企画部のフロアになっております。旧庁舎部分のフロアになっておりまして、各事務室の規模における適切な冷暖房の能力計算と消費電力等の計算を行って実施設計に反映をする委託業務となっておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、77ページの町有財産における地震対策でございます。こちらにつきましては、地震の部分がなぜ総務費、総務課に上がっているかということですが、町有財産につきましてはわかりやすく総務課が一括して行うというふうで予算上つくっておりますので、こちらの予算につきましては、この工事にしましては、南海トラフの巨大地震を想定した災害業務を行う一方で、災害時にあっても通常業務を早く継続しなければならないこととなっておりますので、そのために平成30年度は保育所においての対策として書庫とか物品棚にガラスの飛散防止つきフィルムを張るという業務と冷蔵庫などの機具の固定を行い、保育所業務の早期再開を目指すということで、総務が一括して予算要求している部分でございますので、よろしく申し上げます。

○秘書広報課長（日比郁夫君）

それでは、81ページ、あいち情報セキュリティクラウド負担金について御説明いたします。

現在、職員が使用しておりますパソコンのインターネットへの接続につきましては、セキュリティーレベルの強化のため市町村でそれぞれ持っているインターネットの接続口を県単位で集約しまして、集中して高度な監視水準を確保・維持する機能を有しておりますあいち情報セキュリティクラウドというところに愛知県及び名古屋市以外の市町村が共同で利用しております。その運用経費につきましては、利用する団体の人口割合ですとか利用

するメニューにより案分した費用を負担するものでございます。

○税務課長（夏目 勉君）

私からは、89ページの町税過誤納還付金及び町税過誤納還付加算金を計上する理由はという御質問にお答えさせていただきます。

これは現年分と過年分を区別するため設けているものでございまして、個人・法人両方含んでおります。基本的な考え方といたしまして、その年度中の収入に対しまして修正申告等により還付金が生じた場合は歳入の税目からお返しします。しかしながら、過年度分の還付につきましては、現年度分と明確に区別をするため歳出予算の当該23節から支出をするというものでございます。

一例を挙げますと、平成28年度に予定納税を納めた法人が平成29年度に確定申告により還付が生じた場合、この23節の町税過誤納還付金及び町税過誤納還付加算金から支出をすると、歳入から支出をするのではなく、この予算から支出をするというものでございます。

○議長（野田増男君）

以上でよかったですかね。3番 鈴木議員。3回目。

〔「2回目」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

2回目ですか。ごめんなさい、2回目です。

○3番（鈴木美代子君）

先ほど——通告はしてあるんですが——外してしまった問題もあるんですけども、75ページと83ページの、75ページは駐車場で83ページは駐輪場のところが載っているんですけども、これについて、私のわかる場所か、その辺ちょっと場所を指定してください、どこだか。

111ページから、自殺対策計画策定委託料、この委託料はどこへ委託をするのでしょうか。確かに最近自殺が多いものですから、それについて対策計画策定ですからどういう形になっているのかお聞きしたいと思います。

それから、保養所の利用助成の分ですが、これは町民がよりよく楽しめるように内容変更を検討したかどうか、その辺です。3回あったのが2回に減らされて、やはりまだまだ住民からはせっかくだからもとに戻してほしいという声もあるものですから、その辺を検討したかどうかをお聞きます。

それから、115ページですけども、障害者支援負担金の返還金、償還が生じる理由をお聞かせください。

それから、障害者共同生活援助支援事業費の補助金の内容をお聞かせください。

121ページの子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託料、この内容についてもわからないですが、その委託はどこに委託するのかお聞きしたいと思います。

それから、131ページでファミリーサポートセンターの事業が予算化されておりますが、これは今までの実績に加えてこういうふうに予算化されたと思うのですが、その辺をお聞かせください。

それから、133ページの特定教育・保育施設給付事業の施設型給付費と地域型保育費の内容の説明を、説明されたかもしれませんが、聞き取れなかったためお聞かせください。

○総務課長（杉本康寿君）

75ページの駐車場用地の件でございます。こちらの駐車場につきましては3カ所ございます。まず、職員駐車場につきましては、役場の敷地より西方面、約100メートルぐらいかと思っておりますけれども、そちらに河和第二児童遊園がございます。そちらに個人の方からお借りしている部分でございます。また、来客用と臨時職員の駐車場として、消防団の一号車班の詰所の北側、三角地の未舗装の部分でございます。すぐそこになろうかと思いま

すけれども。あと、公用車の駐車場として、来客用の駐車場の向かい側に未舗装の土地がございます。この3カ所が職員の駐車場と来客者の駐車場と公用車の駐車場をお借りしている部分でございますので、よろしくお願いします。

○防災安全課長（石濱克彦君）

続きまして、83ページの駐輪場の借上料の場所はということで、3カ所ございます。1カ所目は河和口、駅前に国道があるんですけれども、それと護岸堤防との間の部分になります。2カ所目は河和駅前、郵便局側のところで、交差点近くで飲酒運転撲滅の横断幕をずっと張ってございますので、また見ていってください。続きまして奥田駅、奥田駅は線路の下のあたりを借りております。以上3カ所になりますので、よろしくお願いします。

○福祉課長（高橋ふじ美君）

まず、111ページの自殺対策計画策定委託料の内容はというところで、先にどこに委託を予定ですかということがありましたけれども、今現在この計画につきましてはよりよい計画にしたいと思っております、プロポーザル方式といいまして、委託する業者の方にプレゼンテーションを行っていただいて、そちらから企画提案書をいただくという形で行っていきたいと思っておりますので、まだこれからどこに委託するかはそこから決めていくという状態になっております。そして、内容でございますけれども、まず町民の方にアンケート調査業務を行いたいと思っております。町民2,000人を対象に無作為で抽出させていただいて、12ページほどの調査物を考えています。それからヒアリング調査と、そして計画骨子案及び素案の作成、それからパブリックコメントのまとめ及び成果品の作成などを考えております。成果品としましては、計画書が100部、概要版を2,000部予定しております。

次に、保養所の利用助成券の計上に当たり町民のために内容変更を検討したかというお話でしたけれども、私どもも、利用率が49.1%、昨年度ですとあるわけですが、こちらも内容をしっかり確認をしようということでこちらの内容を調べましたところ、4,299人の方が利用して、延べですけれども、49.1%という結果のうち、利用券は2回利用できるんですけれども、2回利用した方というのが延べ人数で4,126人ございまして、96%の方が2回利用しています。そして残りの1回のみという方が173人で、約4%の方が1回のみ利用になっております。利用された方というのはほぼ2回とも利用されていて、利用されない方は全く利用しないという状況にありまして、限られた方の利用ということになっております。それですから、仮に助成券の枚数をふやしても、こちら枚数をふやすことは本当に高齢者の方の健康増進と外出支援ということですから十分に大事なことだと考えておりますが、限られた方の利用となる可能性があるということになりまして、こちらのことも考えておりますので、今後は利用されていない方にどう利用していただくかということを考えていきたいと思っておりますので、検討は一応しております。

それから、115ページの障害者支援負担金の返還金について、なぜ償還が生じるのかという理由でございますけれども、こちら障害者の方が使われている障害福祉サービスというので1年間の所要額の調査が国及び県から例年10月でございます。この時点では4月から9月までの実績と10月から翌年3月までの見込みの金額を当該年度の所要額として国、県に報告します。この数値によって国及び県の負担金が決定をされますので、翌年6月に実績に基づいて精算しますが、後半戦が見込みですので、ここで返還金が生じたり追加交付が生じるということになってきます。

それから、障害者共同生活援助事業費補助金234万6,000円の内容でございますけれども、こちらは障害者の方が共同生活を営むグループホームがありますが、こちらの土・日の運営に対して補助をしている事業でございます。グループホームというのは夜間の支援になりますので、こちら通常ですと、平日の日中ですと、ほかの

サービスを障害を持っておられる方というのは使っておられるんですが、そして夜だけ、夜間だけグループホームで支援をするという形なんです、土・日はほかのサービス事業所がお休みになりますので、グループホームは同一金額で日中も障害者の方々の支援をするということになりますので、このためグループホーム事業所に対して県と町で2分の1ずつ補助をしているという状況にあります。

○子育て支援課長（宮崎典人君）

私からは、歳出の121ページ、子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託料の内容はということでございます。その前に、委託先については入札により決定をする予定でございますので、まだ決定をしておりません。

まず、子ども・子育て支援事業計画というのはどういうものかということですが、子ども・子育て支援法に基づいて定める計画で、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間としております。平成30年度は内閣府からの指示によりニーズ調査を実施するための委託料となっております。なお、調査経費については地方交付税措置により対応となります。

続きまして、131ページ、ファミリーサポートセンター事業の実態、新年度の事業計画ということでございます。これについては引き続き本年度も実施する事業となっております。ファミリー・サポート・センターというのは、一般的にはファミサポと呼ばれております。子育ての手助けをしてほしい方、これが依頼会員といいます、と子育てのお手伝いをしたい人、提供会員をコーディネートする役割をしております。平成30年度2月末現在の会員数でございますが、依頼会員が48名、提供会員が22名、両方会員、これは依頼会員と提供会員を兼ねておる、どちらもいいですよと、そういう方が11名、計81名となっております。

主な活動内容でございますが、児童クラブの送り迎えや習い事の援助、お母さんのちょっと困ったということに対するさまざまな支援を行っておる事業でございます。新年度の事業計画につきましては、本年度に引き続き、短時間の一時預かりや習い事の送迎等の支援活動を実施していくということでございます。

続きまして、133ページ、特定教育・保育施設給付事業の施設型給付費と地域型給付費の説明についてですが、これは、平成27年度に施行されました、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援新制度により創設されたものでございます。施設型給付費というのは、国の制度に基づき認定こども園である知多大和幼稚園に対する財政支援でございます。地域型保育給付費というのは、子ども・子育て関連3法に基づく制度の一つで、小規模な保育施設に対する財政措置です。企業が運営する認可保育所である事業所内保育や居宅型訪問保育等があります。居宅型訪問保育というのは聞きなれないと思いますので補足しますと、保育所に通えない医療ケアの必要な障害を持った子供さんに対し、資格を持った保育士・看護師が自宅を訪問し、保育を行うという事業でございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

以上で1款から4款までの質疑を終わります。

ここで休憩をしたいと思います。再開を10時50分とします。

〔午前10時35分 休憩〕

〔午前10時50分 再開〕

○議長（野田増男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、5款労働費から8款土木費まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

2番 山本議員。

○2番（山本辰見君）

それではお願いします。私、通告にはページ数を書いてないんですが、大きな項目で多分わかるところばかりだと思いますから、お願いいたします。

8款土木費の中で橋梁の耐震化の予算がついておりますけれども、耐震化が必要な橋梁の数、今どの辺までいつているのか。今後の予定もお聞かせください。

それから既成市街地整備調査、30年度は、この29年度に地域から出た要望、多分聞き間違いでなければ2件予定しているということでしたけれども、1件は多分野間地区じゃないかなと。もう一件はどこなのか教えてほしいのと、新規に、例えば30年度に入ってうちもと手を挙げたときに、これは追加できるものなのか。それから今の29年度の方だけなのか、30年度の目標。それにしてはそこに予算についている土地の購入費がちょっと安過ぎないかなと、思い切って手を打たないけないと思うのですがいかがでしょうか。

それから、同じ8款、運動公園の整備事業ですが、いわゆる土地代と、一定の仕事をするということですが、30年度ではどこまでの工事というか事業がいくのか。例えばトラックが走るような状況になるのか、土が一定入るのか、そのことも含めてお願いします。

それから同じように、もう一点の総合公園の拡張事業についてもどういう形に、例えば一般の町民が見たときに、ああこんな工事が始まったなというので、どこまでのことを計画しているのか教えてください。

それから、先ほどの運動公園のところと重なるのですが、いわゆる道路新設改良での産業道路が下がってくるころ、山を削って広げるわけですが、そのつけかえ、それと役場のほうへ行く北側に移すところですね、30年度はどの辺までの工事を予定しているのか教えてください。

それからもう一点は、木造住宅耐震改修費補助金、今回も少し予算は膨らませていると思うのですが、私以前にも実は住宅リフォーム助成制度を考えないかということも含めて言ったときに、それぞれ、例えば福祉の分野で家具防止対策だとかそれから手すりのことだとか、いろいろやっているのでそれを合わせての対応は考えてないという答弁でしたけれども、せっかくこの耐震改修、予算つけてもなかなか申し込みが少ない。もちろん金額がかかるので大変だと思うのですが、思い切って、先ほどの高齢者の方、あるいは介護の分野での補助金だとか改修に係るそういう制度を、簡単に言うとダブってでも連携をして支援することができないだろうか。これは、ほかの市町ではそういうことをもう始めているんです。耐震もするけれども介護の手すりだとかなんかにダブっていいということがあるので、その辺のところは検討していますでしょうか。一応、8款までですと、そこだけです。

○建設課長（鈴木 学君）

まず初めに、耐震になります。橋梁耐震化についてでございます。必要な橋梁の数はということでございますが、現在本町で管理しておる橋梁が112橋ございます。112橋の橋梁につきましては、現在点検という形で橋梁点検を実施させていただいておりまして、その中で補修が必要なものがあれば、補修とあわせて耐震をさせていただいております。耐震につきましては、落橋防止という形のをやっておるものですから、揺れで落ちるといったものもありますし、経年劣化等による破損・腐食、こういったもので落橋ということもあるものですから、現在行われております橋梁点検で出てきたものの中で、補修とあわせて橋梁の耐震化について工事もさせていただいております。それと、橋長が15メートル以上あります橋、20橋について修繕計画を策定させていただきまして、それに合わせて修繕と耐震化について現在事業を実施し、長寿命化に努めておるというところでございます。既

に橋梁は、耐震化をやった橋は、現在のところ6橋となっておりますので、よろしくお願いします。

それと次に、道路新設改良事業の関係で、運動公園の整備事業に合わせまして、私どもも町道森越石坂平井線のつけと、町道奥田河和線のつけかえの事業についてでございますが、今年度町道森越石坂平井線につきましては詳細設計が終わりまして、平成30年度より用地の取得は、現在都市整備課で随時進めていただいておりますのでございますけれども、造成工事を今のところ考えております。奥田駅東側から現道の町道奥田河和線、ここまでの区間を造成と、あと用水のつけかえ、こちらを平成30年度考えております。延長にしまして大体約400メートルぐらいになります。

次に、もう一つ、東西を走ります町道奥田河和線、こちらにつきましては、既につけかえの部分の用地につきましては、面整備のところを事前に取得はしておるわけでございますが、現道とのすりつけの部分については、まだ詳細な部分が出ておりませんので、平成30年度はすりつけの部分、東と西側2カ所あるわけですが、ここの用地測量を実施することとなっております。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

それでは続きまして、173ページ、既成市街地整備事業ですけれども、30年度予定しておりますのは、現在29年度に進めております布土地区と野間の一色地区の2カ所について、今年度路線決定をしまして、地元と協議しながら路線決定まで至りました。新年度、30年度はそちらさらに課題等を克服するために、いろいろ課題の洗い出しとかどういうふうに進めるかということを中心に進めていくことになります。その中で、当然用地の取得とかいうことも出てくるのですけれども、なかなか課題が多い状況でして、どこまで進めるのかなというのは、今地元も含めてまだ明確になっておりません。予算措置としましては、できることを調査、追加でやっていくということで、一応予算を要求しております。

議員御指摘の土地購入費が少な過ぎないかということで、とりあえず今回の予算を上げさせていただいたのは、前年同様のこれまでセットバックの分で要求させていただきました範囲内での予算ということで今回出しております。新たな地区が出てきたときはどうだということにつきましては、当然新たな地区が出てきたとき、各区でヒアリングは既に1回は終わっていますので、その後こういう地区が路線でどうだという話があれば、当然お話し・相談はさせていただきますし、その進捗に合わせて計画を立てるですとか、測量をやるだとか、事業の進捗に合わせて進めていきたいと思っております。

それから次ですけれども、179ページ、木造住宅の耐震改修の補助金ですけれども、こちらにつきましては、耐震改修の申請者が、特に高齢者とか、障害者の方とか、介護の利用者という方で制限はございませんので、耐震改修に関する工事に関して補助を出しておりますので、例えばリフォームとなってくると、例えば手すりをつけるだとかそういったことの事業はこの耐震改修とはちょっと別の事業になりますので、そちらはそちらの事業でやっていただけたらと思うのですけれども、私どもはトータル的にリフォームと耐震をやる中で、耐震の部分についての工事について補助を出していただくというものですので、よろしくお願いします。

それから185ページ、運動公園、総合公園ですけれども、運動公園整備事業につきましては、今回29年度の繰り越しをお願いさせていただいておりますが、繰り越しさせていただいた基本設計を進めまして、その基本設計の結果で次の工事の設計もやっていきます。工事といたしまして今想定しておるのは造成工事ですので、それが年度の補助対象ということになって、年度の途中から入れるというぐらいの予定をしておりますので、一部重機、ダンプカーが走るとか、そういったことが現実的には出てくると思います。あと、用地の取得がまだ残っておりますので、残りの用地の取得も進める。それは新年度入って早々に進めていくところでございます。

総合公園事業につきましても、繰り越しを予定させていただいております実施設計ですけれども、それ以前に、

先日の一般質問の答弁で申し上げたとおり、今土の課題がございますので、県にも早く結果を出してくれということを早速お願いをまたいたしましたけれども、県からの指導を待って土の対策を練って、それでとれるところから土をとって運ぶという予定をしております。総合公園もまだ用地が少し残っておりますので、用地交渉も30年度で全て終わるように進めていく予定でございます。

○議長（野田増男君）

以上でよかったですね。

2番 山本議員。

○2番（山本辰見君）

幾つかちょっと補足してお聞きます。先に道路のつけかえのところ、用地取得から造成工事、用水もつけかえるということですが、ここが実際にもう新しい道路で、例えば30年度末ぐらいには、もうそっちに私たちが走ることになるのか、どの程度のテンポなのか。それから、もう一つの奥田河和線の測量からですけれども、そちらと多分一緒に通れるようにしなければいけないと思うけれども、そちらはいわゆる通れるのはどのぐらいのことを想定しているのかということをもう一回確認したいと思います。

それからもう一点、先ほどの運動公園、総合公園もそうですけれども、造成工事が始まるということですが、実際に、例えば運動公園のところだと8ヘクタールからの、全部じゃない、道路も含めてだと思っんですが、田んぼがありますけれども、30年度は田んぼをやるのか、一部はやるのか、やらないのか、そういうことでいくと、私たちの想定の中に、ことしは先ほど重機が一部入るということですが、田んぼなんかを含めてどうなのかということと、それからもう一点、先ほど説明の中で総合公園の土砂の問題、県と相談しているということでしたけれども、実は用地買収もこれからするということなんですが、29年度でもそのお金を払ったのかどうかはわかりません。仮契約なり、もう契約した方のところが、当初の何も問題ない土だったという前提で多分その価格交渉なり仮契約をしていると思うんですが、そこはもし心配されるような土の場合はやり直すことを考えているのか。単価が下がるとか、そういうことについてちょっともう一回確認したいと思います。

それからもう一つ、先ほど耐震改修の補助金のこと、答弁したことは私から指摘しましたでしょう。ばらばらになっているというのは私も知っています。だけでも一緒にして使える方法、使えるか、利用できる方法をもっと工夫しませんかと、そういう検討はしたんですかということを言いましたから、してないということですが、それをぜひ検討していただきたいんで、あえて課題に取り上げました。それだけお願いします。

○建設課長（鈴木 学君）

運動公園に伴う町道のつけかえ事業のことでございますが、現時点では森越石坂平井線、こちらにつきましては30年度造成工事をいたしまして、31年度で通れるようにしたいと考えております。東西に走ります町道奥田河和線については31年度に、橋梁があるものですから橋梁の下部ですね、川に橋台ですが、そちらの建設と道路の造成、32年に橋梁の上部構造と道路の舗装ということで、こちらは32年に通れるようにしたいと、現時点ではそのような計画で事業を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

続きまして、まず運動公園の工事ですが、予定しておりますのは、最優先でやるのは、まず陸上競技場の計画地です。この間もお話ししましたが、地質の関係がありまして圧密をしなくてはならないということで、具体的にどういうふうに圧密するかといいますと、造成で土を入れるのですが、余盛りといいまして余分に土を上に乗せてその荷重で沈下させると。それにはちょっと期間もかかりますので、陸上競技場の予定地を最優先にやると。工期的に土量とかにも余裕があれば、それ以外のところもやっていくという考え方です。あと稲

作につきましては、用地交渉を始める段階で地権者の方にはもう29年度で終わりにしてくださいというお願いをしてありますので、基本的には稲作はされないという予定です。

それから、総合公園につきましては、用地交渉というか用地取得も同時に進めておりますけれども、現在課題になっております土の部分のところについては、用地交渉はまだ始めておりません。ですので取得自体まだしていませんので、そういった土のことがはっきりした後で地主の方と具体的な話になっていくと。ただ、今までのボーリング調査した結果の状況については地権者の方にはお伝えしてありますので、今後きちんとした県からの指導に基づく調査の結果をもって、また地主の方とお話しさせていただくというものでございます。

耐震の補助メニューにつきましては、私はあくまで耐震工事への補助、国・県の補助という要綱になっておりますので、どうしてもうちの補助としては耐震に関するものと。ただ、実際耐震工事だけなさる方よりも、いろいろなリフォームだとかいろいろなことを絡めてやる方のほうが現実的には多いので、その中で耐震以外のものも、うちではそういうメニューはありませんけれども、申請をしていただければもらえるのではないかなと思っています。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありますか。

3番 鈴木議員。

○3番（鈴木美代子君）

165ページの町観光協会の補助金ですけれども、今回交付金というのも出ていて、400万円と1,350万円と2つあるのですけれども、その辺を説明してください。

それから、161ページのアサリについてですけれども、放流種苗育成事業補助金、アサリについて、これは今まで何回かアサリを放流したと思うのですけれども、その結果の上で今回倍額にしたのか。聞くところによりますと、野間漁協ばかりじゃなくて東海岸も今回ふやしたということですから、それについて今回結果がいいといいのですけれども、アサリについて今後どのような見通しを持って今回この補助金を出したのかということをお聞きしたいと思います。

それから、187ページの町営住宅の改修工事の内容について、ちょっと、説明されたかもしれませんが、聞き取れていませんのでお聞きしたいと思います。

○産業振興課長（小島康資君）

それでは、鈴木議員の質問に対してお答えさせていただきます。

まず、アサリの放流種苗育成事業に関しましては、以前からの継続事業でありまして、アサリの稚貝を購入し、漁場に放流することによりアサリの絶対数の確保と繁殖の推進を図り、経営の安定を目指すということでの事業になります。先ほど、今までの結果なんですけれども、こちらは総括した上での倍額をしたのではなくて、昨年度は野間漁協のみの補助事業だったのを、先ほど鈴木議員も言われましたように、今年度におきましては野間漁協と美浜町漁協の2漁協からの要望がありましたので、総事業費600万円の2分の1である300万円の2漁協ということで、合計600万円の予算を計上させていただいております。

今後のアサリの見通しですけれども、野間漁協の管内の西海岸、これは平成27年度から潮干狩りが御存じのとおり中止となっております。実は2月の理事会で、平成30年におきましても西海岸におきましてはアサリの潮干狩りは中止ということを決めたという連絡をいただいております。ただ、東海岸では、河和口・北方・矢梨の潮干狩り場が4月15日から解禁となりまして、こちらは順調に生育しているという情報も入っております。

もう一つが、165ページ、町観光協会の補助金と観光協会の交付金になりますが、こちらは昨年度も計上させ

ていただいております。中身につきましては、町観光協会の補助金は観光協会を運営していくための補助金です。これは、例えば旅館部、潮干狩り部、海水浴、そういったものの補助金がこちらの400万円になります。また、町観光協会の交付金1,350万円におきましては、こちらは観光協会の事務の運営と人件費です。今、奥田駅を借りておりますこちらの観光協会の事務室の運営費に充てるものでして、こちらは交付金ということで支払いをさせていただく予定になっております。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

それでは続きまして、187ページの中ごろにあります町営住宅の改修工事について御説明させていただきます。

こちらにつきましては、まず合併浄化槽のオーバーホールです。それと住宅用の火災警報器の取りかえ、もう一つが屋上の防水改修工事。さらに、物置が外にあるのですが、その物置の6号棟についての一部取り壊しと設置工事を予定しております。

○3番（鈴木美代子君）

アサリについてですが、東海岸は順調にいつているというのですが、西海岸は来年度も中止にするということですが、来年度、今年度もずっと、もう5年ぐらいですかね、中止しているのですけれども、この先は本当に見通しはないのですか。そういったことをいろいろ考えながら予算化したと思うのですけれども、もう一回お聞きします。

○産業振興課長（小島康資君）

鈴木議員の質問にお答えさせていただきます。

アサリなんですけれども、西海岸は27年から、今年度、今年度というか30年も中止ということになりますが、こちらは、ただ野間漁協さんもそのまま放置しているわけではなく、それぞれいろいろ、エイだとかアサリを食べてしまうウンネ、こういったものを駆除するためにはまず周りを囲う、入らないように囲う、また地表のほうもエイが入らないように囲うと、いろいろ努力していただいています。その中で、例えば昨年度におきましては、高低差があるのもこれも影響があるのではないかとということも実験的にやりまして、地表を、砂地を一定に均一にならすという方法もとっております。そういった中で、昨年度に比べて今年度の貝は少し残っているという、昨年度よりはいいけれども、ただ潮干狩りをやるに当たっては、少しまだちょっと厳しいんではないかということ、やむなく中止にしたという経緯になります。

東海岸と西海岸の大きな違いは、議員御存じのとおり東海岸は岩地ですね。特に矢梨なんですけれども、矢梨は岩地ですので、貝がなかなか動きづらいから成長するのではないかと。また、西海岸に関しては砂地ですので、風が吹いてしまって貝が地表に出てしまって、それが風に吹かれて死貝になってしまうということも原因ではないかということから、なかなか西海岸の砂地でアサリの潮干狩りをやるということが、今後どういう形でやれるかということは、南知多にあります水産試験場、こういったところとも協議というか検討をしながらいろいろな模索をして、今現在に至っているところです。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

以上で5款から8款までの質疑を終わります。

次に、9款消防費以降について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

2番 山本議員。

○2番（山本辰見君）

私から3つほどお尋ねします。

9款消防費ですけれども、ここに同報無線工事の予算がついていますが、整備がついていますが、多分29年度・28年度もあったと思うのですが、バッテリーの更新が主ではないかなと思うのですが、もちろん定期的に更新は必要だと思うのですが、多分乗用車でもそうだと思うのですが、例えば3年、5年で定期的にかえるのは大事ですけれども、そのときにまだ使えるバッテリーはないのか、そういうのは業者に分析してもらっているのか、ちょっとお尋ねします。

10款教育費の中で、小中学校管理費、小学校もですし中学校もですけれども、空調機をぜひつけてほしいという要望が子供さんから先生方からもあると思うのですが、どこまで検討しているのか。以前の違う質問の中では、それは後回しだと、もっと直さなければいけないところがあるということでしたけれども、どの程度検討しているのか。実は、よその市町では、阿久比町はもう全教室についていますし、名古屋市もついています。それから東海市がもうそういうのを始める。知多市も今検討を始めたとか。多分、東海市は30年度も、予算がどの程度がわかりませんがついている。そういう大きな流れになっていますから、実は自宅でも、こういう役所でも、車でも、お店でも、ほとんどエアコンで暮らしている中で、学校だけがということがありますからお願いしたい。それからもう一つは、これ中学校管理費になると思うのですが、今の空調機の前に小学校は暖房、いわゆるストーブがあるようですが、中学校にはないということで実は震えて勉強していると。実は先日、野間中学校の卒業式の後の懇談で生徒にアンケートをとったら、ストーブ何とかならないのかというのが大きな項目で出ていました。ということでストーブの設置を検討していないのか。3点お願いしたいと思います。

○防災安全課長（石濱克彦君）

山本議員の質問にお答えします。

同報無線のバッテリーの更新のことについてでございますが、同報無線が整備されて、その後、27年から3年ごとに同報無線のシステム、屋外拡声子局を20ないし22カ所の蓄電池を交換しております。山本議員の言われたとおりでございます。交換時にはあわせて動作確認も行っております。

御指摘の分析をしているのかでございますが、しておりません。電池につきましては、屋外使用で温度変化も大きい中、寿命を過ぎて使い過ぎますと、容量がゼロになるとともに蓄電池が熱暴走して発火・発煙したり液漏れしたりする可能性がございます。そのようなことから安心・安全を守るため、災害発生時における正確かつ迅速な情報伝達が不可欠となりますので、少しでも危険性を排除するために行っておりますので、よろしく申し上げます。また、30年度の工事につきましては、22カ所予定しておりますので、よろしく申し上げます。

○学校教育課長（竹内予七君）

それでは、私から、小中学校の空調機の設置の予算を検討したかということで、山本議員から言われますとおり、普通教室のエアコンは阿久比町は既に設置済みで、常滑市を除く知多管内の市では、先ほど東海市はもう平成30年度・31年度を予定しておるということで、あとの市につきましては検討中だということを伺っております。

それで、本町の検討についてはということでありますが、一応検討はさせていただきましたが、今回布土小学校と上野間小学校の体育館のつり天井の撤去工事を予定しておりますので、児童生徒の安心・安全な施設整備を優先的に進めております。エアコンの設置につきましては必要と認識はしておりますが、エアコン設置には多額の費用が必要となりますので、早急な設置は難しいのが現状でございます。

続きまして、生徒、先生から暖房器具の設置が求められているが、空調機器設置の前でもストーブの設置は検討したかについてでございますが、中学校から教育委員会には要望は出ておりませんので、他の市町でも中学校

にストーブは設置しているところがありますので、学校の配当している予算で検討を今しているところでございます。

○2番（山本辰見君）

今の暖房器具のストーブのことですけれども、実は正式な校長会とかでは出てなかったかもしれませんが、野間の校長先生も河和の先生たちと相談しながら、ぜひ要望は伝えていきたいと。議員もおって、それから区の区長さんも全部いて、それから教育委員の方もいて、校長先生からもこういう生徒たちからの要望があるのでぜひこれは要望していきたいということで、私も議会で要求するし、区長さんたちも出してほしいから、教育委員会でも話題にしてほしいということをしたので、本当に今検討しているということですが、ぜひやる方向で、そんなに今クラス数が減っていますから、ストーブ・油代も含めるとそんなに負担じゃない、対応できると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（野田増男君）

ほかに。3番 鈴木議員。

○3番（鈴木美代子君）

通告してありますので、その内容を。197ページのストレスチェックシステム負担金の内容。これ、説明あったと思うんですけれども、私、聞き取れませんでした。

それから、私立高等学校の授業料の補助金は、もう前々からいつも増額を要求しているんですが、これは給付前でいうと、給付金は1人1万円で変わらないんでしょうか。それをお聞きます。

それから、201ページの適応指導教室の事業計画です。これについては29年度の実施が、状況を、私は最終的にはちょっとわからないんですが、知らないんですが、その29年、今回のことしのその様子から30年度は余り予算に字が載ってないものですから心配して、予算化してあると思うんですけれども適応教室はどうなっているか、今の現状を教えてください。どういう形で今回予算化しているのか。

それから、211ページと221ページです。211ページは、キャリアスクールプロジェクト事業委託料、これ大したお金ではないんですけれども、どこへ委託して、どういう内容になるのか、お聞きしたいと思います。それから、221ページの図書館改修工事。これは図書館のどこをどういうふうに改修するのか、お聞かせをください。お願いします。

○学校教育課長（竹内予七君）

それでは、197ページのストレスチェックシステムの負担金の内容でございますけれども、これについては平成27年12月に施行されました労働安全衛生法によります、学校に在籍する教職員等に対して心理的な負担の程度を把握するための検査を実施するための費用でございまして、公立学校共済組合の心のセルフチェックシステムを利用するための負担金でございます。1万8,000円で161名分を予定しております。

次に、197ページの公立学校の授業料補助金の補助単価と件数。昨年度と同様1万円でございますが——ごめんなさい、私立高等学校の授業料の補助金でございますが、昨年度と同様で金額は変わりはありません。10月1日現在の私立高等学校に在籍する生徒の保護者に対して、1学年度上限1万円、90件分の予算で90万円を予定しております。昨年度は80万円でしたけれども、10名分をふやしております。

それから、適応指導教室の事業計画の説明でございますが、199ページの一番下にありますいじめ不登校対策事業のこの中に、389万6,000円の中に含まれております。適応指導教室は、美浜町の小中学校に在籍する児童生徒で、主として心理的に不安定で家庭以外に居場所を失っている不登校の子供たちを対象に、教育相談委員とそれから指導員との会話や活動を通して人とかかわりや活動の楽しさを体験し、社会的自立や再び登校できるよ

う支援するものでございまして、適応指導教室に常時2名が在駐しておりまして、それに伴う報酬と賃金が主なものでございます。その他の運営に係る費用もこの中に含まれております。

それから、211ページのキャリアスクールプロジェクト事業の委託料6万円でございますけれども、これにつきましては両中学校が以前の名称でいいますと職場体験、こちらを行っているそれぞれの両中学校に3万円ずつ委託して行うものでございます。

○生涯学習課長（河村伸吉君）

221ページ、図書館の改修工事の内容ということです。3つの工事を予定しております。

まず1つは、照明のLED化でございます。平成27年から順次、計画的にLED化を進めておりまして、来年度については事務室のLED化を行いたいと思っております。

2つ目としましては、空調の機器の取りかえ工事でございます。こちらについては、これまでコンプレッサーの故障が主な原因で部分的な修繕を行ってきたのですが、事務室については総入れかえを行うものでございます。エアコンの屋内機と屋外機を総入れかえして、全面的に改修したいと考えております。

それからもう一つ、3点目ですけれども、外部の軒天ボードの取りかえです。完成後15年ほど経過しておりまして、外部の風雨にさらされております軒天ボードですけれども、劣化が激しくて脱落している部分も一部ありますので、これをより防水性の高いボードに張りかえるものでございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号 平成30年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号 平成30年度美浜町介護保険特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号 平成30年度美浜町土地取得特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号 平成30年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号 平成30年度美浜町水道事業会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって議案第30号の質疑を終わります。

以上7件の平成30年度予算については、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託いたします。

○議長（野田増男君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、3月15日から3月21日までの7日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、3月15日から3月21日までの7日間を休会することに決定しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る3月22日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員会委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

ここで、先ほど教育長に再任されました山本敬君より再任の挨拶をいただきたいと思います。

○教育長（山本 敬君）

失礼いたします。お時間をおとりいただきましてありがとうございます。

先ほどは私の再任をお認めいただきましてありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

今、教育委員会は、さまざまな課題を抱えておりますが、小中学校の再編もその一つであります。知多管内では再編に苦慮している自治体もありますが、私は、本町はまだ間に合う、またそれが困難を伴うものであっても、未来の子供たちのために、よりよい形を求めてそれを行うことが本町教育行政の使命であると確信しております。本日、それに向けて一步一步着実に進めなければと決意も新たにしました次第であります。

いずれにしても、議員の皆様には、教育委員会、さまざまな面で直接・間接に御支援をいただくこととなりますが、今後ともどうかよろしくお願いします。

○議長（野田増男君）

では、本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午前11時36分 散会〕

平成30年 3 月 22 日（木曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 5 号）

平成30年 3 月 22 日（木曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 5 号）

日程第 1 議案第 1 号 美浜町部設置条例の一部を改正する条例について

議案第 2 号 美浜町附属機関設置条例について

議案第 3 号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4 号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第 5 号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 美浜町土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例について

議案第 7 号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 美浜町空家等適正管理条例について

議案第 9 号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例について

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 2 議案第 10 号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 11 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 12 号 美浜町国民健康保険財政調整基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 13 号 美浜町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について

議案第 14 号 美浜町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について

議案第 15 号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について

議案第 16 号 美浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 17 号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 18 号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 3 議案第 19 号 町道路線の廃止について

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 4 議案第 20 号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第 5 号）

〔各担当常任委員長 報告〕

日程第 5 議案第 21 号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 22 号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 6 議案第 23 号 平成29年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 2 号）

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 7 議案第 24 号 平成30年度美浜町一般会計予算

〔各担当常任委員長 報告〕

日程第 8 議案第 25 号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計予算

議案第 26 号 平成30年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算

議案第27号 平成30年度美浜町介護保険特別会計予算

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第9 議案第28号 平成30年度美浜町土地取得特別会計予算

議案第29号 平成30年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算

議案第30号 平成30年度美浜町水道事業会計予算

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第10 閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1

追加日程第1 発議第1号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第2から日程第9までの各事件

追加日程第2 報告第1号 専決処分事項の報告について

日程第10

◎ 本日の出席議員（13名）

1番	森 川 元 晴 君	2番	山 本 辰 見 君
3番	鈴 木 美代子 君	4番	石 田 秀 夫 君
5番	杉 浦 剛 君	6番	江 元 梅 彦 君
7番	横 田 貴 次 君	8番	荒 井 勝 彦 君
9番	大 岩 靖 君	10番	横 田 全 博 君
11番	野 田 増 男 君	12番	大 崎 卓 夫 君
13番	丸 田 博 雅 君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	永 田 哲 弥 君
教 育 長	山 本 敬 君	会 計 管 理 者	坂 本 順 一 君
総 務 部 長	本 多 孝 行 君	企 画 部 長	沼 田 治 義 君
厚 生 部 長	西 田 林 治 君	経 済 環 境 部 長	天 木 孝 利 君
建 設 部 長	石 川 喜 次 君	教 育 部 長	竹 内 康 雄 君
総 務 課 長	杉 本 康 寿 君	防 災 安 全 課 長	石 濱 克 彦 君
税 務 課 長	夏 目 勉 君	企 画 政 策 課 長	磯 貝 尚 美 君
秘書広報課長	日 比 郁 夫 君	住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君
福 祉 課 長	高 橋 ふじ美 君	子 育 て 支 援 課 長	宮 崎 典 人 君
健康推進課長	久 綱 勇 君	産 業 振 興 課 長	小 島 康 資 君
環境保全課長	藪 井 幹 久 君	建 設 課 長	鈴 木 学 君
都市整備課長	宮 原 佳 伸 君	水 道 課 長	鈴 木 晴 雄 君

学校教育課長 竹内与七君

生涯学習課長 河村伸吉君

学校給食
センター所長 夏目明房君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 八谷充則君

局長補佐兼
議会係長 山下美幸君

〔午前９時００分 開議〕

○議長（野田増男君）

それでは、皆さん、おはようございます。

この地域でも桜が開花をし始めました。この冬は寒かっただけに、春が待ち遠しかったところでございます。また、各地で春の祭礼が開催されます。伝統あるお車から新しいお車まで、この地区ならではの山車まつりだと思います。皆さん、事故、けがのない楽しい祭礼になることを願っております。

本日、３月定例会最終日でございます。議案も多く、また、来年度の予算を決める大事な会議でございます。慎重審議、よろしくお願いします。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は１３名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第１ 議案第１号 美浜町部設置条例の一部を改正する条例についてから

議案第９号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例についてまで９件一括

○議長（野田増男君）

日程第１、議案第１号 美浜町部設置条例の一部を改正する条例についてから議案第９号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例についてまで、以上９件を一括議題とします。

以上９件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る３月１５日午前９時より、役場３階大会議室におきまして、委員全員の出席のもとに、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査しましたので、その結果を報告させていただきます。

議案第１号 美浜町部設置条例の一部を改正する条例についてから議案第９号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例についてまで、９議案については、審査、採決の結果、全員賛成により可決をいたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告します。

議案第２号 美浜町附属機関設置条例についてにおいて、本条例の制定に当たり、廃止、一部改正となる条例について、附則で整理するものか、またその理由はとの質疑があり、整理の手法は幾つかあるが、附則で行うことにより過去の経緯が明らかとなるとの答弁がありました。

また、議案第３号 美浜町報酬及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例についてにおいては、高齢防災専門官とはとの質疑があり、60歳を超える防災専門官について、再任用職員の取り扱いに準じ、高齢防災専門官として報酬を引き下げ、支給するため規定しているとの答弁がありました。

次に、議案第４号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてにおいては、要配慮個人情報とはとの質疑があり、本人の人種・信条・社会的身分・病歴・犯罪の経歴・犯罪により害をこうむった事実など、その取り扱いに特に配慮を要する個人情報であるとの答弁がありました。

なお、ほかの議案につきましては質疑はありませんでした。

また、９議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第１号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第１号 美浜町部設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第2号 美浜町附属機関設置条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第3号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第4号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第5号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第6号 美浜町土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第7号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第8号 美浜町空家等適正管理条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第9号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

〔午前9時13分 休憩〕

〔午前9時15分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

6番 江元梅彦議員外4名から、発議第1号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第1 発議第1号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

追加日程第1、発議第1号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

6番 江元梅彦議員、説明願います。

〔6番 江元梅彦君 登壇〕

○6番（江元梅彦君）

発議第1号の提案理由について御説明申し上げます。

発議第1号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

平成30年3月22日提出、代表提出者、美浜町議会議員 江元梅彦、賛成者 美浜町議会議員、大岩靖議員、鈴木美代子議員、横田貴次議員、丸田博雅議員でございます。

この案を提出するのは、美浜町が行う機構改革に伴い美浜町部設置条例が一部改正されたため、美浜町議会常任委員会の所管事務について現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

改正の内容は、総務産業常任委員会の所管について、総務部と企画部の統合により企画部を削除し、また、経済環境部と建設部の統合により経済環境部と建設部を削除して、新たに産業建設部を加えるものでございます。

なお、全会派一致の賛同により、議会運営委員会として議案を提出しております。

以上、慎重な御審議をお願いして、提案理由の説明とさせていただきます。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第1号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第10号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから

議案第18号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてまで9件一括

○議長（野田増男君）

日程第2、議案第10号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから議案第18号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてまで、以上9件を一括議題とします。

以上9件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（森川元晴君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る3月16日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員全員出席のもと、説明員として教育長初め各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査しましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第10号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから議案第18号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてまで9議案については、審査、採決の結果、9議案とも全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告します。

議案第11号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてにおいて、条例改正に当たり、子供に対する均等割の減免を検討したかとの質疑があり、子供の均等割を実施することによりそれ以外の税額を引き上げる必要があるため、検討していないとの答弁がありました。

また、議案第17号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてにおいて、本改正により影響を受ける人数はとの質疑があり、約30名が影響を受ける見込みであるとの答弁がありました。

なお、他の議案については質疑はありませんでした。

また、9議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第10号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第10号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第11号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第12号 美浜町国民健康保険財政調整基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第13号 美浜町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第14号 美浜町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第15号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第16号 美浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第17号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第18号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第19号 町道路線の廃止について

○議長（野田増男君）

日程第3、議案第19号 町道路線の廃止についてを議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

それでは、ただいま議題となりました議案第19号 町道路線の廃止については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第19号 町道路線の廃止についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第４ 議案第20号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第５号）

○議長（野田増男君）

日程第４、議案第20号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第20号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第５号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

次に、文教厚生常任委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（森川元晴君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第20号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第５号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第20号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第５号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第５ 議案第21号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）から
議案第22号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第３号）まで２件一括

○議長（野田増男君）

日程第５、議案第21号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）から議案第22号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第３号）まで、以上２件を一括議題とします。

以上２件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（森川元晴君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第21号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）及び議案第22号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第３号）の２議案については、審査、採決の結果、２議案とも全員賛成により可決しました。

なお、２議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第21号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第21号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第22号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第23号 平成29年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第2号）

○議長（野田増男君）

日程第6、議案第23号 平成29年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

ただいま議題となりました議案第23号 平成29年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第2号）については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第23号 平成29年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第24号 平成30年度美浜町一般会計予算

○議長（野田増男君）

日程第7、議案第24号 平成30年度美浜町一般会計予算を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

それでは、御報告申し上げます。

ただいま議題となりました議案第24号 平成30年度美浜町一般会計予算のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、賛成多数により可決しました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告します。

まず、歳出を款ごとに御報告いたします。

2款総務費において、ふるさと納税寄附運営事業に係る地域特産品普及委託料の業務内容は、また、地域特産品の選考、出店業者の負担はとの質疑があり、本町のふるさと納税サイトのレイアウト、寄附金のクレジット決済、地域特産品の発注及び発送等の業務委託である。地域特産品については、商工会で本事業の趣旨等を説明し、賛同していただいた業者の商品を取り扱っている。業者の負担はないとの答弁がありました。また、みはま地域大学拠点運営負担金の内容はとの質疑があり、まちづくり支援団体「まちラボ」の活動拠点となる名鉄知多奥田駅高架下に開設した地域交流拠点「ちゃぶだいハウス」の管理運営に係る経費であるとの答弁がありました。また、時志及び奥田南公会堂のトイレ改修に対する補助金として、総務費でコミュニティ補助金が計上されているのはとの質疑があり、公民館は教育費であるが公会堂はコミュニティ施設であり、総務費の計上となるとの答弁がありました。また、巡回バス運行管理委託料はこれまでどおりか。また購入の内容はとの質疑があり、委託料は長期契約中であり、昨年度と同額、購入予算は1台を更新するためのものであるとの答弁がありました。また、防犯連絡責任者は何人でどういった人に委嘱しているかとの質疑があり、区長を中心として23名に委嘱しているとの答弁がありました。また、町税過誤納還付金及び還付加算金の積算根拠はとの質疑があり、過去の実績から推計し計上しているとの答弁がありました。

次に、4款衛生費において、里山保全活動指導委託の委託先はとの質疑があり、知多自然観察会であるとの答弁がありました。また、海岸漂着物清掃委託の委託先はとの質疑があり、ごみ収集業者であるとの答弁がありました。

次に、5款労働費においては、勤労者住宅資金融資制度預託金の内容はとの質疑があり、住宅の新築・改修・土地取得など勤労者の住生活向上のための協調預託であるとの答弁がありました。

次に、6款農林水産業費においては、町民の森整備委託の内容はとの質疑があり、遊歩道の整備に係る委託で

あるとの答弁がありました。また、漁村センター改修工事の内容はとの質疑があり、火災報知器の更新であるとの答弁がありました。そのほか、漁場改良事業補助金の目的はとの質疑があり、ノリ養殖場である海浜を押しなず事業に対する補助であり、事業効果も出ているとの答弁がありました。また、アサリ稚貝放流事業の効果、潮干狩り再開のめど・希望はとの質疑があり、毎年工夫を凝らしアサリを養育している、西部地区のアサリは潮干狩りできるまでの大きさではないが、これまでに比べ着実に量・大きさともに改善してきているとの答弁がありました。

次に、7款商工費においては、食と健康の館に係る指定管理委託料について見直しの検討をしているかとの質疑があり、毎年収支報告を受けており、収益がふえた場合は委託料を減額する話をしているとの答弁がありました。また、廃止となるドッグラン用地を購入することになった経緯はとの質疑があり、レストラン・駐車場ともに狭いという食と健康の館の現状を踏まえ、職員駐車場として購入することとしたとの答弁がありました。また、商業団体育成事業に係るプレミアム商品券事業について未計上だか、どのように評価しているかとの質疑があり、プレミアム商品券事業については、商工会との話し合いにより周年事業とした、個人商店等に対する事業補助金を検討していきたいとの答弁がありました。そのほか、観光協会に何を期待しているかとの質疑があり、独立して3年目となるが、民間企業と連携した成果を上げている集客・修学旅行などのツアー誘致など、より活性化することを期待しているとの答弁がありました。

8款土木費においては、境界立ち会い情報ファイリング業務委託の対象はとの質疑があり、昭和48年度以降の記録は約5,000件であり、現在紙ベースで保存しているものを電子化するとの答弁がありました。また、運動公園整備事業の実施内容はとの質疑があり、実施設計及び工事監督に係る委託、陸上競技場の土砂圧縮造成工事、山王川以外の地区内河川、農業用水路等のつけかえに係る設計業務委託、不動産鑑定の修正業務委託などを予定しているとの答弁がありました。また、地盤安定のための土盛りによる土砂圧縮はどれくらいの期間を見込んでいるかとの質疑があり、検討中であるが一般的には100日から数百日かかるとの答弁がありました。

次に、9款消防費において、消防団詰所新築工事について、平成29年度から1年先送りとなり、工事費が増額となっているがその理由はとの質疑があり、当初平屋建てで計画していたが、公民館の駐車場が狭くなることを避ける等のため2階建てに変更したためであるとの答弁がありました。

なお、歳入についての質疑はありませんでした。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

次に、文教厚生常任委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（森川元晴君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第24号 平成30年度美浜町一般会計予算のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、賛成多数により可決しました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告します。

まず、歳出を款ごとに御報告いたします。

3款民生費において、障害者福祉タクシー助成券発行事業で、対象をふやすことによる増加見込みと周知方法

はとの質疑があり、新たに対象となる精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちの159名と医療的ケアを要する方の増を見込んでおり、周知方法としては広報紙への掲載、手帳更新時のお知らせ等を行っていくとの答弁がありました。また、保育所等事故検証委員会委員報酬について、これまでどのような重大事故が発生したかとの質疑があり、本町では重大事故は発生していないが、発生時の迅速で的確な対応を期するため新たに予算化したとの答弁がありました。また、保育所へのエアコン設置計画について、来年度及び次年度以降の計画は。また保育所トイレの洋式化はとの質疑があり、平成30年度に4台、平成31年度に残り4台設置することにより全ての教室にエアコンが整備される計画である。トイレの洋式化については、各保育所に洋式トイレがあるが、全てではないので順次整備していくとの答弁がありました。また、地域型保育給付費について、自宅への訪問保育とはとの質疑があり、一般の保育所では受け入れのできない障害を持った子供に対する居宅訪問保育であるとの答弁がありました。また、放課後児童クラブについて、定員枠に余裕がある範囲で夏休みだけの受け入れはできないかとの質疑があり、夏休みだけ増員した場合、指導員の確保が困難であること、国の補助制度の検討が必要であることから、受け入れはできないとの答弁がありました。また、社会福祉協議会等が使用している建物の使用料が高額だが、専用施設を建設する考えはとの質疑があり、平成31年度末までの長期契約中であり、今後検討していきたいとの答弁がありました。

4款衛生費においては、健康管理システムについて、導入により何がかわるのかとの質疑があり、これまで単年でしか管理できなかったがん検診等の受診記録について、個人単位で経年管理ができるようになるほか、予防接種記録はマイナンバーとの連携により、自治体間での情報管理がより正確に行えるようになるとの答弁がありました。また、子育て支援アプリからは予防接種の案内等も配信されるのかとの質疑があり、個人単位での予防接種の配信だけでなく、子育て支援に関する講演会の行事案内等さまざまな情報配信を行う。アプリを利用することにより子供の写真・成長記録等を保存することができ、祖父母が閲覧することも可能であるとの答弁がありました。また、高齢者インフルエンザ予防接種及び高齢者肺炎球菌ワクチンについて、何人分の予算措置がしているか、周知方法はとの質疑があり、それぞれこれまでの実績を勘案し、インフルエンザは3,800人分、肺炎球菌は650人分を計上してある。不足すれば補正予算で対応する。周知方法については、広報紙等のほか各診療所を通して実施しているとの答弁がありました。

10款教育費においては、小学校の英語教育指導員の配置計画はとの質疑があり、1名増の3名を予定しているとの答弁がありました。また、学校施設個別計画策定業務委託について、保育所は計上されていないが一体として検討すべきではとの質疑があり、町としては平成32年度までに検討することとしているが、学校については文部科学省より事業計画を採択する要件として平成30年度中に個別計画を策定するよう指導があり、先行する形となったとの答弁がありました。また、学校ICT機器借上料は高額だが、内容は必要かとの質疑があり、教師・生徒用パソコン481台のほか、校務支援・図書管理等の各種システム、サーバーの使用料である。現代社会においてパソコンを初めとする情報端末機器は必要不可欠であるとの答弁がありました。また、図書館の書籍購入予算はとの質疑があり、需用費として800万円計上しており、約5,000冊、例年どおりであるとの答弁がありました。また、スポーツ推進計画及び障害者スポーツ計画策定事業に対する町の考え方はとの質疑があり、スポーツ推進計画では、健康増進に役立てるスポーツのあり方、運動公園整備計画も踏まえた観光とスポーツを合体させたスポーツツーリズムの体制づくりなどを、障害者スポーツ計画では、誰でも利用できるスポーツイベント、障害者スポーツに関する講演会などを開催するとともに、全ての人が利用できるスポーツ施設利用促進マニュアルを、ともに各種関係団体の意見を聞き策定するとの答弁がありました。

歳入全般につきましては、質疑はありませんでした。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。2番 山本議員。

○2番（山本辰見君）

私は、ただいま議題となっております議案第24号 平成30年度美浜町一般会計予算について、日本共産党議員団として反対の立場から討論します。

3月定例議会の中心課題は、住民の皆さんのさまざまな要望・要求に対して町当局の皆さんが予算を組み上げてその実現を目指す。そして私たち議員は、町民の皆さんが苦心して納めていただいている限られた税金が適正に予算化されているのか、無駄を削り不要不急な負担金などは大胆に見直しているか、本当に必要なところにお金を回すようになっているのか、しっかり分析できるのかが問われる議会であります。

日本共産党議員団は、このような立場から具体的な内容について幾つかの課題を指摘し、討論に参加します。

負担金の中でどうしても見過ごすことができない課題が多過ぎます。一つに、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会の負担金です。リニアの工事は、もう一部で始まっておりますけれども、未解決の問題を先送りして国費・県の負担金を生む強引な計画であります。中身はあれこれ指摘はしませんが、当初、これはJR東海が民間の事業であると、自分たちだけで世話にならずに、国の世話にならないと豪語しておりましたけれども、全体の工事費が9兆円とも言われるこの工事費に対して国からは財政投融资3兆円をつぎ込んでもらおうと。全体の3分の1です。しかも、これが30年間据え置き、30年間払わなくてもいいと。こういう形ですから、民間企業の事業と言いながら、いわゆる大型公共工事に匹敵する課題、これまでも私たち繰り返して指摘してきましたけれども、当局の答弁は美浜町だけが抜けるわけにいかないということでしたけれども、決してこの期成同盟会を抜けたからといって美浜町が村八分になるとかこれを利用するときに何か困ったことがある、そんなことはあり得ません。決して負担金の金額の大きさではありません。町民の皆さんに理解していただくような説明がなされていないと思います。

次に、知多地方税滞納整理機構の負担金30万円でございますが、当初この整理機構は3年間の予定でありましたけれども、これまで2回サイクルが繰り返され、ですからもう7年目、8年目に入っているかなと。そして、31年度までまた3年間継続することが表明されております。これまで、滞納整理をしなくてもいいと、そんな立場では全くございません。町職員の方のスキルアップだとか、ここの機構に行って徴収技能を学んでくるということについては、先ほど紹介しましたようにもう6年、7年たっているわけですから、収納技能の会得は済んでいると思います。それまでに、町職員が独自で徴収義務に当たっていたときでも、町民の皆さんに寄り添って、大変な方には例えば分割納入などを相談して取り組んできたところですよ。これは、県内の中でも幾つかの自治体はもうここから抜けております。早くこの機構から脱退、あるいは知多地方のこの組織を解散して、町民目線で

心の通った温かい姿勢での徴収事務に努めていただきたいものです。

負担金の中で中部国際空港知多地域振興協議会負担金、これが5万円。これがカジノを含むリゾートIRの事業に関連していくもので、非常に心配しているところでございます。

それから、名浜道路推進協議会負担金が3万円、愛知県名古屋市道路利用者会議負担金4万円、衣浦大橋整備促進期成同盟会負担金2万2,000円、衣浦港整備促進期成同盟会負担金13万8,000円、日本道路協会負担金3万円、県道路整備促進協会の負担金4万円、東海環状地域整備推進協議会負担金5,000円など、同じような協議会、期成同盟会が並んでおりますけれども、本当に美浜町にとってどうしても必要なものなのでしょうか。これらの負担金の必要性・金額も含めて精査をし、切るところはぱっきり切ることが必要だと思います。また、多過ぎる負担金については、担当のところと交渉して引き下げを要請するべきであります。

次に、高齢者の福祉の分野について触れさせてください。まず、保養施設利用助成事業です。かんぼの宿の利用券でございますが、70歳以上の方に2枚ずつに減らされましたが、高齢者を応援する立場からして、少しでも見直していただきたい。年齢を5歳引き下げるとか枚数を3枚にしてでも予算としてはほんの少しの負担で済むと考えます。

もう一点は、高齢者タクシー料金助成事業です。年間12枚の補助金というか利用券でありますけれども、実は申し込み者そのものが少ないと感じております。高齢者の方や家族の方からは、手続が面倒で二の足を踏んでいるという声も私どもに寄せられてきております。もしかしら、まだこの事業を知らないでいる方もいるのではないのでしょうか。PRの仕方も含めて、運用の改善を求めるものでございます。

知多厚生病院運営費補助金1,980万4,000円ですけれども、これは南知多町と同額ということですが、美浜町、また南知多町にとっても、いわゆる半田市民病院みたいな町立病院的な位置づけになっておると思いますし、私たちが世話になっておりますけれども、もともとはJA、農協が主体であります。私たちも何回か要望してきましたけれども、町民からも要望されている病児保育の問題、もちろん幾つかの課題があり、そのために実現していませんが、この運営補助金、いつまで続くのか、財政的に本当に心配でございます。

奥田駅東部開発、いわゆる美浜町運動公園の整備事業についてでございますが、日本共産党議員団の一般質問や議案質疑の中で、並びに他の議員からもさまざまな問題点が指摘されました。今この時期にどうしてもこの事業が必要なのか、将来の財政負担の問題など、課題の説明を求めてきましたが、多くが先送りとなっていてまともな回答が述べられていません。中身については、繰り返しになるので詳細は指摘しませんけれども、本来、29年度末で示されるはずであった基本設計が先延ばしになっておりますので、それが示された時点で、いわゆる実施計画や詳細設計に入る前に、町民にもう一度中身を明らかにし、このまま進めていいのかどうか判断を求めるべきであります。

総合公園グランド拡張事業についても、本来なら神谷町長が選挙に出たときの状況では、奥田駅前の運動公園がまだ出ていませんでした。それより先行して進んでいるはずでしたが、土壌の問題が明らかになり中断をしております。そういう意味からは、両方の事業展開を同時進行で進める意味合いがなくなりました。

神谷町長、行政を担当するに当たって訴えた公共下水道事業中止により孫子の代まで借金を残さないと、この主張は公共下水道事業をやめることで前進はしましたが、この2つの事業、総合公園グランド拡張整備と運動公園陸上競技場の整備問題では、最低でも30億円に近い、あるいはそれを上回る投資となります。公共下水道事業のときは、正確な数字を今持ち合わせておりませんが、50億円を超える総事業費でしたけれども、それと比較しても神谷町長の公約は何だったんでしょうか。孫子の代まで借金を残さないと、これが私たち共産党議員団からだけではなく、同僚の議員からも、いま一度、立ちどまって考え直すべきではありませんかと指摘さ

れたと思います。

そして、最後に指摘したいのは、運動公園整備事業、都市計画税が財源の中心となります。多くの皆さんから、この税金を誰が払っているんだと。そして、この事業ででき上がる陸上競技場をその方々が利用することはあるのだろうか、どこの方が使うのかというようなことが心配されております。この都市計画税の本来の趣旨である、今実際に住民の方が住んでいるところの住環境整備にこそ使っていただきたいというのが多くの皆さんの声ではないでしょうか。この事業が続けば、神谷町長が選挙のときに公約した都市計画税の見直しについて、少なくとも平成の年度が変わりますけれども、計算上で行くと平成46年度まで全く見直すことはできません。もしかして、神谷町長がそのときまでずっと町長を続けていれば別の話ですけども、率直に公約違反だと思いますけれども、お認めになりますか。

以上、幾つかの課題を指摘し、平成30年度一般会計予算の反対討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論はありませんか。13番 丸田議員。

○13番（丸田博雅君）

平成30年度美浜町一般会計予算に、チャレンジM I H A M Aを代表して賛成の立場で討論します。

町財政は、地価の下落、景気の低迷、人口減少等、依然として厳しい状況にあり、平成30年度予算編成は、例年同様に大変な御苦勞をされたことと推察します。それは、主要な自主財源である町税が減額計上されていながら予算総額としては増額となり、それを財政調整基金、都市計画事業基金からの大幅な繰り入れにより補填している状況から見ても読み取れます。

しかし、これらの繰り入れは本町の将来への投資として、しっかりとした財政計画に基づく必要なものであり、限られた予算の中、実効性のある事業を取捨選択された適切な予算であると評価します。

個々の事業について申し上げますと、知多奥田駅東部地区に陸上競技場を中心とした運動公園を整備する事業と総合公園の拡張事業は、その事業費も大きく、住民の関心も非常に高い事業であります。周辺地域の活性化にとどまらず本町全体の活性化に資する大変重要な事業だと考えております。

運動公園は、名鉄奥田駅前の利便性の高い立地条件はほかにはなかなか見当たりません。多くの利用者を望め、町内の皆さんにも使っていただける施設とともに、災害時の対応拠点として盛り込まれています。また、県道知多西部線は既に着工、山王川改修工事など災害に備えた地域づくりにつながります。

一方、総合公園の拡張事業は、第2町民グラウンドを整備し、効率効果を上げるとともに、南海トラフ巨大地震災害の復旧に対する仮設住宅地として予定もされております。

いずれの施設も本町にとって10年、20年先を見据えた事業であり、安心・安全とともに夢あるまちづくりをしっかりと推進されることを期待しております。

既成市街地整備調査業務と空き家等対策事業については、計画段階から実行に移るということで、より実効的な事業が推進されることを要望します。

合併処理浄化槽普及整備事業は、引き続き専用住宅以外の商店・事業所に対する補助が計上されており、生活排水処理の推進と商店・事業所の誘致に資するものと評価をいたします。

産業の活性化についても、地域の特産品を利用したブランド商品の調査研究開発や情報発信に取り組むための予算、ノリ養殖場の環境改善、アサリ稚貝放流による観光資源の回復事業など、しっかりと予算が計上されております。

地域の医療の充実、安定した救急医療体制の確保等を図るため、あわせて災害拠点病院知多厚生病院への運営費補助金も、国の特別交付税を活用し引き続き計上されております。

消防団詰所の新設、防犯カメラを設置する行政区への補助金、橋梁耐震化・長寿命化修繕工事など、安心・安全なまちづくり予算も盛り込まれております。

少子化・人口減少対策としては、利用児童の増加が見込まれる放課後児童クラブの運営費拡大、認定こども園運営支援、保育所・保育室へのエアコン設置、スマートフォンを利用した予防接種、各種乳幼児健診及び子育て講座等の情報発信など、安心して子育てができる環境の整備も推進されました。

教育費においては、全小学校の全学年で英語教育を実施するための外国語活動指導員の増員、国際交流事業の継続といった人づくり事業を評価する一方、小中学校再編計画に基づく学校施設個別計画の策定については、未来を担う子供たちの学習環境を整備し、魅力あるまちづくりを進めていく観点から、しっかりした検討を要望いたします。

美浜の里構想については、現在若い職員によるプロジェクトチームを立ち上げ検討しているとのことですが、財政状況等を十分考慮した魅力と実効性のある計画が策定されることを期待します。

町長のまちづくりのスローガンである「明るく・健康で・笑顔のたえないまち美浜」の実現に向け、これらの諸事業を初めとする本予算に盛り込まれた各種事業に全力で取り組まれ、成果を上げられることを期待し、最後に、神谷町長、まちづくりは人づくり、人づくりは教育だと思います。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（野田増男君）

次に、反対討論はありますか。1 番 森川議員。

○1 番（森川元晴君）

議案第24号 平成30年度美浜町一般会計予算につきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

反対の理由として、2 点ほど指摘をさせていただきます。

まず、1 点目は、市街地整備の取り組みに関しまして、既成市街地整備と空き家対策事業は連動して関連事業でもありますので同時に指摘をさせていただきます。

事業を進めるに当たり基本的な考え、条件としては、現在住民が住んでいない地域・範囲に限定されること、またたとえ住んでいたとしても代々守り継がれてきた土地を手放すことは考えづらいことです。それと、一番問題と考えられることは、防災安全上セットバックをしていただき、町道の幅員を確保するということは大事な目的であると考えていますが、間違っても町の予算で土地を購入するとか既存建物解体・改修費用等を出すことはないと思いますが、地主には土地の再生として寄附採納が最低限の条件となります。

もちろん、行政として地主にはそのような説明をされていると思いますが、今回2 地区の整備に当たり、昨年度に引き続き整備計画策定・測量等の予算が計上されていますが、第5 次総合計画に基づく住宅化の促進を本気で進める気があれば、抜本的な事業の進め方・考え方を変えないと人の住む環境はできないと考えています。

以前にも質問をさせていただきましたが、私自身は既成市街地整備、モデル地区整備というものは都市計画整備事業であり、区画整理事業を伴う事業であると考えていました。中途半端な事業の進め方は、今後も無駄な予算を使うだけで再編・再生につながらないと考えています。もし、防災安全上セットバックの工事だけののであれば、それは既成市街地整備というよりも防災安全上の工事であると考えます。

本質とは言えないと思うと同時に、隣接する建物縮小、敷地の境界等問題等が大変難しいことで、承知しているとは思いますが、今後も地主・土地所有者と協議を進めていくと思いますが、事業の本質を十分に説明してい

いただき、同意を得るよう進めていただきたいと思います。

また、空き家対策・活用に関しまして、昭和56年以前・前後の建物を購入、また借りても、耐震性に伴い、増築または増改築、または衛生設備・浄化槽設置等に係る費用は高額となります。そもそも、お金がある方については、このような環境を好んで住むとは思いません。土地を選んで新築をすると思います。

先ほども言いましたが、既成市街地整備、空き家対策同様に、中途半端な事業の進め方では、特に若い人たちには受け入れていただくことはできないと考えています。この事業に関し、将来に向けて具体的な計画が示されないまま測量、土地の購入まではわかりませんが、事業が進められていくことに対し反対であります。

2点目の指摘は、一般質問もさせていただきました2つの公園整備事業であります。

運動公園整備事業に関しましては、奥田駅前開発の遅過ぎた事業と捉えています。日本福祉大学美浜キャンパスが開校して35年余り、大学・学生と共存していくのにいまだ何も変わらない景観・環境であります。奥田地区にとりましても、本来でいけば駅も近く、住宅宅地・商業地域として最も最適な環境の場であると思っておりましたが、社会情勢を伴い区画整理事業等が見送られて今に至っていますが、先ほども言いましたが、町として最優先される開発事業と考えております。

また、陸上競技場の整備に関しましては、賛否はあると思います。施設の利用に関して、一般町民、住民も若干一部の使用はされると思いますが、大方の使用はやはり生徒・児童・学生等の学校行事・大学の部活等が中心になると思っております。そこで、大学・学生に期待、お願いをしたいことは、この公園整備事業が多くの方の理解と税金が使われ、実際にもそのツケがのしかかっていくということを忘れずに、学生一人一人が思い出の場所として、また第二のふるさととして全国に美浜町の魅力を発信していただきたいと思います。

そして、反対の大きな理由でもあります運動公園と同時に進められる総合公園拡張整備事業であります。同時に2つの公園整備を行うのに、現在はっきりしている理由・目的は、土砂を効率よく利用して陸上競技場をつくるということ以外は、現時点全てが白紙の状態であると思っております。何も明確に決まっていらないと思っております。

また、当初の事業費35億2,000万円からどれだけ大幅な事業費が膨らむのかさえ不安でもありますし、要するに、基本計画が基本計画でないということと、改めて事業を進める前に町民の理解・同意を得られないまま進められていくことは大変重要であると考えております。

地盤改良や諸費等の追加工事の説明は、全員協議会や特別委員会にて報告を受けていますが、だから議会の承認を得たと思われても困りますし、それと今までも都市計画事業でよくある話であります。当初の計画・予算に議員は賛成・賛同したから文句はないだろうと執行部の方は思っていらっしゃるかもしれませんが、それは大きな間違いであります。

また、私たち議会も気をつけなければならないことは、当初の計画から変更・追加が生じたときは、事業をとめてでも改めて審議をし直し、町民の同意を得ることが大切であると、今までの事業を通じて反省することも多いと感じております。

現在、このような実情のままで莫大な税金が使われ、土地の購入等事業が進められていることに対して、疑問でもあり反対であります。また、26年度ごろから進められてきた遊歩道整備も含め、この事業に対し設計段階まで経費がかかり過ぎていることも気になります。

また、そうではないとは思っていますが、執行部側の考えが、県からの事業認可に伴い国からの補助金確保目当てのための総合公園拡張事業であるのであれば、なおさら認めることはできません。

ただ、現状土地の購入等、既に事業が進められていることも事実であります。早期に事業の内容等、事業費を

明確にして町民の同意を得て、できるだけ予算を削減し次世代に借金をつくらない、そんな公園整備ができることを願っております。

また、ほかの事業でも2点ほど指摘をさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、反対したいのですが反対するその理由すらがわからないという状態のままで事業が進められています美浜の里構想です。

私だけが理解できないのかもしれませんが、先ほどの総合公園拡張事業も含め、あの地域でこれ以上美浜の魅力でもあります自然を壊すような事業であれば反対であります。今の時点ではさっぱりというか内容がわかりませんのでこの辺でやめておきますが、これも計画等をきちんと説明していただきたいと思っております。

そして、もう一点気になる事業は、国からいただいております創生交付金を活用してのまち・ひと・しごと創生総合戦略事業であります。住民・大学・学生等の協力のもとでさまざまな事業を展開し、町の職員も頑張っていることは理解していますが、政策の5原則に基づく自立性・将来性・地域性・直接性、そして何よりも重要視されるPDCAサイクルに基づき結果重視が平成27年から31年度までの5カ年で成果が求められています。国からの交付金が切れた時点で、今行われている事業等が継続されるのか心配ではありますが、この点につきましては次回の一般質問とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、そのような思いで議案第24号 平成30年度美浜町一般会計予算につきまして反対の討論とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論はありますか。6番 江元議員。

○6番（江元梅彦君）

議案第24号 平成30年度美浜町一般会計当初予算について、政和会の賛成討論をさせていただきます。

人口減少と地価の下落により、歳入の中心である町税、都市計画税が引き続き減収見込みとなる中、住民サービスを低下させることなく町政を運営していくため、町長は機構改革という手法を選択されました。職員に痛みを強いる施策であります。あえて苦渋の決断をされた町長の姿勢には、美浜町の将来を見据えた強い決意と信念が感じられるところでございます。

さて、改めて言うまでもなく、来年度に予定される事業の中で最も注目されるのは、先ほどから話題にあります美浜町運動公園整備事業であります。用地取得については、地主の理解のもと順調に進んでいるとのことですが、事業費も大きく、事業の成否が本町の将来を大きく左右するものであります。この陸上競技場予定地の地盤改良、また総合公園グラウンドから搬出する土砂の適正、また維持管理費など、不安材料として指摘される案件など明確にクリアをされて、この事業が単に陸上競技場・公園・防災倉庫といった施設の整備にとどまらず、美浜町の顔として奥田地区のみならず美浜町全体の活性化に寄与する起爆剤となる事業となることを期待し、応援するものでございます。

また、先の町長選挙において争点となった生活排水処理についても、合併処理浄化槽による整備を中心に進める方針であり、平成30年度には事業を進める上での新たな助成制度を整備すると伺っております。既存の単独浄化槽の耐用年数を考えると、この事業は非常に多くの住民にとって最も身近で切実な問題でございます。住民負担が軽いほうがよいということは言うまでもございませんが、現下の財政状態、将来の財政負担も十分考慮をされ、最善の制度設計がなされることを期待するものでございます。

歳入の面では、ふるさと納税寄附金の大幅な増収が計上されております。各地方自治体が返礼品の内容を競い合う現状は、本来のふるさと納税の趣旨から外れているとの批判もありますが、歳入の落ち込みを抑えるべく、

ふるさと納税の増収に取り組んできた執行部の皆様方の成果であり、率直に評価いたします。

とはいえ、昨年度に続き4億6,000万円を超える繰入金が生計上されていることから、財政状況は厳しく、難しい予算編成であったことは想像にかたくありません。難産の末生まれたでありましょう、この平成30年度一般会計予算には、本町の持つ地域の特性を生かした、支え合いと活気に満ちた協働によるまちづくりと本町の将来を見据えた事業が盛り込まれており、それらの事業の評価については、先に行われた同僚議員の賛成討論と同じであり、あえて繰り返して申し上げることはしませんが、町長のもと執行部が一丸となって信念を持って信義に従い町民のために全力で町政に取り組まれることを強く要望し、本議案に賛成をいたします。

○議長（野田増男君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第24号 平成30年度美浜町一般会計予算を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。10時50分より再開いたします。

〔午前10時37分 休憩〕

〔午前10時50分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第25号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計予算から

議案第27号 平成30年度美浜町介護保険特別会計予算まで3件一括

○議長（野田増男君）

日程第8、議案第25号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計予算から議案第27号 平成30年度美浜町介護保険特別会計予算まで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（森川元晴君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第25号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計予算から議案第27号 平成30年度美浜町介護保険特別会計予算まで、以上3議案については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第25号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第25号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第26号 平成30年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第27号 平成30年度美浜町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第28号 平成30年度美浜町土地取得特別会計予算から

議案第30号 平成30年度美浜町水道事業会計予算まで3件一括

○議長（野田増男君）

日程第9、議案第28号 平成30年度美浜町土地取得特別会計予算から議案第30号 平成30年度美浜町水道事業会計予算まで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

それでは、御報告を申し上げます。

ただいま議題となりました議案第28号 平成30年度美浜町土地取得特別会計予算から議案第30号 平成30年度美浜町水道事業会計予算まで3議案については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で、次のような質疑がありましたので、御報告申し上げます。

議案第29号 平成30年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算において、整備方針検討業務委託及び処理施設更新工事实施設計業務委託の内容はとの質疑があり、整備方針検討業務委託は、処理場の処理施設・管路施設の劣化状況を把握するための機能診断業務委託と、その診断結果を受け施設の劣化進行を予測し機能保全対策を検討し処理コストの算定を行う最適整備コスト算定業務委託を発注するものであるとの答弁がありました。また、一般会計からの繰り入れがなければ運営していけないのか、今後も繰り入れが続くのかとの質疑があり、事業費と使用料収入を比較すると3,400万円不足しており一般会計からの繰り入れがなければ成り立たない。今後については、整備方針検討業務委託の中で他の処理方法への見直しも含め検討していくとの答弁がありました。

なお、他の議案については、質疑はありませんでした。また、3議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第28号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第28号 平成30年度美浜町土地取得特別会計予算を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第29号 平成30年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第30号 平成30年度美浜町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩とします。

〔午前11時00分 休憩〕

〔午前11時01分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。町長から、報告第1号 専決処分事項の報告についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、報告第1号 専決処分事項の報告についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第2 報告第1号 専決処分事項の報告について

○議長（野田増男君）

追加日程第2、報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、休憩に引き続きまして、私から追加上程をさせていただきます。

今回の追加上程になりますのは、報告第1号 専決処分事項の報告についてでございます。

早速、提案理由を御説明いたします。

報告第1号 専決処分事項の報告についてでございますが、去る1月29日月曜日、午前11時15分ごろ、美浜町大字古布字九条18-3地先の県道内海美浜線におきまして、本町所有の火の見やぐらに干してありました消防ホースが風にあおられ、走行中の自動車を破損するという事故が発生いたしました。この事故に関しまして、双方で話し合いを行った結果、示談が成立し、損害賠償金として修理費用の全額22万2,582円を町が支払うことで協議が調いました。

よって、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額及び和解について3月15日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に御報告を申し上げます。

なお、損害賠償金につきましては、本町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険から支払われ、本町の直接の負担はございませんので、あわせて御報告をいたします。

以上でございます。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第10 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（野田増男君）

日程第10、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各委員会委員長より議会閉会中の継続調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付しました。

お諮りします。各委員会委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

閉会に当たり、町長より御挨拶をお願いします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

平成30年第1回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回、今定例会に御提案いたしました同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを初めといたしまして35件、いずれにつきましても慎重審議の上、全議案を御承認いただきましたことに対し、まずもって厚くお礼申し上げます。

さて、暦の上では昨日春分を迎えました。春の訪れを肌で感じ、気持ちも一段と晴れやかになる季節となりました。間もなく始まる新年度においても、よりよいまちをつくりたい、美浜町をもっと暮らしやすいまちにしたい、町民の喜んでいただけるまちにしていきたい、また若い方たちが集うまちにしていきたいという思いを告げられるよう、新たな気持ちで日々精励してまいりたいと考えております。

議員の皆様方には、それぞれの場面において御理解、御協力を多く願うこともあろうかと思いますが、御高配くださいますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

ありがとうございました。

これにて平成30年第1回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

〔午前11時08分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年3月22日

美浜町議会

議長 野 田 増 男

議員 山 本 辰 見

議員 丸 田 博 雅